創設四十周年記念誌

一般財団法人 神奈川県立高等学校安全振興会

創設４０周年を迎えて

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
理事長　松下　孝

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会は昭和56年に前身の財団法人神奈川県立高等学校安全振興会が設立して以来、会員の皆様、県教育委員会、県立高等学校PTA連合会、県立学校長会のご理解とご支援に支えられて今日に至りました。公益法人改革や「PTA・青少年教育団体共済法」の成立に伴い、平成25年12月２日より財団法人から一般財団法人に移行しました。この間、本会設立の趣旨である「学校安全の普及充実・学校管理下における事故の救済・育英奨学の推進」に基づいた諸事業を一貫して行ってまいりました。ここに創設40周年を迎えられましたことは、私達関係者一同この上ない喜びであります。

さて、40周年の節目の年を迎えながら誠に残念ですが、新型コロナウイルス感染防止のため記念式典は自粛し、記念誌の発行と本会に功労があった方々への記念品贈呈のみとさせていただきました。ご理解のほど宜しくお願いいたします。

学校安全の普及充実事業は、生徒の安全と健全な育成を目的とし、作文コンクールやポスターコンクールを実施すると共に、県立高等学校PTA連合会、県立学校長会、県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟の各種事業に様々な支援を行なっています。また、令和２年度には、学校の安全対策への緊急支援として県教育委員会を通じて、熱中症アラームを全県立高等学校と中等教育学校に配備しました。

見舞金給付事業は本会の中心となる事業であり、財団創設以来、その内容の充実を図ってきました。災害が起きることは望ましいことではありませんが、40年間の給付総額は約31億４千万円となりました。

修学奨励事業については、創設以来4,079名の生徒に修学奨励金を給付し、勉学に役立てていただいています。随時、社会情勢の変化や県立高等学校PTA連合会、県立学校長会からご意見をいただきながら、対象者の基準等の見直しを行っております。令和３年度からは、他の給付型奨学金との併給も可能としました。

今後とも、生徒・保護者そして学校にとってよりよい事業が展開できるよう、役員・職員一同、更なる努力をしてまいる所存です。

最後になりますが、一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会に対しまして、引き続き深いご理解と温かなご支援を賜りますようお願い申し上げます。

40周年を祝って

神奈川県教育委員会
教育長　桐谷　次郎

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会が、このたび創設40周年を迎えられましたことを、心よりお喜び申し上げます。

これまでの貴法人による学校管理下における事故の救済や交通安全運動に対する補助、修学奨励金の給付などによりまして、県立高等学校等における教育の振興と安全の普及充実に多大なるご貢献をいただきましたことに、深く御礼申し上げます。

また、令和２年には、貴法人よりご寄贈いただいたことにより、全県立高等学校及び中等教育学校へ熱中症指数計を配備することができました。新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」においては、マスク着用による熱中症のリスクが高まるおそれがあることから、授業中・部活動中はもとより学校行事等においても、生徒の安全を確保するため熱中症予防対策がより一層重要となっています。熱中症指数計を活用することで、一段と適切な対応が可能となったことに改めて感謝申し上げます。

生徒が安心して学校生活を送るために、県教育委員会としても安全教育の推進や施設面の安全確保に努めているところです。

その中で、不幸にも学校管理下での災害が生じた場合の見舞金給付事業は、保護者の精神的・経済的な支えとして、教育を円滑に進めていく上でも心強い限りです。また、貴法人の作文・ポスターコンクール事業をはじめとする安全普及関係事業は、生徒の安全意識の高揚において多大な力となっております。

県教育委員会といたしましては、今後とも安全な学校環境の確保に努めるとともに、学校安全教育を積極的に推進してまいりますので、貴法人におかれましても、県立高等学校等における学校安全のさらなる充実に向けまして、お力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

40周年に寄せて

神奈川県立高等学校PTA連合会
会　長　　米山　賢

このたび創設40周年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。

これまでの40年間で、世紀も元号も変わり、社会情勢や高校生を取り巻く環境は大きく変化してきました。しかし、「学校安全の普及充実」「生徒の災害に対する見舞金等の給付」「生徒の修学奨励」を柱とする安全振興会の事業によって、生徒・保護者にとって安全で安心な学校生活を支え続けていただいております。その間、難しい局面も多数あったと思いますが、役職員のみなさまの英知と行動力で積極的かつ弾力的に対応され、解決されてきたと認識しております。

さて、安全振興会には日頃より高P連の活動に対して、さまざまな形でのご支援、ご協力をいただいておりますこと、深く感謝申し上げます。中でも、県下10地区で開催される交通安全大会に対し、毎年心強いご支援をいただき、誠にありがとうございます。高校生が主体となって、地区によってはPTAと連携しながら、交通安全の意識を啓発できる大変有意義な機会となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により大会を開催することはできませんでしたが、オンラインによる高校生との意見交換の機会を企画・実施され、みなさまが、コロナ禍においても安全振興会の事業がしっかりと継続されていることを実感されたことと思います。

生徒の学校生活や交通安全をめぐっては、令和となった現在においても新たな問題が顕在化し、その内容もより一層複雑になってきており、安全振興会の事業がますます重要なものになることはあらためて申し上げるまでもありません。そのため、各校においては学校、PTA、地域が、県においては安全振興会、県教育委員会、高P連がより一層の連携を図ることが不可欠です。推進にあたっては、40年に及ぶ安全振興会の実績と経験を活かしつつ、「生徒の安全で安心な学校生活」のために取り組んで行きたいと考えております。

最後に、安全振興会のさらなる充実と益々のご発展を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

40周年を迎えて
～感謝の思い～

神奈川県立学校長会
会　長　　井 坂　秀 一
（神奈川県立柏陽高等学校長）

「神奈川県立高等学校安全振興会」の創設40周年を祝し、心からお慶び申し上げます。

安全振興会は、昭和56年１月に神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会事業としての「災害共済会」から「財団法人」として設立され、その後、「一般財団法人」となり、この度、めでたく40周年を迎えられました。

財団法人の設立趣意書を拝見すると、「神奈川県立高等学校の学校安全の振興をめざして、広く調査研究を行いその普及充実を図るとともに、生徒の学校管理下における事故の救済を図り、及び生徒の育英奨学を推進することにより……」とあります。

私たち校長は、日々の教育活動を展開している中にあって、安全振興会の存在を大変心強い後ろ楯とさせていただいております。安全振興会におかれましては、上述させていただいた安全振興会設立当時、発起人の皆々様の掲げた「学校安全の振興」「学校管理下における事故の救済」等の実現に向け、これまでの理事長、常務理事や理事等の役員、事務局の皆さま方のご尽力に深く敬意を表する次第であります。あらためて、学校に対して多大なご支援をいただいていることについて、すべての校長を代表して篤く御礼を申し上げます。

さて、安全振興会におかれましては、現在、学校安全の普及充実、生徒の災害に対する見舞金等の給付、生徒の修学奨励等の事業等に取り組まれており、いずれも、学校、生徒を支えていただくものとなっています。学校安全の普及充実としては、長きにわたって、我々県立学校長会の交通安全に係る取組みに対する補助金をいただいております。また、何といっても、授業、部活動、学校行事等において、万が一発生した生徒の事故への見舞金等の給付は教育活動の大きな支えとなっております。そして、修学奨励として、加盟全校の生徒を対象とした給付金をいただいております。

そのほか様々な事業を含め、安全振興会の事業は、学校、生徒、家庭にとっては、今日、不可欠なものとなっています。今後とも、県立学校長会との密接な連携をお願いするとともに、安全振興会のますますのご発展を祈念して、お祝いの言葉とさせていただきます。

目　次

挨拶と祝辞

挨拶　創設 40 周年を迎えて　一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会理事長　松下　孝…1
祝辞　40 周年を祝って　神奈川県教育委員会　教育長　桐谷　次郎…2
祝辞　40 周年に寄せて　神奈川県立高等学校 PTA 連合会 会長　米山　賢…3
祝辞　40 周年を迎えて ～感謝の思い～　神奈川県立学校長会　会長　井坂　秀一…4

第１章　40 年のあゆみ

１．一般財団法人までの経緯…6
２．30 周年から 40 周年まで…7
３．財団創設 30 周年以降の各年度の概略…8
４．年譜…42

第２章　学校安全の普及充実事業

１．作文コンクール…54
２．安全振興会ポスターコンクール…55
３．交通安全運動を支援…56
４．その他の安全普及充実事業…60

第３章　見舞金等給付事業

１．見舞金等給付事業…62

第４章　修学奨励事業

１．修学奨励事業…66

第５章　財務関係の諸統計

１．会員数の推移…67
２．収入と支出…68
３．正味財産の推移…72

第６章　設立趣意書及び諸規則

１．設立趣意書…73
２．定款…74
３．運営規則…82
４．運営規則の運用について…86
５．共済規程…87
６．共済規程の運用について…92
７．義歯見舞金審査委員会に関する規程…95
８．修学奨励金給付基準…96

第７章　歴代役員等一覧（平成 22 年度~令和 3 年度）…99

第８章　資料

安全振興会会報　第 55 号～第 77 号…105
ポスター　平成 22 年度～令和 3 年度…138
「ご案内」表紙写真　平成 23 年度～令和 3 年度…144

第1章　40年のあゆみ

1．一般財団法人までの経緯

1 神奈川県立高等学校災害共済会
昭和52～55年（1977～1980）

昭和48年､全国高等学校PTA連合会大会において、当時の学校管理下の事故に対する日本学校安全会(現在の独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下 スポーツ振興センター))が行う見舞金の給付は､社会通念上必ずしも十分とは言えないため、別途の救済措置が必要ではないかとの問題が提起された。

昭和51年10月､県立高等学校PTA連合会(以下 高Ｐ連)と県立高等学校長会(以下 校長会)との協議で安全互助会設立についての基本的合意が成立。昭和52年6月、高Ｐ連定期総会において、「神奈川県立高等学校災害共済会」の設立が可決した。

「県立高等学校の管理下における生徒の廃疾又死亡事故などの重大事故に関して必要な給付を行い、もって学校教育活動の円滑な実施に資すること」(「神奈川県立高等学校災害共済会会則」第3条)を目的とし､事業は(１)廃疾見舞金の給付､(２)死亡弔慰金の給付､その他特別な給付(同第6条)。

加入校は74校からスタートし、会員数は昭和55年度末には125,554名（全日制124,446名、定時制1,108名）に達した。

2 財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
昭和56年～平成25年（1981～2013）

昭和55年6月､高Ｐ連総会において運営基盤の安全強化と責任体制の明確化を目的とした法人化の具体的検討を可決。高Ｐ連から19名、校長会から14名の発起人会が発足した。

昭和56年4月1日、県教育委員会より「財団法人神奈川県立高等学校安全振興会」設立許可。民法第34条に基づく公益法人であり、災害共済会に属した権利義務の一切を継承した。法人の資産は前身の神奈川県立高等学校災害共済会からの寄附をもとに構成された｡基本財産1億円､運用財産2,507万余円。

加入校数は平成7年に178校（全日制166校、定時制12校)、会員数は平成元年に220,733名と最大値を記録した。

3 一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
平成25年（2013）12月～

公益法人制度改革により、旧民法第34条の規定に基づく財団法人である本会は、平成20年12月１日に自動的に特例民法法人に移行した。その後５年以内に、公益財団法人又は一般財団法人への移行を選択する必要があったため、平成23年度に公益財団法人を目指すことを決定し、法人移行準備員会を設置｡平成24年７月に認定申請を行ったが、平成25年４月に県公益認定等審議会の不認定処分を受け、同12月に一般財団法人へと移行した。

また、保険業法の改正に伴い、本会の見舞金給付事業は新しい法人では行うことができないため、県教育委員会より平成24年度※『PTA・青少年教育団体共済法』に基づく共済事業の認可を受け、平成25年度より実施されている。

実施事業については、従来の事業を検証しながら継承しており、見舞金給付等の共済事業、高Ｐ連・校長会・神奈川県高等学校体育連盟(以下 高体連)・神奈川県高等学校文化連盟(以下 高文連)等への助成を中心とした学校安全普及充実事業、そして修学奨励金給付事業を柱に展開している。

令和2年度は加入校158校（全日制135校、定時制20校、通信制1校、中等教育学校2校)。

会員数は121,043名（全日制112,956名、定時制3,557名､通信制2,644名､中等教育学校1,886名)。少子化により生徒数の減少に歯止めがかからない。反面、見舞金給付額が高止まりしている。

令和3年(2021)､財団創設から40周年を迎えた。次の10年を更に充実できるよう努めていきたい。

※PTA・青少年教育団体共済法

平成18年4月から施行された改正保険業法により､これまでPTA等が実施してきた共済事業の継続実施が困難になったことを踏まえて、新たな制度共済の仕組みを設ける立法措置がなされた。本法の施行により、青少年の健全な育成等に資するため､PTA及び青少年教育団体が､その主催する活動等における青少年等の災害について、共済事業を行うことが可能となった。

2. 30 周年から 40 周年まで

1　事業の充実と諸規則の整備

財団創設以来、時代のニーズに応えるよう事業展開の充実を図り、それを支える諸規則について常に検証･検討を行い改正してきた。

○見舞金給付事業をより手厚く、きめ細やかなものにすることを目的に、「運営規則」等の改正が繰り返された。特に平成31年4月1日以降の災害での窓口負担無しの場合の改善を行った。

○会員数の減少に伴う会費の減少と、見舞金給付額の高止まりによる収支の健全化のため、平成31年4月1日以降の災害について給付率を改正した。

○修学奨励事業の充実を図るため､「運営規則」「修学奨励金給与基準」等を改正した。特に令和3年度より他の奨学金との併給も可能とした。

○種々の申請・給付手続きについて、会員本人と学校の事務取扱いをより効率的に行なうために「運営規則」「修学奨励金給与基準」等を改正した。

○スポーツ振興センターの見舞金増設に伴い、本会でも対応できるよう共済規程など関連法規の改正の伴う諸規則の改正が行なわれた。

○学校安全普及充実事業では、年々課題になっている熱中症対策として、令和2年3月「黒球式熱中症指数計（ＷＢＧＴ計）」を県教育委員会に寄贈した。全県立高校と中等教育学校に配付された。

熱中症の防止へ
県教委に指数計

高校生の熱中症を防ごうと、県立高等学校安全振興会はこのほど、県教委に「黒球式熱中症指数計」141台を寄贈した。対象は全県立高校と中等教育学校。

指数計は、国の予防指針などに基づき、熱中症の危険度を分類。危険度に合わせて異なる警告アラームが鳴るほか、暑さ指数の表示で危険を知らせる。

27日には感謝状贈呈式も行われ、桐谷次郎教育長から同会の勝又修理事長に手渡された＝写真。桐谷教育長は「指数計を活用することで、一段と適切な対応ができると感じている。生徒の安心、安全を第一に考えて今後も対応していく」と謝辞を述べた。

令和２年３月 31 日神奈川新聞に掲載

「４＋１ない運動」から「かながわ新運動」、そして「スタートかながわ」と時代や状況に合わせて神奈川県教育委員会や高Ｐ連、校長会、神奈川県立高等学校交通安全教育推進協議会等が中心となって、高校生の交通事故の撲滅に取り組んできた。本会は当初から一貫して高Ｐ連と校長会に補助金を交付し、強力にバックアップしている。

平成29年度からほとんどの地区で、高Ｐ連の大会が校長会の主催していた交通安全高校生大会に統合される形で、神奈川県立高等学校交通安全教育推進協議会主催の交通安全大会となり開催されている。これらの大会には理事長･常務理事等が出席し、振興会の役割を説明すると共に、生命尊重と安全意識の啓発を図ってきた。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、相模原地区がオンラインを採り入れたハイブリッド形式で開催したが、他の地区は研究集録等を作成配付し情報を共有した。

本会の最も重要な事業のひとつとなっているが、一日も早く生徒が交通事故に遭わないような、起こさないような社会の実現を願わずにはいられない。

3　全国の安全互助会と連携

本会の呼びかけで発足した『全国高等学校等安全互助会連絡協議会』を通して全国の安全振興会や安全互助会と連携をとり、毎年有効な情報交換を行っている。令和2年度の全国高等学校等連絡協議会総会及び研究大会は新型コロナウイルス感染症蔓延のため人数を絞って山梨県甲府市で開催された。さらに、令和3年度は新潟県で予定されていたが書面審査となり、後日事務局のある埼玉県大宮市で全国事務局長会議が開催された。

創設30周年の平成22年度から令和3年度までの概略を次ページ以降に掲載した。

3. 財団創設 30 周年以降の各年度の概略

平成22年度（2010年度）

役員の補充改選　〈◎印新任〉

理事　諸星照美(理事長)、疋田武夫、蔦澤元晴、團野勝美(以上、常務理事)、原嶋繁、◎田代幸、鈴木彰、諏訪部泰樹、◎小野力、相馬孝雄、渋谷忠宏、八木猛、堀英雄

監事　阿部枝里、◎岡崎珠苗、冠孝昭

〔退任〕(理事) 岸千明、中岡正廣、小泉いづみ、海北仁

(監事) 王尾冨美子

交通安全運動新たな展開

これまで高校生を中心に進められてきた「かながわ新運動」の理念を基に、生涯にわたる交通安全運動として、平成 22 年度から、「スタートかながわ」として小・中・高校一貫した交通安全運動が展開されることになった。

授業料不徴収による諸規定変更

授業料を不徴収によりこれまで授業料全額免除者を対象に実施してきた修学奨励事業と賛助会費減額措置は一旦休止し、対応を検討。高Ｐ連、校長会から事業継続の要望を受け、「運営規則」及び「修学奨励金給付基準」を改正するとともに、新たに「賛助会費減額申請資格基準」を制定し、年度当初にさかのぼって実施した。

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法成立

改正保険業法に対する全国高等学校安全互助会連絡協議会の 5 年にわたる取り組みの結果、「PTA・青少年教育団体共済法」が成立し、平成 22 年 6 月 2 日に公布された。

財団創設 30 周年記念事業

1　**記念式典の挙行**　平成 22 年 10 月 20 日ローズホテルにおいて、神奈川県教育長以下県立高等学校ＰＴＡ連合会・県立高等学校長会・本会旧役員など 280 名の出席のもとに財団創設 30 周年記念式典を挙行。

2　**記念誌の発行**　『創設三十周年記念誌』を発行し、県立学校及び関係教育機関に送付。

諸事業

1．**会報の発行**　9 月に第 55 号を 125,000 部発行、2 月に第 56 号を 128,200 部発行。

2．**「安全振興会のご案内」(平成 23 年度版) の発行**　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品（写真部門　県立横須賀高校ＰＴＡ広報紙）を使用。1 月に 144,000 部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場において PR 用にも使用。

3．**作文コンクール**　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数 17 校 549 編。最優秀賞 2 編、優秀賞 5 編、佳作 27 編。最優秀賞の県立中央農業高校菅井昭雄、同校八木由紀の作品を『安全振興会のご案内』(平成 23 年度版)に掲載。

4．**ポスターコンクール**　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数 12 校 123 点。最優秀横須賀総合高校太田亮の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、神奈川総合高校中野太超の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

5．**補助事業**　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。
(1) 高Ｐ連地区 PTA 交通安全大会
(2) 校長会交通安全運動
(3) 高文連が主催する諸行事
(4) 高体連安全対策事業
(5) 高Ｐ連健全育成大会

6．**協賛事業**　学校、家庭及び地域における生徒の安全教育と健康管理の充実を図るため、高Ｐ連の各種事業に協賛した。
(1) 会長研修会
(2) 第 48 回高Ｐ連県大会
(3) 11 地区 PTA 協議会研修大会
(4) 第 34 回広報紙コンクール
(5) 第 56 回関東地区高等学校 PTA 連合会大会神奈川大会

7．**委託事業**　神奈川県高等学校交通安全教育研究会に「効果的な交通安全教育の指導方法の研究」を、高Ｐ連に「県高Ｐ連・校長会生徒指導委員会共同研究（生徒用啓発資料作成）」を委託。

8．**見舞金の給付**　死亡見舞金 1 件、障害見舞金 4 件、負傷等見舞金 1,750 件、義歯見舞金 36 件、供花料 17 件。合計 1,808 件に 9,262 万余円を給付。

9．**修学奨励事業**　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各 1 名計 163 名。新基準に

より募集。月額6,000円を給付。

１０．賛助会費減額　3,175名

諸会議の記録

◆理事会

第1回　平成22年6月28日（月）

【報告事項】

1　作文コンクール選考委員の委嘱について
2　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法成立について
3　事務局職員の人事について
4　その他の報告について
(1) 平成22年度収支予算書及び事業計画書の教育長への提出について
(2) 平成22年度事業説明会について
(3)『安全振興会の手引き』(平成22年度版)の発行について
(4) 平成22年度補助金･協賛金･委託金の執行について
(5) 平成22年度ポスターコンクール、作文コンクールについて

【協議事項】

1　平成21年度事業報告案の件
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業（賛助会費減額）
(5) 諸会議の記録
2　平成21年度決算報告案の件
3　理事及び監事の補充改選の件
4　評議員の補充改選の件
5　審査委員の補充改選の件
6　平成22年度修学奨励生募集の件
7　平成22年度賛助会費減額措置の件
8　財団創設30周年記念事業実行委員会設置の件

第2回　平成22年9月27日（月）

【報告事項】

1　加入及び見舞金給付状況について
2　平成22年度ポスターコンクールについて
3　平成22年度作文コンクールについて
4　財団創設三十周年記念事業について
5　その他の報告について
(1) 平成21年度事業報告書の教育長への提出について
(2) 作文コンクール最優秀集作品集』の発行について

【協議事項】

1　平成22年度修学奨励生採用の件
2　法人「在り方」検討委員会拡充の件

第3回　平成22年12月15日（月）

【報告事項】

1　加入及び見舞金給付状況について
2　平成22年度中間会計監査について
3　作文コンクール選考結果について
4　公認会計士への業務依頼について
5　財団創設30周年記念事業について
6　その他の報告について
(1)『安全振興会報第55号』の発行について
(2) 修学奨励生採用について
(3)『平成23年度版安全振興会のご案内』の発行について

【協議事項】

1　平成23年度賛助会費の件
2　平成23年度補助金･協賛金･委託金申請の件
3　新法人の態様の件

第4回　平23年3月18日（金）

【報告事項】

1　加入及び見舞金給付状況について
2　公認会計士との契約締結について
3　財団創設30周年記念事業について
4　事務局長の人事について
5　その他の報告について
(1)『安全振興会のご案内』(平成23年度版)の発行について
(2)『安全振興会報』第56号の発行について

【協議事項】

1　校長会交通安全運動補助金の件
2　平成23年度補助金・協賛金・委託金の件
3　平成23年度事業計画案の件
4　平成23年度予算案の件
5　「運営規則」､「運営規則の運用について」一部改正の件
6　平成23年度役員推薦委員会設置の件
7　新法人移行の件

◆評議員会

第1回　平成22年6月28日（月）

【報告事項】

1　作文コンクール選考委員の委嘱について
2　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法成立について
3　事務局職員の人事について
4　その他の報告について
(1) 平成22年度収支予算書及び事業計画書の教育長への提出について
(2) 平成22年度事業説明会について
(3)『安全振興会の手引き』(平成22年度版)の発行について
(4) 平成22年度補助金･協賛金･委託金の執行について
(5) 平成22年度ポスターコンクール、作文コンクールについて

【諮問事項】

1　平成21年度事業報告案の件
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業
(5) 諸会議の記録

2　平成 21 年度決算報告案の件
3　理事及び監事の補充改選の件
4　平成 22 年度修学奨励生募集の件
5　平成 22 年度賛助会費減額措置の件
6　財団創設 30 周年記念事業実行委員会設置の件

第 2 回　平成 23 年 3 月 18 日（金）

【報告事項】
1　理事･監事及び評議員等の選任について
2　公認会計士との契約締結について
3　財団創設 30 周年記念事業について
4　事務局長の人事について
5　加入及び見舞金給付状況について
6　平成 23 年度賛助会費について
7　平成 22 年度修学奨励生採用について
8　平成 22 年度ポスターコンクールについて
9　平成 22 年度作文コンクールについて
10　その他の報告について
(1) 平成 21 年度事業報告書の教育長への提出について
(2) 本会の刊行物について

【諮問事項】
1　校長会交通安全運動補助金の件
2　平成 23 年度補助金・協賛金・委託金の件
3　平成 23 年度事業計画案の件
4　平成 23 年度予算案の件
5　「運営規則」､「運営規則の運用について」一部改正の件
6　平成 23 年度役員推薦委員会設置の件
7　新法人移行の件

◆審査委員会

第 1 回　平成 22 年 9 月 27 日（月）
1　平成 22 年度修学奨励生選考

◆監査

第 1 回　平成 22 年 5 月 31 日（月）
1　平成 21 年度事業報告
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金の給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業（賛助会費減額）
2　平成 21 年度決算報告
3　期末会計監査

第 2 回　平成 22 年 11 月 29 日（月）
1　平成 22 年度収支中間決算報告
2　中間会計監査

◆作文コンクール選考委員会

第 1 回　平成 22 年 6 月 2 日（水）
1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　平成 22 年度募集要項について
5　平成 22 年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　その他

第 2 回　平成 22 年 11 月 11 日（木）
1　第一次選考

第 3 回　平成 22 年 11 月 22 日（月）
1　第二次選考

第 4 回　平成 22 年 11 月 29 日（月）
1　最終選考

◆常務理事会

第 1 回　平成 22 年　4 月 16 日（金）
第 2 回　平成 22 年　4 月 26 日（月）
第 3 回　平成 22 年　5 月 31 日（月）
第 4 回　平成 22 年　6 月 17 日（木）
第 5 回　平成 22 年　7 月　1 日（木）
第 6 回　平成 22 年　8 月 10 日（月）
第 7 回　平成 22 年　8 月 24 日（火）
第 8 回　平成 22 年　8 月 31 日（火）
第 9 回　平成 22 年　9 月 22 日（水）
第 10 回 平成 22 年　10 月　7 日（木）
第 11 回 平成 22 年　10 月 14 日（水）
第 12 回 平成 22 年　11 月 17 日（水）
第 13 回 平成 22 年　11 月 29 日（月）
第 14 回 平成 22 年　12 月 10 日（金）
第 15 回 平成 22 年　12 月 15 日（水）
第 16 回 平成 23 年　2 月　3 日（木）
第 17 回 平成 23 年　2 月 23 日（水）
第 18 回 平成 23 年　3 月 11 日（金）

◆財団創設 30 周年記念事業準備委員会

第 5 回　平成 22 年　6 月 17 日（木）
第 6 回　平成 22 年　7 月　1 日（木）
第 7 回　平成 22 年　8 月 10 日（火）
第 8 回　平成 22 年　8 月 31 日（火）
第 9 回　平成 22 年　9 月　9 日（木）
第 10 回 平成 22 年　9 月 22 日（水）
第 11 回 平成 22 年　10 月 14 日（水）

◆財団創設 30 周年記念事業実行委員会

第 1 回　平成 22 年　9 月 27 日（月）
第 2 回　平成 22 年　10 月 20 日（水）
第 3 回　平成 22 年　12 月 15 日（水）

◆財団法人神奈川県立高等学校安全振興会「在り方」検討委員会

第 3 回　平成 22 年　6 月　2 日（水）
第 4 回　平成 22 年　9 月　6 日（月）
第 5 回　平成 22 年　11 月 17 日（水）

◆財団法人神奈川県立高等学校安全振興会「在り方」検討委員会ワーキンググループ会議

第 1 回　平成 23 年　3 月　3 日（木）
第 2 回　平成 23 年　3 月 28 日（月）

平成23年度（2011年度）

役員の改選　第10代理事長に團野勝美

役員改選の年で、6月に理事・監事等の改選を行った。また3月には県教委の認可を受けた「最初の評議員選任方法」に基づき、最初の評議員選定委員会を設置。最初の評議員を選任。また、新たに策定した定款に従い役員の改選等を行った。

理事13名　團野勝美（理事長）、蔦澤元晴、堀英雄、相馬孝雄（以上、常務理事）、栁川秀史、赤松伸一、川井陽一、諏訪部泰樹、小野力、倉金榮、渡辺達夫、村田彰夫、佐々木悦子

監事　田代幸、小泉力也、石井京子

平成24年3月～

理事8名　團野勝美（理事長）、蔦澤元晴、堀英雄、相馬孝雄（以上、常務理事）、栁川秀史、川井陽一、倉金榮、佐々木悦子

事務局長人事

第8代事務局長に校長会元副会長の村田彰夫が就任。一身上の都合で退任し、第7代事務局長の早野通哲が第9代事務局長として再度就任。

「定款」を策定

ＰＴＡ等共済事業の認可を申請する際に必要となる共済規程について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」）上の評議員会の決議を経なければならない。一般法人法上の機関としての評議員会を設置するとともに、公益財団法人への移行を踏まえた修正を行うために、第4回理事会において「寄附行為」を変更し、「定款」として策定した。

〔主な変更点〕

① 準備金、共済規程に係る規定を新設。準備金は1億円。
② 評議員を一般法人法に基づくものと位置づけ、選・解任方法、任期、権限、評議員会の開催、決議等を定めた。これに合わせて、役員（理事・監事）の選・解任方法、職務、権限等を変更した。
③ 評議員の定数を30～40名から10～14名に減じた。これに合わせて、理事の定数を現行の13～15名から6～10名に減じた。

最初の評議員選任

県教委の認可を受けた「最初の評議員選任方法」に基づき、理事会で最初の評議員選定委員会を設置。最初の評議員を選任した。また、新定款に従い役員の改選等を行った

最初の評議員選定委員会　5名

平賀美奈子（現行寄附行為上の評議員）、小泉力也（監事）、早野通哲（本会職員）、今村修（外部委員、東海大教授）、小島勝（外部委員、（財）横浜市安全教育振興会事務局長）

最初の評議員　11名

木下紀美、清水泰成、赤松伸一、瀬戸茂、中野順子、田島幸子、渡辺達夫、荒木高司、疋田武夫、伊藤伸子、羽生晴男

（平成24年3月8日～）

公益財団法人を目指し、法人移行準備員会を設置

公益財団法人には一般財団法人に比べて厳しい制約があるが、①税制面での優遇、②公益性の高い事業を実施しているというイメージ等のプラス面もある。公益認定の要件の一つが「公益事業比率50%以上」。見舞金給付事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に資する」公益目的事業として認定されるか否かがポイントとなる。

平成22年度第3回理事会においては、国のこれまでの見解「共済は共益であり、公益ではない」を受け、一般財団法人とせざるをえないと判断したが、23年2月、国は「ＰＴＡ等が実施している共済事業は公益目的事業としての特徴も見出し得る」との見解を示した。本会は直ちにその内容を検討し、第4回理事会において、「公益財団法人移行の準備を進める」旨を決議した。また、法人移行準備委員会（高Ｐ連、校長会、県教委、弁護士、公認会計士を含む）を設置し、移行完了までの諸準備を行うこととした。

見舞金　時効３年に

見舞金の時効については、これまで「見舞金の請求をする権利は、その給付事由が生じた日から、２年間行わないときは、消滅する。」（運営規則第15条第3項）とされていたが、平成22年の保険法改正とを受け、第4回理事会（H23年3月18日）において「運営規則」と「運営規則の運用について」を改正し、「２年間」を「３年間」とした。これにより、負傷等見舞金はスポーツ振興センターの医療費給付額が１万５千円に達した日から３年以内までに請求することとなった。

大震災に義援金

神奈川新聞厚生文化事業団に東日本大震災義援金百万円を寄託した。また、本県に転入学した被災生徒に対しては、修学奨励金や会費減額で支援した。

諸事業

１．会報の発行　9月に第57号を130,000部発行、2月に第58号を126,700部発行。

２．「安全振興会のご案内」（平成24年度版）の

発行　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品（写真部門　県立茅ケ崎北陵高校ＰＴＡ広報紙）を使用。1 月に 147,000 部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場において PR 用にも使用。

３．作文コンクール　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数 24 校 984 編。最優秀賞 2 編、優秀賞 6 編、佳作 35 編。最優秀賞の県立中央農業高校三川浩正、県立多摩高校前之園和喜の作品を『安全振興会のご案内』(平成 24 年度版)に掲載。

４．ポスターコンクール　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数 10 校 134 点。最優秀賞 2 点、優秀賞 10 点、佳作 12 点。最優秀横須賀市立横須賀総合高校田辺瑠美の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、県立神奈川総合高校北爪萌子の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

５．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。
(1) 高Ｐ連地区 PTA 交通安全大会
(2) 校長会交通安全運動
(3) 高文連が主催する諸行事
(4) 高体連安全対策事業
(5) 高Ｐ連健全育成大会

６．協賛事業　学校、家庭及び地域における生徒の安全教育と健康管理の充実を図るため、高Ｐ連の各種事業に協賛した。
(1) 会長研修会
(2) 第 49 回高Ｐ連県大会
(3) 11 地区 PTA 協議会研修大会
(4) 第 35 回広報紙コンクール

７．委託事業　神奈川県高等学校交通安全教育研究会に「効果的な交通安全教育の指導方法の研究」を、高Ｐ連に「県高Ｐ連・校長会生徒指導委員会共同研究（高校生の健全育成のための生徒、保護者用啓発資料の作成)」を委託。

８．見舞金の給付　死亡見舞金 0 件、障害見舞金 3 件、負傷等見舞金 1,709 件、義歯見舞金 31 件、供花料 11 件。合計 1,754 件に 7,438 万余円を給付。

９．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各 1 名計 163 名。新基準により募集。月額 6,000 円を給付。

１０．賛助会費減額　3,021 名

諸会議の記録

◆理事会

第 1 回　平成 23 年 6 月 13 日（月）

【報告事項】
1　作文コンクール選考委員の委嘱について
2　事務局人事について
3　法人「在り方」検討委員会報告
4　その他の報告について
(1) 平成 23 年度収支予算書及び事業計画書の教育長への提出について
(2) 平成 23 年度事業説明会について
(3)『安全振興会の手引き』(平成 23 年度版)の発行について
(4) 平成 23 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(5) 平成23年度補助金･協賛金･委託金の執行について
(6) 東日本大震災義援金について

【協議事項】
1 平成 22 年度事業報告案の件
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金等の給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業
(5) 諸会議の記録
2 平成 22 年度決算報告案の件
3 理事及び監事選任の件
4 評議員選任の件

第 2 回　平成 23 年 7 月 11 日（月）

【協議事項】
1 理事長及び常務理事選任の件
2 審査委員選任の件
3 平成 23 年度年間事業予定案の件
4 平成 23 年度修学奨励生採用の件
5 法人移行準備委員会設置の件

【報告事項】
1 加入及び見舞金給付状況について
2 その他の報告について
(1)『平成 23 年度安全振興会事業概要』の発行について
(2) 平成22年度事業報告書の教育長への提出について
(3)『作文コンクール最優秀集作品集』の発行について

第 3 回　平成 23 年 11 月 10 日（木）

【報告事項】
1 平成 23 年度ポスターコンクール選考結果について
2 法人移行準備委員会報告

【協議事項】
1 最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可申請の件

第 4 回　平成 23 年 12 月 19 日（月）

【報告事項】
1 加入及び見舞金給付状況について
2 平成 23 年度中間会計監査について
3 平成 23 年度作文コンクール選考結果について
4 その他の報告について
(1)『安全振興会報第 57 号』の発行について
(2) 修学奨励生採用について
(3)『平成 24 年度安全振興会のご案内』の

発行について
【協議事項】
1 寄附行為変更の件
2 最初の評議員選定委員会設置の件
3 最初の評議員候補者の件
4 平成 24 年度賛助会費の件
5 平成 24 年度補助金･協賛金･委託金申請の件
6 定時制通信制教頭会調査研究委員会事業への補助金交付の件

第 5 回　平成 24 年 3 月 8 日（木）
【協議事項】
1 理事長選任の件
2 常務理事選任の件
【報告事項】
1 定款認可について
2 最初の評議員選定について
3 理事辞任について
4 その他の報告について
(1)『安全振興会のご案内』（平成 24 年度版）の発行について
(2)『安全振興会報第 58 号』の発行について

第 6 回　平成 24 年 3 月 22 日（木）
【報告事項】
1 加入及び見舞金給付状況について
2 事務局長及び事務局職員の人事について
3 その他の報告について
(1) 事務局パソコン及びプリンタのリース替えについて
【協議事項】
1 共済規程設定の件
2 共済認可申請の件
3 諸規則の改正の件
(1)「運営規則」(案)及び「運用規則の運用について」（案）
(2)「共済規程の運用について」（案）
(3)「会費減額申請資格基準」（案）
4 平成 24 年度補助金・委託金の件
5 平成 24 年度事業計画案の件
6 平成 24 年度予算案の件

◆評議員会

第 1 回　平成 23 年 6 月 13 日（月）
【報告事項】
1 作文コンクール選考委員の委嘱について
2 事務局人事について
3 法人「在り方」検討委員会報告
4 その他の報告について
(1) 平成 23 年度収支予算書及び事業計画書の教育長への提出について
(2) 平成 23 年度事業説明会について
(3)『安全振興会の手引き』（平成 23 年度版）の発行について
(4) 平成 23 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(5) 平成23年度補助金･協賛金・委託金の執行について
(6) 東日本大震災義援金について
【諮問事項】
1 平成 22 年度事業報告案の件
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金等の給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業
(5) 諸会議の記録
2 平成 22 年度決算報告案の件
3 理事及び監事選任の件

第 2 回　平成 23 年 8 月 23 日（火）
【報告事項】
1 理事、監事及び評議員等の選任について
2 平成 23 年度年間事業予定について
3 加入及び見舞金給付状況について
4 平成 23 年度修学奨励生採用について
5 その他の報告について
(1)『平成23年度安全振興会事業概要』の発行について
(2) 平成22年度事業報告書の教育長への提出について
(3)『作文コンクール最優秀集作品集』の発行について
(4) 本会の刊行物について
6 法人移行について

第 3 回　平成 23 年 11 月 10 日（木）
【報告事項】
1 平成23年度ポスターコンクール選考結果について
2 法人移行準備委員会報告
【諮問事項】
1 最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可申請の件

第 4 回　平成 23 年 12 月 19 日（月）
【報告事項】
1 加入及び見舞金給付状況について
2 平成 23 年度中間会計監査について
3 平成 23 年度作文コンクール選考結果について
4 その他の報告について
(1)『安全振興会報第 57 号』の発行について
(2) 修学奨励生採用について
(3)『平成 24 年度安全振興会のご案内』の発行について
【諮問事項】
1 寄附行為変更の件
2 最初の評議員選定委員会設置の件
3 平成 24 年度賛助会費の件
4 平成 24 年度補助金･協賛金･委託金申請の件
5 定時制通信制教頭会調査研究委員会事業への補助金交付の件

第5回　平成24年3月22日（木）
【報告事項】
1 定款認可について
2 最初の評議員の選定について
3 理事長・常務理事選任及び理事辞任について
4 事務局長及び事務局職員の人事について
5 加入及び見舞金給付状況について
6 平成24年度賛助会費について
7 平成24年度補助金･委託金について
8 平成24年度事業計画について
9 平成24年度予算について
10 その他の報告について
(1)「安全振興会のご案内」（平成24年度版）の発行について
(2)「安全振興会報」（第58号)の発行について
(3) 事務局パソコン及びプリンタのリース替えについて
【協議事項】
1 共済規程設定の件
2 共済認可申請の件
3 諸規則の改正の件
(1)「運営規則」(案)及び「運用規則の運用について」（案）
(2)「共済規程の運用について」（案）
(3)「会費減額申請資格基準」（案）

◆審査委員会
第1回　平成23年7月11日（月）
1 平成23年度修学奨励生選考
2 奨学生の今後の異動等の扱いについて

◆監査
第1回　平成23年5月23日（月）
1 平成22年度事業報告
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金等の給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業
(5) 諸会議の記録
2 平成22年度決算報告
3 期末会計監査
第2回　平成23年11月10日（木）
1 平成23年度収支中間決算報告
2 中間会計監査

◆作文コンクール選考委員会
第1回　平成23年5月25日（水）
1 選考委員に関する確認事項について
2 最優秀作品の扱いについて
3 最近の応募状況について
4 平成23年度募集要項について
5 平成23年度の選考方法について
6 選考の日程について
7 その他

第2回　平成23年11月11日（金）
1 第一次選考
第3回　平成23年11月22日（火）
1 第二次選考
第4回　平成23年11月28日（月）
1 最終選考

◆常務理事会
第1回　平成22年　4月16日（金）
第1回　平成23年　4月18日（月）
第2回　平成23年　4月25日（月）
第3回　平成23年　5月23日（月）
第4回　平成23年　6月　6日（月）
第5回　平成23年　7月　4日（月）
第6回　平成23年　7月11日（月）
第7回　平成23年　7月28日（木）
第8回　平成23年　8月　8日（月）
第9回　平成23年　8月23日（火）
第10回 平成23年　9月26日（月）
第11回 平成23年　9月29日（木）
第12回 平成23年 10月17日（月）
第13回 平成23年 10月20日（木）
第14回 平成23年 11月10日（木）
第15回 平成23年 12月　8日（木）
第16回 平成24年　1月19日（木）
第17回 平成24年　2月　3日（金）
第18回 平成24年　3月　8日（木）
第19回 平成24年　3月22日（木）

◆「在り方」検討委員会
第6回　平成23年　2月25日（金）
第7回　平成23年　4月25日（月）

◆「在り方」検討委員会ワーキンググループ会議
第3回　平成23年　5月　9日（月）

◆法人移行準備委員会
第1回　平成23年　7月28日（木）
第2回　平成23年　9月29日（木）
第3回　平成23年 10月20日（木）
第4回　平成23年 11月24日（木）
第5回　平成23年 12月15日（木）
第6回　平成24年　1月19日（木）
第7回　平成24年　2月　9日（木）
第8回　平成24年　3月　8日（木）

◆最初の評議員選定委員会
第1回　平成24年　2月　3日（金）

平成24年度(2012年度)

役員の補充改選　〈◎印新任〉

理事　團野勝美（理事長）、蔦澤元晴、堀英雄、相馬孝雄（以上、常務理事）、栁川秀史、◎小泉力也、倉金榮、◎早野通哲

監事　◎木下紀美、◎小野力、石井京子

〔退任〕（理事）川井陽一、佐々木悦子
（監事）田代幸、小泉力也

評議員の増員　広く意見聴取を図りたい、また構成の均衡を図りたい目的で評議員を1名増員した。

事務局長人事

第10代事務局長に元校長の横山恵子が就任

審査委員会の撤廃

法人移行手続き上の必要から、平成24年度審査委員会の審査（修学奨励生）を理事会が代行した。以降、新しい諸規定により、修学奨励生審査及び特別見舞金の審査は理事会が行うこととなった。

評議員の増員

評議員増員により広く意見聴取を図りたい、また構成の均衡を図りたい目的で1名増員した。

見舞金 共済事業として継続が決定

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（以下「Ｐ法」）に基づく共済について、平成24年4月20日付をもって県教育委員会より認可。これにより、平成25年度より見舞金給付は、共済事業として継続実施できることとなった。「共済規程」による見舞金給付についての主な変更点の概略は次のとおり。

会費について

①共済掛金（純掛金・付加掛金）と一般会費を合わせたもの。額は現行どおり。

②会費の使途は次のとおり。

・純掛金→見舞金の支払い

・付加共済掛金→見舞金給付及びその管理費、安全普及啓発事業及びその管理費

・一般会費→修学奨励事業及び共済会計以外の管理費

共済契約の締結手続き及び共済掛金の収受について

（名称の変更）

・「共済加入者」＝神奈川県立の高等学校、特別支援学校の高等部及び中等教育学校（以下「高等学校等」という）に在籍する生徒(以下「生徒」という)の保護者。

・「共済契約者」＝高等学校等のＰＴＡの代表者。（ＰＴＡが組織されてない学校にあっては、当該学校の長。以下「ＰＴＡ会長等」という）

・「被共済者」＝生徒。

①加入案内（「安全振興会のご案内」）を全保護者に配付（1月）。

②前年度（平成24年度）中に、共済契約者は、加入予定者数をもって本会に加入を申請する。申請締切は、3月中旬の予定。

③前年度に申請があった生徒については、当該年度（平成25年度）当初から共済期間とする。

④当該年度（平成25年度）6月20日までに、共済契約者は、生徒名簿を添えて、会費を本会に振り込む。

共済加入者の異動と共済掛金の返還

①共済契約締結後に、共済契約者が、共済加入者の追加をするときは、加入異動届に、共済掛金（当該共済契約期間の終期までの月割計算した金額）と一般会費の合計額を添えて本会に提出する。

②共済契約締結後に共済加入者に退会があった場合は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金から手数料を差し引いた額を、共済契約者に返還する。ただし、返還額が１００円未満の場合は、返還しない（手数料は５００円）。また、一般会費については返還しない。

見舞金の支給制限

非常災害の扱い（第7条）、大型災害の扱いを含めて、（独）日本スポーツ振興センターの規定と同じとした。

見舞金の削減・分割・返還

資金に不足を生じた場合等、特別な場合に限り、見舞金の削減・分割をすることができることとした。

準備金等

ＰＴＡ等共済法に基づき、責任準備金、準備金、既発生未報告支払備金を積み立てる。

その他

①見舞金の種類、給付額、見舞金請求手続きは現行と同じ。

②修学奨励事業、会費減額措置は現行と同じ。

③助成金（補助金・委託金）は安全普及啓発を目的とした事業に交付。

個人情報保護規程の策定

業務運営に係る個人情報保護のための法令遵守行動基準（個人情報保護方針）を設定し、個人情報保護規程を策定した。

県立横浜修悠館高等学校の加入

単位制による通信制課程・普通科の県立横浜修悠館高等学校の本科生2,773名が本会に加入。通信制課程の本会入会は初めてである。

公益財団法人への移行認定申請

平成24年7月27日公益財団法人への移行認定

申請を県知事に提出した。

諸事業

1．会報の発行　9 月に第 59 号を 134,600 部発行、2 月に第 60 号を 131,600 部発行。

2．「安全振興会のご案内」（平成 25 年度版）**の発行**　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品（県立元石川高校ＰＴＡ広報紙）を使用。1 月に 152,000 部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場において PR 用にも使用。

3．作文コンクール　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数 25 校 748 編。最優秀賞 2 編、優秀賞 10 編、佳作 12 編。最優秀賞の県立中央農業高校三川浩正、県立相模原中央支援学校保田健太の作品を『安全振興会のご案内』（平成 25 年度版）に掲載。

4．ポスターコンクール　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数 10 校 130 点。最優秀賞 2 点、優秀賞 10 点、佳作 12 点。横須賀市立横須賀総合高校片山麗音の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、横浜隼人高校佐野未織の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

5．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。
(1) 高Ｐ連交通安全運動事業
(2) 交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究（校長会）
(3) 高文連安全対策事業
(4) 高体連安全対策事業
(5) 高Ｐ連安全啓発事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究（定通教頭会）

6．見舞金の給付　死亡見舞金 0 件、障害見舞金 9 件、負傷等見舞金 1,904 件、義歯見舞金 29 件、供花料 8 件。合計 1,950 件に 8,984 万余円を給付。

7．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各 1 名計 163 名。新基準により募集。月額 6,000 円を給付。

8．会費減額　3,109 名

諸会議の記録

◆理事会

第 1 回　平成 24 年 6 月 21 日（木）

【報告事項】
1　作文コンクール選考委員の委嘱について
2　共済事業認可について
3　平成 24 年度補助金･委託金の執行について
4　資産運用について
5　その他の報告について
(1) 平成 24 年度収支予算書及び事業計画書の教育長への提出について
(2) 平成 24 年度事業説明会について
(3)『安全振興会の手引き』（平成 24 年度版）の発行について
(4) 平成 24 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(5) 横浜修悠館高等学校の入会について

【協議事項】
1　平成 23 年度事業報告案の件
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金等の給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業
(5) 諸会議の記録
2　平成 23 年度決算報告案の件
3　定款変更の件
4　共済規程等諸規則施行日及び審査委員会の審査を理事会が代行する件
5　個人情報保護規定策定の件
6　役員等の報酬等及び費用に関する規定策定の件
7　公益財団法人認定申請の件
8　平成 24 年度事業予定案の件
9　評議員・理事・監事候補選任の件

第 2 回　平成 24 年 7 月 5 日（木）

【報告事項】
1　加入及び見舞金給付状況について
2　公益認定申請事前協議報告
3　事務局職員の人事について
4　その他の報告について
(1)『平成 24 年度安全振興会事業概要』の発行について
(2) 平成 23 年度事業報告書の教育長への提出について
(3)『作文コンクール最優秀集作品集』の発行について

【協議事項】
1　平成 24 年度修学奨励生採用の件

第 3 回　平成 24 年 8 月 31 日（金）

【報告事項】
1　全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会神奈川大会について
2　加入及び見舞金給付状況について
3　修学奨励生採用について

【協議事項】
1　個人情報保護方針について

第 4 回　平成 24 年 12 月 20 日（木）

【報告事項】
1　加入及び見舞金給付状況について
2　中間会計監査結果報告について
3　公益認定審議会への対応について
4　ポスターコンクール選考結果について
5　作文コンクール選考結果について
6　事務局職員の人事について
7　その他の報告について
(1)『安全振興会報第 59 号』の発行について
(2)『平成 25 年度安全振興会のご案内』の発行予定について

【協議事項】
1 平成 25 年度会費の件
2 委託事業変更の件
3 平成 25 年度補助金･委託金の件
4 修学奨励金給付基準一部改正の件
5 会費減額申請資格基準の改正の件
6 平成 25 年度支払請求書等諸様式の改正の件
7 ポスターコンクール実施形態の件
8 内部管理に係る担当者選任の件
9 神奈川総合高等学校後期選抜による入学生徒の共済加入の扱いの件

第 5 回　平成 25 年 2 月 5 日（火）
【協議事項】
1 公益法人移行認定申請取り下げの件

第 6 回　平成 25 年 3 月 21 日（木）
【報告事項】
1 公益財団法人移行認定申請経緯について
2 第 2 回全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会神奈川大会報告について
3 事務局職員の人事について
4 加入及び見舞金給付状況について
5 その他の報告について
(1)『平成 25 年度安全振興会のご案内』の発行について
(2)『安全振興会報第 60 号』の発行について
【協議事項】
1 平成 25 年度補助金・委託金の件
2 平成 25 年度事業計画（案）の件
3 過年度見舞金及び供花料の扱いの件
4 通信制に係る共済掛金算出の扱いの件
5 平成 25 年度予算案の件
6 旅費等に関する内規の件
7 加入者異動届様式改正の件

◆　評議員会

定時　平成 24 年 6 月 21 日（木）
【報告事項】
1 作文コンクール選考委員の委嘱について
2 共済事業認可について
3 平成 24 年度補助金・委託金の執行について
4 資産運用について
5 平成 24 年度年間事業予定について
6 その他の報告について
(1) 平成 24 年度収支予算書及び事業計画書の教育長への提出について
(2) 平成 24 年度事業説明会について
(3)『安全振興会の手引き』(平成 24 年度版)の発行について
(4) 平成 24 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(5) 横浜修悠館高等学校の入会について
【協議事項】
1 平成 23 年度事業報告案の件
2 平成 23 年度決算報告案の件
3 定款変更の件
4 共済規程等諸規則施行日及び審査委員会の審査を理事会が代行する件
5 個人情報保護規定策定の件
6 役員等の報酬等及び費用に関する規定策定の件
7 公益財団法人認定申請の件
8 評議員選任の件
9 理事及び監事選任の件

臨時　平成 25 年 3 月 21 日（木）
【報告事項】
1 公益財団法人移行認定申請経緯について
2 内部管理に係る担当者選任について
3 事務局職員の人事について
4 第 2 回全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会神奈川大会について
5 加入及び見舞金給付状況について
6 平成 24 年度修学奨励生採用について
7 平成 24 年度中間会計監査結果報告について
8 平成 25 年度会費について
9 諸規則の改正及び設定について
(1) 会費減額申請資格基準の改正
(2) 修学奨励金給付基準の一部改正
(3) 個人情報保護方針の設定
10 平成 25 年度補助金・委託金について
11 平成 25 年度事業計画について
12 過年度見舞金及び供花料の扱いについて
13 平成 25 年度予算について
14 ポスターコンクール・作文コンクール選考結果について
15 支払請求書等諸様式の改正について
16 その他の報告について
(1)『平成 24 年度安全振興会事業概要』の発行について
(2) 平成 23 年度事業報告書の教育長への提出について
(3)『作文コンクール最優秀作品集』の発行について
(4)『安全振興会報 59 号・60 号』の発行について
(5)『安全振興会のご案内(平成 25 年度版）』の発行について
【協議事項】
1 旅費等に関する内規の件
2 通信制に係る共済掛金算出の扱いの件

◆　監査

第 1 回　平成 24 年 5 月 24 日（木）
1 平成 23 年度事業報告
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金等の給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業
(5) 諸会議の記録
2 平成 23 年度決算報告
3 税理士による財務諸表調査報告書

4 期末会計監査
5 監事講評
第２回　平成 24 年 11 月 15 日（木）
1 中間決算報告
2 中間会計監査
3 監事講評

◆　作文コンクール選考委員会
第１回　平成 24 年 5 月 30 日（水）
1 選考委員に関する確認事項について
2 最優秀作品の扱いについて
3 最近の応募状況について
4 平成 24 年度募集要項について
5 平成 24 年度の選考方法について
6 選考の日程について
7 その他
第２回　平成 24 年 11 月 9 日（金）
1　第一次選考
第３回　平成 24 年 11 月 21 日（水）
1　第二次選考の１
第４回　平成 24 年 11 月 28 日（水）
1　第二次選考の２（最終選考）

◆　常務理事会
第１回　平成 24 年　4 月 16 日（月）
第２回　平成 24 年　4 月 26 日（木）
第３回　平成 24 年　5 月 17 日（木）
第４回　平成 24 年　5 月 24 日（木）
第５回　平成 24 年　6 月 10 日（日）
第６回　平成 24 年　6 月 14 日（木）
第７回　平成 24 年　6 月 21 日（木）
第８回　平成 24 年　7 月　5 日（木）
第９回　平成 24 年　8 月 31 日（金）
第 10 回 平成 24 年　9 月 18 日（火）
第 11 回 平成 24 年　11 月 15 日（木）
第 12 回 平成 24 年　12 月　6 日（木）
第 13 回 平成 24 年　12 月 20 日（木）
第 14 回 平成 25 年　2 月　5 日（火）
第 15 回 平成 25 年　3 月 11 日（月）
第 16 回 平成 25 年　3 月 21 日（木）

◆　法人移行準備委員会
第 9 回　平成 24 年　4 月 16 日（月）
第 10 回 平成 24 年　5 月 17 日（木）
第 11 回 平成 24 年　6 月 14 日（木）

平成２５年度（2013年度）

役員の改選　第 11 代理事長に相馬孝雄

理事　相馬孝雄(理事長)、堀英雄、小泉力也、倉金榮(以上、常務理事)、安達秀子、荒木高司、栁川秀史、早野通哲
監事　清水泰成、小野力、木下紀美

義歯見舞金申請方法等の変更

義歯見舞金申請における災害認定の明確化を図るため、義歯見舞金申請方法等を次のとおり変更した。
①平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した災害について、義歯見舞金申請の際、歯科医師が記入する「歯科補綴報告書」（様式 10 号別紙）を添付する。文書作成については神奈川県歯科医師会との取り決めにより無料として協力を願っているが、有料になる場合もある。また、同医師会に所属していない歯科医師の場合は有料となる。
②「運営規則」の改正に伴い、神奈川県歯科医師会医師及び本会常務理事より構成される義歯見舞金審査委員会が設置され、「歯科補綴報告書」により義歯見舞金給付の可否を審査する。
③「共済規程」「共済規程の運用について」を改正し、義歯見舞金支給要件の文章表現を明確化した。
義歯見舞金支給要件
学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない２本以下の歯科補綴。（共済規程）
「歯科補綴」とは、欠損補綴及び歯冠が３分の２以上欠け、歯冠修復をした場合をいう。（共済規程の運用について）

公益財団法人不認定について

国の公益法人制度改革の当初より公益財団法人認定を目指し、平成 24 年 7 月以来認定申請を行ってきたが、平成 25 年 4 月に県公益認定等審議会の「不認定相当」の答申を受け、不認定処分とされた。

一般財団法人へ移行

公益財団法人の不認定処分を受け、12 月に一般財団法人に移行し、名称を一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会とした。そのため、決算や事業報告は、財団法人は平成 25 年 4 月 1 日から 12 月 1 日、一般財団法人は 12 月 2 日から平成 26 年 3 月 31 の２つにわかれている。

諸事業

1．会報の発行　9 月に第 61 号を 135,400 部発行、2 月に第 62 号を 132,960 部発行。

2．「安全振興会のご案内」（平成 26 年度版）の発行　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品（写真部門　県立座間高等学校ＰＴＡ広報紙「ZAMAKO 第 111 号」）を使用。1 月に 157,000 部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場において PR 用にも使用。

3．作文コンクール　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数 18 校 721 編。最優秀賞 2 編、優秀賞 5 編、佳作 39 編。最優秀賞の県立川和高校の山田真友子、県立海洋科学高校の野口実沙子の作品を『安全振興会のご案内』（平成 26 年度版）に掲載。

4．ポスターコンクール　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数 10 校 130 点。最優秀賞 2 点、優秀賞 10 点、佳作 12 点。最優秀横浜隼人高校佐野未織の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、市立横須賀総合高校髙城玲那の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

5．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高Ｐ連交通安全運動事業
(2) 校長会交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(3) 高文連安全対策事業
(4) 高体連安全対策事業
(5) 高Ｐ連安全啓発事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究

6．見舞金の給付　死亡見舞金 1 件、障害見舞金 3 件、負傷等見舞金 2,060 件、義歯見舞金 29 件、供花料 16 件。合計 2,109 件に 1 億 476 万余円を給付。

7．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各 1 名計 164 名。新基準により募集。月額 6,000 円を給付。

8．会費減額　2770 名

諸会議の記録

◆評議員会

定時　平成 25 年 6 月 24 日(月)

【報告事項】

1　公益財団法人移行認定申請経緯について
2　作文コンクール選考委員の委嘱について
3　事務局職員の人事について
4　資産運用について
5　役員・評議員等の選出と任期に関する内規改正について
6　法人移行準備委員会改組について
7　平成 25 年度年間事業予定について
8　その他の報告について
(1) 平成 25 年度収支予算書及び事業計画書の教育長への提出について
(2) 共済事業開始届及び安全普及啓発活動等実施届の教育長への提出について
(3) 平成 25 年度事業説明会について
(4)『安全振興会の手引き』（平成 25 年度版）の発行について
(5) 平成 25 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(6) 平成 25 年度補助金・委託金の執行について
(7) 祝い金について

【協議事項】

1　一般財団法人認可申請に係る定款変更案の件
2　平成 24 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
3　平成 24 年度決算報告案の件
4　評議員選任の件
5　理事・監事選任の件
6　算出方法書修正と平成 26 年度共済掛金の件

一般財団法人

臨時　平成 26 年 2 月 24 日(月)

【報告事項】

1　理事長及び常務理事選定について
2　内部管理に係る担当者選任について
3　事務局職員の人事について
4　加入・減額及び見舞金給付状況について
5　平成 25 年度修学奨励生採用について
6　公益認定申請経緯について
7　一般財団法人移行に伴う諸規則の策定及び改廃について
8　法人移行に伴う平成 25 年度監査について
9　共済監査結果報告について
10　第 3 回全国高等学校安全互助会連絡協議会総会ならびに研究大会報告
11　行政課立入検査報告について
12　平成 26 年度補助金・委託金について
13　平成 26 年度事業計画について
14　平成 26 年度予算について
15　ポスターコンクール・作文コンクール選考結果について
16　義歯見舞金申請手続き変更について
17　その他の報告について
(1)『平成 25 年度安全振興会事業概要』の発行について
(2) 平成 24 年度事業報告書の教育長への提

出について
(3)『作文コンクール最優秀作品集』の発行について
(4)『安全振興会報第 61 号』の発行について
(5)『安全振興会のご案内(平成 26 年度版)』の発行について

【協議事項】
1　一般財団法人移行に伴う諸規則策定の件
2　公益財団法人定款案の件
3　財団法人神奈川県立高等学校安全振興会平成 25 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
4　財団法人神奈川県立高等学校安全振興会平成 25 年度決算報告案の件
5　算出方法書修正の件

◆理事会

第 1 回　平成 25 年 4 月 22 日(月)

【報告事項】
1　役員・評議員等の選出と任期に関する内規の改正について

【協議事項】
1　公益財団法人移行認定申請の件
2　評議員・理事・監事候補選任の件
3　法人移行準備委員会の改組の件

第 2 回　平成 25 年 6 月 24 日(月)

【報告事項】
1　公益財団法人移行認定申請経緯について
2　作文コンクール選考委員の委嘱について
3　事務局職員の人事について
4　資産運用について
5　その他の報告について
(1) 平成 25 年度収支予算書及び事業計画書の教育長への提出について
(2) 共済事業開始届及び安全普及啓発活動等実施届の教育長への提出について
(3) 平成 25 年度事業説明会について
(4)『安全振興会の手引き』(平成 25 年度版)の発行について
(5) 平成 25 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(6) 平成 25 年度補助金・委託金の執行について
(7) 祝い金について

【協議事項】
1　一般財団法人認可申請に係る定款変更案の件
2　平成 24 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
3　平成 24 年度決算報告案の件
4　平成 25 年度年間事業計画(案)の件
5　算出方法書修正と平成 26 年度共済掛金の件

第 3 回　平成 25 年 6 月 24 日(月)

【協議事項】
1　理事長選定の件
2　常務理事選定の件
3　内部管理に係る担当者選任の件

第 4 回　平成 25 年 7 月 8 日(月)

【報告事項】
1　加入及び見舞金給付状況について
2　平成 25 年度第 1 回法人移行準備委員会報告について
3　その他の報告について
(1)『平成 25 年度安全振興会事業概要』の発行について
(2) 平成 24 年度事業報告書の教育長への提出について
(3)『作文コンクール最優秀作品集』の発行について

【協議事項】
1　平成 25 年度修学奨励生採用の件

第 5 回　平成 25 年 8 月 26 日(月)

【報告事項】
1　事務局職員の人事について
2　加入及び見舞金給付状況について
3　平成 25 年度修学奨励生採用について

【協議事項】
1　公益財団法人移行認定申請取り下げ及び一般財団法人移行認可申請の件

第 6 回　平成 25 年 11 月 5 日(火)

【報告事項】
1　加入及び見舞金給付状況について
2　ポスターコンクール選考結果について
3　その他の報告について
(1)『安全振興会報第 61 号』の発行について

【協議事項】
1　特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記の件
2　公益財団法人移行認定申請の件
3　法人移行に伴う平成 25 年度監査の件

一般財団法人

第 1 回　平成 25 年 12 月 18 日(水)

【報告事項】
1　一般法人移行登記について
2　加入及び見舞金給付状況について
3　事務局員の人事について
4　一般財団法人移行認可申請書類について
5　公益法人移行認可申請における共済の説明について
6　作文コンクール選考結果について
7　義歯見舞金申請手続きについて
8　第 3 回全国高等学校安全互助会総会及び研究大会報告

9　行政課立入検査報告について
10　その他報告について
(1)『安全振興会のご案内』(平成 26 年度版)の発行予定について
【協議事項】
1　一般法人移行に伴う諸規則の策定及び改廃の件
2　平成 26 年度補助金・委託金の件
第 2 回　平成 26 年 2 月 3 日(月)
【報告事項】
1　加入・減額及び見舞金給付状況について
2　共済監査結果報告について
3　その他報告について
(1)『平成 26 年度安全振興会のご案内』の発行について
【協議事項】
1　公益財団法人定款案の件
2　財団法人神奈川県立高等学校安全振興会平成 25 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
3　財団法人神奈川県立高等学校安全振興会平成 25 年度決算報告案の件
4　算出方法書修正の件
5　平成 26 年度事業計画案の件
6　平成 26 年度予算案の件
7　平成 26 年度補助金・委託金の件
8　義歯見舞金申請手続き変更の件
9　平成 25 年度臨時評議員会開催の件
第 3 回　平成 26 年 3 月 26 日(水)
【報告事項】
1　公益認定申請について
2　事務局職員の人事について
3　義歯見舞金申請手続き変更について
【協議事項】
1　事務局長選任の件

◆監査
財団法人
第 1 回　平成 25 年 5 月 20 日(月)
1　平成 24 年度事業報告
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金等の給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) その他の事業
(5) 諸会議の記録
2　平成 24 年度決算報告
3　税理士による財務諸表調査報告書
4　期末会計監査
5　監事講評
第 2 回　平成 26 年 1 月 27 日(月)
(平成 25 年 4 月 1 日～12 月 1 日)
1　平成 25 年度事業報告
(1) 学校安全の普及充実事業
(2) 見舞金等の給付事業
(3) 修学奨励事業
(4) 諸会議の記録
2　平成 25 年度決算報告
3　税理士による財務諸表調査報告書
4　期末会計監査
5　監査講評

◆作文コンクール選考委員会
第 1 回　平成 25 年 5 月 31 日(金)
1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　平成 25 年度募集要項について
5　平成 25 年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　その他
第 2 回　平成 25 年 11 月 8 日(金)
1　第一次選考
第 3 回　平成 25 年 11 月 20 日(水)
1　第二次選考の 1
一般財団法人
第 4 回　平成 25 年 12 月 2 日(月)
1　第二次選考の 2 (最終選考)

◆常務理事会
財団法人
第 1 回　平成 25 年　4 月　4 日 (木)
第 2 回　平成 25 年　4 月 16 日 (火)
第 3 回　平成 25 年　4 月 22 日 (月)
第 4 回　平成 25 年　5 月 20 日 (月)
第 5 回　平成 25 年　6 月 16 日 (日)
第 6 回　平成 25 年　6 月 24 日 (月)
第 7 回　平成 25 年　6 月 24 日 (月)
第 8 回　平成 25 年　7 月　8 日 (月)
第 9 回　平成 25 年　8 月　7 日 (水)
第 10 回 平成 25 年　8 月 26 日 (月)
第 11 回 平成 25 年　9 月 13 日 (金)
第 12 回 平成 25 年　10 月　7 日 (月)
第 13 回 平成 25 年　11 月　5 日 (火)
一般財団法人
第 1 回　平成 25 年　12 月 18 日 (水)
第 2 回　平成 26 年　1 月 27 日 (月)
第 3 回　平成 26 年　2 月　3 日 (月)
第 4 回　平成 26 年　2 月 24 日 (月)
第 5 回　平成 26 年　3 月 26 日 (水)

◆法人移行準備委員会
第 1 回　平成 25 年　7 月　8 日 (月)

平成26年度（2014年度）

役員の補充改選　〈◎印新任〉

理事　相馬孝雄(理事長)、堀英雄、小泉力也、倉金榮(以上、常務理事)、◎松本一彦、◎渡辺英司、柳川秀史、早野通哲

監事　◎小川陽子、◎時乗洋昭、木下紀美

〔退任〕（理事）安達秀子、荒木高司
（監事）清水泰成、小野力

諸事業

1．会報の発行　9月に第63号を138,500部発行、2月に第64号を135,650部発行。

2．「安全振興会のご案内」（平成27年度版）の発行　表紙に高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立氷取沢高等学校ＰＴＡ広報紙）を使用。1月に157,000部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場においてPR用にも使用。

3．作文コンクール　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数16校500編。最優秀賞2編、優秀賞5編、佳作26編。最優秀賞の県立茅ケ崎高校の千徳茉有、県立麻生総合高校の苑原珠生の作品を『安全振興会のご案内』(平成27年度版)に掲載。

4．ポスターコンクール　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数　10校131点。最優秀賞2点、優秀賞9点、佳作14点、最優秀市立横須賀総合高校松島萌の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、県立神奈川総合高校内野花梨の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

5．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高P連交通安全運動事業
(2) 校長会交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(3) 高文連安全対策事業
(4) 高体連安全対策事業
(5) 高P連安全啓発事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究

6．見舞金の給付　死亡見舞金0件、障害見舞金4件、負傷等見舞金1,998件、義歯見舞金36件、供花料14件。合計2,052件に8,311万余円を給付。

7．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各1名計163名。新基準により募集。月額6,000円を給付。

8．会費減額　3,382名

諸会議の記録

◆評議員会

定時　平成26年6月24日(火)

【報告事項】
1　公益財団法人不認定処分に対する当面の対応について
2　事務局職員の人事について
3　作文コンクール選考委員の委嘱について
4　コンプライアンス規程策定について
5　共済監査結果報告について
6　資産運用について
7　平成26年度年間事業予定について
8　その他の報告について
(1) 公益目的財産額の確定について
(2) 安全普及啓発活動実施届の提出について
(3) 平成26年度事業説明会について
(4) 『安全振興会の手引き』(平成26年度版)の発行について
(5) 平成26年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(6) 平成26年度補助金・委託金の執行について
(7) 安全振興会報第62号発行について

【協議事項】
1　平成25年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成25年度決算報告案の件
3　運営規則及び運営規則の運用について改正の件
4　算出方法書修正及び平成27年度共済掛金の件
5　共済規程及び共済規程の運用について改正の件
6　評議員選任の件
7　理事及び監事選任の件

臨時　平成27年3月26日(木)

【報告事項】
1　事務局長選任について
2　作文コンクール選考委員選任について
3　義歯見舞金審査委員選任について
4　公益認定に係る今後の対応について
5　行政訴訟の可否について
6　加入・減額及び見舞金等給付状況について
7　平成26年度修学奨励生採用について
8　第4回全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会福岡大会報告
9　平成26年度中間会計監査結果報告について
10　修学奨励金給付基準一部改正について
11　会費減額申請資格基準改正について
12　資産運用について
13　平成27年度補助金・委託金について
14　平成27年度事業計画について
15　平成27年度予算について
16　ポスターコンクール選考結果について
17　作文コンクール選考結果について
18　その他の報告について
(1) 県議会傍聴について

(2) 平成 25 年度業務報告書の教育長への提出について
(3) 公益目的支出計画実施報告書の提出について
(4) 『作文コンクール最優秀作品集』の発行について
(5) 『平成 26 年度事業概要』の発行について
(6) 共済規程変更の承認について
(7) 『安全振興会報第 63 号』の発行について
(8) 平成 26 年度コンプライアンス研修について
(9) 『安全振興会のご案内(平成 27 年度版）』の発行について
(10) 『安全振興会報第 64 号』の発行について

【協議事項】
1 定款変更の件

【報告事項】
1 役員・評議員等の選出と任期に関する内規変更について

◆理事会

第 1 回 平成 26 年 6 月 4 日(水)

【報告事項】
1 作文コンクール選考委員の委嘱について
2 共済監査結果報告について
3 資産運用について
4 その他の報告について
(1) 公益目的財産額の確定について
(2) 安全普及啓発活動実施届の提出について
(3) 平成 26 年度事業説明会について
(4) 『安全振興会の手引き』(平成 26 年度版)の発行について
(5) 平成 26 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(6) 平成 26 年度補助金・委託金の執行について
(7) 安全振興会報第 62 号発行について

【協議事項】
1 評議員・理事・監事候補選任の件
2 運営規則及び運営規則の運用について改正の件
3 共済規程及び共済規程の運用について改正の件
4 平成 25 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
5 平成 25 年度決算報告案の件
6 算出方法書修正及び平成 27 年度共済掛金の件
7 平成 26 年度事業計画(案)の件
8 作文コンクール選考委員に関する内規改正の件
9 義歯見舞金審査委員会設置及び義歯見舞金審査委員会設置要綱策定の件
10 コンプライアンス規程策定の件
11 公益財団法人不認定処分への当面の対応の件
12 平成 26 年度定時評議員会開催の件

第 2 回 平成 26 年 7 月 9 日(水)

【報告事項】
1 加入及び見舞金等給付状況について
2 県議会傍聴について
3 その他の報告について
(1) 平成 25 年度業務報告書の教育長への提出について
(2) 公益目的支出計画実施報告書の提出について
(3) 『作文コンクール最優秀集作品集』の発行について

【協議事項】
1 平成 26 年度修学奨励生採用の件

第 3 回 平成 26 年 8 月 29 日(金)

【報告事項】
1 加入及び見舞金等給付状況について
2 公益認定に係る今後の対応について
3 その他の報告について
(1) 平成 26 年度事業概要の発行について
(2) 共催規程変更の承認について

【協議事項】
1 行政訴訟の可否についての件
2 義歯見舞金審査委員選任の件

第 4 回 平成 26 年 12 月 19 日(金)

【報告事項】
1 加入・減額及び見舞金等給付状況について
2 平成 26 年度中間会計監査結果報告について
3 ポスターコンクール選考結果について
4 作文コンクール選考結果について
5 第 4 回全国高等学校安全互助会総会及び研究大会福岡大会報告
6 その他の報告について
(1) 『安全振興会報第 63 号』の発行について
(2) 『平成 27 年度安全振興会のご案内』の発行予定について

【協議事項】
1 平成 27 年度補助金・委託金申請の件
2 修学奨励金給付基準一部改正の件
3 会費減額申請資格基準改正の件

第 5 回 平成 27 年 3 月 9 日(月)

【報告事項】
1 加入・減額及び見舞金等給付状況について
2 平成 26 年修学奨励生採用について
3 資産運用について
4 その他の報告について
(1) 平成 26 年度コンプライアンス研修について
(2) 『平成 27 年度　安全振興会のご案内』の発行について
(3) 『安全振興会報第 64 号』の発行について

【協議事項】
1 事務局長選任の件
2 作文コンクール選考委員選任の件
3 定款変更の件

4　役員・評議員等の選出と任期に関する内規変更の件
5　平成 27 年度補助金・委託金の件
6　平成 27 年度事業計画案の件
7　平成 27 年度予算案の件
8　平成 26 年度臨時評議員会開催の件

◆監査
平成 25 年度 PTA・青少年教育団体共済監査
　平成 26 年 5 月 21 日(水)
平成 25 年度監事監査
　平成 26 年 5 月 26 日(月)
平成 26 年度中間会計監査
　平成 26 年 11 月 28 日(金)

◆作文コンクール選考委員会
第 1 回　平成 26 年 5 月 30 日(金)
1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　平成 26 年度募集要項について
5　平成 26 年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　その他
第 2 回　平成 26 年 11 月 11 日(火)
1　第一次選考
第 3 回　平成 26 年 11 月 21 日(金)
1　第二次選考の 1
第 4 回　平成 26 年 12 月 5 日(金)
1　第二次選考の 2 (最終選考)

◆常務理事会
第 1 回　平成 26 年　4 月 21 日 (月)
第 2 回　平成 26 年　5 月 20 日 (火)
第 3 回　平成 26 年　5 月 26 日 (月)
第 4 回　平成 26 年　6 月　4 日 (水)
第 5 回　平成 26 年　6 月 15 日 (日)
第 6 回　平成 26 年　6 月 24 日 (火)
第 7 回　平成 26 年　7 月　9 日 (水)
第 8 回　平成 26 年　8 月 27 日 (水)
第 9 回　平成 26 年　8 月 29 日 (金)
第 10 回 平成 26 年　9 月　5 日 (金)
第 11 回 平成 26 年　10 月　3 日 (金)
第 12 回 平成 26 年　11 月 20 日 (木)
第 13 回 平成 26 年　11 月 28 日 (金)
第 14 回 平成 26 年　12 月 19 日 (金)
第 15 回 平成 27 年　1 月 28 日 (水)
第 16 回 平成 27 年　2 月　1 日 (日)
第 17 回 平成 27 年　2 月 23 日 (月)
第 18 回 平成 27 年　3 月　9 日 (月)
第 19 回 平成 27 年　3 月 26 日 (木)

◆役員等研修会
平成 26 年 12 月 19 日(金)
　コンプライアンス研修
　(役員・事務局員　対象)

平成27年度（2015年度）

役員の改選　第 12 代理事長に倉金榮

理事　倉金榮(理事長)、小泉力也、荒木高司、柳川秀史(以上、常務理事)、松本一彦、川口吉秋、赤松伸一、渡辺英司
監事　中野真衣子、伊東由美、平賀美奈子

事務局長人事

第 11 代事務局長に元校長の関明が就任

事務局移転

本会事務局は平成 16 年 4 月 1 日以降、県青少年課神之木台分館(横浜市神奈川区神之木台 22-14)に置かれていた。県青少年課神之木台分館の閉鎖に伴い、平成 27 年 12 月 17 日に移転。新住所は横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター326 号室。

顧問の選任に伴う定款の変更

本会より全国高等学校等安全互助会連絡協議会の会長が選任されることに伴い「顧問」を新設するために定款の変更を行った。顧問には相馬孝雄（前理事長）を選任。

共済マニュアル策定

ＰＴＡ･青少年教育団体共済法施行規則第 16 条第 1 項に基づき、共済マニュアルを策定した。

郵送料の本会負担について

各校からの書類の提出にあたり、従来は学校又は PTA 負担でお願いをしていたが、令和 28 年度より本会負担とした。郵便局の「料金受取人払」制度を利用し、承認を受けた「安全振興会の手引き」内の様式「料金受取人払郵便」をコピーし、封筒全面に貼り付け、普通郵便は投函、特定記録郵便は郵便局へ持参することにより使用。

諸事業

1．**会報の発行**　9 月に第 65 号を 139,000 部発行、2 月に第 66 号を 137,000 部発行。
2．**「安全振興会のご案内」(平成 28 年度版) の発行**　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立愛川高等学校ＰＴＡ広報紙）を使用。1 月に 158,000 部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場において PR 用にも使用。
3．**作文コンクール**　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数 21 校 607 編。最優秀賞 2 編、優秀賞 7 編、佳作 22 編。最優秀賞の県立多摩高校の高品日苗、県立相模原中央支援学校の糸数夢乃の作品を『安全振興会のご案内』(平成 28 年度版)に掲載。
4．**ポスターコンクール**　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数 10 校 131 点。最優秀賞 2 点、優秀賞 10 点、佳作 11 点。最優秀の横浜隼人高校川畑聡美作品を安全推進月間キ

ャンペーン用ポスターに、市立横須賀総合高校永山笑の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

５．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高Ｐ連交通安全運動事業
(2) 校長会交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(3) 高Ｐ連安全啓発事業
(4) 高文連安全対策事業
(5) 高体連安全対策事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究

６．見舞金の給付　死亡見舞金１件、障害見舞金５件、負傷等見舞金1,951件、義歯見舞金32件、供花料21件。合計2,010件に9,801万余円を給付。

７．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各１名計163名。新基準により募集。月額6,000円を給付。

８．会費減額　5,179名

諸会議の記録

◆評議員会

定時　平成27年６月25日（木）

【報告事項】

1　平成26年度共済監査報告について
2　平成26年度行政課立入検査報告ついて
3　顧問選任について
4　平成27年度年間事業予定について
5　その他の報告について
（１）安全普及啓発活動実施届の提出について
（２）共済規程変更申請の承認について
（３）定款変更届の提出について
（４）平成27年度事業説明会について
（５）『安全振興会の手引き』（平成27年度版）の発行について
（６）平成27年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
（７）平成27年度補助金・委託金の執行について
（８）平成26年度コンプライアンス担当理事報告について

【協議事項】

1　平成26年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成26年度決算報告案の件
3　算出方法書修正及び平成28年度共済掛金の件
4　評議員選任の件
5　理事及び監事選任の件

臨時　平成28年３月23日（水）

【報告事項】

1　主たる事務所の移転について
2　平成27年度修学奨励生採用について
3　ポスターコンクール選考結果について
4　作文コンクール選考結果について
5　作文コンクール選考委員選任について
6　申請書等の様式変更について
7　加入・減額及び見舞金給付状況について
8　マイナンバー（特定個人情報）取扱規程策定について
9　「共済規程の運用について」の変更について
10　「共済マニュアル」の策定及び変更について
11　第５回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会沖縄大会報告について
12　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
13　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法第18条の規定に基づく立入検査の結果報告について
14　平成27年度中間会計監査結果報告について
15　郵送料の本会負担について
16　義歯見舞金審査委員の辞任・解任及び選任について
17　事務局職員の人事について
18　平成28年度事業計画について
19　平成28年度補助金・委託金について
20　平成28年度予算について
21　その他の報告について
（１）『平成27年度安全振興会事業概要』の発行について
（２）『作文コンクール最優秀作品集』の発行について
（３）平成26年度事業報告書の教育長への提出について
（４）公益目的支出計画実施報告書の提出について
（５）『安全振興会報第65号』の発行について
（６）平成27年度コンプライアンス研修について
（７）『平成28年度版安全振興会のご案内』の発行について
（８）『安全振興会報66号』の発行について

◆理事会

第１回　平成27年６月10日(水)

【報告事項】

1　平成26年度共済監査報告について
2　平成26年度行政課立入検査報告について
3　平成26年度コンプライアンス担当理事報告について
4　その他の報告について
(1) 安全普及啓発活動実施届の提出について
(2) 共済規程変更申請の承認について
(3) 定款変更届の提出について
(4) 平成27年度事業説明会について
(5)『安全振興会の手引き』（平成27年度版）の発行について
(6) 平成27年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(7) 平成27年度補助金・委託金の執行について

【協議事項】

1　平成26年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成26年度決算報告案の件
3　算出方法書修正及び平成28年度共済掛金の件
4　平成27年度年間事業予定案の件
5　評議員及び理事・監事候補選任の件

6　顧問選任の件
7　平成 27 年度定時評議員会開催の件
第 2 回　平成 27 年 6 月 25 日(木)
【協議事項】
1　理事長選定の件
2　常務理事選定の件
3　内部管理に係る担当者選任の件
【報告事項】
1　事務局職員の人事について
第 3 回　平成 27 年 7 月 7 日(火)
【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
【協議事項】
1　平成 27 年度修学奨励生採用の件
2　義歯見舞金審査委員の辞任及び選任の件
第 4 回　平成 27 年 11 月 17 日(火)
【報告事項】
1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
3　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法第 18 条の規定に基づく立入検査の結果報告について
4　平成 27 年度中間会計監査結果報告について
5　ポスターコンクール選考結果について
6　第 5 回全国高等学校安全互助会総会及び研究大会沖縄大会報告について
7　郵送料の本会負担について
8　その他の報告について
(1)『安全振興会報第 65 号』の発行について
(2)『平成 28 年度版安全振興会のご案内』の発行予定について
【協議事項】
1　平成 28 年度補助金・委託金申請の件
2　共済マニュアル策定の件
第 5 回　平成 27 年 12 月 7 日(月)
【協議事項】
1　主たる事務所の移転の件
第 6 回　平成 28 年 3 月 9 日(月)
【報告事項】
1　事務職員の人事について
2　平成 27 年度修学奨励生採用について
3　申請等の様式変更について
4　加入･減額及び見舞金給付状況について
5　その他の報告について
(1)『平成 28 年度版安全振興会のご案内』の発行について
(2)『安全振興会報 66 号』の発行について
【協議事項】
1　マイナンバー(特定個人情報) 取扱規程の件
2　作文コンクール選考委員選任の件
3　平成 28 年度事業計画案の件
4　平成 28 年度補助金・委託金の件
5　平成 28 年度予算案の件
6　義歯見舞金審査委員の解任及び選任の件
7　「共済規程の運用について」の変更の件
8　「共済マニュアル」の変更の件
9　平成 27 年度臨時評議員会開催の件

◆監査等
平成 26 年度 PTA・青少年教育団体共済監査
平成 27 年 5 月 14 日(土)
平成 26 年度財務諸表調査報告
平成 27 年 5 月 8 日(金)
平成 26 年度監事監査
平成 27 年 6 月 1 日(月)
平成 26 年度 PTA 共済法に基づく立入検査
平成 27 年 10 月 19 日(月)
平成 27 年度中間会計監査
平成 27 年 11 月 17 日(月)
平成 27 年度個人情報保護業務監査
平成 27 年 3 月 15 日(火)

◆作文選考委員会
第 1 回　平成 27 年 5 月 27 日(水)
1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　平成 27 年度募集要項について
5　平成 27 年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　その他
第 2 回　平成 27 年 11 月 10 日(火)
1　第一次選考
第 3 回　平成 27 年 11 月 20 日(金)
1　第二次選考の 1
第 4 回　平成 27 年 12 月 4 日(金)
1　第二次選考の 2

◆常務理事会
第 1 回　平成 27 年　4 月3 日(金)
第 2 回　平成 27 年　4 月 20 日 (月)
第 3 回　平成 27 年　5 月 15 日 (金)
第 4 回　平成 27 年　6 月　1 日 (月)
第 5 回　平成 27 年　6 月 10 日 (水)
第 6 回　平成 27 年　6 月 21 日 (月)
第 7 回　平成 27 年　6 月 25 日 (木)
第 8 回　平成 27 年　6 月 25 日 (木)
第 9 回　平成 27 年　7 月　7 日 (火)
第 10 回 平成 27 年　7 月 17 日 (金)
第 11 回 平成 27 年　8 月　6 日 (木)
第 12 回 平成 27 年　8 月 25 日 (火)
第 13 回 平成 27 年　9 月 29 日 (火)
第 14 回 平成 27 年　11 月 10 日 (火)
第 15 回 平成 27 年　11 月 17 日 (火)
第 16 回 平成 27 年　12 月　7 日 (月)
第 17 回 平成 28 年　1 月 27 日 (水)
第 18 回 平成 28 年　2 月　9 日 (火)
第 19 回 平成 28 年　2 月 23 日 (火)
第 20 回 平成 28 年　3 月　9 日 (水)
第 21 回 平成 28 年　3 月 23 日 (水)

◆義歯見舞金審査委員会
第 1 回　平成 27 年　4 月 23 日 (木)
第 2 回　平成 27 年　6 月 11 日 (木)
第 3 回　平成 27 年　8 月 20 日 (木)
第 4 回　平成 27 年　11 月　5 日 (木)
第 5 回　平成 28 年　1 月 14 日 (木)
第 6 回　平成 28 年　3 月 17 日 (木)

平成２８年度（2016年度）

役員の補充改選　〈◎印新任〉

理事　倉金榮(理事長)、小泉力也、荒木高司、栁川秀史(以上、常務理事)、◎大石幸和、◎市川陽一、赤松伸一、渡辺英司

監事　中野真衣子、伊東由美、平賀美奈子

〔退任〕（理事）松本一彦、川口吉秋

諸事業

１．会報の発行　9月に第67号を140,500部発行、2月に第68号を137,190部発行。

２．「安全振興会のご案内」（平成29年度）の発行　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立神奈川工業高等学校ＰＴＡ会報）を使用。1月に158,000部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場においてPR用にも使用。

３．作文コンクール　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数14校870編。最優秀賞2編、優秀賞6編、佳作38編。最優秀賞の県立大和西高校高田夏美、県立吉田島総合高校井上友花の作品を『安全振興会のご案内』(平成29年度版)に掲載。

４．ポスターコンクール　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数9校142点。最優秀賞2点、優秀賞11点、佳作12点。最優秀市立横須賀総合高校入澤友香の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、横浜隼人高校川畑聡美の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

５．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高Ｐ連交通安全運動事業
(2) 高Ｐ連安全啓発事業
(3) 校長会交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(4)高文連安全対策事業
(5) 高体連安全対策事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究

６．見舞金の給付　死亡見舞金0件、障害見舞金4件、負傷等見舞金2,105件、義歯見舞金23件、供花料29件。合計2,161件に1億267万余円を給付。

７．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各1名計163名。月額6,000円を給付。

８．会費減額　6,897名

諸会議の記録

◆評議員会

定時　平成28年6月23日(木)

【報告事項】
1　平成27年度共済監査報告について
2　平成27年度個人情報保護監査について
3　平成28年度年間事業予定について
4　平成27年度コンプライアンス担当理事報告について
5　その他の報告について
（1）安全普及啓発活動実施届の提出について
（2）共済規程変更申請の承認について
（3）平成28年度事業説明会について
（4）『安全振興会の手引き』(平成28年度版)の発行について
（5）平成28年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
（6）平成28年度補助金･委託金の執行について
（7）役員賠償責任保険及び情報漏えい保険について

【協議事項】
1　平成27年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成27年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書の件
4　平成28年度算出方法書修正の件
5　平成29年度算出方法書修正及び共済掛金の件
6　評議員選任の件
7　理事選任の件

臨時　平成29年3月14日(火)

【報告事項】
1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　平成28年度修学奨励生採用について
3　ポスターコンクール選考結果について
4　作文コンクール選考結果について
5　作文コンクール選考委員選任について
6　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
7　平成28年度中間会計監査結果報告について
8　第6回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会岐阜大会報告について
9　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法第18条の規定に基づく立入検査の結果報告について
10　公印取扱規程の策定について
11　「共済規程の運用について」等の改訂について
12　事務局長選任について
13　平成29年度事業計画について
14　平成29年度補助金・委託金について
15　平成29年度予算について
16　その他の報告について
（1）『作文コンクール最優秀作品集』の発行について
（2）『平成28年度安全振興会事業概要』の発行について
（3）平成27年度事業報告書の教育長への提出について
（4）公益目的支出計画実施報告書の提出について
（5）『安全振興会報第67号』の発行について
（6）『平成29年度版安全振興会のご案内』の発行について
（7）平成28年度コンプライアンス研修について
（8）『安全振興会報第68号』の発行について

【協議事項】
1　規程等改訂の件
（1）「運営規則」の改訂
（2）「会費減額申請資格基準」の改訂
（3）「役員・評議員等の選出と任期に関する内規」の改訂

（４）「役員等の報酬等及び費用に関する規程」の改訂

◆理事会

第１回　平成 28 年６月９日(木)

【報告事項】

1　平成 27 年度共済監査報告について
2　平成 27 年度個人情報保護監査について
3　平成 27 年度コンプライアンス担当理事報告について
4　その他の報告について
(1) 安全普及啓発活動実施届の提出について
(2) 共済規程変更申請の承認について
(3) 平成 28 年度事業説明会について
(4)『安全振興会の手引き』(平成 28 年度版)の発行について
(5) 平成 28 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(6) 平成 28 年度補助金･委託金の執行について
(7) 役員賠償責任保険及び情報漏えい保険について

【協議事項】

1　平成 27 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成 27 年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書の件
4　平成 28 年度算出方法書修正の件
5　平成 29 年度算出方法書修正及び共済掛金の件
6　平成 28 年度年間事業予定案の件
7　評議員及び理事候補選任の件
8　平成 28 年度定時評議員会開催の件

第２回　平成 28 年７月 14 日(木)

【報告事項】

1　加入及び見舞金等給付状況について

【協議事項】

1　平成 28 年度修学奨励生採用の件

第３回　平成 28 年 12 月１日(木)

【報告事項】

1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
3　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法第 18 条の規定に基づく立入検査の結果報告について
4　平成 28 年度中間会計監査結果報告について
5　ポスターコンクール選考結果について
6　作文コンクール審査結果について
7　第６回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会岐阜大会報告について
8　その他の報告について
(1)『安全振興会報第 67 号』の発行について
(2)『平成 29 年度版安全振興会のご案内』の発行予定について

【協議事項】

1　平成 29 年度補助金・委託金申請の件
2　関東地区高Ｐ連大会神奈川大会への補助金の件
3　事務局長選任の件

第４回　平成 29 年２月９日(木)

【報告事項】

1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法第 18 条の規定に基づく立入検査の結果について

【協議事項】

1　作文コンクール選考委員選任の件
2　平成 29 年度事業計画案の件
3　平成 29 年度補助金・委託金の件
4　平成 29 年度予算案の件
5　公印取扱規程の策定及び規程等の改訂の件
6　平成 28 年度臨時評議員会開催の件

◆監査等

平成 27 年度財務諸表調査報告
　平成 28 年５月６日(金)
平成 27 年度 PTA･青少年教育団体共済監査
　平成 28 年５月 10 日(火)
平成 27 年度監事監査
　平成 28 年５月 19 日(木)
平成 28 年度 PTA 共済法に基づく立入検査
　平成 28 年 10 月 11 日(火)
平成 28 年度中間会計監査
　平成 28 年 11 月 16 日(水)
平成 28 年度個人情報保護業務監査
　平成 29 年２月 23 日(木)

◆作文選考委員会

第１回　平成 28 年５月 26 日(木)

1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　平成 28 年度募集要項について
5　平成 28 年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　その他

第２回　平成 28 年 10 月５日(水)

1　第一次選考

第３回　平成 28 年 10 月 19 日(水)

1　第二次選考の１

第４回　平成 28 年 10 月 27 日(木)

1　第二次選考の２

◆常務理事会

第１回　平成 28 年　４月 14 日 (木)
第２回　平成 28 年　４月 26 日 (火)
第３回　平成 28 年　５月 19 日 (木)
第４回　平成 28 年　６月　９日 (木)
第５回　平成 28 年　６月 23 日 (木)
第６回　平成 28 年　７月 14 日 (木)
第７回　平成 28 年　８月 18 日 (木)
第８回　平成 28 年　９月 15 日 (木)
第９回　平成 28 年　10 月 25 日 (火)
第 10 回 平成 28 年　11 月 17 日 (木)
第 11 回 平成 28 年　12 月　１日 (木)
第 12 回 平成 28 年　12 月 22 日 (木)
第 13 回 平成 29 年　１月 26 日 (木)
第 14 回 平成 29 年　２月　９日 (木)
第 15 回 平成 29 年　２月 23 日 (木)
第 16 回 平成 29 年　３月 14 日 (火)

◆義歯見舞金審査委員会

第１回　平成 28 年　５月 12 日 (木)
第２回　平成 28 年　７月 28 日 (木)
第３回　平成 28 年　10 月 13 日 (木)
第４回　平成 29 年　１月 12 日 (木)
第５回　平成 29 年　３月 23 日 (木)

平成29年度（2017年度）

役員の改選　第13代理事長に栁川秀史

理事　栁川秀史(理事長)、荒木高司、渡辺英司、勝又修(以上、常務理事)、大石幸和、反町聡之、松下孝、小宮龍一

監事　中野真衣子、林忠、北村桃子

公印取扱規程施行

公印取扱規程を平成29年4月1日より施行。

諸事業

1．会報の発行　9月に第69号を139,500部発行、2月に第70号を138,370部発行。

2．「安全振興会のご案内」（平成30年度版）の発行　表紙に高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立藤沢総合高等学校PTA広報紙 第27号）を使用。12月に157,000部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場においてPR用にも使用。

3．作文コンクール　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数22校1025編。最優秀賞2編、優秀賞5編、佳作35編。最優秀賞の県立瀬谷高校石井航大、県立瀬谷西高校鈴木楓の作品を『安全振興会のご案内』（平成30年度版）に掲載。

4．ポスターコンクール　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数12校146点。最優秀賞2点、優秀賞10点、佳作12点。最優秀市立横須賀総合高校千葉未帆の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、県立神奈川総合高校田口静来の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

5．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高P連交通安全運動事業
(2) 高P連安全啓発事業
(3) 校長会交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(4) 高文連安全対策事業
(5) 高体連安全対策事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究
(7) 関東地区高等学校PTA連合会大会神奈川大会

6．見舞金の給付　死亡見舞金2件、障害見舞金7件、負傷等見舞金2,112件、義歯見舞金17件、供花料16件。合計2,154件に1億3,164万余円を給付。

7．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各1名計163名。新基準により募集。月額6,000円を給付。

8．会費減額　7,696名

諸会議の記録

◆評議員会

定時　平成29年6月22日（木）

【報告事項】

1　平成28年度共済監査報告について
2　平成30年度共済掛金について
3　平成29年度年間事業予定について
4　平成28年度個人情報保護監査について
5　平成28年度個人情報保護研修について
6　共済マニュアル変更について
7　平成28年度コンプライアンス担当理事報告について
8　その他の報告について
（1）安全普及啓発活動実施届の提出について
（2）共済規程変更申請の承認について
（3）平成29年度事業説明会について
（4）『安全振興会の手引き』（平成29年度版）の発行について
（5）平成29年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
（6）平成29年度補助金・委託金の執行について
（7）役員賠償責任保険及び情報漏えい保険について

【協議事項】

1　平成28年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成28年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　評議員選任の件
5　理事及び監事選任の件

臨時　平成30年3月13日（火）

【報告事項】

1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　平成29年度修学奨励生採用について
3　ポスターコンクール選考結果について
4　作文コンクール選考結果について
5　作文コンクール選考委員選任について
6　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
7　平成29年度中間会計監査結果報告について
8　第7回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会埼玉大会報告について
9　PTA・青少年教育団体共済法第18条の規定に基づく立入検査の結果報告について
10　共済マニュアル改訂について
11　情報公開規程策定について
12　リスク管理の基本方針及びリスク管理規程策定について
13　平成30年度事業計画について
14　平成30年度補助金・委託金について

15　平成 30 年度予算について
16　その他の報告について
（1）『作文コンクール最優秀作品集』の発行について
（2）『平成 29 年度安全振興会事業概要』の発行について
（3）平成 28 年度事業報告書の提出について
（4）公益目的支出計画実施報告書の提出について
（5）『安全振興会報第 69 号』の発行について
（6）『平成 30 年度版安全振興会のご案内』の発行について
（7）平成 29 年度コンプライアンス研修について
（8）『安全振興会報第 70 号』の発行について
【協議事項】
1　運営規則及び共済規程改訂の件

◆理事会
第 1 回　平成 29 年 6 月 8 日(木)
【報告事項】
1　平成 28 年度修学奨励生採用について
2　平成 28 年度共済監査報告について
3　平成 28 年度個人情報保護監査について
4　平成 28 年度個人情報保護研修について
5　平成 28 年度コンプライアンス担当理事報告について
6　その他の報告について
(1) 安全普及啓発活動実施届の提出について
(2) 共済規程変更申請の承認について
(3) 平成 29 年度事業説明会について
(4)『安全振興会の手引き』(平成 29 年度版)の発行について
(5) 平成 29 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(6) 平成 29 年度補助金・委託金の執行について
(7) 役員賠償責任保険及び情報漏えい保険について
【協議事項】
1　平成 28 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成 28 年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　平成 30 年度共済掛金案の件
5　共済マニュアル変更案の件
6　平成 29 年度年間事業予定案の件
7　評議員、理事並びに監事候補選任の件
8　平成 29 年度定時評議員会開催の件
第 2 回　平成 29 年 6 月 22 日(木)
【協議事項】
1　理事長選定の件
2　常務理事選定の件
3　内部管理に係る担当者選任の件
4　義歯見舞金審査委員の解任及び選任の件
第 3 回　平成 29 年 7 月 18 日(火)
【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　平成 29 年度個人情報保護研修について
3　その他の報告について
(1) 平成 29 年度作文コンクール募集について
(2)「平成 28 年度業務報告書」の提出について
(3)「平成 28 年度公益目的支出計画実施報告書等」の提出について
(4)「平成 29 年度安全振興会事業概要」について
【協議事項】
1　平成 29 年度修学奨励生採用の件
第 4 回　平成 29 年 12 月 14 日(木)
【報告事項】
1　平成 29 年度修学奨励生採用について
2　加入・減額及び見舞金等給付状況について
3　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
4　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法第 18 条の規定に基づく立入検査の結果報告について
5　平成 29 年度中間会計監査結果報告について
6　ポスターコンクール選考結果について
7　作文コンクール審査結果について
8　第 7 回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会埼玉大会報告について
9　その他の報告について
(1)『安全振興会報第 69 号』の発行について
(2)『平成 30 年度版安全振興会のご案内』の発行について
【協議事項】
1　平成 30 年度補助金･委託金申請の件
第 5 回　平成 30 年 2 月 8 日(木)
【報告事項】
1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法第 18 条の規定に基づく立入検査の結果について
【協議事項】
1　作文コンクール選考委員選任の件
2　平成 30 年度事業計画案の件
3　平成 30 年度補助金・委託金の件
4　平成 30 年度予算案の件
5　共済マニュアル改訂の件
6　運営規則及び共済規程改訂の件
7　情報公開規程策定の件
8　リスク管理の基本方針及びリスク管理規程策定の件
9　平成 29 年度臨時評議員会開催の件

◆監査等
平成 28 年度財務諸表調査報告

平成 29 年 4 月 24 日(月)
平成 28 年度 PTA･青少年教育団体共済監査
平成 29 年 5 月 11 日(木)
平成 28 年度監事監査
平成 29 年 5 月 18 日(木)
平成 29 年度中間会計監査
平成 29 年 11 月 16 日(木)
平成 29 年度 PTA 共済法に基づく立入検査
平成 29 年 11 月 28 日(火)
平成 29 年度個人情報保護業務監査
平成 30 年 3 月 2 日(金)

◆作文選考委員会

第 1 回　平成 29 年 5 月 25 日(木)
1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　平成 29 年度募集要項について
5　平成 29 年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　その他

第 2 回　平成 29 年 10 月 4 日(水)
1　第一次選考

第 3 回　平成 29 年 10 月 11 日(水)
1　第二次選考の 1

第 4 回　平成 29 年 10 月 26 日(木)
1　第二次選考の 2

◆常務理事会

第 1 回　平成 29 年　4 月 20 日 (木)
第 2 回　平成 29 年　5 月 18 日 (木)
第 3 回　平成 29 年　6 月　8 日 (木)
第 4 回　平成 29 年　6 月 22 日 (木)
第 5 回　平成 29 年　6 月 22 日 (木)
第 6 回　平成 29 年　7 月 18 日 (火)
第 7 回　平成 29 年　7 月 20 日 (木)
第 8 回　平成 29 年　8 月 22 日 (火)
第 9 回　平成 29 年　9 月　1 日 (金)
第 10 回 平成 29 年　9 月 20 日 (水)
第 11 回 平成 29 年　10 月 18 日 (水)
第 12 回 平成 29 年　11 月 16 日 (木)
第 13 回 平成 29 年　12 月 14 日 (木)
第 14 回 平成 30 年　1 月 17 日 (水)
第 15 回 平成 30 年　2 月　8 日 (木)
第 16 回 平成 30 年　3 月 13 日 (火)

◆義歯見舞金審査委員会

第 1 回　平成 29 年　5 月 11 日 (木)
第 2 回　平成 29 年　7 月 27 日 (木)
第 3 回　平成 29 年　9 月 28 日 (木)
第 4 回　平成 29 年　11 月 30 日 (木)
第 5 回　平成 30 年　1 月 25 日 (木)
第 6 回　平成 30 年　3 月 29 日 (木)

平成３０年度（2018 年度）

役員の補充改選　〈◎印新任〉

理事　栁川秀史(理事長)、荒木高司、渡辺英司、勝又修(以、常務理事)、◎中野真衣子、◎久保田啓一、松下孝、小宮龍一

監事　◎長俊介、林忠、北村桃子

〔退任〕(理事) 大石幸和、反町聡之
(監事) 中野真衣子

本会事業見直しに着手

生徒数（会員数）の減少と見舞金の件数及び給付額の増加に伴い、収支バランスが崩れている状況にあり、今後の本会の運営をより安定したものにするため令和元年 4 月 1 日以降に発生した災害に対しての見舞金給付率を下げる、減額制度の廃止等を検討、決定。

加入並びに更新届の締め切りの変更

従来 6 月 20 日の締め切りであった加入並びに更新届を 6 月末に変更した。運営規則及び共済規程の変更。これにより、6 月 20 日に締め切った後にまだ来ていない学校の督促が余裕をもってできることになった。(保険法により、期限を過ぎた受付ができないため)

情報公開規程、リスク管理の基本方針、及びリスク管理規程策定

平成 29 年度理事会において情報公開規程、リスク管理の基本方針、及びリスク管理規程が提案され決議された。平成 30 年度より施行。

諸事業

1．**会報の発行**　9 月に第 71 号を 139,000 部発行、2 月に第 72 号を 137,740 部発行。

2．**「2019 年度版　安全振興会のご案内」の発行**　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立生田東高等学校ＰＴＡ広報紙「生田東」第 108 号）を使用。12 月に 155,000 部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場においてPR 用にも使用。

3．**作文コンクール**　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数 18 校 940 編。最優秀賞 2 編、優秀賞 7 編、佳作 40 編。最優秀賞の県立大和西高校加藤碧梨、県立大船高校郷右近夏海の作品を『安全振興会のご案内』(2019 年度版)に掲載。

4．**ポスターコンクール**　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数 10 校 113 点。最優秀賞 2 点、優秀賞 10 点、佳作 10 点。最優秀相洋高校梅津舞の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、市立横須賀総合高校高橋奈々の作品を作文コンクール作品募集用ポス

ターに作成し、県立学校に送付。

５．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高Ｐ連交通安全運動等健全育成事業
(2) 高Ｐ連安全啓発事業
(3) 交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(4) 高文連安全対策事業
(5) 高体連安全対策事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究

６．見舞金の給付　死亡見舞金１件、障害見舞金４件、負傷等見舞金2,123件、義歯見舞金31件、供花料12件。合計2,171件に１億1,223万余円を給付。

７．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各１名計163名。新基準により募集。月額6,000円を給付。

８．会費減額　7,669名

諸会議の記録

◆評議員会

定時　平成30年６月21日（木）

【報告事項】
1　平成29年度共済監査報告について
2　平成29度個人情報保護監査について
3　平成29年度個人情報保護研修について
4　平成29年度コンプライアンス担当理事報告について
5　平成30年度年間事業予定について
6　その他の報告について
（１）安全普及啓発活動実施届の提出について
（２）共済規程変更申請の承認について
（３）平成30年度事業説明会について
（４）『安全振興会の手引き』（平成30年度版）の発行について
（５）平成30年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
（６）平成30年度補助金・委託金の執行について
（７）保険の加入について

【協議事項】
1　平成29年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成29年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　評議員、理事及び監事選任の件

臨時　平成30年10月18日（木）

【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　平成30年度修学奨励生採用について
3　顧問退任に伴う記念品の決定及び慶弔に関する内規の改訂について
4　その他の報告について
（１）平成30年度作文コンクール募集について
（２）「平成29年度業務報告書」の提出について
（３）「平成29年度公益目的支出計画実施報告書等」の提出について
（４）「平成30年度版安全振興会事業概要」について
（５）評議員・理事及び監事の就任及び退任届の提出について
（６）「安全振興会報第71号」の発行について

【協議事項】
1　見舞金給付率変更の件
2　負傷等見舞金の支給要件変更の件
3　会費減額制度廃止の件
4　見舞金の支払期限変更の件

臨時　平成31年３月14日（木）

【報告事項】
1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　平成30年度修学奨励生採用について
3　ポスターコンクール選考結果について
4　作文コンクール審査結果について
5　作文コンクール選考委員選任について
6　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
7　平成30年度中間会計監査結果報告について
8　第８回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会静岡大会報告について
9　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法第18条の規定に基づく立入検査の結果報告について
10　修学奨励生給付基準変更について
11　共済マニュアル変更について
12　事務局長選任について
13　2019年度事業計画について
14　2019年度補助金・委託金について
15　2019年度予算について
16　その他の報告について
(1)『2019年度版　安全振興会のご案内』の発行について
(2) 平成30年度コンプライアンス研修について
(3)『安全振興会報第72号』の発行について
(4) 共済規程変更申請承認について

◆理事会

第１回　平成30年６月７日(木)

【報告事項】
1　平成29年度共済監査報告について
2　平成29年度個人情報保護監査について
3　平成29年度個人情報保護研修について
4　平成29年度コンプライアンス担当理事報告について
5　その他の報告について
(1) 安全普及啓発活動実施届の提出について
(2) 共済規程変更申請の承認について
(3) 平成30年度事業説明会について
(4)『安全振興会の手引き』（平成30年度版）の発行について
(5) 平成30年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(6) 平成30年度補助金・委託金の執行について
(7) 保険の加入について

【協議事項】
1　平成29年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成29年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　平成30年度年間事業予定案の件
5　評議員、理事並びに監事候補選任の件

6　平成 30 年度定時評議員会開催の件
第 2 回　平成 30 年 7 月 11 日(水)
【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　その他の報告について
3　平成 30 年度作文コンクール募集について
4　「平成 29 年度業務報告書」の提出について
5　平成 29 年度公益目的支出計画実施報告書等」の提出について
6　「平成 30 年度安全振興会事業概要」について
【協議事項】
1　平成 30 年度修学奨励生採用の件
2　顧問退任に伴う記念品の件
第 3 回　平成 30 年 9 月 20 日(木)
【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　平成 30 年度修学奨励生採用について
3　その他の報告について
(1)『安全振興会報第 71 号』の発行について
(2) 評議員・理事及び監事の就任及び退任届の提出について
【協議事項】
1　本会の事業見直しの件
2　共済規程改訂の件
3　共済掛金及び準備金に関する算出方法書改訂の件
4　運用規定改訂の件
5　会費減額申請資格基準廃止の件
6　平成 30 年度臨時評議員会開催の件
第 4 回　平成 30 年 12 月 13 日(木)
【報告事項】
1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
3　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法第１８条の規定に基づく立入検査の結果報告について
4　平成 30 年度中間会計監査結果報告について
5　ポスターコンクール選考結果について
6　作文コンクール審査結果について
7　第 8 回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会静岡大会報告について
8　その他の報告について
9　『2019 年度安全振興会のご案内』の発行について
10　共済規程変更申請の承認について
【協議事項】
1　2019 年度補助金・委託金申請の件
2　修学奨励金給付基準変更の件
3　共済マニュアル変更の件
4　事務局長選任の件
第 5 回　平成 31 年 2 月 7 日(木)
【報告事項】
1　加入・減額及び見舞金等給付状況について
2　平成 30 年度修学奨励生採用について
【協議事項】
1　作文コンクール選考委員選任の件
2　2019 年度事業計画案の件
3　2019 年度補助金・委託金の件
4　2019 年度予算案の件
5　平成 30 年度臨時評議員会開催の件

◆監査等

平成 29 年度財務諸表調査報告
平成 30 年 4 月 19 日(木)
平成 29 年度 PTA・青少年教育団体共済監査
平成 30 年 5 月 2 日(水)
平成 29 年度監事監査
平成 30 年 5 月 17 日(木)
平成 30 年度 PTA 共済法に基づく立入検査
平成 30 年 10 月 29 日(月)
平成 30 年度個人情報保護監査
平成 30 年 10 月 31 日(水)
平成 30 年度中間会計監査
平成 30 年 11 月 29 日(木)

◆作文選考委員会
第 1 回　平成 30 年 5 月 24 日(木)
1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　平成 30 年度募集要項について
5　平成 30 年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　来年度の募集締切日について
8　その他
第 2 回　平成 30 年 10 月 10 日(水)
1　第一次選考
第 3 回　平成 30 年 10 月 18 日(木)
1　第二次選考の 1
第 4 回　平成 30 年 10 月 25 日(木)
1　第二次選考の 2

◆常務理事会
第 1 回　平成 30 年　4 月 19 日 (木)
第 2 回　平成 30 年　5 月 17 日 (木)
第 3 回　平成 30 年　6 月　7 日 (木)
第 4 回　平成 30 年　6 月 21 日 (木)
第 5 回　平成 30 年　7 月 11 日 (水)
第 6 回　平成 30 年　8 月 27 日 (月)
第 7 回　平成 30 年　9 月　7 日 (金)
第 8 回　平成 30 年　9 月 20 日 (木)
第 9 回　平成 30 年　10 月 18 日 (木)
第 10 回 平成 30 年　11 月 29 日 (木)
第 11 回 平成 30 年　12 月 13 日 (木)
第 12 回 平成 31 年　1 月 16 日 (水)
第 13 回 平成 31 年　2 月　7 日 (木)
第 14 回 平成 31 年　3 月 14 日 (木)

◆義歯見舞金審査委員会
第 1 回　平成 30 年　5 月 10 日 (木)
第 2 回　平成 30 年　7 月　5 日 (木)
第 3 回　平成 30 年　8 月 30 日 (木)
第 4 回　平成 30 年　10 月 18 日 (木)
第 5 回　平成 30 年　12 月 20 日 (木)
第 6 回　平成 31 年　2 月 28 日 (木)

令和元年度（平成31・2019年度）

役員の改選　第14代理事長に勝又修

理事　勝又修(理事長)、渡辺英司、小宮龍一、松下孝(以上、常務理事)、中野真衣子、井坂秀一、赤松伸一、反町聡之

監事　佐藤理恵、林忠、静井こずえ

見舞金給付率の変更及び「調整１割給付」等に対する対応

生徒数（会員数）の減少と見舞金の件数及び給付額の増加に伴い、収支バランスが崩れている状況にあり、今後の本会の運営をより安定したものにするため平成31年4月1日以降に発生した災害に対しての見舞金給付率を次のように変更した。

○死亡見舞金　　スポーツ振興センターの給付額の70%　→　50%

○障害見舞金　　スポーツ振興センターの給付額の70%　→　50%

○負傷等見舞金　スポーツ振興センターの給付額の60%　→　50%

また、非課税世帯等で医療費の窓口負担無しの場合の負傷等見舞金給付の不公平を是正するため、負傷等見舞金の支給要件に、次のように「調整１割給付」等に対する対応を追加した。

> スポーツ振興センター「医療費支払通知書」備考欄に「調整１割給付」等とあるものについては、同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額の合計が３，７５０円以上となったとき、医療費給付額の４倍をスポーツ振興センターの給付額とみなす。

上記に伴い、共済規程及び共済マニュアルの改訂を行った。

見舞金支払い期限の変更

見舞金の支払の期限が、「決定から６０日以内」となっていたがが、これを「請求完了日から６０日以内」と変更した。「決定」の期日はあいまいであり、変動する場合があるため、請求書類の提出が整った「請求完了日」とすることで、あいまいさをなくし、給付までの期間をより短くするためである。

減額制度の廃止

「奨学給付金」制度により、会費相当金額の給付が受けられる状況になっているなど、非課税世帯等への支援制度が充実してきているため。また、資格確認のための収入額等の個人情報の取扱いが厳しくなり、減額申請のために経費が掛かる場合も出ているため、減額制度を廃止した。そのことに対応して非課税世帯等への見舞金給付を充実させることとした。

交通安全運動報告会の廃止について

前年度まで1月に行われる高Ｐ連主催の「交通安全対策特別委員会」及び「交通安全運動連絡会」と同日に本会主催の「安全振興会補助事業交通安全運動報告会」が行われていたが、これを１本化し、令和元年度より高Ｐ連主催の「第２回交通安全運動連絡会」として開催されることとなった。

諸事業

1．**会報の発行**　9月に第73号を136,500部発行、2月に第74号を135,390部発行。

2．**「安全振興会のご案内」（令和２年度版）の発行**　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品（写真部門　県立松陽高校Ｐ.Ｔ.Ａ.NEWS No.113）を使用。12月に154,000部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場においてPR用にも使用。

3．**作文コンクール**　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数20校898編。最優秀賞２編、優秀賞５編、佳作42編。最優秀賞の県立七里ガ浜高校池田結月、県立新城高校鈴木こころの作品を『安全振興会のご案内』（令和２年度版）に掲載。

4．**ポスターコンクール**　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数12校121点。最優秀賞２点、優秀賞10点、佳作12点。最優秀市立横須賀総合高校清水咲妃の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、県立白山高校岩本桃佳の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

5．**補助事業**　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高Ｐ連交通安全運動等健全育成事業
(2) 高Ｐ連安全啓発事業
(3) 校長会交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(4) 高文連安全対策事業
(5) 高体連安全対策事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究

6．**見舞金の給付**　死亡見舞金２件、障害見舞金７件、負傷等見舞金2,123件、義歯見舞金24件、供花料17件。合計2,173件に１億4,697万余円を給付。

7．**修学奨励事業**　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各１名計163名。新基準により募集。月額6,000円を給付。

諸会議の記録

◆評議員会

定時　令和元年６月20日(木)

【報告事項】

1　平成30年度共済監査報告について

2　平成 30 年度個人情報保護監査について
3　平成 30 年度個人情報保護研修について
4　平成 30 年度コンプライアンス担当理事報告について
5　令和元年度年間行事予定について
6　その他報告について
(1) 2019 年度事業説明会について
(2)『2019 年度版安全振興会の手引き』の発行について
(3) 令和元年度ポスターコンクール
(4) 作文コンクールについて
(5) 令和元年度補助金・委託金について

【協議事項】
1　・平成 30 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成 30 年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　評議員選任の件
5　理事及び監事選任の件
6　共済規程（別表及び共済掛金及び準備金に関する算出方法書）改定の件

臨時　令和 2 年 3 月 13 日（金）
新型コロナウイルス感染状況及び県教育委員会等の対応を鑑み、中止した。

◆　理事会

第 1 回　令和元年 5 月 31 日(金)
【報告事項】
1　平成 30 年度共済監査報告について
2　平成 30 年度個人情報保護監査について
3　平成 30 年度個人情報保護研修について
4　平成 30 年度コンプライアンス担当理事報告について
5　その他の報告について
(1)安全普及啓発活動実施届の提出について
(2)2019 年度事業説明会について
(3)『2019 年度版安全振興会の手引き』の発行について
(4)令和元年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(5)令和元年度補助金・委託金の執行について

【協議事項】
1　平成 30 年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　平成 30 年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　令和元年度年間事業予定案の件
5　評議員候補選任の件
6　理事並びに監事候補選任の件
7　共済規程改定(別表及び共済掛金に関する算出方法書)の件
8　令和元年度定時評議員会開催の件

第 2 回　令和元年 6 月 20 日(木)
【協議事項】
1　理事長選定の件
2　常務理事選定の件
3　内部管理に係る担当者選定の件
4　義歯見舞金審査委員の解任及び選任の件

第 3 回　令和元年 7 月 19 日(金)
【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　その他の報告について
(1)共済規程変更承認申請について
(2)「平成 30 年度業務報告書」の提出について
(3)「平成 30 年度公益目的支出計画実施報告書等」の提出について

【協議事項】
1　令和元年度修学奨励生採用の件
2　義歯見舞金審査委員の解任及び選任の件

第 4 回　令和元年 12 月 13 日(金)
【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　令和元年度修学奨励生採用について
3　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法第１８条の規定に基づく立入検査の結果報告について
4　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
5　令和元年度中間会計監査結果報告について
6　ポスターコンクール選考結果について
7　作文コンクール審査結果について
8　第 9 回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会北海道大会報告について
9　交通安全運動報告会について
10　個人情報保護監査について
11　その他の報告について
(1)『安全振興会報第 73 号』の発行について
(2)『令和 2 年度版安全振興会のご案内』の発行について
(3) 評議員・理事及び監事の就任及び退任届の提出について

【協議事項】
1　令和 2 年度補助金・委託金申請の件
2　令和 2 年度新規学校安全の普及充実事業（熱中症アラーム）の件

第 5 回　令和 2 年 2 月 7 日(金)
【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　令和元年度第 2 回交通安全運動連絡会について

【協議事項】
1　作文コンクール選考委員選任の件
2　令和 2 年度事業計画案の件
3　令和 2 年度補助金・委託金の件
4　令和 2 年度予算案の件
5　共済マニュアル改訂の件
6　令和元度臨時評議員会開催の件

◆監査等
平成 30 年度財務諸表調査報告

平成 31 年 4 月 25 日(木)
平成 30 年度 PTA・青少年教育団体共済監査
令和元年 5 月 10 日(金)
平成 30 年度監事監査
令和元年 5 月 17 日(金)
令和元年度 PTA 共済法に基づく立入検査
令和元年 10 月 28 日(月)
令和元年度個人情報保護監査
令和元年 11 月 15 日(金)
令和元年度中間会計監査
令和元年 11 月 15 日(金)

◆作文選考委員会
第 1 回　令和元年 5 月 24 日(金)
1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　令和元年度募集要項について
5　令和元年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　来年度の募集締切日について
8　その他
第 2 回　令和元年 10 月 9 日(水)
1　第一次選考
第 3 回　令和元年 10 月 28 日(月)
1　第二次選考の 1
第 4 回　令和元年 11 月 1 日(金)
1　第二次選考の 2

◆常務理事会
第 1 回　平成 31 年　4 月　19 日 (金)
第 2 回　令和元年　5 月　17 日 (金)
第 3 回　令和元年　5 月　31 日 (金)
第 4 回　令和元年　6 月　20 日 (金)
第 5 回　令和元年　6 月　20 日 (金)
第 6 回　令和元年　7 月　19 日 (金)
第 7 回　令和元年　8 月　30 日 (金)
第 8 回　令和元年　9 月　6 日 (金)
第 9 回　令和元年　10 月　17 日 (木)
第 10 回 令和元年　11 月　15 日 (金)
第 11 回 令和元年　12 月　13 日 (金)
第 12 回 令和 2 年　2 月　7 日 (金)

◆義歯見舞金審査委員会
第 1 回　平成 31 年　4 月　25 日 (木)
第 2 回　令和元年　8 月　1 日 (木)
第 3 回　令和元年　9 月　30 日 (月)
第 4 回　令和元年　11 月　7 日 (木)
第 5 回　令和 2 年　1 月　9 日 (木)
第 6 回　令和 2 年　2 月　6 日 (木)

令和 2 年度（2020年度）

役員の補充改選　〈◎印新任〉

理事　勝又修(理事長)、渡辺英司、小宮龍一、松下孝(以上、常務理事)、◎米山賢、井坂秀一、赤松伸一、反町聡之
監事　◎田中玲、◎熊坂和也、◎中野真衣子
〔退任〕(理事) 中野真衣子
(監事) 佐藤理恵、林忠、静井こずえ

事務局長人事

第 12 代事務局長に元校長の髙尾成弘が就任

定款の改訂

コロナ感染症緊急事態宣言等の緊急事態下における評議員の開催及び決議方法が課題となった。また、教育局行政課行政グループの立入検査において、コロナ対応時等における評議員会の書面決裁を前向きに検討するよう口頭にて指摘を受けた。これらを受け、第 19 条第 3 項に評議員会の決議の省略について新設した。

熱中症アラーム寄贈

近年、熱中症による災害の報告が増加していることに鑑み、本会としても事故防止に向けて検討してきた。令和元年度運営懇談会において県保健体育課、県立学校長会、県高等学校ＰＴＡ連合会からも希望があり、令和 2 年度学校安全の普及充実事業として、県立高等学校・中等教育学校に「黒球式熱中症指数計」(ＷＢＧＴ計) 141 台を寄贈した。また、令和 2 年 3 月 27 日に神奈川県教育委員会から感謝状が贈呈され、桐谷教育長より「指数計を活用することで、一段と適切な対応ができると感じている。生徒の安心、安全を第一に考えて今後も対応していく」との謝辞をいただいた。

修学奨励生給付基準の改訂

本会の修学奨励金は、なるべく多くの困窮している生徒を対象にしたいという趣旨により、従来は『他の奨学金の給付を受けていたい者』としていた。しかし、社会状況の変化により、奨学金の種類も増え、学校によっては既給付生以外の希望者が出ない場合がある。また生徒の事情によっては重複した奨学金制度を活用させたい生徒がいるとの声もある。このことから修学奨励生給付基準を改定し、令和 3 年度より重複推薦も可とした。

諸事業

1．**会報の発行**　9 月に第 75 号を 134,700 部発行、2 月に第 76 号を 133,740 部発行。
2．**「令和 3 年度版　安全振興会のご案内」の発行**
表紙に令和 2 年度高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品(県立相模原弥栄高等学

校　令和元年度 PTA 広報紙 「弥栄」24 号)を使用。12 月に 149,000 部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場において PR 用にも使用。

３．作文コンクール　テーマは「『安全』又は『健康』」。応募数 17 校 366 編。最優秀賞 2 編、優秀賞 6 編、佳作 20 編。最優秀賞の県立二俣川看護福祉高校谷口柚羽、県立小田原高校古藤杏奈の作品を『安全振興会のご案内』(令和 3 年度版)に掲載。

４．ポスターコンクール　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数 10 校 86 点。最優秀賞 2 点、優秀賞 9 点、佳作 9 点。最優秀横浜隼人高校岩渕威秀の作品を安全推進月間キャンペーン用ポスターに、県立白山高校川上夏生の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

５．補助事業　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高Ｐ連交通安全運動等健全育成事業
(2) 高Ｐ連安全啓発事業
(3) 校長会交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(4) 高文連安全対策事業
(5) 高体連安全対策事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究

６．見舞金の給付　死亡見舞金 0 件、障害見舞金 2 件、負傷等見舞金 1,725 件、義歯見舞金 22 件、供花料 19 件。合計 1,768 件に 7,257 万余円を給付。コロナ禍の休校や部活動の自粛に伴い、大幅な減となった。

７．修学奨励事業　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各 1 名計 158 名。月額 6,000 円を給付。

諸会議の記録

◆評議員会

定時　令和 2 年 6 月 25 日(木)

令和元年度臨時評議員会が中止になったため多くの報告事項が持ち越しされた。

【報告事項】

1　令和元年度修学奨励生採用について
2　令和元年度作文コンクール選考結果について
3　令和 2 年度作文コンクール選考委員選任について
4　令和元年度ポスターコンクール審査結果について
5　令和元年度第 2 回交通安全運動連絡会について
6　義歯見舞金審査委員の辞任・解任及び選任について
7　令和元年度コンプライアンス担当理事報告について
8　第 9 回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会北海道大会報告について
9　令和元年度ＰＴＡ・青少年教育団体共済法第 18 条の規定に基づく立入検査の結果報告について
10　共済マニュアル改訂について
11　令和元年度個人情報保護監査について
12　令和元年度個人情報保護研修について
13　令和 2 年度新規学校安全の普及充実事業（熱中症アラーム寄贈）について
14　事務局長選任について
15　令和 2 年度予算について
16　令和元年度共済監査報告について
17　令和 2 年度事業計画について
18　令和 2 年度年間事業予定について
19　その他の報告について
(1)「令和元年度安全振興会事業概要」の発行について
(2)「平成 30 年度事業報告書」の提出について
(3)「平成 30 年度公益目的支出計画実施報告書等」の提出について
(4) 共済規程変更承認申請について
(5) 評議員・理事及び監事の就任及び退任届の提出について
(6) 安全普及啓発活動実施届の提出について
(7) 令和 2 年度事業説明会について
(8)『令和 2 年度版安全振興会の手引き』の発行について
(9) 令和 2 年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(10) 令和 2 年度補助金・委託金について

【協議事項】

1　令和元年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　令和元年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　評議員・理事及び監事選任の件

臨時　令和 3 年 3 月 11 日（木）

コロナ感染症感染防止のためオンラインにより開催した。

【報告事項】

1　加入及び見舞金等給付状況について
2　令和 2 年度修学奨励生採用について
3　ポスターコンクール審査結果について
4　作文コンクール選考結果について
5　作文コンクール選考委員選任について
6　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
7　令和 2 年度中間会計監査結果報告について
8　第 10 回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会山梨大会報告について
9　PTA・青少年教育団体共済法第 18 条の規

定に基づく立入検査の結果報告について
10　令和２年度個人情報保護監査について
11　令和２年度個人情報保護研修について
12　内部管理に係る担当者選任について
13　評議員の任期満了について
14　令和２年度第２回交通安全運動連絡会について
15　安全振興会財団設立 40 周年記念事業について
16　令和３年度事業計画について
17　令和３年度補助金・委託金について
18　令和３年度予算について
19　その他の報告について

【協議事項】
1　定款の改訂の件
2　修学奨励金給付基準の改訂の件
3　事務局運用規程の改訂の件

◆　理事会

第１回　令和２年６月 11 日(木)

【報告事項】
1　令和元年度共済監査報告について
2　令和２年度新規学校安全の普及充実事業（熱中症アラーム寄贈）について
3　令和元年度個人情報保護監査について
4　令和元年度個人情報保護研修について
5　事務局長選任について
6　令和元年度コンプライアンス担当理事報告について
7　その他の報告について
(1) 安全普及啓発活動実施届の提出について
(2) 令和２年度事業説明会について
(3)『令和２年度版安全振興会の手引き』の発行について
(4) 令和２年度ポスターコンクール、作文コンクールについて
(5) 令和２年度補助金・委託金について

【協議事項】
1　令和元年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　令和元年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　令和２年度年間事業予定案の件
5　評議員、理事及び監事候補選任の件
6　令和２年度定時評議員会開催の件

第２回　令和２年７月 16 日(木)

【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　その他の報告について
3　「令和元年度業務報告書」の提出について
4　「令和元年度公益目的支出計画実施報告書等」の提出について

【協議事項】
1　令和２年度修学奨励生採用の件

第３回　令和２年 11 月 19 日(木)

【報告事項】
1　評議員の任期満了について
2　加入及び見舞金等給付状況について
3　令和２年度修学奨励生採用について
4　ＰＴＡ･青少年教育団体共済法第 18 条の規定に基づく立入検査の結果報告について
5　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
6　令和２年度中間会計監査結果報告について
7　ポスターコンクール審査結果について
8　作文コンクール選考結果について
9　第 10 回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会山梨大会報告について
10　令和２年度個人情報保護監査について
11　その他の報告について
(1)『安全振興会報第 75 号』の発行について
(2)『令和３年度版安全振興会のご案内』の発行予定について
(3)評議員･理事及び監事の就任及び退任届の提出について

【協議事項】
1　令和３年度補助金・委託金申請の件
2　内部管理に係る担当者選任の件
3　定款の改訂の件
4　事務局運用規程の改訂の件
5　安全振興会 財団設立 40 周年記念事業の件

第４回　令和３年２月 18 日(木)

コロナ感染症感染防止のためオンラインで開催した。

【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　令和２年度第２回交通安全運動連絡会について
3　令和２年度個人情報保護研修について
4　安全振興会報第 76 号の発行について

【協議事項】
1　修学奨励金給付基準の改訂について
2　作文コンクール選考委員選任の件
3　令和３年度事業計画案の件
4　令和３年度補助金・委託金の件
5　令和３年度予算案の件
6　令和２年度臨時評議員会開催の件

◆監査等

令和元年度財務諸表調査報告
令和２年５月 28 日(木)
令和元年度 PTA･青少年教育団体共済監査
令和２年６月５日(金)
令和元年度監事監査
令和２年６月９日(火)
令和２年度 PTA 共済法に基づく立入検査
令和２年 10 月 16 日(金)
令和２年度個人情報保護監査
令和２年 11 月 12 日(木)
令和２年度中間会計監査
令和２年 11 月 12 日(木)

◆作文選考委員会
第１回　令和２年５月（書面）
　１　選考委員に関する確認事項について
　２　最優秀作品の扱いについて
　３　最近の応募状況について
　４　令和２年度募集要項について
　５　令和２年度の選考方法について
　６　選考の日程について
　７　来年度の募集締切日について
　８　その他
第２回　令和２年 10 月８日(木)
　１　第一次選考
第３回　令和２年 10 月 21 日(水)
　１　第二次選考の１
第４回　令和２年 10 月 30 日(金)
　１　第二次選考の２

◆　常務理事会
第１回　令和２年　４月　９日（木）
第２回　令和２年　５月　21 日（木）
第３回　令和２年　６月　11 日（木）
第４回　令和２年　６月　25 日（木）
第５回　令和２年　７月　16 日（木）
第６回　令和２年　８月　27 日（木）
第７回　令和２年　９月　10 日（木）
第８回　令和２年　10 月　22 日（木）
第９回　令和２年　11 月　12 日（木）
第 10 回 令和２年　12 月　17 日（木）
第 11 回 令和３年　１月　14 日（木）
第 12 回 令和３年　２月　18 日（木）
第 13 回 令和３年　３月　11 日（木）

◆義歯見舞金審査委員会
第１回　令和２年　４月　２日（木）
第２回　令和２年　７月　９日（木）
第３回　令和２年　８月　６日（木）
第４回　令和２年　10 月　１日（木）
第５回　令和２年　12 月　３日（木）
第６回　令和３年　２月　４日（木）
第７回　令和３年　３月　４日（木）

令和３年度　（2021年度）

役員の改選　第 15 代理事長に松下孝

理事　松下孝(理事長)、小宮龍一、反町聡之、赤松伸一(以上、常務理事)、米山賢、井坂秀一、中野真衣子、林忠
監事　田中玲、吉川亮、勝又修

歯牙欠損見舞金創設

スポーツ振興センターは、令和３年４月から新たに「歯牙欠損見舞金」を支給することとした。「歯牙欠損見舞金」は、これまで障害見舞金の対象となっていなかった１歯の歯牙の欠損についても対象としている（1 歯 8 万円)。これを受け、本会の共済事業にも同様に「歯牙欠損見舞金」を創設。給付額はスポーツ振興センターの給付額の 50%とした。「共済規程」「共済規程の運用について」及び「共済マニュアル」を改定し、施行日は令和４年４月１日とした。

安全振興会財団設立 40 周年記念誌発行

「財団法人神奈川県立高等学校安全振興会」を引継ぎ、令和３年（2021 年）に設立 40 周年を迎えたが、コロナ感染症感染防止及び経費削減のため、記念式典の開催は行わないこととした（令和２年度臨時評議員会)。また、30 周年以降の 10 年分の記録を本会 HP に掲載し、書面をもっての紹介をする。

諸事業

１．**会報の発行**　９月に第 77 号を 129,300 部発行、２月に第 78 号を発行予定。

２．**「安全振興会のご案内」（平成４年度版）の発行**　表紙に高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立川和高等学校ＰＴＡ広報紙「川和」第 120 号）を使用。12 月に 145,000 部発行。全会員・新入生の保護者及び教職員に配付。協賛事業、補助事業等の諸会場において PR 用にも使用。

３．**作文コンクール**　テーマは「『安全』又は『健康』」応募数 24 校 1,456 編。最優秀賞２編、優秀賞７編、佳作 42 編。最優秀賞の県立新城高校岩本依澄、県立海老名高校大槻莉実の作品を『安全振興会のご案内』(令和４年度版)に掲載。過去最大の応募数であった。

４．**ポスターコンクール**　高文連美術・工芸専門部に委託して実施。応募数 14 校 119 点。最優秀賞２点、優秀賞 10 点、佳作９点。最優秀県立上矢部高校岩田和佳の作品を安全推進月間

キャンペーン用ポスターに、県立白山高校岡本来千の作品を作文コンクール作品募集用ポスターに作成し、県立学校に送付。

５．**補助事業**　「学校安全の普及充実事業」として、各団体に補助金を交付した。

(1) 高Ｐ連交通安全運動等健全育成事業
(2) 高Ｐ連安全啓発事業
(3) 校長会交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究
(4) 高文連安全対策事業
(5) 高体連安全対策事業
(6) 定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究

６．**見舞金の給付**

７．**修学奨励事業**　採用定員は県立学校全日制及び定時制課程につき各 1 名計 158 名。新基準（他の奨学金との併給も可）により募集。月額 6,000 円を給付。

諸会議の記録

◆評議員会

定時　令和３年６月 27 日(日)
コロナ感染症感染防止のためオンラインで開催施した。

【報告事項】
1　令和２年度共済監査報告について
2　令和２年度コンプライアンス担当理事報告について
3　令和３年度年間事業予定について
4　その他報告について

【協議事項】
1　令和２年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　令和２年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　評議員選任の件
5　理事及び監事選任の件
6　運営規則の別表と共済掛金及び準備金に関する算出方法書における共済規程改定の件
7　歯牙欠損見舞金の創設に関する共済規程改定の件

臨時　令和４年３月 10 日（木）　予定

◆　理事会

第１回　令和３年５月 27 日(木)

【報告事項】
1　令和２年度共済監査報告について
2　令和２年度コンプライアンス担当理事報告）について
3　その他報告について

【協議事項】
1　令和２年度事業報告及び事業報告の附属明細書案の件
2　令和２年度決算報告案の件
3　公益目的支出計画実施報告書案の件
4　令和３年度年間事業予定案の件
5　評議員候補選任の件
6　理事及び監事候補選任の件
7　別表及び共済掛金及び準備金に関する算出方法における共済規程の改定の件
8　歯牙欠損見舞金の創設に関する共済規程の改定の件

第２回　令和２年６月 24 日(木)

【協議事項】
1　令和３年度定時評議員会日程変更の件

第３回　令和３年７月１日(木)

【協議事項】
1　理事長選定の件
2　常務理事選定の件
3　内部管理に係る担当者選任の件
4　義歯見舞金審査委員の解任及び選任の件

第４回　令和３年７月 15 日(木)

【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　その他の報告について

【協議事項】
1　令和３年度修学奨励生採用の件
2　法人名変更に伴う義歯見舞金審査委員会に関する規程の改定の件
3　義歯見舞金審査委員の辞任及び選任の件

第５回　令和３年 12 月 16 日(木)

【報告事項】
1　加入及び見舞金等給付状況について
2　PTA・青少年教育団体共済法第 18 条の規定に基づく立入検査の結果報告について
3　税理士による中間財務諸表調査結果報告について
4　令和３年度中間会計監査結果報告について
5　ポスターコンクール選考結果について
6　作文コンクール選考結果について
7　第 11 回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会書面審査報告について
8　令和３年度個人情報保護監査について
9　その他の報告について

【協議事項】
1　歯牙欠損見舞金創設に伴う運営規則の改定の件
2　令和４年度補助金・委託金申請の件
3　安全振興会財団設立 40 周年における表彰者の件

第６回　令和４年２月 17 日(木)　予定

◆監査等

令和２年度財務諸表調査報告
令和３年５月 10 日(月)
令和２年度 PTA･青少年教育団体共済監査
令和３年５月 20 日(木)
令和２年度監事監査

令和３年５月 20 日(木)
令和３年度 PTA 共済法に基づく立入検査
令和３年 11 月 25 日(木)
令和３年度個人情報保護監査
令和３年 11 月 11 日(木)
令和３年度中間会計監査
令和３年 11 月 11 日(木)

◆作文選考委員会
第１回　令和３年５月 21 日(金)
1　選考委員に関する確認事項について
2　最優秀作品の扱いについて
3　最近の応募状況について
4　令和３年度募集要項について
5　令和３年度の選考方法について
6　選考の日程について
7　来年度の募集締切日について
8　その他
第２回　令和３年 10 月６日(水)
1　第一次選考
第３回　令和３年 10 月 21 日(木)
1　第二次選考の１
第４回　令和３年 10 月 29 日(金)
1　第二次選考の２

◆　常務理事会
第１回　令和３年　４月 15 日（木）
第２回　令和３年　５月 20 日（木）
第３回　令和３年　５月 27 日（木）
第４回　令和３年　６月 24 日（木）
第５回　令和３年　７月　１日（木）
第６回　令和３年　７月 15 日（木）
第７回　令和３年　９月　３日（木）
第８回　令和３年 10 月 21 日（木）
第９回　令和３年 11 月 11 日（木）
第 10 回 令和３年 12 月 16 日（木）
第 11 回 令和４年　１月 13 日（木）
第 12 回 令和４年　２月　９日（水）　予定
第 13 回 令和４年　２月 17 日（水）　予定
第 14 回 令和４年　３月 10 日（木）　予定

◆義歯見舞金審査委員会
第１回　令和３年　４月　１日（木）
第２回　令和３年　５月　７日（木）
第３回　令和３年 12 月　２日（木）
第４回　令和４年　２月　３日（木）　予定

4. 年譜

昭和56年度
～令和3年度

		年　度	昭和56(1981)	昭和57(1982)
		理 事 長	小野　倬石	小野　倬石
加入校		全	128校/130校	128校/130校
(加入校数/学校数)		定	6校/23校	6校/23校
会 費 等		会　費	610円	600円
		人　数	139,906名	145,866名
		減　額	2分の1以内 563名	329名
学校安全の普及充実	作文募集		学校安全、健康管理に関するもの 応募245編	学校安全、健康管理について 応募137編
	ポスターコンクール			「安全管理月間」原画作成 学校へ委託
	学校安全教育の援助		非常用メガホン給付	非常用メガホン給付
	学校安全研修会 講演テーマ		学校事故	学校事故
	研究委託(学校内外の安全と管理)		川崎南	川崎南、西湘
	交通安全への委託・補助	高P連		
		校長会		
	その他補助・委託・協賛	高P連	協賛:各種研修会、 地区協議会に講師派遣(2地区)	⇒ ⇒
		校長会		
見舞金		件数	263件	228件
		金額	3,600万余円	2,338万余円
		基準の改正等	災害共済会の基準を継承 死亡見舞金:学校安全会の1/2(600万) 障害見舞金:学校安全会の1/2(1級750万) 負傷等見舞金:治療費5万ごとに1万。治療費が100万を越える場合は5万円ごとに2万加算 供花料:死亡の理由・状況等により給付 ①生徒の故意や犯罪行為 1万 ②故意でない災害及び病気 3万 ③支給制限に該当し、死亡見舞金が支払いが行われなかった場合 10万	
修学奨励		採用数	19名	17名
		給付額	月額5,000円	⇒
		基準の改正等	「修学奨励金給与基準」制定 対象:生活保護法に規定する要保護者等	
その他			神奈川県立高等学校災害共済会(S52-55(1977-1980))が法人化し財団設立 事務所は県立青少年センター(横浜市西区紅葉ケ丘)	寄附行為改正(理事8～11名に増員) 「日本学校安全会」が「日本学校健康会」に名称変更

昭和58(1983)	昭和59(1984)	昭和60(1985)	昭和61(1986)
小野　倬石	小野　倬石	小野　倬石	小野　倬石
142校/147校	147校/153校	153校/155校	158校/160校
6校/23校	6校/23校	7校/23校	6校/23校
全600円、定240円	⇒	⇒	⇒
157,602名	174,132名	192,570名	202,524名
328名	529名	476名	347名
⇒ 応募42編	⇒ 応募35編	⇒ 応募35編	⇒ 応募30編
⇒	「安全管理月間」「作文募集」原画作成　学校へ委託	⇒	⇒
ライト付きラジオ、ヘルメット給付	ライト付きラジオ、ヘルメット給付	レターケース給付	レターケース給付
学校事故	学校事故	反社会的行動	スポーツ障害
西湘、平塚工業 委託研究誌第1号 (川崎南「健康度測定」)	平塚工業、山北 委託研究誌第2号 (西湘「救急処置」)	山北、神田 委託研究誌第3号 (平塚工業「校内ジョギングコースの建設と健康づくりの試み」)	神田、荏田 委託研究誌第4号 (山北「体育の授業時における救急処置法について」)
「4+1ない運動始まる」		研究委託「高校生の交通安全について」	⇒(8地区)
⇒ 地区協議会で講演会(6地区)	⇒ ⇒	⇒ ⇒(8地区)	⇒ ⇒(7会場)
委託:健康状態調査	⇒		
352件	541件	482件	640件
3,243万余円	5,788万余円	3,583万余円	6,278万余円
死亡・障害:学校健康会の1/2 (600万・1級900万) 負傷等:学校健康会支給額２万円以上につきその1/2	義歯見舞金新設 (障害見舞金に該当しない学校管理下における歯の欠損補綴に対し1本3万、2本まで)		死亡:健康センター改定による増額 (700万)
23名	36名	29名	38名
⇒	⇒	⇒	⇒
	第1回全国研究大会(箱根)	第2回全国研究大会(横浜)	「日本学校健康会」が「日本体育・学校健康センター」に名称変更

		年　度	昭和62(1987)	昭和63(1988)	平成元(1989)
		理 事 長	小野　倬石	小野　倬石	小野　倬石
加入校(加入校数/学校数)		全	162校/165校	162校/165校	161校/165校
		定	6校/23校	6校/23校	7校/23校
会 費 等		会　費	(全600円、定240円)	⇒	⇒
		人　数	210,149名	218,131名	220,733名
		減　額	332名	379名	435名
学校安全の普及充実	作文(募集)コンクール		⇒(作文募集「学校安全、健康管理について」) 応募30編	⇒ 応募16編	作文コンクール「学校安全、健康管理について」 応募14編
	ポスターコンクール		⇒(「安全管理月間」「作文募集」原画作成学校へ委託)	⇒(学校へ委託)	⇒
	学校安全教育の援助		救急鞄、救急用品給付		救急鞄、救急用品給付
	学校安全研修会 講演テーマ		運動の効用、危険性	交通安全 教室の環境調査	交通安全 自転車の安全
	研究委託(学校内外の安全と管理)		荏田、大原 委託研究誌第5号 (神田「」体力低位者のためのトレーニングプログラム)	大原 委託研究誌第6号 (荏田「教室の環境調査」)	津久井浜 委託研究誌第7号 (大原「自転車を安全に乗るために」)
	交通安全への委託・補助	高P連	⇒(研究委託「高校生の交通安全について」)(9地区)	⇒(10地区)	⇒ 地区交通安全集会(県教委・校長会共催)
		校長会			研究委託「交通安全教育の研究」 ストップ・ザ・交通事故高校生大会 (県教委・高P連共催)
	その他補助・委託・協賛	高P連	協賛:各種研修会、 講師派遣(9会場)	⇒ ⇒(10会場) 協賛:高Ｐ連発足40周年記念事業	⇒ ⇒地区協議会連携事業に
		高文連			安全思想の普及充実の実践を委託
見舞金		件数	570件	735件	753件
		金額	4,124万余円	6,027万余円	7,419万余円
		基準の改正等		障害:健康センター改定による増額(1級945万)	死亡・障害:健康センター支給額の6/10(840万・1級1134万) 負傷:2万円以上の6/10 特別見舞金支給要綱制定 供花料:理由を問わず10万
修学奨励		採用数	33名	43名	41名
		給付額	月額5,000円	⇒	月額6,000円
		基準の改正等			
その他			「十年の歩み」刊行		第6回全国研究大会(横浜)

平成2(1990)	平成3(1991)	平成4(1992)	平成5(1993)
小野　倬石	常盤　孝二	常盤　孝二	常盤　孝二
163校/165校	163校/165校	164校/165校	全校/165校
8校/23校	9校/23校	9校/23校	10校/23校
⇒	⇒	⇒	⇒
218,919名	205,442名	191,521名	178,231名
394名	295名	366名	2分の1　434名
⇒ 応募15編	⇒ 応募14編	⇒ 応募14編	⇒「安全と健康」 応募36編
「安全推進月間」「作文募集」原画作成　学校へ委託	⇒	⇒	⇒
交通安全 バイク	かながわ新運動 二輪車	かながわ新運動 校内救急体制	エイズ 喫煙
津久井浜、大秦野	大秦野、城郷 委託研究誌第8号(津久井浜「高校生に対する二輪車の運転実技指導とその効果について」)	城郷、厚木 委託研究誌第9号 (大秦野「校内の救急体制の確立」)	厚木、和泉 委託研究誌第10号 (城郷「生徒の健康管理について」)
⇒ ⇒ 「かながわ新運動」始まる	⇒ ⇒(高P連独自開催)(10地区)	⇒ ⇒	⇒ ⇒
⇒ ⇒	⇒ 交通安全高校生大会(10地区)	⇒ ⇒	⇒ ⇒
⇒ ⇒(11会場) 委託:第36回関東地区高P連神奈川大会	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒
⇒	⇒	⇒	⇒
820件	846件	945件	929件
10,124万余円	6,375万余円	8,170万余円	7,846万余円
供花料:非常災害による供花料は理事会が定める		死亡・障害:健康センター改定による増額(1020万、1級1374万)	
44名	43名	43名	43名
⇒	⇒	⇒	⇒
対象:授業料全額免除者			
財団創設10周年記念式典、 「10周年記念誌」刊行 寄附行為改正(理事11～13名に増員)			「修学奨励給付基準」と名称変更 全日制全校加入を達成

		年　度	平成6(1994)	平成7(1995)	平成8(1996)
		理 事 長	柳川　貞夫	柳川　貞夫	柳川　貞夫
加入校 (加入校数/学校数)		全	全校/166校	全校/166校	全校/166校
		定	12校/23校	12校/23校	13校/23校
		通	-	0校/3校	0校/3校
		盲 聾 養	-	-	3校/20校
会 費 等		会　費	(全600円、定240円)	全支900円、定360円、通80円	⇒
		人　数	168,544名	159,671名	149,543名
		減　額	1,038名	廃止	
学校安全の普及充実	作文コンクール		「安全」又は「健康」 応募88編	⇒ 応募283編	⇒ 応募384編
	ポスターコンクール		高文連美術工芸専門部会へ委託 応募30点	応募32点	応募52点
	学校安全教育の援助				
	学校安全研修会	講演テーマ	栄養と健康 持久走授業での安全		(高等学校安全担当者会議と共催)
	研究委託(学校内外の安全と管理)		和泉 委託研究誌第11号 (厚木「持久走授業における安全指導について」)	委託研究誌第12号 (和泉「学校管理下での事故防止について」)	
	交通安全への委託・補助	高P連	⇒(研究委託「高校生の交通安全について」(10地区)) 委託:地区PTA交通安全集会	補助:地区PTA交通安全集会	⇒
		校長会	⇒(委託「交通安全教育の研究」) ⇒(交通安全高校生大会)	⇒ ⇒委託から補助へ	⇒ ⇒
	その他補助・委託・協賛	高P連	⇒(協賛:各種研修会) 協賛:地区大会(11会場)	⇒ ⇒	⇒ ⇒
		校長会			
		高P連・校長会			
		高文連	委託:生徒の安全意識の高揚につながる活動	補助:生徒の安全意識の高揚につながる活動	⇒
		〃 美術工芸	委託:ポスター原画コンクール	⇒	⇒
見舞金		件数	977件	984件	970件
		金額	7,105万余円	8,007万余円	8,720万余円
		基準の改正等	供花料:非常災害による供花料は理事会が定めるを削除	障害見舞金支給対象1～14級全てに適用	死亡・障害:健康センター改定による増額(1260万、1級1698万)
修学奨励		採用数	46名	80名	82名
		給付額	(月額6,000円)⇒	⇒	⇒
		基準の改正等			
その他			運営規則改正(通信制の加入を認める)	運営規則改正(特別支援学校の加入認める。会費は全日制と同額。)	特別支援学校3校加入

平成9(1997)	平成10(1998)	平成11(1999)	平成12(2000)
栁川　貞夫	栁川　貞夫	横田　芳之	横田　芳之
全校/166校	全校/166校	全校/166校	全校/166校
15校/23校	14校/22校	14校/22校	15校/21校
0校/3校	0校/3校	0校/3校	0校/3校
2校/20校	-	-	-
全支1200円、定600円、通180円	⇒	⇒	⇒
142,013名	136,741名	135,340名	133,201名
⇒ 応募309編	⇒ 応募485編	⇒ 応募565編	⇒ 応募423編
応募57点	応募77点	応募96点	応募132点
廃止			
廃止			
⇒	⇒	⇒	⇒
⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒
⇒ ⇒ 協賛:広報紙コンクール 委託:「青少年を取り巻く社会環境健全化推進に関する研究」 協賛:第43回関東地区高Ｐ連神奈川大会	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
補助:関東地区普通科高等学校長研究協議会	協賛:校長会50周年記念事業		
			補助:交通安全連絡会
⇒	⇒ 協賛:高文連10周年記念事業	⇒	補助:生徒の精神的健康維持と健全思想の育成のための活動援助
⇒	⇒	⇒	⇒
1,007件	902件	945件	1,026件
8,423万余円	6,502万余円	6,374万余円	9,292万余円
支給制限の一部廃止 返還請求権の放棄 死亡・障害:健康センター支給額の7/10(1470万、1級1981万)、義歯:1本5万、2本10万		負傷見舞金給付期間を7年に 死亡・障害:健康センター改定による増額(1750万、1級2359万)	
80名	98名	100名	100名
⇒	⇒	⇒	⇒
	10地区校長会ごとに採用人数決定(総定員100名に増員)		
			第17回高等学校安全互助全国研究会神奈川大会 財団創設20周年記念式典・「財団創設二十周年記念誌」刊行

	年　度		平成13(2001)	平成14(2002)	平成15(2003)
	理 事 長		諸星　照美	諸星　照美	松岡　武彦
加入校 (加入校数/学校数)	全		全校/166校	全校/166校	全校/162校
	定		15校/21校	15校/20校	17校/19校
	通		0校/3校	0校/3校	0校/3校
	盲 聾 養		-	-	-
会 費 等	会　費		(全支1200円、定600円、通180円)	⇒	⇒
	人　数		128,342名	121,159名	117,675名
	減　額				
学校安全の普及充実	作文コンクール		⇒(「安全」又は「健康」) 応募600編	⇒ 応募618編	⇒ 応募617編
	ポスターコンクール		応募135点	応募130点	応募121点
	寄贈品			希望校に安全対策物品(ハンドメガホン、センサーライト他)	
	交通安全への委託・補助	高P連	⇒(地区PTA交通安全集会)	⇒	⇒
		校長会	⇒(委託:交通安全教育の研究) ⇒(交通安全高校生大会)	委託:効果的な交通安全教育の指導方法の研究 ⇒	⇒ ⇒
	その他補助・委託・協賛	高P連	⇒(協賛:各種研修会) ⇒(協賛:地区大会(11会場)) ⇒(協賛:広報紙コンクール) 協賛:県大会 委託:青少年を取り巻く社会環境健全化の推進に関する研究	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 委託:高校生の健全教育のための生徒・教職員向け資料作成	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
		高P連・校長会	⇒(補助:交通安全連絡会)	⇒	⇒
		高文連	⇒(生徒の精神的健康維持と健全思想の育成のため活動援助)	⇒	⇒
		〃 美術工芸専門部	⇒(委託:ポスターコンクール)	⇒	⇒
見舞金	件数		934件	911件	1,047件
	金額		7,841万余円	8,988万余円	7,633万余円
	基準の改正等				
修学奨励	採用数		100名	100名	100名
	給付額		(月額6,000円)⇒	⇒	⇒
	基準の改正等				
その他			作文最優秀作品2編とも「安全振興会のご案内」に掲載		「日本体育・学校健康センター」が「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に名称変更

平成16(2004)	平成17(2005)	平成18(2006)	平成19(2007)
松岡　武彦	小山　秀文	小山　秀文	櫻井　智定
全校/153校	全校/152校	全校/152校	全校/152校
17校/19校	18校/19校	全校/19校	全校/19校
0校/3校	0校/3校	0校/3校	0校/3校
-	-	-	-
⇒	⇒	⇒	⇒
115,471名	113,318名	109,927名	108,721名
⇒ 応募617編	⇒ 応募549編	⇒ 優秀作品集刊行 応募412編	⇒ 応募492編
応募154点	応募125点	応募99点	応募145点
			AED(自動体外式除細動器)全県立高校へ152台寄贈
⇒	⇒	⇒	⇒
委託:「かながわ新運動」啓発資料の作成 ⇒	委託:効果的な交通安全教育の指導方策の研究 ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒
⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 関東地区高P連神奈川大会 委託:高校生の健全育成のための生徒・教職員向け資料の作成	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 委託:高校生の健全育成のための生徒・教職員・保護者向け資料作成	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 補助:エイズ・薬物乱用防止事業 ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 補助:健全育成大会 協賛:研修大会 ⇒
⇒	⇒		
補助:活動援助	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒
1,074件	934件	1,293件	1,343件
5,834万余円	6,206万余円	6,563万余円	5,806万余円
負傷見舞金給付期間を10年に	死亡・障害:健康センター改定による増額(1960万、1級2639万)	負傷:スポーツ振興センター支給額1.5万円以上超えた場合の6割	
99名	100名	152名	171名
⇒	⇒	⇒	⇒
		採用人数:各学校につき1名	採用人数:県立学校全日制及び定時制課程につき各１名
事務所を県少年課神之木台分館(横浜市神奈川区神之木台)へ移転	スポーツ振興センターの共済掛金が値上げされたが、本会は賛助会費据え置き(以降、据え置き)	定時制全19校加入を達成 会費納入期限:5/31⇒6/20 基本財産12億に 全国高等学校安全互助会連絡協議会設立	

		年　度	平成20(2008)	平成21(2009)	平成22(2010)
		理 事 長	櫻井　智定	諸星　照美	諸星　照美
加入校 (加入校数/学校数)		全	全校/146校	全校/143校	全校/141校
		定	全校/19校	全校/19校	全校/20校
		通	0校/2校	0校/2校	0校/2校
		中　等		全校/2校	全校/2校
		盲 聾 養	-	-	-
会 費 等		会　費	（全支1200円、定600円、通180円）	全中支1200円、定600円、通180円	⇒
		人　数	109,830名	112,029名	115,559名
		減　額	1/2　4,953名	5,909名	3,175名
学校安全の普及充実	作文コンクール		⇒ 応募792編	⇒ 応募961編	⇒ 応募549編
	ポスターコンクール		応募110点	応募120点	応募123点
	交通安全への委託・補助	高P連	⇒(地区PTA交通安全集会)	⇒(「かながわ新運動」終了)	⇒(「スタートかながわ」が展開)
		校長会	⇒ ⇒(交通安全高校生大会)	⇒ ⇒	委託:効果的な交通安全教育指導方法の研究 ⇒
	その他補助・委託・協賛	高P連	⇒(各種研修会・研修大会) ⇒(協賛:地区大会(11会場)) ⇒(協賛:広報紙コンクール) ⇒(協賛:県大会) 補助:健全育成事業 ⇒(委託:高校生の健全育成のための生徒・保護者用資料作成)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 関東地区高P連神奈川大会
		高文連	補助:諸行事	⇒	⇒
		〃美術工芸専門部	(委託:ポスターコンクール) ⇒	⇒	⇒
		高体連		赤十字安全講習会(救急法・水上安全短期講習)、赤十字救急員資格取得講習会、スポーツ医科学サポート事業「指導者研修会」)	⇒
		定通教頭会			
		その他		第19回全国産業教育フェア神奈川大会	
見舞金		件数	1,479件	1,518件	1,808件
		金額	1億5,800万余円	7,017万余円	9,262万余円
		基準の改正等			
修学奨励		採用数	165名	164名	163名
		給付額	(月額6,000円)⇒	⇒	⇒
		基準の改正等			授業料不徴収に対応し、修学奨励金給付基準改正
その他			見舞金給付額過去最高 賛助会費減免	中等教育学校の開設に伴い加入(運営規則改正)、中等教育全2校加入(会費は全日と同額)　高体連補助金交付	全国大会神奈川大会 財団創設30周年記念式典・記念誌刊行 運営規則、賛助会費減額申請資格基準改定 PTA共済法成立

平成23(2011)	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)
團野 勝美	團野 勝美	相馬 孝雄	相馬 孝雄
全校/141校	全校/141校	全校/141校	全校/139校
全校/20校	全校/20校	全校/20校	全校/21校
0校/2校	1校/2校	1校/2校	1校/2校
全校/2校	全校/2校	全校/2校	全校/2校
-	-	-	-
⇒	⇒	⇒	⇒
117,490名	122,141名	122,980名	125,855名
3,021名	3,109名	2,770名	3,382名
⇒ 応募984編	⇒ 応募748編	⇒ 応募721編	⇒ 応募500編
応募134点	応募130点	応募130点	応募131点
⇒	補助:交通安全運動事業(地区交通安全高校生・PTA大会、交通安全対策会議含、健全育成大会)	補助:交通安全運動事業(研修大会、健全育成大会、交通安全大会および交通安全担当者会議)	補助:交通安全運動事業(研修大会、地区交通安全高校生・PTA大会、健全育成大会・広報紙コンクール表彰式)
⇒ ⇒	補助:交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究	⇒	⇒
⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	補助:安全啓発事業 研修大会、定期総会 広報紙コンクール表彰式 健全育成大会 ⇒	⇒ ⇒ 健全育成大会、広報紙コンクール表彰式 校長会との合同研究での安全啓発活動	⇒ ⇒ ⇒ 県大会
⇒	補助:安全対策事業 安全対策講習会、安全対策解説資料、各行事における衛生管理	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	赤十字救急員資格取得講習会、スポーツ医科学サポート事業(指導者研修会、国立スポーツ科学センター研修会)	赤十字救急員資格講習会、スポーツ医科学サポート事業指導者研修会
神奈川新聞厚生文化事業団に東日本大震災義援金	補助:定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究	⇒	⇒
1,754件	1,950件	2,109件	2,052件
7,438万余円	8,984万余円	1億476万余円	8,311万余円
	見舞金時効3年		義歯見舞金審査委員会設置
163名	163名	164名	163名
⇒	⇒	⇒	⇒
寄付行為を定款に変更(理事8、監事3、評議員11) 公益法人を目指し法人移行準備委員会を設置 最初の評議員選任	定款施行、PTA共済認可 通信制初めて1校加入 審査委員会を撤廃 校長会議設立 個人情報保護方針策定 公益財団法人へ移行申請	PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業開始 一般財団法人へ移行 公益財団法人不認定	

		年　度	平成27(2015)	平成28(2016)	平成29(2017)
		理 事 長	倉金　榮	倉金　榮	栁川　秀史
加入校 (加入校数/学校数)		全	全校/139校	全校/139校	全校/139校
		定	全校/21校	全校/21校	全校/21校
		通	1校/2校	1校/2校	1校/2校
		中　等	全校/2校	全校/2校	全校/2校
		盲 聾 養	-	-	-
会 費 等		会　費	(全中支1200円、定600円、通180円)	⇒	⇒
		人　数	126,948名	127,321名	127,254名
		減　額	5,179名	6,897名	7,696名
学校安全の普及充実	作文コンクール		⇒応募607編	⇒ 応募870編	⇒ 応募1025編
	ポスターコンクール		応募131点	応募142点	応募146点
	寄贈品				
	交通安全への委託・補助	高P連	⇒補助:交通安全大会等健全育成事業(地区交通安全大会他)	⇒	⇒
		校長会	補助:「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を中心とした交通安全教育運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究	⇒	⇒
	その他補助・委託・協賛	高P連	⇒補助:交通安全運動等健全育成事業・安全啓発事業 ⇒(各種研修会) ⇒(県大会(広報紙コンクール含)) ⇒(研修大会) ⇒(定期総会)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 関東地区高P連神奈川大会
		高文連	⇒(補助:安全対策事業)	⇒	⇒
		〃 美術工芸専門部	(ポスターコンクール) ⇒	⇒	⇒
		高体連	⇒赤十字救急員資格取得講習会	⇒	⇒
		定通教頭会	⇒(定通における安全・健康のあり方に関する研究)	⇒	⇒
		その他			
見舞金		件数	2,010件	2,161件	2,154件
		金額	9,801万余円	1億267万余円	1億3,164万余円
		基準の改正等			
修学奨励		採用数	163名	163名	163名
		給付額	(月額6,000円)⇒	⇒	⇒
		基準の改正等			
その他			事務局をシルクセンターに移転 全国会長選任に伴い顧問新設(定款変更) 共済マニュアル策定	学校からの郵送料は「料金受取人払」制度を利用し本会負担	ポスター応募数過去最高 公印取扱規程施行

平成30(2018)	平成31/令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
栁川　秀史	勝又　修	勝又　修	松下　孝
全校/139校	全校/139校	全校/135校	全校/135校
全校/21校	全校/21校	全校/20校	全校/20校
1校/2校	1校/2校	1校/2校	1校/2校
全校/2校	全校/2校	全校/2校	全校/2校
-	-	-	-
⇒	⇒	⇒	⇒
126,208名	123,891名	121,043名	117,412名(12月31日現在)
7,669名	廃止		
⇒ 応募940編	⇒ 応募898編	⇒ 応募366編	⇒ 応募1,456編
応募113点	応募121点	応募89点	応募119点
		全加入校に熱中症アラーム141台寄贈	
補助:交通安全運動等健全育成事業(地区交通安全大会、研修大会、県大会)	補助:交通安全運動等健全育成事業(地区交通安全大会、健全育成研修会・委員会運営、研修大会、県大会)	⇒(コロナ禍のため交通安全大会中止。研究集録等配布)	補助:交通安全大会等健全育成事業(地区交通安全大会他)
⇒(交通安全大会・スケアードストレイト3地区)	⇒(交通安全大会・スケアードストレイト5地区)	⇒(コロナ禍のため交通安全大会中止。研究集録等配布、スケアードストレイト5校)	⇒(交通安全大会・スケアードストレイト5地区)
補助:交通安全運動等健全育成事業・安全啓発運動 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒(中止、縮小、オンライン) ⇒(オンライン) ⇒(中止) ⇒(冊子配送)	補助:交通安全運動等健全育成事業・安全啓発事業 各種研修会 県大会(広報紙コンクール含む) 研修大会 定期総会
⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	コロナにより救急法基礎講習中止、安全対策物品購入	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒
2,171件	2,713件	1,768件	1,167件（12月31日現在）
1億1,233万余円	1億4,697万余円	7,257万余円	4,602万余円（12月31日現在）
	死亡・障害7割→5割(1500万、1級2000万) 負傷6割→5割 1割給付はセンター4倍の5割		
163名	163名	158名	158名
⇒	⇒	⇒	⇒
			他の奨学金との併給可
減額廃止を決定、加入更新届締切変更、情報公開規程、リスク管理の基本方針、リスク管理規程策定	見舞金件数過去最高 見舞金給付率変更、支払期限の変更	定款変更(評議員会決議省略) 修学奨励給付基準改定(他の奨学金との併給可)	作文応募数過去最高 財団創設40周年記念誌刊行 歯牙欠損見舞金創設(R4より)

第2章　学校安全の普及充実事業

1．作文コンクール

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会『定款』第 4 条第 1 号の「学校安全の普及充実」事業として、生徒の安全意識の高揚を図るため、財団創設時当初より作文コンクールを実施しており現在に至っている。41 年間の総応募数は 18,607 編になる。

テーマ

「『安全』又は『健康』」

応募資格

神奈川県立の高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）に在学する生徒

最優秀作品の発表

コンクール入賞者は『安全振興会報』に発表し、最優秀作品 2 編と審査委員講評を掲載。『安全振興会のご案内』にも最優秀作品を掲載。また、高 P 連大会（平成 26 年度まで広報紙コンクール表彰式、平成 27 年度は広報大会、平成 28 年度以降高 P 連大会）にて、最優秀作品の朗読が生徒本人により行われている。

選考委員

退職した国語科の校長に選考委員を委嘱。委員長以下 6 名で構成。

「最優秀作品集」の刊行

平成 13 年度以降各年度の最優秀作品を 1 冊の作品集にまとめ、『安全振興会作文コンクール最優秀作品集』として毎年刊行して各学校や関係者に配付している。

応募数と最優秀作品

年度	応募数	学校数	学校名	生徒名	作品題名
H22	549	17	中央農業 中央農業	菅井　昭雄 八木　由紀	「心の健康　～僕が目指す療法士～」 「変わること　～心と食について～」
23	984	24	中央農業 多摩	三川　浩正 前之園和喜	「心と心を繋ぐ輪・野菜を育てて」 「前を向いて歩いていくために」
24	748	25	中央農業 相模原中央支援	三川　浩正 保田　健太	「志を継ぐ者・緑の庭」 「終わりなき心の甲子園」
25	721	18	川和 海洋科学	山田真友子 野口実沙子	「今を生きる私にできること」 「カッター実習で学んだこと」
26	500	16	茅ケ崎 麻生総合	千徳　茉有 苑原　珠生	「ナイトハイク」 「絶対気をつけて帰ってね」
27	607	21	多摩 相模原中央支援	高品　日苗 糸数　夢乃	「日常の中に」 「本当のバリアフリーとは何か」
28	870	14	大和西 吉田島総合	高田　夏美 井上　友花	「会いたい人」 「いつでも地域に安心を～地元野菜で備えを常に～」
29	1,025	22	瀬谷 瀬谷西	石井　航大 鈴木　楓	「『日常』をリハビリする」 「聲の衰退」
30	940	18	大和西 大船	加藤　碧梨 郷右近夏海	「小さなボタンが救った命」 「私が死んだら助かる命」
R1	898	20	七里ガ浜 新城	池田　結月 鈴木こころ	「コンビニ」 「『人参って綺麗ね』」
2	366	17	二俣川看護福祉 小田原	谷口　柚羽 古藤　杏奈	「コミュニケーションを大切にできる看護師を目指して」 「『自分らしく』と言われて」
3	1,456	24	新城 海老名	岩本　依澄 大槻　莉実	「献血という架け橋を」 「私がすべきこと」

2. 安全振興会ポスターコンクール

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会『定款』第４条第１号の「学校安全の普及充実」事業として、ポスターの作成及び配布を財団創設の翌年の昭和 57 年より実施している。

生徒の安全や健康に対する関心を喚起するため、「安全推進月間キャンペーン」用と「作文コンクール募集」用の２種類のポスター原画を県内高校の生徒からコンクールとして募集している。作成したポスターは県立学校等に配付し、安全推進月間及び作文コンクールの周知を図っている。

平成 6 年度から神奈川県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会へ委託し、令和３年度よりコンクール名を『ポスターコンクール』から、安全振興会を冠して『安全振興会ポスターコンクール』に変更した。

「作文募集」のポスターについては、平成 28 年度より、翌年度募集分として使用している。

令和２年度は新型コロナ感染症のため、学校の休業や部活動の自粛期間があり応募数が減ったが、令和３年度は前々年度（令和元年度）とほぼ同数となった。

テーマ　「『安全』又は『健康』」

応募資格

神奈川県内の公・私立問わず、高等学校・中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）等に在学する生徒

応募数と最優秀生徒名

年度	応募数	安全推進月間用		作文コンクール用	
		学校名	生徒名	学校名	生徒名
H22	123	横須賀総合	太田　亮	神奈川総合	中野　太超
23	134	横須賀総合	田辺　瑠美	神奈川総合	北爪　萌子
24	130	横須賀総合	片山　麗音	横浜隼人	佐野　未織
25	130	横浜隼人	佐野　未織	横須賀総合	髙城　玲那
26	131	横須賀総合	松島 萌	神奈川総合	内野 花梨
27	131	横浜隼人	川畑　聡美	横須賀総合	永山　笑
28	142	横須賀総合	入澤　友香	横浜隼人	川畑　聡美
29	146	横須賀総合	千葉　未帆	神奈川総合	田口　静来
30	113	相洋	梅津　舞	横須賀総合	高橋　奈々
R1	121	横須賀総合	清水 咲妃	白山	岩本 桃佳
2	86	横浜隼人	岩渕　威秀	白山	川上　夏生
3	119	上矢部	岩田　和佳	白山	岡本　來千

3. 交通安全運動を支援

「学校安全の普及充実事業」として、高 P 連、校長会の「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」等に補助金を交付し、その活動を支援している。これは昭和 58 年からの「4＋1ない運動」、平成 2 年からの「かながわ新運動」より引き続き一貫した支援である。令和 3 年度は、高 P 連に 265 万円、校長会に 340 万円を交付した。

現在、県教育委員会、県立高等学校等交通安全教育推進協議会、高 P 連地区協議会が県下 10 地区で交通安全大会を行っている。新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年度より形式を工夫しながらの開催となっている。

地区ＰＴＡ交通安全大会・交通安全高校生大会一覧表(*平成 27 年度まで横須賀三浦地区は地区 PTA 交通安全大会と交通安全高校生大会は別々に開催されている。残りの地区は合同開催)

平成 22 年度

地区PTA交通安全大会　参加者計　2,303名　補助金　高P連地区PTA交通安全大会　150万円
交通安全高校生大会等　(準備等含む)　3,717名　補助金　校長会交通安全運動　350万円

地　区	会　　場	区分	テーマ
横浜北	神奈川総合高校	PTA	「語り合おう、私たちの交通安全」
		高校生	「スタートかながわって何？」
横浜中	横浜平沼高校	地区	「自分の身　守るのは自分だけ　守られるのも自分だけ」
		交通	〃　～交通ルール　みんな知らなきゃ意味がない～
横浜南	関内ホール	「自己の世界入り込んだら事故の世界」	
川　崎	エポックなかはら	PTA	「事故そのときあなたは　加害者・被害者・目撃者」
		高校生	「守ろうよ　信号・命・あなたの未来」
横　三	横須賀市文化会館	PTA	「未来のための交通ルールとマナー、再確認」
	横須賀市総合福祉会館	高校生	「行って来ますは　ただいまを言うた　めに」
湘南(鎌相)	茅ヶ崎市民文化会館	「交通安全～私たちが主役～」	
中(平秦)	平塚市中央公民館	「世代をつなぐ交通安全」	
県　西	小田原市生涯学習センター	「安全も危険も自分でつくるー安全な未来へ進み出そうー」	
県　央	海老名市文化会館	「気をつけろ　命が行きかう　交差点」	
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」	

平成 23 年度

地区PTA交通安全大会　参加者計　2,329名　補助金　高P連地区PTA交通安全大会150万円
交通安全高校生大会等　(準備等含む)　2,870名　補助金　校長会交通安全運動　350万円

地　区	会　　場	区分	テーマ
横浜北	神奈川総合高校	「語り合おう、私たちの交通安全」	
横浜中	横浜平沼高校	「ルールを守れずに命が守れるか！！」	
横浜中	あーすぷらざ	「前向いて　自分で守ろう　その命」	
川　崎	エポックなかはら	「何のため　尊い命　君のため」	
横　三	横須賀文化会館	PTA	「Ｋ（危険）Ｙ（予知）Ｔ（訓練）、我が身を守ろう」
	横須賀市総合福祉会館	高校生	「気をつけろ！スピード出し過ぎ　事故のもと」
湘南(鎌相)	鎌倉芸術館	「交通安全～私たちが主役～」	
中(平秦)	平塚市中央公民館	「安全へ　つなぐ一歩は　ゆずりあい」	
県　西	開成町福祉会館	「マナーで守れる秩序と命　～みんなの心にゆとりを持って～」	
県　央	海老名市文化会館	「気をつけよう、ブレーキ・ハンドル、右・左」	
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」 ～あなたの命の守り方～	

平成 24 年度

地区PTA交通安全大会　参加者計　　2,315名 補助金 高P連交通安全運動事業に含む　　202万円
交通安全高校生大会等　(準備等含む) 2,561名 補助金 校長会交通安全教育推進運動に含む410万円

地 区	会　場	区分	テーマ
横浜北	神奈川公会堂	「語り合おう、私たちの交通安全」	
横浜中	横浜平沼高校	「Ｎｏルール　Ｎｏライフ　～ルールを守って命を守ろう!～」	
横浜南	港南公会堂	「上の空（ウワノソラ）　ひかれたときには　空の上」	
川　崎	エポックなかはら	「見つめ直そう　心の余裕とブレーキを」	
横　三	横須賀市文化会館	PTA	「親子で考える交通ルールとマナー」
	横須賀市総合福祉会館	高校生	「無視する勇気より待つ根気」
湘南(鎌相)	茅ヶ崎市民文化会館	「交通安全　～私たちが主役～」	
中(平秦)	平塚市民センター	「365 日、交通事故ゼロの日を目指して　～みんなでルールを守ろう～」	
県　西	南足柄市文化会館	守ろうルール　～「誰も見ていない」でもあなた自身は見ています～	
県　央	海老名市文化会館	PTA	「子どもたちの命を守りたい・・・有効な手段は」 「まだ平気！まだ大丈夫！その先に潜むもの」
		高校生	「まだ平気」 その一言が命取り
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」～突然の事故でなくすもの～	

平成 25 年度

地区PTA交通安全大会 参加者計　　2,267名　補助金 高P連交通安全運動事業に含む　　202万円
交通安全高校生大会等（準備等含む）2,341名　補助金 校長会交通安全教育推進運動に含む　　410万円

地 区	会　場	テーマ
横浜北	都筑公会堂	「語り合おう、私たちの交通安全」
横浜中	県立よこはま看護専門学校	「守ろうルール・守ろう安全　大切な命は一つだけ」
横浜南	地球市民かながわプラザ	「画面より　現実を見よう　君の目で」
川　崎	エポックなかはら	「はじめよう、　命を守る　交通安全」
横　三	横須賀市総合福祉会館	「安全第一　～無事故の意識～」
湘南(鎌相)	茅ヶ崎市民文化会館	「交通安全～私たちが主役～」
中(平秦)	平塚市中央公民館	「尊き命」守れ！一人ひとりの身の安全
県　西	大井町生涯学習センター	「安全」は、あせらず、無理せず、油断せず！～私には家で家族が待っています～
県　央	海老名市文化会館	「ながら運転、事故の元」
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか?」～知ろう　守ろう～

平成 26 年度

地区PTA交通安全大会 参加者計　　3,414名　補助金 高P連交通安全運動事業に含む　　193万円
交通安全高校生大会等 参加者計　　3,610名　補助金 校長会交通安全教育推進運動に含む410万円

地 区	会　場	テーマ
横浜北	都筑公会堂	「語り合おう、私たちの交通安全」
横浜中	県立よこはま看護専門学校	「自慢しようぜ 事故ゼロを　～Action for No accident～」
横浜南	地球市民かながわ プラザ	「ひかれるな ケータイよりも自動車に」
川 崎	エポックなかはら	「青信号 命をつなぐ 安全のサイン」
横 三	横須賀市総合福祉会館	「知ろう、守ろう、広めよう　～無事故の社会へ一歩ずつ～」
湘鎌(鎌相)	茅ヶ崎市民文化会館	「交通安全 ～私たちが主役～」
中(平秦)	平塚市中央公民館	「かけがえのない いのちだいじに」
県 西	南足柄市文化会館	「『帰りたい場所がある』『待ってくれている人がいる』 「私の命は私だけのものではない だからこそ大切にしよう」
県 央	海老名市文化会館	「左右（ひだりみぎ）」みんなの命 左右する
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」 ～一歩さがって見た世界～

平成 27 年度 *平成 27 年度よりすべての地区で合同開催

地区交通安全高校生・PTA大会　参加者計　　3,462名
補助金 高P連交通安全運動事業に含む　218万円、校長会交通安全教育推進運動に含む　410万円

地 区	会　場	テーマ
横浜北	鶴見区民文化センター	「語り合おう、私たちの交通安全」
横浜中	県立よこはま看護専門学校	「事故無きところに青春あり ～Nothing is more precious than your life～」
横浜南	地球市民かながわプラザ	「「平気だよ」その油断こそ事故のもと」
川 崎	エポックなかはら	「ながら歩き スマホと未来 どっち見る？」
横 三	横須賀市総合福祉会館	「なんとなくではダメなんだ １人１人の無事故の意識」
湘 鎌	茅ヶ崎市民文化会館	「交通安全～私たちが主役～」
平 秦	平塚市中央公民館	「守るのは、あなた、みらい、ゆずりあい」
県 西	南足柄市文化会館	『油断大敵 軽い気持ちと 重い命 ―「大丈夫だろう」は危険のサイン』
県 央	海老名市文化会館	「無くそう『事故』守ろう『自己』」
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」

平成 28 年度

地区交通安全高校生・PTA大会　参加者計　　3,378名

補助金 高P連交通安全運動事業に含む　228万円、校長会交通安全教育推進運動に含む　315万円

地 区	会　場	テーマ
横浜北	緑公会堂	『語り合おう、私たちの交通安全』
横浜中	県立よこはま看護専門学校	『自分たちから広げよう交通安全の輪』
横浜南	地球市民かながわプラザ	『命より大切ですか？　その画面』
川 崎	エポックなかはら	『よそ見して　あなたの命　赤信号』
横 三	横須賀市総合福祉会館	『一瞬で　命の重さ　忘れるな』
湘 鎌	茅ヶ崎市民文化会館	『交通安全～私たちが主役～』
平 秦	平塚市中央公民館	『無事に帰ってきて』
県 西	南足柄市文化会館	『事故は一瞬 傷は一生 守ろう -大切な自分の命-』
県 央	海老名市文化会館	『みんなで広げよう「安心安全心がけ」』
相模原	杜のホールはしもと	『命より大切なものってありますか？』

平成 29 年度

地区交通安全高校生・PTA大会　参加者計　　3,397名

補助金 高P連交通安全運動事業に含む　198万円、校長会交通安全教育推進運動に含む　343万円

地 区	会　場	テーマ
横浜北	緑公会堂	『語り合おう、私たちの交通安全』
横浜中	県立よこはま看護専門学校	『守ろう安全　～　小さなことから一つずつ』
横浜南	地球市民かながわプラザ	曲を聴き　事故の足音　聞こえない
川 崎	エポックなかはら	見つめ直そう　あなたの命　あなたの未来
横 三	横須賀市総合福祉会館	平気でしょ、その一言が自己の元
湘 鎌	鎌倉芸術館	交通事故ゼロを目指して　～私たちの交通安全～』
平 秦	平塚市中央公民館	「交通ルール？知ってるよ」「じゃあ守ってる？」
県 西	南足柄市文化会館	聞くべきは　はやりの歌より　交通音
県 央	海老名市文化会館	事故のない「未来」は作れる　僕たちで
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」 ～身の周りに潜む危険って何だろう～

平成 30 年度 ※大会名変更

地区交通安全大会　　参加者計　3,415名

補助金 高P連交通安全運動事業に含む　240万円、校長会交通安全教育推進運動に含む　345万円

地 区	会　場	テーマ
横浜北	横浜市青葉公会堂	「語り合おう、私たちの交通安全」
横浜中	横浜平沼高校	「さようならとは　まだ　言わせない、絶対に」
横浜南	地球市民かながわプラザプラザ	「油断する　君が見ている　その画面　映っているのは　悲惨な未来」
川 崎	エポックなかはら	「その一瞬　あの世とこの世の　交差点」
横 三	はまゆう会館	「気を抜くな　あなたの安全　あなた次第」
湘 鎌	茅ケ崎市民文化会館	「みんなで考えよう　私たちの交通安全」
平 秦	平塚市中央公民館	「忘れてない？心にゆとりと　思いやり」
県 西	南足柄市文化会館	「まぁいいか」その一言が大きな事故に　～身を守れるのは自分だけ～
県 央	海老名市文化会館	「一秒を　急ぐ心に　事故の影」
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」 ～一瞬の油断とその後～

令和元年度

地区交通安全大会　　参加者計　3,101名

補助金 高P連交通安全運動等健全育成事業に含む　265万円、校長会交通安全教育推進運動に含む　340万円

地 区	会　場	テーマ
横浜北	横浜市鶴見公会堂	「語り合おう、私たちの交通安全」
横浜中	旭区区民文化センターサンハート	「見直そう、自分の行動ルールとマナー」
横浜南	地球市民かながわプラザプラザ	「ひかれるな　スマホの画面に　自動車に」
川 崎	エポックなかはら	「Walking　ながらスマホで　Warning」
横 三	横須賀市総合福祉会館	「『大丈夫』その思い込み『大丈夫？』」
湘 鎌	茅ケ崎市民文化会館	「目指せゼロ　私たちの交通安全」
平 秦	平塚市中央公民館	「手にスマホ、耳にイヤホン、命とり」
県 西	南足柄市文化会館	「たったひとつの　いのち　だいじに」
県 央	海老名市文化会館	「チャリ　イズ　カー」
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」～心の焦りは事故への近道～

令和２年度 地区交通安全研究集録等 ※新型コロナ感染症対策のためリモート開催又は資料配布のみ

補助金 高P連交通安全運動等健全育成事業に含む　265万円、校長会交通安全教育推進運動に含む　340万円

地　区	冊数	研究集録掲載内容、交通安全啓発品等
横浜北	210	交通安全への取組、PTA の取組、ポスター、アピール文、カレンダー、文字入りボールペン
横浜中	400	ポスター、標語、クリアファイル、ノート
横浜南	200	ポスター、標語、各校の交通安全取組、クリアファイル
川　崎	250	ポスター、標語、作文、生徒作品募集、各校の交通安全取組、高性能自転車空気入れ、整備ツールセット
横　三	1,000	高校発表、PTA 発表、スタートかながわ活動報告、ポスター、標語
湘　鎌	500	ポスター、カレンダー
平　秦	500	高校生発表、研究発表、交通安全〇×クイズ、スタートかながわ PTA 発表、研究発表
県　西	700	作文、ポスター、四コマ漫画、シンボルマーク、標語コンテスト、自転車空気入、誘導灯、腕章
県　央	200	標語、作文、ポスター、シンボルマーク、イラスト、四コマ漫画
相模原	400	研究発表、ポスター、標語、川柳、各校のコロナ禍における交通安全教育の取組状況 （リモートをとりいれたハイブリット開催）

令和３年度

地区交通安全大会　　参加者計　41,452名（オンラインでの参加者を含む）

補助金 高P連交通安全運動等健全育成事業に含む　265万円、校長会交通安全教育推進運動に含む　340万円

地　区	会　場	テーマ
横浜北	オンライン開催（オンデマンド形式）	「語り合おう、私たちの交通安全」
横浜中	オンライン開催（オンデマンド形式）	「あの看板は、『あなた』のために立っている」
横浜南	地球市民かながわプラザプラザ オンライン開催（ハイブリッド形式）	「おとすのは　自分の命か　電源か」
川　崎	オンライン開催（オンデマンド形式）	「見つめすぎ スマホに恋でも してるのか」
横　三	横須賀市はまゆう会館 オンライン開催（ハイブリッド形式）	「急がないで 焦る自分に ブレーキを」
湘　鎌	オンライン開催（オンデマンド形式）	「次はない 一つの不注意 大惨事」
平　秦	平塚市中央公民館 オンライン開催（ハイブリッド形式）	「ワタシのいのちはミンナのいのち」
県　西	南足柄市文化会館小ホール	「地域で守る交通安全 心がけこそ事故のワクチン」
県　央	海老名市文化会館大ホール オンライン開催（ハイブリッド形式）	「１メートルは一命取る」
相模原	杜のホールはしもと	「命より大切なものってありますか？」 ～少しの予測で未来が変わる～

4. その他の安全普及充実事業

安全普及充実事業は本会の重要な事業として『定款』に規定され、また、災害に遭わないための本事業は、災害が発生した後についての救済制度である見舞金給付と表裏一体をなしている。財団創設時から作文コンクール、ポスターコンクール、交通安全運動については、本章の中に詳細に記載した。ここでは、平成 22 年度以降のその他の安全普及啓発事業について記載する。

1　会報等の発行

(1)「安全振興会報」の発行

本会の事業計画及び事業の実施状況をはじめ、安全に関する情報を会員に提供するため、会報を年 2 回発行。学校を通して全保護者に配布。

(2)「安全振興会のご案内」の発行

本会の趣旨及び活動の概要、見舞金給付のしくみ等を次年度会員予定の保護者（卒業予定の者を除く現会員及び、新入生保護者）に紹介する趣旨で 12 月に学校を通して配布。表紙には高Ｐ連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品の表紙写真を使用。

2　安全推進月間の実施

11 月を「安全推進月間」に指定し、生徒の安全や健康に関する意識の高揚と学校安全の推進を図る次の諸事業を実施した。詳細は前の項を参照。

(1)作文コンクール

県立高校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程の生徒対象

(2)安全振興会ポスターコンクール

高文連美術･工芸専門部に委託。
県内高校の生徒対象。

3　協賛・補助・委託事業

高Ｐ連・校長会の「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」等に補助金を交付して、その活動を支援している。また、高 P 連安全啓発事業、高文連安全対策事業、高体連安全対策事業、県立高等学校定時制通信制教頭会の定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究に補助金を交付した。

令和２・3 年度は新型コロナウィルス感染拡大防止に向けた対応のため、各団体ともリモートを採り入れた大会の実施や研究集録や啓発資料等の作成配布を行った。

平成 22 年度以降の各年度の補助・委託・協賛金の交付状況は次ページの表のとおり。

4　その他の安全普及啓発事業

(1) 熱中症アラーム（令和２年度）

熱中症による災害の報告が増加していることに鑑み、本会としても事故防止に向けて検討してきた。令和元年度運営懇談会において県教育委員会保健体育課、校長会、高Ｐ連から希望があり、県立高等学校・中等教育学校に「黒球式熱中症指数計」(ＷＢＧＴ計) 141 台を寄贈した。このことにつき令和２年３月 27 日に神奈川県教育委員会から感謝状が贈呈され、桐谷教育長より「指数計を活用することで、一段と適切な対応ができると感じている。生徒の安心、安全を第一に考えて今後も対応していく」との謝辞をいただいた。

補助･委託･協賛事業一覧（平成 22 年度以降）

種別	名称	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	
県立高等学校ＰＴＡ連合会														
補助	交通安全運動等健全育成事業	150	150	202	202	193	218	228	198	240	265	265	265	※1
補助	安全啓発事業			68	113	122	107	107	27	81	81	81	81	
補助/協賛	関東地区大会	270							300					※2
協賛	会長研修会	20	20											
協賛	研修大会		20											
協賛	大会	30	30											
協賛	広報紙コンクール	10	10											
委託	高校生の健全育成のための生徒用啓発指導資料の作成	45	45											※3
県立学校長会														
補助	交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究	350	350	410	410	410	410	315	343	345	340	340	340	※4
委託	効果的な交通安全教育の指導方法の研究	60	60											※5
(委託)	(高校生の健全育成のための生徒用啓発指導資料の作成)	(45)	(45)											※3
県高等学校文化連盟														
補助	安全対策事業	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
県高等学校体育連盟														
補助	安全対策事業			30	30	20	10	10	10	10	10	10	10	
県立高等学校定時制通信制教頭会														
補助	安全･健康のあり方の研究			30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
高文連美術工芸専門部会														
委託	ポスター原画募集事業	20	20	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
		1,005	755	850	850	840	840	755	973	771	791	791	791	

※1　平成 22～23 年度「地区 PTA 交通安全大会」、
平成 24～29 年度まで「交通安全運動事業」

※2　平成 22 年度は協賛、平成 29 年度は補助事業

※3　委託先は高Ｐ連。高Ｐ連と高長会との共同研究。金額は高Ｐ連の方に記載。
校長会の方には（　）で記入し、合計金額には含めていない

※4　平成 22～23 年度　校長会生徒指導委員会第 2 分科会の主催する交通安全対策諸事業、
平成 24 年度以降　交通安全教育推進運動「スタートかながわ」を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究

※5　委託先：県高等学校交通安全教育研究会

第3章　見舞金等給付事業

1. 見舞金等給付事業

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会『定款』 第 4 条第 2 号に「生徒の災害に対する見舞金等の給付」を定め、PTA・青少年教育団体共済法及び保険法に基づき作成した「共済規程」及び「共済マニュアル」に基づき実施している。供花料は「運営規則 第 11 条」に基づき実践している。見舞金等の給付事業は本会事業の根幹をなすものである。

1　見舞金等の給付制度

学校管理下で生徒に死亡、障害、負傷等の災害が発生したとき、会員（保護者）に対して見舞金を給付する。

(1)見舞金の種類

1）死亡見舞金
2）障害見舞金
3）負傷等見舞金
4）歯牙欠損見舞金（令和 4 年度~）
5）義歯見舞金
6）供花料
7）特別見舞金

※ 1）から 4）までの見舞金については、学校管理下の災害の共済制度として、災害認定はスポーツ振興センターに順じており、給付額はすべて同センターの給付額の 5 割である（平成 31 年 3 月 31 日以前の災害については、死亡見舞金・障害見舞金は 7 割、負傷等見舞金は 6 割)。
※ 5）から 7）は本会独自の見舞金である。なお、6)は学校管理下外の場合でも給付する。

(2)見舞金請求等の手続き

見舞金の請求手続きは、学校を通して行われる。担当の先生方のご尽力に拠るところが大である。改めて感謝申し上げる。

2　見舞金等の変遷

見舞金の補償範囲及び金額はすべて「共済規程別表第 4 条関係」に記載されている。供花料は「運営規則第 11 条」に基づき給付されている。

(1)死亡見舞金

年度	金額	備考
昭和　56	600万円	学校安全会の 2 分の 1
61	700万円	健康センターの支給額増額
平成　元	840万円	健康センター支給額の 6 割
4	1,020万円	健康センターの支給額増額
8	1,260万円	健康センターの支給額増額
9	1,470万円	健康センター支給額の 6 割
11	1,750万円	健康センター支給額の 6 割
17	1,960万円	スポーツ振興センター支給額の 7 割
令和　元	1,500万円	スポーツ振興センターの増額、支給額の 5 割

(2)障害見舞金(最高額)

年度	1 級(最高額)	本会の支給割合
昭和　56	750 万円	学校安全会の 2 分の 1
58	900 万円	学校健康会の支給額増額
63	945 万円	健康センターの支給額増額
平成　元	1,134 万円	健康センター支給額の 6 割
4	1,374 万円	健康センターの支給額増額
8	1,698 万円	健康センターの支給額増額
9	1,981 万円	健康センター支給額の 7 割
11	2,359 万円	健康センターの支給額増額
17	2,639 万円	スポーツ振興センター支給額増額
令和　元	2,000 万円	スポーツ振興センター支給額増額、その 5 割

障害等級表と本会の障害見舞金額

等級	平成31年3月31日以前（ＳＣ給付額の7割）	平成31年4月1日以降（ＳＣ増額・ＳＣ給付額の5割）
1級	2,639万円	2,000万円
2級	2,352万円	1,800万円
3級	2,051万円	1,570万円
4級	1,428万円	1,090万円
5級	1,190万円	910万円
6級	987万円	755万円
7級	833万円	635万円
8級	483万円	370万円
9級	385万円	295万円
10級	280万円	215万円
11級	203万円	155万円
12級	147万円	113万円
13級	98万円	75万円
14級	57.4万円	44万円

(3)負傷等見舞金

年度	備考
昭和　56	５万円ごとに１万円 治療費が100万を超える場合は５万ごとに２万円加算
58	健康会の支給額が２万円を越えた場合の５割
平成　元	健康センターの支給額が２万円を越えた場合の６割
19	スポーツ振興センターの給付額が１万５千円を越えた場合の６割
令和　元	スポーツ振興センターの給付額が１万５千円を越えた場合の５割 窓口負担無し(1割給付)の場合は、給付額の４倍が15,000円を超えた場合の５割

(4)歯牙欠損見舞金(予告)

年度	備考
令和　4	令和４年度新設。スポーツ振興センター給付額（１本８万円、２本まで）の５割

(5)義歯見舞金

学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴を受けた場合に給付。

年度	金額（円）	備考
昭和　59	１本３万、２本６万	障害見舞金に該当しないもの
平成　9	１本５万、２本10万	増額
平成　26	１本５万、２本10万	審査委員会にかける
令和　4	１本５万、２本10万	歯牙欠損見舞金に該当しないもの

(6)供花料

学校管理下か否か問わず、一律10万円を給付。

年度	金額(円)	備考
昭和　56	１万	生徒の故意または重大な過失
	３万	死亡見舞金に該当、又は学校管理下で故意でない場合
	10万	第三者からの補償等死亡見舞金が出ない場合
平成　元	10万	学校管理下の有無を問わず
平成　2	10万	運営規則第19条「非常災害による供花料は理事会が別に定める」
平成　6	10万	上記を削除

災害共済給付機関の変遷
１．昭和35年（1960）～　日本学校安全会
２．昭和57年（1982）～　日本学校健康会
３．昭和61年（1986）～
　日本体育・学校健康センター
４．平成15年（2003）～
　独立行政法人日本スポーツ振興センター
（以下 スポーツ振興センター、又はＳＣ）

３　見舞金等総集計

平成 22 年度以降の見舞金の件数及び給付額を次ページに掲載した。昭和 56 年度から令和 2 年度までの給付の総件数は 47,956 件で、支払われた金額は 31 億 3,919 万余円である。見舞金の件数及び金額の推移は下のグラフのとおりである。

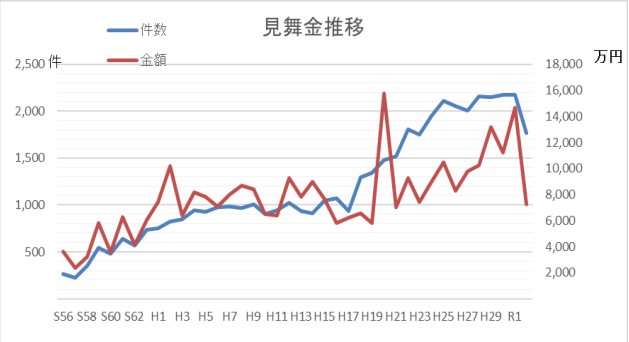

種類	年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
死亡見舞金		件数	ア 1			1		ア 1
		金額	9,800,000			19,600,000		6,860,000
障害見舞金	1級	件数						
		金額						
	2級	件数						
		金額						
	3級	件数						
		金額						
	4級	件数						
		金額						
	5級	件数						
		金額						
	6級	件数						
		金額						
	7級	件数						
		金額						
	8級	件数			1			
		金額			4,830,000			
	9級	件数	1	1	1			1
		金額	3,850,000	3,850,000	3,850,000			3,850,000
	10級	件数						
		金額						
	11級	件数	イ 1		1			
		金額	1,421,000		2,030,000			
	12級	件数						
		金額						
	13級	件数		1	1			
		金額		980,000	980,000			
	14級	件数	ウ 2	ア 1	ア 5	3	4	4
		金額	861,000	287,000	2,583,000	1,722,000	2,296,000	2,296,000
	障害仮支給	件数						
		金額						
	小 計	件数	4	3	9	3	4	5
		金額	6,132,000	5,117,000	14,273,000	1,722,000	2,296,000	6,146,000
負傷等見舞金	新規	件数	1,456	1,376	1,576	1,649	1,562	1,522
		金額	58,855,600	55,073,100	60,972,900	66,701,100	62,476,900	63,300,100
	継続	件数	294	333	328	411	436	429
		金額	13,832,600	10,945,000	11,996,900	13,289,400	14,637,300	17,458,500
	小計	件数	1,750	1,709	1,904	2,060	1,998	1,951
		金額	72,688,200	66,018,100	72,969,800	79,990,500	77,114,200	80,758,600
義歯見舞金	1本	件数	26	19	22	21	26	21
		金額	1,300,000	950,000	1,100,000	1,050,000	1,300,000	1,050,000
	2本	件数	10	12	7	8	10	11
		金額	1,000,000	1,200,000	700,000	800,000	1,000,000	1,100,000
	小計	件数	36	31	29	29	36	32
		金額	2,300,000	2,150,000	1,800,000	1,850,000	2,300,000	2,150,000
供花料	管理下	件数		1		1		3
		金額		100,000		100,000		300,000
	管理下外	件数	17	10	8	15	14	18
		金額	1,700,000	1,000,000	800,000	1,500,000	1,400,000	1,800,000
	小計	件数	17	11	8	16	14	21
		金額	1,700,000	1,100,000	800,000	1,600,000	1,400,000	2,100,000
合計		件数	1,808	1,754	1,950	2,109	2,052	2,010
		金額	92,620,200	74,385,100	89,842,800	104,762,500	83,110,200	98,014,600
備考			ア 減額980万円1件 イ 減額142.1万円1件 ウ 減額28.7万円1件	ア 減額28.7万円1件	ア 減額28.7万円1件	PTA等共済法による共済スタートH25.12より一般財団に移行	義歯見舞金審査会	ア 減額686万円1件

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	S56～R2計
	ア 2	1	2		56
	19,600,000	19,600,000	39,200,000		498,140,000
					12
					133,470,000
					0
					0
					1
					8,141,000
					0
					0
					6
					42,120,000
					0
					0
	1		1		4
	8,330,000		8,330,000		25,375,000
					18
					43,330,000
ア 3			1		20
10,395,000			3,850,000		57,825,000
					5
					11,075,000
			1		14
			2,030,000		18,691,000
	1		1		21
	1,470,000		1,470,000		20,286,000
	2	1			30
	1,960,000	980,000			18,007,500
1	3	ア 3	3	ア 2	196
574,000	1,722,000	1,435,000	1,722,000	1,190,000	62,435,100
					(6)
					31,000,000
4	7	4	7	2	327
10,969,000	13,482,000	2,415,000	17,402,000	1,190,000	471,755,600
1,624	1,658	1,656	1,661	1,266	38,074
71,049,100	78,642,700	69,179,400	73,281,200	53,056,100	1,745,722,200
481	454	467	462	459	7,110
16,302,200	17,067,600	17,988,700	13,491,700	15,030,700	263,309,800
2,105	2,112	2,123	2,123	1,725	45,184
87,351,300	95,710,300	87,168,100	86,772,900	68,086,800	2,009,032,000
17	9	23	10	16	555
850,000	450,000	1,150,000	500,000	800,000	25,200,000
6	8	8	14	6	316
600,000	800,000	800,000	1,400,000	600,000	27,700,000
23	17	31	24	22	871
1,450,000	1,250,000	1,950,000	1,900,000	1,400,000	52,900,000
2	4	2			74
200,000	400,000	200,000			6,030,000
27	12	10	17	19	1,040
2,700,000	1,200,000	1,000,000	1,700,000	1,900,000	82,350,000
29	16	12	17	19	1,114
2,900,000	1,600,000	1,200,000	1,700,000	1,900,000	88,380,000
2,161	2,154	2,171	2,173	1,768	47,558
102,670,300	131,642,300	112,333,100	146,974,900	72,576,800	3,120,207,600
ア 減額269.5万円1件	ア 減額980万円2件	ア 減額28.7万円1件	★死亡・障害:SCの5割、負傷:SCが1万5千円を超えた場合の5割。1割給付はSC4倍の5割	ア SC新基準の7割61.6万円1件、SC旧基準の7割57.4万円1件	障害見舞金の仮支給は合計数に含まれない

第4章　修学奨励事業

1. 修学奨励事業

財団発足時の昭和 56 年度より実施している修学奨励事業は、『定款』 第 4 条第 3 号に定められている「生徒の修学奨励」を根幹に、「運営規則」及び「修学奨励金給付基準」に基づいて運営している。発足当時の給付額は月額 5,000 円であった。採用数は平成 19 年度から各校各課程 1 名としたが、県立高校改革による学校数の変化に伴い減少した。令和 3 年度からは、他の奨学金との併給を給付型・貸与型を問わず可能とした。

修学奨励事業の目的

生徒の保護者である会員が、学資の支弁が困難であると認められるとき、その生徒に修学奨励金を給付し、修学を奨励する。

現行の修学奨励生募集要項

○出願資格　次の 1)、2)のいずれかに該当する者　※他の奨学金との併給が可

1）「修学奨励金給付基準」第2条に規定する者

> **修学奨励金給付基準**
> 第２条　運営規則第１５条第１項１号に係る対象者は、次の各号に定める者とする。
> （１）生活保護法（平成２５年法律第１４４号）に基づく保護を受けている者
> （２）生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者
> （３）児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

2）その他の事業で学資の支弁が困難な者

○給付月額：　6,000 円（返還の必要なし）

○採用定員：　本会加入の全県立高校全日制、定時制、通信制の各課程、中等教育学校につき各１名

○給付期間：　採用年度限りであるが、次年度の採用を妨げない

○出願方法：　校内で奨励生に推薦された者は、修学奨励生願書を校長に提出。学校は校長の修学奨励生推薦書を添えて出願

○採用：　理事会で選考し、夏休み前に学校長宛に通知

○支給：　7月と1月に６ヶ月分まとめて給付

平成 22 年度以降の規約改正等

平成 22 年度　授業料不徴収に伴い、「運営規則」「修学奨励金給付基準」を年度に遡り改正

平成 24 年度　県の「入学検定料等の免除」改正に基づき「修学奨励金給付基準」の条文を整理。また通信制の加入に対応。審査委員会での審査をやめ理事会に変更。(平成 25 年度より)

平成 26 年度　修学奨励金給付は、隔月で行っていたため、規約を現状にあわせた。

平成 28 年度　推薦書・願書を本会負担の「受取人払郵便」で郵送できるように。

平成 30 年度　修学奨励生の資格を「生活保護」「準生活保護」「施設入所者」「その他」の区分に簡略化。経費削減のため、給付を年２回に改定(令和元年より)

令和 2 年度　修学奨励金給付基準より「他の奨学金の給付を受けていないもの」を削除（令和３年度より）

年度別採用数及び給付金額

年度	採用数	給付金額
平成　22	163	11,736,000
23	163	11,736,000
24	163	11,736,000
25	164	11,808,000
26	163	11,736,000
27	163	11,736,000
28	163	11,736,000
29	163	11,736,000
30	163	11,736,000
令和　元	163	11,736,000
2	158	11,376,000
3	158	11,376,000
計	4,079	163,103,000

※合計は財団創設からの総合

第５章　財務関係の諸統計

１．会員数の推移

本会の会員は、県立学校に在籍する生徒の保護者の任意加入が原則であるが、本会の趣旨からできるだけ多くの保護者に加入をお願いしている。令和３年度の加入率は 99.5％であり、高い率で加入していただいている。

年度別加入数の推移

年度	全日制		定時制		通信制		特支	中等教育学校		会員数	前年比
	学校数	加入校数	学校数	加入校数	学校数	加入校数	加入校数	学校数	加入校数		
平成22	141	141	20	20	2	0	0	2	2	115,559	+3,531
23	141	141	20	20	2	0	0	2	2	117,490	+1,931
24	141	141	20	20	2	1	0	2	2	122,141	+4,651
25	141	141	20	20	2	1	0	2	2	122,980	+839
26	139	139	21	21	2	1	0	2	2	125,855	+2,875
27	139	139	21	21	2	1	0	2	2	126,948	+1,093
28	139	139	21	21	2	1	0	2	2	127,321	+373
29	139	139	21	21	2	1	0	2	2	127,254	▲67
30	139	139	21	21	2	1	0	2	2	126,208	▲1,046
令和元	139	139	21	21	2	1	0	2	2	123,891	▲2,317
2	135	135	20	20	2	1	0	2	2	121,043	▲2,848
3	135	135	20	20	2	1	0	2	2	117,309	▲3,734

※令和３年度は９月末現在　　▲はマイナス

加入校及び加入人数の推移

少子化により生徒数は平成元年をピークに減少している。学校数も県立高校改革により減少し、令和３年度の加入校数は全日制 135 校、定時制 20 校、通信制１校、中等教育学校２校の合計 158 校である（通信制の１課程を除く全県立高等学校及び中等教育学校が加入）。

創業時以来の加入人数の推移

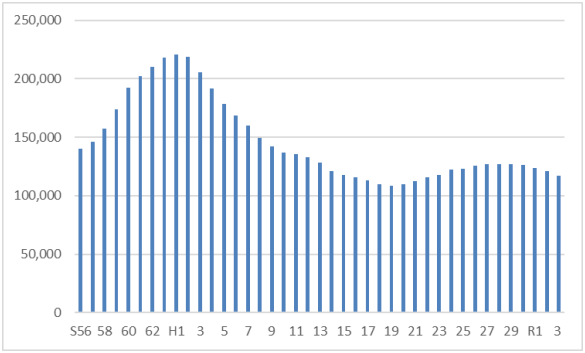

2. 収入と支出

本会の収入は会費及び財産の運用益及び準備金等戻入益からなっているが、ここでは、収入を「会費収入」と「運用収入」とし、支出を「事業費」及び「管理費」（人件費等）とわけ、見舞金給付準備預金として積み立てしたものや余剰金を「積立金(残金)」と称する。平成 25 年度以降の PTA・青少年教育団体共済法に基づき積立なくてはならない準備金及び責任準備金は事業費含め、翌年度戻入する分は「積立金(残金)」に含めるとする。

Ⅰ 総収入と支出

c=a+b, f=c－(d+e) （単位:円。%「合計」に対する比率。▲はマイナス）

年度	会費収入(a)		運用益(b)		収入計(c)	事業費(d)		管理費(e)		積立金(残金) (f)	
昭和56	84,963,410	90%	9,086,485	10%	94,049,895	39,894,621	42%	5,191,695	6%	48,963,579	52%
57	87,099,060	87%	12,911,254	13%	100,010,314	27,872,530	28%	8,349,529	8%	63,788,255	64%
58	94,159,440	90%	10,982,724	10%	105,142,164	40,032,964	38%	9,499,491	9%	55,609,709	53%
59	104,107,680	84%	19,617,287	16%	123,724,967	64,372,000	52%	8,638,724	7%	50,714,243	41%
60	115,070,400	85%	20,935,196	15%	136,005,596	44,850,450	33%	9,917,059	7%	81,238,087	60%
61	121,057,200	83%	25,270,453	17%	146,327,653	71,180,209	49%	9,571,441	7%	65,576,003	45%
62	125,606,640	83%	25,370,568	17%	150,977,208	53,353,900	35%	10,208,524	7%	87,414,784	58%
63	130,400,400	84%	25,448,891	16%	155,849,291	68,763,681	44%	8,041,472	5%	79,044,138	51%
平成1	131,898,720	77%	39,515,992	23%	171,414,712	88,535,016	52%	10,859,840	6%	72,019,856	42%
2	130,718,160	71%	54,465,070	29%	185,183,230	118,465,327	64%	12,202,563	7%	54,515,340	29%
3	122,637,000	66%	61,959,692	34%	184,596,692	80,340,723	44%	13,177,924	7%	91,078,045	49%
4	114,329,040	72%	44,898,995	28%	159,228,035	95,329,359	60%	13,746,460	9%	50,152,216	31%
5	106,367,280	74%	37,345,302	26%	143,712,582	96,089,936	67%	15,812,927	11%	31,809,719	22%
6	100,399,200	82%	21,905,649	18%	122,304,849	86,222,401	70%	16,304,225	13%	19,778,223	16%
7	142,639,560	90%	15,269,716	10%	157,909,276	101,038,355	64%	18,897,838	12%	37,973,083	24%
8	133,657,740	90%	14,807,849	10%	148,465,589	104,773,220	71%	18,995,019	13%	24,697,350	17%
9	169,276,200	93%	13,108,789	7%	182,384,989	102,777,848	56%	21,529,206	12%	58,077,935	32%
10	162,981,000	92%	13,381,987	8%	176,362,987	85,023,599	48%	19,760,375	11%	71,579,013	41%
11	161,282,400	94%	11,146,832	6%	172,429,232	82,416,987	48%	18,874,517	11%	71,137,728	41%
12	158,665,200	86%	25,653,980	14%	184,319,180	116,193,545	63%	19,072,155	10%	49,053,480	27%
13	152,779,200	94%	10,223,674	6%	163,002,874	97,113,353	60%	18,587,925	11%	47,301,596	29%
14	144,044,400	93%	10,155,771	7%	154,200,171	111,505,841	72%	16,707,602	11%	25,986,728	17%
15	140,102,400	93%	9,965,092	7%	150,067,492	93,989,673	63%	17,347,088	12%	38,730,731	26%
16	136,758,600	96%	6,116,484	4%	142,875,084	78,255,196	55%	17,296,679	12%	47,323,209	33%
17	133,541,400	93%	9,428,830	7%	142,970,230	80,097,094	56%	17,465,629	12%	45,407,507	32%
18	129,321,600	94%	8,352,188	6%	137,673,788	88,532,957	64%	16,822,007	12%	32,318,824	23%
19	127,616,400	93%	9,062,428	7%	136,678,828	122,921,893	90%	17,714,010	13%	▲3,957,075	▲3%
20	128,916,600	92%	10,911,129	8%	139,827,729	184,694,344	132%	22,258,914	16%	▲67,125,529	▲48%
21	131,584,800	92%	11,884,283	8%	143,469,083	98,553,995	69%	24,084,629	17%	20,830,459	15%
22	135,378,000	92%	12,331,097	8%	147,709,097	126,501,839	86%	24,560,879	17%	▲3,353,621	▲2%
23	137,376,000	91%	13,207,004	9%	150,583,004	101,956,087	68%	24,428,814	16%	24,198,103	16%
24	140,068,140	91%	13,308,655	9%	153,376,795	117,198,427	76%	28,711,883	19%	7,466,485	5%
25	141,275,475	90%	15,997,175	10%	157,272,650	136,265,338	87%	28,363,551	18%	▲7,356,239	▲5%
26	145,116,285	90%	16,183,920	10%	161,300,205	131,705,530	82%	30,133,384	19%	▲538,709	0%
27	146,844,527	89%	17,778,458	11%	164,622,985	138,344,908	84%	32,761,976	20%	▲6,483,899	▲4%
28	147,861,443	89%	17,784,536	11%	165,645,979	135,310,987	82%	31,288,062	19%	▲953,070	▲1%
29	147,165,804	89%	17,599,398	11%	164,765,202	166,883,165	101%	31,828,581	19%	▲33,946,544	▲21%
30	146,245,034	89%	17,578,392	11%	163,823,426	147,900,744	90%	31,695,236	19%	▲15,772,554	▲10%
令和元	143,806,057	89%	17,577,286	11%	161,383,343	176,483,589	109%	31,235,317	19%	▲46,335,563	▲29%
2	140,409,874	89%	17,571,098	11%	157,980,972	119,942,668	76%	32,306,432	20%	5,731,872	4%

１．新会計基準について

平成 24 年度決算より新公益法人会計基準（平成 20 年改正）を適用及び PTA・青少年教育団体共済法に基づく決算書を使用しているため、従来と決算書の形式が異なっているが、従来の形式と合わせた形で並べた。

新しい決算書においては、本会の収入は会費、財産の運用益及び準備金等戻入益(平成 25 年度より)の 3 種類からなっているが、準備金戻入益は、PTA・青少年教育団体共済法で規定されているもので前年度積み立てた金額を戻入するものになるため除外した。ここでは、収入を「会費収入」と「運用収入」とし、支出を「事業費」及び「管理費」（人件費等）とにわけ、残りを見舞金給付準備預金として積み立てて「残金」と表示した。平成 25 年度以降の PTA・青少年教育団体共済法に基づき積立なくてはならない準備金及び責任準備金は事業費に含め、翌年度戻入する分は「積立金(残金)」に含める。事務局職員の退職金の積立に関しては人件費に含まれる。

２．会費収入について

平成 25 年度以降の PTA・青少年教育団体共済法による共済がスタートするまで、本会の会費はスポーツ振興センターの掛金の額を基準として定めることとなっていたが、平成 12 年度以降、全日制 1,200 円、定時制 600 円、通信制 180 円、中等教育学校 1,200 円、特別支援学校 1,200 円と変更がない。共済スタート後は、算出方法書により純掛金及び付加共済掛金を算出している。見舞金に不足分が出た場合は見舞金給付準備預金や流動資産より支出している。

３．運用益について

運用益は基本財産、特定資産及び流動資産の国公債及び定期預金の利息である。

４．事業費について

事業費は『寄附行為』又は『定款』第 4 条に定める「(1)学校安全の普及充実 (2)生徒の災害に対する見舞金等の給付 (3)生徒の修学奨励 (4)その他前条の目的を達成するために必要な事業」に必要な費用である。

５．管理費について

管理費は財団を運営するために必要な経費で、人件費、会費義、需用費、使用料賃借料、負担金、諸費に分かれている。新しい会計基準を適用してからは異なる区分となっているが、従来の方法で統一して比較している。

６．積立金（残金）について

積立金（残金）は会費収入から事業費及び管理費を支出したその年度の残金である。残金は見舞金給付準備預金として積み立てられていたが、共済制度においては、算出方法書に定める通りに準備金等を積み立てるため、準備金等を積み立てた後の残金を記入している。

平成 19 年度以降マイナスが多いのは、19 年度から見舞金の給付基準を従来スポーツ振興センターの給付額が 2 万円を越えた場合の 6 割だったものを、1 万 5 千円を超えた場合に改正したことが要因の一つとみられる。

７．内訳について

前ページの「総収入と支出」については、創立時からと比較ができるよう、昭和 56 年度以降すべてを載せた。次ページ以降の内訳表には、30 周年以降(平成 22 年度以降)を掲載した。

Ⅱ 事業費の内訳

（単位:円。％：会費収入と運用益の合計に対する比率）

年度	学校安全普及充実費		見舞金給付費		修学奨励費		会費減額費		会報発行費		研修会費		記念事業費/予備費		準備金･責任準備金		事業費計	
H22	9,771,118	7%	92,620,200	63%	11,736,000	8%	1,780,500	1%	2,393,017	2%	3,540,000	2%	4,661,004	3%	0	0%	126,501,839	86%
23	10,174,636	7%	74,385,100	49%	11,736,000	8%	1,729,800	1%	1,920,551	1%	1,010,000	1%	1,000,000	1%	0	0%	101,956,087	68%
24	11,338,889	7%	89,842,800	59%	11,850,900	8%	1,735,800	1%	1,996,559	1%	433,479	0%	0	0%	0	0%	117,198,427	76%
25	11,734,286	7%	104,762,500	67%	11,996,190	8%	1,571,783	1%	1,980,399	1%	34,180	0%	0	0%	4,186,000	3%	136,265,338	87%
26	11,620,217	7%	83,110,200	52%	11,891,364	7%	1,948,538	1%	2,047,852	1%	98,359	0%	0	0%	20,989,000	13%	131,705,530	82%
27	11,360,312	7%	98,014,600	60%	11,886,397	7%	2,931,570	2%	2,027,151	1%	185,878	0%	0	0%	11,939,000	7%	138,344,908	84%
28	10,377,404	6%	102,670,300	62%	11,818,741	7%	3,980,153	2%	2,032,676	1%	168,713	0%	0	0%	4,263,000	3%	135,310,987	82%
29	12,596,104	8%	131,642,300	80%	11,899,486	7%	4,374,525	3%	2,026,769	1%	166,981	0%	0	0%	4,177,000	3%	166,883,165	101%
30	10,512,686	6%	112,333,100	69%	11,868,699	7%	4,319,197	3%	2,078,024	1%	190,038	0%	0	0%	6,599,000	4%	147,900,744	90%
R1	11,118,758	7%	146,974,900	91%	11,829,956	7%	0	0%	2,082,928	1%	169,047	0%	0	0%	4,308,000	3%	176,483,589	109%
2	10,648,438	7%	72,576,800	46%	11,466,126	7%	0	0%	2,064,220	1%	24,084	0%	0	0%	23,163,000	15%	119,942,668	76%

1．学校安全普及充実費

学校安全普及充実費は安全意識の高揚に関わる事業で、(1)作文コンクール(2)ポスターコンクール (3)各種補助・委託事業等へ要した費用である。その他調査研究費や運営懇談会、補助事業報告会等の会議費も含まれる。

2．見舞金給付費

見舞金給付費は事業費の中心をなすもので、死亡見舞金、障害見舞金、負傷見舞金、義歯見舞金、供花料、特別見舞金の６種類がある。令和４年度から歯牙欠損見舞金を新たに加える。平成 22 年度以降特別見舞金の給付はない。

3．修学奨励費

修学奨励費は生徒の保護者である会員が、学資の支弁が困難であると認められるとき、その生徒に修学奨励金を給付する費用である。月額 6,000 円で返還の必要はない。平成 24 年度以降は審査に係る会議費も含まれている。

4．会費減額費

平成 20 年度に会費の減額制度を創設したが、減額申請者の増加や生徒数（会員数）の減少、見舞金の件数及び給付額の増加と合わせて収支バランスが崩れてきたため、令和元年度より会費減額制度を廃止した。これに伴い、生活保護家庭等への負傷等見舞金給付について負傷等見舞金の支給要件に、「調整１割給付等のものについては、医療費給付額の４倍をスポーツ振興センターの給付額とみなす」ことを加えた。

5．会報発行費・研修会費・予備費

会報発行費は『安全振興会報』及び『安全振興会のご案内』の発行に要する経費である。

研修会費は高Ｐ連の各種研修会への協賛費や参加費である。

6．記念事業費/予備費について

平成 22 年度の記念事業とは、30 周年記念事業である。予備費は年度予算に計上されていなかった支出であり、平成 23 年度の予備費は、神奈川新聞厚生文化事業団に東日本大震災義援金百万円を寄託したものである。

Ⅲ 管理費の内訳

（単位:円。％：会費収入と運用益の合計に対する比率）

年度	人件費		会議費		需用費		使用料賃借料		負担金		諸費等		管理費計	
H22	18,116,569	12%	1,554,581	1%	3,520,308	2%	1,060,608	1%	70,000	0%	276,718	0%	24,560,879	17%
23	17,538,050	12%	2,143,601	1%	3,286,515	2%	1,083,355	1%	70,000	0%	320,769	0%	24,428,814	16%
24	22,477,174	15%	1,174,199	1%	3,671,765	2%	934,740	1%	70,000	0%	384,005	0%	28,711,883	19%
25	20,014,033	13%	2,065,466	1%	3,562,695	2%	893,904	1%	70,000	0%	1,757,453	1%	28,363,551	18%
26	19,282,741	12%	2,550,262	2%	3,793,359	2%	888,053	1%	72,040	0%	3,546,929	2%	30,133,384	19%
27	20,626,405	13%	1,828,190	1%	4,958,354	3%	1,464,168	1%	72,040	0%	3,812,819	2%	32,761,976	20%
28	19,927,295	12%	1,208,797	1%	4,557,064	3%	2,705,571	2%	72,040	0%	2,817,295	2%	31,288,062	19%
29	20,237,081	12%	1,206,574	1%	4,738,810	3%	2,836,724	2%	90,040	0%	2,719,352	2%	31,828,581	19%
30	20,347,320	12%	1,194,814	1%	4,379,159	3%	2,927,596	2%	90,040	0%	2,756,307	2%	31,695,236	19%
R1	20,563,128	13%	1,046,627	1%	4,086,376	3%	2,720,259	2%	90,040	0%	2,728,887	2%	31,235,317	19%
2	21,789,421	14%	1,009,913	1%	3,970,704	3%	2,748,556	2%	73,300	0%	2,714,538	2%	32,306,432	20%

管理費について

管理費は財団を運営するために必要な経費である。平成 24 年度以降の新しい会計基準においては、人件費等も案分し事業費の区分になっているが、ここでは、比較しやすいよう従来どおりの「管理費」の区分とした。

1．人　件　費

理事・監事等全ての役員及び評議員は無報酬であり、交通費等は理事会費から支出している。令和 3 年度現在事務局には常勤職員 3 名が勤務している。人件費の中には公認会計士、顧問弁護士、及び税理士への報酬や、社会保険料等の福利厚生費、出張旅費等が含まれる。

2．会　議　費

会議費は、理事会・評議員会・審査委員会・作文選考委員会・監査・常務理事会、学校担当者対象の事業説明会に要する経費である。

3．需　用　費

需要費は消耗品費、手引き・事業概要に係る印刷製本費、光熱水費、修繕費、電話・郵送料等の通信運搬費、見舞金等の振込みに係る手数料、備品費が含まれる。

4．使用料賃貸料

使用料賃貸料は事務所の使用料と会議室・パソコン関係機器の賃借料である。事務所は平成 27 年度に神奈川県県民局次世代育成部青少年課神之木台分館内から分館の閉鎖に伴いシルクセンターに移転したため使用料が増えた。令和 3 年度現在、機器はすべてリースで契約している。

5．負担金

負担金は社会保険協会費や公益法人協会費等を支払っている。

6．諸費等

諸費等の項目には、諸費、減価償却費、及び移転費を含めた。

諸費は租税公課や各種の研修会・研究会等のお祝い等である。平成 25 年度以降、一般財団法人に移行したことにより、国公債や預金等利息に課税されることになったため増加している。

平成 27 年度までの減価償却費とは、コピー機分であるが、平成 28 年度以降、コピー機はリースで使用しており、現在、減価償却する備品は存在しない。

移転費とは、平成 27 年度に県青少年課神之木台分館内よりシルクセンターに移転した費用である。

3. 正味財産の推移

正味財産とは「資産から負債を差し引いたもの」のことを言い、前年度末の正味財産額に年度の決算で出た残金及び増加した什器備品を加え、負債を引いた額が該当する。

年度	正味財産額	増減
設立当初	125,073,807	－
昭和　56	163,120,227	38,046,420
57	227,396,792	64,276,565
58	282,706,501	55,309,709
59	333,120,744	50,414,243
60	414,058,831	80,938,087
61	479,831,234	65,772,403
62	566,946,018	87,114,784
63	645,690,156	78,744,138
平成　元	718,465,697	72,775,541
2	772,681,037	54,215,340
3	862,229,779	89,548,742
4	911,834,950	49,605,171
5	943,244,669	31,409,719
6	962,326,417	19,081,748
7	1,000,101,380	37,774,963
8	1,024,438,730	24,337,350
9	1,082,116,665	57,677,935
10	1,153,682,286	71,565,621
11	1,224,541,201	70,858,915
12	1,273,403,681	48,862,480
13	1,320,394,067	46,990,386
14	1,345,880,795	25,486,728
15	1,384,111,526	38,230,731
16	1,430,934,735	46,823,209
17	1,475,902,129	44,967,394
18	1,506,060,271	30,158,142
19	1,501,452,286	▲4,607,985
20	1,433,531,556	▲67,920,730
21	1,453,601,943	20,070,387
22	1,450,210,417	▲3,391,526
23	1,473,515,044	23,304,627
24	1,406,860,029	▲66,655,015
25	1,337,499,161	▲69,360,868
26	1,406,528,583	69,029,422
27	1,464,292,905	57,764,322
28	1,325,098,630	▲139,194,275
29	1,297,136,544	▲27,962,086
30	1,316,678,705	19,542,161
令和　元	1,220,073,921	▲96,604,784
2	1,298,531,890	78,457,969

（単位は円。▲はマイナス）

昭和 56 年 4 月 1 日の発足時に災害共済会から引き継いだ正味財産は 1 億 6,312 万 227 円であった。平成 18 年度に 15 億 606 万 271 円となりピークに達したが、その後の見舞金発生件数及び給付額の増加、加えて少子化による生徒数（会員数）の減少のため減ってきている。

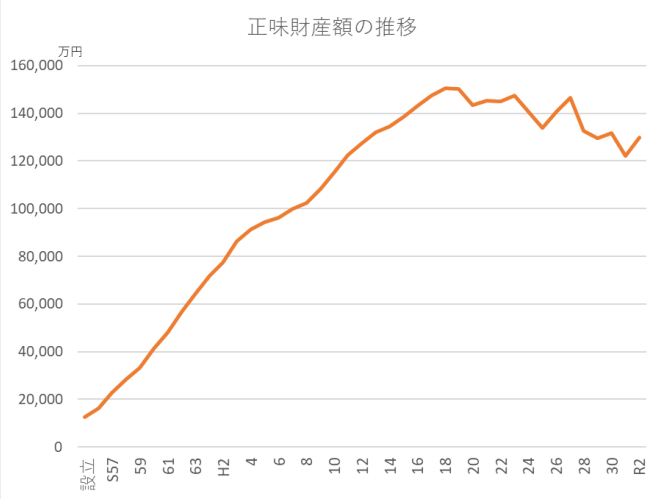

第6章　設立趣意書及び諸規則

財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
設 立 趣 意 書

学校教育の場における生徒の安全確保については、常に万全が期されておるも、授業中やクラブ活動等、いわゆる学校管理下の活動において死亡をしたり、大きなけがをしたりする事故が発生していることは、保護者として、又教育関係者にとっても、まことに憂慮にたえないところであります。

これらの事故については、現在日本学校安全会から、その加入生徒に対して死亡見舞金、障害、傷病見舞金の給付がありますが、その額は、死亡 1,200 万円、障害の場合で最高 1,500 万円になっていて今日の社会通念上必ずしも十分とはいえません。これら死亡や傷害などの重大事故は、本人並びに家族にとって精神的、経済的負担は計り知れないものがあります。この救済処置については、学校の過失の有無の論議よりも当事者の早急な救済が何よりも重要であることから、神奈川県立高等学校 PTA 連合会では、県教育委員会及び県立高等学校長会の助言のもとに種々検討を重ねてきた結果、昭和 52 年 6 月 11 日に神奈川県立高等学校災害共済会を発足させ今日に至っています。

この会は、生徒の死亡、障害などの重度の災害に重点をおいたものであるが、発足以来、会員相互扶助の実をあげ、かつ、学校安全に寄与しており、現在の加入数は 130 校（全日制 122 校定時制 8 校）125,520 人をようし、その給付状況は別紙の通りの成果を上げているところであります。この実績を基礎に、神奈川県立高等学校の学校安全の振興をめざして、広く調査研究を行いその普及充実を図るとともに、生徒の学校管理下における事故の救済を図り、及び生徒の育英奨学を推進することにより、もって公益に奉仕し、かつ、より一層運営基盤の安全強化を図るべく財団法人を設立するものであります。

（昭和 55 年 12 月 1 日）

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

定　　款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、神奈川県立高等学校の学校安全の振興をめざして、広く調査研究を行い、その普及充実を図るとともに、生徒の学校管理下における事故（以下「災害」という。）の救済及び生徒の育英奨学を推進することにより、学校における教育活動の円滑、かつ、積極的な展開に資すること及び青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　学校安全の普及充実

（２）　生徒の災害に対する見舞金等の給付

（３）　生徒の修学奨励

（４）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項各号の事業は、神奈川県において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、評議員会において基本財産として決議されたものとする。

３　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

（準備金）

第６条　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行規則第２４条に定める準備金の額は、１億円とする。

２　準備金は、共済事業における損失の填補に充てる場合を除き、これを取り崩すことはできない。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第１０条　この法人に評議員１０名以上１４名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）　各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を必要とする法人をいう。）

（評議員の任期）

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１３条　評議員は、無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する交通費等の費用弁償をすることができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任
（２）　理事及び監事の報酬等の額
（３）　評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）　定款の変更
（６）　残余財産の処分
（７）　基本財産の処分の承認
（８）　準備金の取り崩しの承認
（９）　共済規程の設定、変更及び廃止
（10）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

２　前項の規定にかかわらず、共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項については評議員会の決議を要しない。この場合、理事長は評議員に対して書面をもって当該変更内容を報告しなければならない。

（開催）

第１６条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

２　定時評議員会は、毎事業年度の終了後３箇月以内に１回開催する。

３　臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１８条　評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第１９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

（１）　監事の解任
（２）　評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）　定款の変更
（４）　基本財産の処分の承認
（５）　その他法令で定められた事項

３　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９４条の要件を

満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

４　理事又は監事を選任する議案を決議する場合に際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２１条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第２０条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２１条　この法人に次の役員を置く。

（１）　理事　６名以上１０名以内

（２）　監事　３名以内

２　理事のうち、１名を理事長、３名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第１９７条において準用する同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２２条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２６条　理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２７条　理事及び監事は、無報酬とする。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する交通費等の費用弁償をすることができる。

（役員の損害賠償責任の免除）

第２８条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する同法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第７章　理事会

（構成）

第２９条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３０条　理事会は、次に掲げる職務を行なう。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第３１条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をも

って、理事会の日から１週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
４　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）
第３２条　理事会の議長は、理事長とする。

（決議）
第３３条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　顧問

（顧問）
第３５条　この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。
２　顧問は、次の職務を行う。
（１）　理事長の相談に応じること
（２）　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
３　顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
４　顧問の報酬は、無償とする。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３６条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条及び第１１条についても適用する。

（解散）
第３７条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）
第３８条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金分配の制限）

第３９条　この法人は、剰余金を分配することができない。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１１章　補則

第４１条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は、相馬孝雄とする。

附　則

この定款は、平成２７年４月１日より施行する。

附　則

この定款は、令和３年４月１日より施行する。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

運　営　規　則

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　この規則は、一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類）

第２条　定款第４条に掲げる事業の種類は、次のとおりとする。

（１）学校安全の普及充実事業

ア　学校における安全教育の普及啓発

イ　学校における安全管理の普及啓発

ウ　学校教育の援助

エ　安全振興の調査研究

（２）見舞金等支給事業

ア　死亡見舞金の支給

イ　障害見舞金の支給

ウ　負傷等見舞金の支給

エ　義歯見舞金の支給

オ　供花料の支給

カ　特別見舞金の支給

（３）生徒の修学奨励事業

（４）その他安全振興上特に必要な事業

第２章　会員

（加入の申込）

第３条　神奈川県立高等学校、特別支援学校の高等部及び中等教育学校に在籍する生徒の保護者（ただし、生徒が成人に達している場合は、当該生徒とすることができる。）で、当法人の会員になろうとする者は、安全振興会加入申込書（以下「加入申込書」という。）に会費を添えて、当該学校のＰＴＡの代表者（ＰＴＡが組織されていない学校等にあっては、当該学校の長。以下「ＰＴＡ会長等」という。）に提出しなければならない。

２　ＰＴＡ会長等は、加入申込書及び会費を受理したときは、当該ＰＴＡ等にかかる申込みを取りまとめ、安全振興会加入並びに更新届（以下「加入・更新届」という。）に必要事項を記入、生徒名簿を添付し、当法人に送付するとともに、会費は、当法人が指定する金融機関に振込まなければならない。

（会員としての期間）

第４条　会員としての期間は、前条の規定により加入の申込みを行い、かつ、会費を当法人に納入した日の翌日から当該会計年度の３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、年度当初から在学する生徒の保護者が前年度末までに加入の申出

を行い、６月末日までに会費を納入したときは、当該年度の４月１日から会員の資格を取得したものとする。

（会員の資格の更新）

第５条　会員は、前会計年度に引き続いて会員になろうとするときは、当該ＰＴＡ会長等を経由して、会費を６月末日までに当法人に納入することにより会員の資格を更新することができる。

２　会員資格の更新については、第３条第２項及び第４条第２項を準用する。

（会員の資格の喪失等）

第６条　会員は、死亡したときは、その資格を喪失する。

２　前項の場合において生徒の保護者である会員が死亡したときは、代わって生徒の保護者となるものがその資格を承継する。

３　生徒の保護者である会員が保護者でなくなったときは、その資格を喪失する。

（会員の異動届）

第７条　ＰＴＡ会長等は、会員について、加入並びに更新届に添付された生徒名簿に記載した事項に変更があったときは、加入者異動届によりすみやかに当法人に届け出なければならない。

第３章　会　　費

（会　費）

第８条　会費は、共済掛金及び一般会費の合計額とし、金額は別表に定める。

２　当法人は、会費の３０％までを管理費に充てることができる。

第４章　事業

（学校安全の普及啓発）

第９条　当法人は、学校における安全教育及び安全管理の普及充実に資するため、次の事業を行うものとする。

（１）学校安全に関する刊行物、ポスター等の作成及び配布

（２）学校安全に関する研修会、講演会等の開催、学校安全に関する研究の委託、表彰等

（３）学校における安全の普及啓発に資する事業を行う団体等への助成

（４）その他安全振興に資する事業

（見舞金）

第１０条　当法人は、生徒の学校管理下等における災害に対して見舞金を支給する。

２　前項の見舞金については、別に定める共済規程による。

（供花料）

第１１条　当法人は、会員を保護者とする生徒の死亡に対して供花料を支給する。

２　供花料は、会員の請求に基づいて支給する。

３　供花料は、１０万円とする。

（供花料の請求）

第１２条　供花料の請求をするときは、会員は、所定の供花料支払請求書を学校を経由して当法人に提出しなければならない。
２　供花料の請求については、やむを得ない事情がある場合は、ＰＴＡ会長等が会員に代わって供花料支払請求書を提出することができる。

（供花料の支払い）
第１３条　当法人は、第１３条の規定による供花料の支払の請求があり、その内容が適正であると認定したときは、供花料を支払う。
２　当法人は、前項の規定により支払うことを決定したときは、供花料支払通知書を会員へ送付するとともに、決定から６０日以内に銀行送金又は郵便振替により支払うものとする。
３　前項の規定にかかわらず、前条第２項の規定によりＰＴＡ会長等が供花料の支払を請求したときは、供花料支払通知書とＰＴＡ会長等へ送付するものとする。

（供花料の時効）
第１４条　供花料の請求をする権利は、死亡した日から３年間行わないときは、消滅する。

（修学奨励）
第１５条　会員が、次の各号の一に該当するときは、別に定めるところにより、その生徒に修学奨励金を支給することができる。
（１）別に定める修学奨励金給付基準第２条に該当する者
（２）その他特別の事情で学資の支弁が困難な者
２　修学奨励については、別に定める修学奨励金給付基準及び修学奨励生募集要項による。

第５章　委員会

（委員会）
第１６条　理事会は本会の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の下に、次の委員会を置くことができる。
（１）義歯見舞金審査委員会
（２）作文コンクール選考委員会
（３）ポスターコンクール審査委員会
（４）その他本会の事業の円滑な遂行を図るために必要な委員会
２　委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
３　委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第６章　個人情報保護

（個人情報の取扱）
第１７条　当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
２　個人情報の管理については、別に定める個人情報保護規程による。

第７章　運営規則の変更

第１８条　この運営規則は、評議員会の議決を経なければ変更することができない。

第８章　補　　則

第１９条　この規則によりがたい事項及びこの規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。ただし、平成２５年度以前の共済事業に関するものは、従前の例による。

附　則

この運営規則は、平成２５年１２月２日から施行する。

附　則

この運営規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この運営規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この運営規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この運営規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この運営規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この運営規則は、平成３１年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

会費額 ＼ 学校・課程	会　費　内　訳			合　計
	純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高等学校(※)全日制	７１９円	３６１円	１２０円	１，２００円
定時制	３６０円	１８０円	６０円	６００円
通信制	１０８円	５４円	１８円	１８０円
中等教育学校	７１９円	３６１円	１２０円	１，２００円

（※）「高等学校」には特別支援学校高等部を含む。

〔注〕共済掛金については、毎年度見直すこともある。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

運営規則の運用について

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会運営規則の運用については、次にしたがって実施する。

第４条関係　（会員としての期間）

（１）　新入学生は、所定の日までに加入手続きを完了（共済契約者が前年度末までに加入申請を行い、当該年度の所定の日までに共済掛金を当法人に納入する。以下同じ。）した場合、指導要録上の入学日（以下、「入学日」という。）以降当該年度の３月３１日まで。

（２）　第５条第１項により会員の資格を所定の日までに更新した場合、４月１日以降当年度の３月３１日まで。

（３）　転編入学、復学及び新たに加入する場合は、加入手続きが完了した日の翌日以降当該年度の３月３１日まで。

（４）　休学、転学、退学した場合は、それぞれ休学、転学、退学が許可された日まで。

（５）　退会した場合は、退会した日まで。

附　則

この運営規則の運用については、平成２５年１２月２日から施行する。

附　則

この運営規則の運用については、平成２６年８月１日から施行する。

平成２５年度以前の共済事業に関するものは、なお従前の例による。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

共 済 規 程

（趣旨）

第１条　この規程は、ＰＴＡ・青少年教育団体共済法に基づき、一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会の行う共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（共済事業を行う区域）

第２条　共済事業を行う区域は、神奈川県内とする。

（共済加入者の範囲及び共済契約者等）

第３条　共済加入者は、神奈川県立の高等学校、特別支援学校の高等部及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒（以下「生徒」という。）の保護者とする。ただし、生徒が成人に達している場合は、当該生徒とすることができる。

２　共済契約者は、高等学校等のＰＴＡの代表者（ＰＴＡが組織されていない学校にあっては、当該学校の長。以下「ＰＴＡ会長等」という。）とする。

３　共済加入者は、当法人が実施する共済事業に加入するに当たっては、所定の申込用紙に記名押印した上で、共済契約者に加入を申し込むものとする。

４　見舞金の受取人は、特別な事情のある場合を除き共済加入者とする。

（被共済者の範囲及び共済事業の種類）

第４条　当法人の行う共済事業の被共済者は、生徒とする。

２　当法人の行う共済事業の種類は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の規定による災害共済給付の対象となる学校管理下の災害に係る被共済者の死亡見舞金、障害見舞金及び負傷等見舞金並びに義歯見舞金及び特別見舞金で、補償範囲及び金額等は別表に定める。

３　特別見舞金の支給については、理事会において決定するものとする。

（共済期間）

第５条　共済期間は、４月１日から当該年度末までの１年とする。ただし、第１８条の規定に基づき、期間途中で加入した者については、加入日の翌日からとする。

（見舞金を支給する場合）

第６条　当法人は、被共済者が、共済期間中に第４条別表に定める見舞金の支給要件に該当した場合に見舞金を支給するものとする。

（見舞金の支給制限）

第７条　見舞金給付は、同一の負傷又は疾病に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費の支給開始後、１０年を経過したとき以降は行わない。ただし、障害見舞金の給付については、この限りでない。

２　当法人は、見舞金支給事由と同一の事由について、当該見舞金の支給に係る生徒が第三者か

ら損害賠償を受けたときは、理事会の決議により、その受けた価額の限度において、見舞金の支給を行わないことができる。

3　当法人は、学校管理下における生徒の災害について、当該生徒が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、理事会の決議により、その受けた限度において見舞金の支給を行わない。

4　当法人は、非常災害（風水害、震災、事変その他の非常災害であって、当該非常災害が発生した地域の多数の住民が被害を受けたものをいう。）による生徒の災害については、理事会の決議により、見舞金給付を行わない。

5　当法人は、被共済者（中等教育学校の前期課程に在籍する者を除く。）が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、理事会の決議により、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る見舞金給付を行わない。

6　当法人は、被共済者（中等教育学校の前期課程に在籍する者を除く。）が、自己の重大な過失により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、理事会の決議により、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る見舞金給付の一部を行わないことができる。

（見舞金の削減）

第８条　特別な災害その他の事由により共済契約に係る所定の見舞金を支払うことができない場合には、評議員会の議決を経て見舞金の削減を行うことができる。

（見舞金返還請求）

第９条　当法人は、見舞金の支給事由が第三者の行為によって生じた場合において、見舞金の支給後に、当該災害について生徒が第三者から損害賠償の支払を受けた場合は、当法人の見舞金に相当する部分について、当法人の見舞金の価額の限度としてその返還を請求することができる。

2　当法人は、見舞金を支給した後において、請求事由が虚偽であったことが判明したとき、又はその支給額について錯誤があったことが判明したときは、その支給額又はその錯誤にかかる額の返還を請求することができる。

（見舞金の支払の請求）

第１０条　見舞金は、共済加入者の請求に基づいて支給する。

2　見舞金の請求をするときは、共済加入者は、請求する見舞金の種類に応じ、所定の様式による各見舞金支払請求書に必要な書類を添えて、学校を経由して当法人に提出しなければならない。

（見舞金の支払）

第１１条　当法人は、前条の規定による見舞金の支払の請求があり、その内容が適正であると認定したときは第４条別表に定める区分により、見舞金の支給額を決定する。

2　当法人は、前項の規定により支給額を決定したときは、見舞金支払通知書を共済加入者へ送

付するとともに、請求完了日から６０日以内に銀行送金又は郵便振替により支払うものとする。
３　当法人は、見舞金を支払うべき資金に不足が生じたため、第１項の規定により決定された支給額を支払うことが困難となった場合は、分割して支払うことができる。

（時効）
第１２条　見舞金の請求をする権利は、その給付事由が生じた日から、３年間行わないときは、消滅する。

（準備金等の積立）
第１３条　当法人は、見舞金の補填に備えるため、法令及び定款第６条第１項に従い、準備金等を積み立てるものとし、その方法等は算出方法書で定めるものとする。

（共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等）
第１４条　当法人は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。
２　前項の規定により当法人が委託する業務は、以下のものとする。
（１）共済契約の締結の代理または媒介及び解除
（２）見舞金の収受または返還
（３）共済掛金領収書の発行及び交付
（４）共済契約の締結に必要な事項の調査
（５）その他共済契約に関する業務

（共済契約締結の手続及び共済掛金の収受に関する事項）
第１５条　共済契約を締結しようとするＰＴＡ会長等は、毎事業年度開始前に、所定の共済契約申込書に所要事項を記入し、当法人に申し込むものとする。また、当法人は当該申込書を審査の上、引受けの可否を決定する。
２　毎事業年度開始後、共済契約者は、被共済者名簿を提出するとともに、各年度４月１日より６月末日までの間に、共済掛金を当法人が指定する金融機関に振り込むものとする。
３　当法人は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、当法人所定の共済掛金受領書及び共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は、共済掛金受領書及び共済証書を交付しないことができるものとする。

（共済証書）
第１６条　共済証書には、次に掲げる事項を記載する。
（１）当法人の名称
（２）共済契約者の名称
（３）被共済者を特定するために必要な事項
（４）補償対象となる災害
（５）共済対象期間の始期及び終期
（６）見舞金額に関する事項
（７）契約締結日

（８）共済証書作成日

２　前項の共済証書には、当法人の代表者が署名し、又は記名押印する。

（共済契約申込書の記載事項）

第１７条　共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

（１）申込者の名称、代表者氏名、住所

（２）当法人の名称

（３）加入者の見込み数及び収受する共済掛金の見込み額

（４）申込書の作成日

２　前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

（共済加入者の異動）

第１８条　共済契約締結後に、共済契約者が、共済加入者の追加をするときは、加入者異動届に所要事項を記入し、当該共済契約期間の終期までの月割計算した金額を添えて当法人に提出するものとする。

２　共済契約締結後に加入者に退会があった場合は、共済契約者は、加入者異動届に所要事項を記入し、当法人に提出する。

３　前項の規定により共済加入者が退会した場合は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金から手数料を差し引いた額を、共済契約者に返還するものとする。ただし、返還額が１００円未満の場合は、返還しない。

（共済契約者及び被共済者名簿）

第１９条　当法人は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び被共済者の氏名を記載した生徒名簿を備え付けるものとする。

（共済掛金の設定）

第２０条　共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。

（個人情報の取扱）

第２１条　当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　当法人の保有する個人情報の管理については、別に定める個人情報保護規程による。

（規程の変更）

第２２条　この共済規程は、評議員会の決議を経、かつ、神奈川県教育委員会の承認を受けなければ変更することができない。ただし、軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものを除く。

（委任）

第２３条　この規程によりがたい事項及びこの規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この共済規程は、平成２５年１２月２日から施行する。

附　則

この共済規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この共済規程は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この共済規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この共済規程は、平成３１年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

種類	給付額	支給要件
死亡見舞金	スポーツ振興センターの給付額の５０％	スポーツ振興センターの災害の認定に準じる。
障害見舞金	スポーツ振興センターの給付額の５０％	スポーツ振興センターの災害の認定に準じる。
負傷等見舞金	スポーツ振興センターの給付額の５０％	スポーツ振興センターの災害の認定に準じ、同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額の合計が１万５千円以上となったとき。 スポーツ振興センター「医療費支払通知書」備考欄に「調整１割給付」等とあるものについては、同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額の合計が３，７５０円以上となったとき、医療費給付額の４倍をスポーツ振興センターの給付額とみなす。
義歯見舞金	１本あたり５万円	学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない２本以下の歯科補綴
特別見舞金	死亡特別見舞金 　死亡見舞金の額の５０％を限度とする。 障害特別見舞金 　障害見舞金の額の５０％を限度とする。 ※　給付額は理事会において決定する。	スポーツ振興センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、次の（１）、（２）ともに該当する場合において、理事会が給付を決定したとき。 （１）　課外活動に準ずる場合等 （２）　死亡或いは障害

表中、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」については、「スポーツ振興センター」の略称を用いた。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

共済規程の運用について

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会共済規程については、次にしたがって実施する。

第４条関係　（被共済者の範囲及び共済事業の種類）

第２項　「学校管理下」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第５条第条２項に定めるものに準じる。すなわち、以下のとおりである。

（１）　生徒が、法令の規程により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。

（２）　生徒が、学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。

（３）　生徒が、休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。

（４）　生徒が、通常の経路及び方法により通学するとき。

（５）　前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

別表

「負傷等見舞金の額」は、１００円未満を四捨五入して算出する。

「歯科補綴」とは、欠損補綴及び歯冠が３分の２以上欠け、歯冠修復をした場合をいう。

第５条関係　（共済期間）

１　見舞金の給付の対象となる生徒の災害は、次の期間内に発生した災害とする。

（１）新入学生は、所定の日までに加入手続きを完了（共済契約者が前年度末までに加入申請を行い、当該年度の所定の日までに共済掛金を当法人に納入する。以下同じ。）した場合、指導要録上の入学日（以下、「入学日」という。）以降当該年度の３月３１日まで。

（２）２学年生以上は、所定の日までに加入手続きを完了した場合、４月１日以降当年度の３月３１日まで。ただし、最上学年生の給付適用の最終日は、指導要録上の卒業日（以下、「卒業日」という。）とする。

（３）転編入学、復学及び新たに加入する場合は、加入手続きが完了した日の翌日以降当該年度の３月３１日まで。

（４）休学、転学、退学した場合は、それぞれ休学、転学、退学が許可された日まで。

（５）退会した場合は、退会した日まで。

２　前項の規定にかかわらず、次の場合で独立行政法人日本スポーツ振興センターが見舞金又は医療費を給付した場合は、当法人の見舞金の支給対象に含める。

（１）新入生の進学先の学校での４月１日から入学日までの部活動等の参加については、進学先の学校において、入学日前に学校長が承認し、予め当該校の教育計画に位置づけて、当該校の部活動等に参加させた場合。

（２）卒業後、３月３１日までの間の卒業校での活動にあっては、卒業日前に学校長が承認

し、予め当該校の教育計画に位置づけて、当該校の部活動等に参加させた場合。

第１０条関係　（見舞金の支払の請求）

第２項　添付すべき「必要な書類」は次のとおりである。いずれも「写」をもって代えることができる。

死亡見舞金　災害報告書、死亡報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター死亡見舞金支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）

障害見舞金　災害報告書、障害報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター障害見舞金支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）

負傷等見舞金　災害報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター医療費支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）

義歯見舞金　災害報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター医療費支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）、歯科補綴報告書

第１１条関係　（見舞金の支払）

第２項　「見舞金等支払通知書」は学校にも送付するものとする。

「決定された支払額に相当する金額を、銀行送金、又は郵便振替により支払う」とあるが、高額の見舞金については原則として本会役員が当該学校に持参し、校長の立会の下に会員に支払うものとする。ただし、会員が銀行送金又は郵便振替を希望する場合はそれに従うものとする。

第１２条関係　（時効）

第２項　「その給付事由が生じた日」とは、次のように読み替える。

（１）死亡見舞金及び障害見舞金の請求にあっては、「独立行政法人日本スポーツ振興センターが死亡見舞金（障害見舞金）を給付した日」

（２）負傷等見舞金の請求にあっては、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費給付額が第４条別表に規定する額に達した日」

（３）義歯見舞金の請求にあっては、「歯科補綴等が完了した日」

第１８条関係　（共済加入者の異動）

第３項　「手数料」は、５００円とする。

「手数料を差し引いた額」は、１０円未満を切り捨てて算出する。

第２２条関係（変更）

この共済規程の運用については、理事会の決議によって変更することができる。

附　則

この共済規程の運用については、平成２５年１２月２日から施行する。

附　則

この共済規程の運用については、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この共済規程の運用については、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この共済規程の運用については、平成２８年３月９日から施行する。

附　則

この共済規程の運用については、平成２９年４月１日から施行する。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

義歯見舞金審査委員会に関する規程

（設置）

第１条　一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会の義歯見舞金給付の可否を適正に審査するため、義歯見舞金審査委員会を置く。

（所掌事務）

第２条　義歯見舞金審査委員会は、義歯見舞金申請の際に添付される「歯科補綴報告書」により、義歯見舞金給付の可否について審査する。

（組織等）

第３条　義歯見舞金審査委員会は、公益社団法人神奈川県歯科医師会が推薦する歯科医師を含め、３名以内とする。

（義歯見舞金審査委員の決定）

第４条　理事会にて義歯見舞金審査委員を決定し理事長が委嘱する。

（会議）

第５条　義歯見舞金審査委員会は、理事長が必要に応じて招集する。

（守秘義務）

第６条　義歯見舞金審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬等）

第７条　義歯見舞金審査委員は無報酬とし、当法人の旅費等に関する内規により費用を弁償する。

（事務局）

第８条　義歯見舞金審査委員会の事務局は、当法人に置く。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、平成２６年８月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、令和３年７月１５日より施行する。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

修学奨励金給付基準

第1章　総　　則

（趣旨）

第１条　この基準は、運営規則第１５条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（奨励生の資格）

第２条　運営規則第１５条第１項１号に係る対象者は、次の各号に定める者とする。

（１）生活保護法（平成２５年法律第１４４号）に基づく保護を受けている者

（２）生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者

（３）児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

（奨励金の給付期間、金額及び採用人員）

第３条　修学奨励金（以下「奨励金」という。）を給付する期間は、採用年度限りとする。ただし、次年度の採用を妨げない。

２　前項の期間中に給付する奨励金の額は、月額６，０００円とする。

３　奨励生の採用人員は、当該年度の予算の範囲内とする。

第2章　奨励生の採用と奨励金の交付

（奨励生の推薦）

第４条　校長は、校内の奨励生志望者で運営規則第１５条第１項第１号若しくは第２号に該当する者の中から奨励生に推薦する志望者を選考するものとする。

２　奨励生推薦人数は、各県立学校の全日制、定時制、通信制の各課程、中等教育学校につき各１名とする。

（奨励生願書及び奨励生推薦書の提出）

第５条　各学校で奨励生に推薦された志望者は、奨励生願書に、校長の推薦書を添えて当法人に提出するものとする。

（奨励生の選考）

第６条　奨励生の選考は、理事会が行い、その結果を校長を経て志望者に通知する。

（奨励金の交付）

第７条　奨励金は、年２回に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その限りではない。

２　奨励金の交付は、奨励生宛行う。

（異動届け出）

第８条　会員は奨励生に、次の各号の一に該当することがあったときは、そのつど、校長を経て、ただちに届け出なければならない。

（１）休学・復学・転学又は退学したとき

（２）停学その他の処分を受けたとき

（３）本人、又は保護者の氏名・住所の他、重要事項に変更があったとき

（奨励金の休止及び停止）

第９条　奨励生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、校長の意見を徴して奨励金の交付を休止し、又は学業あるいは性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨励金の交付を停止することがある。

（奨励金の復活）

第１０条　前条の規定により、奨励金の交付を休止、又は停止された者が、その事由が止んで、校長を経て願い出たときは、奨励金の交付を復活することがある。

（奨励金の廃止）

第１１条　奨励生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、校長の意見を徴して奨励金の交付を廃止する。

（１）傷痍、疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき

（２）奨励金を必要としない事由が生じたとき

（３）奨励生として適当でない事実があったとき

（４）その他第２条に規定する奨励生としての資格を失ったとき

（奨励金の辞退）

第１２条　奨励生は、何時でも校長を経て、奨励金の辞退を申し出ることができる。

第３章　基準の改廃

（改廃）

第１３条　この基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第4章　補　　則

（実施細目）

第１４条　この基準の実施について必要な事項は、理事会が別に定める。

附　則

この基準は、平成２５年１２月２日から施行する。

附　則

この基準は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

第７章　歴代役員等一覧（平成22年度～令和3年度）

平成22年度

役職	氏名	備考
理事長	諸星　照美	学識経験者・元高P連会長
常務理事	疋田　武夫	◎学識経験者・元校長会会長
〃	蔦澤　元晴	◎学識経験者・校長会会長
〃	團野　勝美	◎学識経験者・元高P連総務
理事	原嶋　繁	◎高P連会長
〃	田代　幸	◎高P連副会長
〃	鈴木　彰	◎校長会会長
〃	諏訪部泰樹	◎校長会副会長
〃	小野　力	学識経験者・保健体育課長
〃	相馬　孝雄	学識経験者・元高P連副会長
〃	渋谷　忠宏	学識経験者・元高P連会計
〃	八木　猛	学識経験者・元校長会副会長
〃	堀　英雄	学識経験者・元校長会会長
監事	阿部　枝里	高P連副会長
〃	岡崎　珠苗	校長会会計
〃	冠　孝昭	学識経験者・前高P連副会長

評議員

氏名	備考	氏名	備考
柳川　秀史	◎高P連副会長	渡邉　努	校長会横浜北地区会長
渡辺　達夫	高P連副会長	本木　幹雄	校長会横浜中地区会長
木下　紀美	高P連総務	出川　清一	校長会横浜南地区会長
松田　絵里	高P連総務	金箱　一幸	校長会川崎地区会長
横山　聖子	高P連総務	新井由紀男	校長会横三地区会長
平賀美奈子	高P連会計	坂　裕之	校長会鎌湘地区会長
山本美奈子	高P連横浜北地区理事	稲木　俊雄	校長会平秦地区会長
鈴木　由香	高P連横浜中地区理事	高橋　悟	校長会県西地区会長
齋藤　典子	高P連横浜南地区理事	平光愼思郎	校長会県央地区会長
安達　秀子	高P連川崎地区理事	塩谷　和雄	校長会相模原地区会長
川島　星美	高P連横三地区理事	瀬戸　茂	学識経験者(高P連OB)
阪井祐貴子	高P連湘鎌地区理事	中野　順子	学識経験者(高P連OB)
山田　孝雄	高P連中地区理事	田島　幸子	学識経験者(高P連OB)
山口　敏雄	高P連県西地区理事	渡辺　克巳	学識経験者(校長会OB)
清水　泰成	高P連県央地区理事	折目　征己	学識経験者(校長会OB)
赤松　伸一	高P連相模原地区理事	伊藤　清春	◎校長会ＯＢ(高Ｐ連事務局長)
安西　里枝	高P連県専門教育部会理事	岩澤　正己	保健体育課副課長

審査委員会	議長 諸星照美　審査委員他 ◎9名
作文コンクール選考委員	委員長 畠山　利子 副委員長 野村　武 委　員 山口　健一・伊藤　伸子 岩壁　清吉・吉岡謙二郎
事務局	局　長- 早野　通哲 主　事- 後久　栄子　～H21.6.30 疋田　聖子 浅川　秀子　H22.7.1～ 非常勤- 高橋　愛子

理事13名(常務理事3名)　監事3名　評議員34名

平成23年度　H23.4.1～H24.2.28

（一般財団法人への移行期間前期）

役職	氏名	備考
理事長	團野　勝美	学識経験者・元高P連総務
常務理事	蔦澤　元晴	◎学識経験者・元校長会会長
〃	堀　英雄	◎学識経験者・元校長会会長
〃	相馬　孝雄	◎学識経験者・元高P連副会長
理事	柳川　秀史	◎高P連会長
〃	赤松　伸一	◎高P連副会長
〃	川井　陽一	◎校長会会長
〃	諏訪部泰樹	◎校長会副会長
〃	小野　力	学識経験者・保健体育課長
〃	倉金　榮	学識経験者・元高P連副会長
〃	渡辺達夫	学識経験者・元高P連OB
〃	村田彰夫	学識経験者・元校長会OB
〃	佐々木悦子	学識経験者・前校長会OB
監事	田代　幸	高P連副会長
〃	小泉力也	校長会副会長
〃	石井京子	学識経験者・高P連役員経験者

評議員

氏名	備考	氏名	備考
木下紀美	◎高P連副会長	佐藤宏継	校長会横浜北地区会長
清水泰成	高P連副会長	荒蒔治夫	校長会横浜中地区会長
山本美奈子	高P連総務	細川秀夫	校長会横浜南地区会長
安達秀子	高P連総務	石塚昭司	校長会川崎地区会長
阪井祐貴子	高P連総務	萬俵好明	校長会横三地区会長
平賀美奈子	高P連会計	坂　裕之	校長会鎌湘地区会長
千田英嗣	高P連横浜北地区理事	鈴木　賢	校長会平秦地区会長
熊谷清世美	高P連横浜中地区理事	阿部幸栄	校長会県西地区会長
佐藤則之	高P連横浜南地区理事	松井和彦	校長会県央地区会長
小野寺善平	高P連川崎地区理事	塩谷和雄	校長会相模原地区会長
中尾洋子	高P連横三地区理事	瀬戸　茂	学識経験者(高P連OB)
原田伴子	高P連湘鎌地区理事	中野順子	学識経験者(高P連OB)
鈴木一春	高P連中地区理事	田島幸子	学識経験者(高P連OB)
三井正志	高P連県西地区理事	伊藤伸子	学識経験者(校長会OB)
小川陽子	高P連県央地区理事	折目征己	学識経験者(校長会OB)
勝又　修	高P連相模原地区理事	羽生晴男	◎校長会ＯＢ(高Ｐ連事務局長)
藤田悦子	高P連県専門教育部会理事	清水　滋	保健体育課副課長

審査委員会	議長 團野 勝美　審査委員 ◎9名
作文コンクール選考委員	委員長 野村 武 副委員長 山口 健一 委　員 伊藤 伸子・岩壁　清吉 吉岡謙二郎・王尾冨美子
事務局	局　長- 村田　彰夫　H23.4.1～6.12 早野　通哲　H23.6.13～ 主　事- 浅川　秀子 疋田　聖子 非常勤- 高橋　愛子

理事13名(常務理事3名)　監事3名　評議員34名

平成23年度　H24.3.1～H24.6.21

（一般財団法人への移行期間後期）

役職	氏名	備考
評議員	木下　紀美	◎高P連副会長
〃	清水　泰成	高P連副会長
〃	赤松　伸一	◎高P連副会長
〃	瀬戸　茂	学識経験者(高P連OB)
〃	中野　順子	学識経験者(高P連OB)
〃	田島　幸子	学識経験者(高P連OB)
〃	渡辺　達夫	学識経験者(高P連OB)
〃	荒木　高司	校長会副会長
〃	疋田　武夫	学識経験者(校長会OB)
〃	伊藤　伸子	学識経験者(校長会OB)
〃	羽生　晴男	◎校長会0Ｂ(高Ｐ連事務局長)
理事長	團野　勝美	学識経験者・元高P連総務
常務理事	蔦澤　元晴	◎学識経験者・元校長会会長
〃	堀　英雄	◎学識経験者・元校長会会長
〃	相馬　孝雄	◎学識経験者・元高P連副会長
理事	栁川　秀史	◎高P連会長
〃	川井　陽一	◎校長会会長
〃	倉金　榮	学識経験者・元高P連副会長
〃	佐々木悦子	学識経験者(校長会OB)
監事	田代　幸	高P連副会長
〃	小泉　力也	校長会副会長
〃	石井　京子	学識経験者・高P連役員経験者
審査委員会	議長　團野 勝美	審査委員 ◎８名
作文コンクール選考委員		委員長　野村　武 副委員長　山口　健一 委　員 伊藤伸子・岩壁　清吉 吉岡謙二郎・王尾冨美子
事務局	局長-　早野　通哲 主事-　浅川　秀子 疋田　聖子 非常勤-　高橋　愛子　～H23.3.31	

評議員11名 理事8名(常務理事3名) 監事3名

平成24年度

役職	氏名	備考
評議員	清水　泰成	高P連副会長
〃	赤松　伸一	高P連副会長
〃	安達　秀子	高P連副会長
〃	瀬戸　茂	学識経験者(高P連OB)
〃	田島　幸子	学識経験者(高P連OB)
〃	渡辺　達夫	学識経験者(高P連OB)
〃	田代　幸	学識経験者(高P連OB)
〃	荒木　高司	校長会副会長
〃	疋田　武夫	学識経験者(校長会OB)
〃	伊藤　伸子	学識経験者(校長会OB)
〃	佐々木悦子	学識経験者(校長会OB)
〃	中田　正敏	学識経験者(校長会OB)
理事長	團野　勝美	学識経験者・元高P連総務
常務理事	蔦澤　元晴	学識経験者・元校長会会長
〃	堀　英雄	学識経験者・元校長会会長
〃	相馬　孝雄	学識経験者・元高P連副会長
理事	栁川　秀史	高P連会長
〃	小泉　力也	校長会会長
〃	倉金　榮	学識経験者・元高P連副会長
〃	早野　通哲	学識経験者(校長会OB)
監事	木下　紀美	高P連副会長
〃	小野　力	校長会副会長
〃	石井　京子	学識経験者・高P連役員経験者
作文コンクール選考委員		委員長　山口　健一 副委員長　伊藤　伸子 委　員 岩壁　清吉・吉岡謙二郎 王尾冨美子・桐野輝久
事務局	局長-　横山　恵子　H24.4.1～ 法人移行担当-　早野　通哲 主事-　浅川　秀子 疋田　聖子	

評議員12名 理事8名(常務理事3名) 監事3名

平成25年度

役職	氏名	備考
評議員	小野寺　善平	高P連副会長
〃	小川　陽子	高P連副会長
〃	佐々木　靖	高P連副会長
〃	瀬戸　茂	学識経験者(高P連OB)
〃	田島　幸子	学識経験者(高P連OB)
〃	渡辺　達夫	学識経験者(高P連OB)
〃	田代　幸	学識経験者(高P連OB)
〃	羽入田　眞一	校長会副会長
〃	疋田　武夫	学識経験者(校長会OB)
〃	伊藤　伸子	学識経験者(校長会OB)
〃	佐々木悦子	学識経験者(校長会OB)
〃	中田　正敏	学識経験者(校長会OB)
理事長	相馬　孝雄	学識経験者・元高P連総務
常務理事	堀　英雄	学識経験者・元校長会会長
〃	小泉　力也	学識経験者・元校長会会長
〃	倉金　榮	学識経験者・元高P連副会長
理事	安達　秀子	高P連会長
〃	荒木　高司	校長会会長
〃	栁川　秀史	学識経験者・元高P連副会長
〃	早野　通哲	学識経験者(校長会OB)
監事	清水　泰成	高P連副会長
〃	小野　力	校長会副会長
〃	木下　紀美	学識経験者・高P連役員経験者
作文コンクール選考委員		委員長　伊藤　伸子 副委員長　岩壁　清吉 委　員 吉岡謙二郎・王尾冨美子 桐野 輝久・萬俵　好明
事務局	局長-　横山　恵子 法人移行担当-　早野　通哲　～H25.11.28 主事-　浅川　秀子 疋田　聖子	

評議員12名 理事8名(常務理事3名) 監事3名

平成26年度

役職	氏名	備考
評議員	大石　幸和	高P連副会長
〃	佐々木　靖	高P連副会長
〃	亀井　泰人	高P連副会長
〃	瀬戸　茂	学識経験者(高P連OB)
〃	田島　幸子	学識経験者(高P連OB)
〃	渡辺　達夫	学識経験者(高P連OB)
〃	田代　幸	学識経験者(高P連OB)
〃	川上　信昭	校長会副会長
〃	疋田　武夫	学識経験者(校長会OB)
〃	伊藤　伸子	学識経験者(校長会OB)
〃	佐々木悦子	学識経験者(校長会OB)
〃	中田　正敏	学識経験者(校長会OB)
理事長	相馬　孝雄	学識経験者・元高P連総務
常務理事	堀　英雄	学識経験者・元校長会会長
〃	小泉　力也	学識経験者・元校長会会長
〃	倉金　榮	学識経験者・元高P連副会長
理事	松本　一彦	高P連会長
〃	渡辺　英司	校長会会長
〃	栁川　秀史	学識経験者・元高P連副会長
〃	早野　通哲	学識経験者(校長会OB)
監事	小川　陽子	高P連副会長
〃	時乗　洋昭	校長会副会長
〃	木下　紀美	学識経験者・高P連役員経験者
作文コンクール選考委員		委員長　岩壁　清吉 副委員長　吉岡謙二郎 委　員 王尾冨美子・桐野 輝久 萬俵　好明・宮代　哲彦
事務局	局長-　横山　恵子 主事-　浅川　秀子 疋田　聖子	

評議員12名 理事8名(常務理事3名) 監事3名

平成27年度

役職	氏名	備考
顧問	相馬 孝雄	学識経験者・高P連OB(全国会長)
評議員	大石 幸和	高P連副会長
〃	小野寺善平	高P連副会長
〃	吾妻 里美	高P連総務･健全育成委員会委員長
〃	木下 紀美	学識経験者(高P連OB)
〃	勝又 修	学識経験者(高P連OB)
〃	松下 孝	学識経験者(高P連OB)
〃	佐藤 到	校長会副会長
〃	蔦澤 元晴	学識経験者(校長会OB)
〃	堀 英雄	学識経験者(校長会OB)
〃	岡崎 珠苗	学識経験者(校長会OB)
〃	中田 正敏	学識経験者(校長会OB)
理事長	倉金 榮	学識経験者(高P連OB)
常務理事	小泉 力也	学識経験者(校長会OB)
〃	荒木 高司	学識経験者(校長会OB)
〃	栁川 秀史	学識経験者(高P連OB)
理事	松本 一彦	高P連会長
〃	川口 吉秋	校長会会長
〃	赤松 伸一	学識経験者(高P連OB)
〃	渡辺 英司	学識経験者(校長会OB)
監事	中野真衣子	高P連副会長
〃	伊東 由美	校長会副会長
〃	平賀美奈子	学識経験者(高P連OB)
作文コンクール選考委員		委員長 吉岡謙二郎 副委員長 王尾冨美子 委員 桐野 輝久・萬俵 好明 宮代 哲彦・萩元 幸治
事務局	局長-	関 明
		横山 恵子 ～H27.6.30
	主事-	浅川 秀子
		疋田 聖子

顧問1名　評議員11名　理事8名(常務理事3名)　監事3名

平成28年度

役職	氏名	備考
顧問	相馬 孝雄	学識経験者・高P連OB(全国会長)
評議員	亀井 泰人	高P連副会長
〃	静井 こず	高P連副会長
〃	鈴木 秀幸	高P連副会長
〃	木下 紀美	学識経験者(高P連OB)
〃	勝又 修	学識経験者(高P連OB)
〃	松下 孝	学識経験者(高P連OB)
〃	佐藤 到	校長会副会長
〃	蔦澤 元晴	学識経験者(校長会OB)
〃	堀 英雄	学識経験者(校長会OB)
〃	岡崎 珠苗	学識経験者(校長会OB)
〃	小野 力	学識経験者(校長会OB)
理事長	倉金 榮	学識経験者(高P連OB)
常務理事	小泉 力也	学識経験者(校長会OB)
〃	荒木 高司	学識経験者(校長会OB)
〃	栁川 秀史	学識経験者(高P連OB)
理事	大石 幸和	高P連会長
〃	市川 陽一	校長会会長
〃	赤松 伸一	学識経験者(高P連OB)
〃	渡辺 英司	学識経験者(校長会OB)
監事	中野真衣子	高P連副会長
〃	伊東 由美	校長会副会長
〃	平賀美奈子	学識経験者(高P連OB)
作文コンクール選考委員		委員長 王尾冨美子 副委員長 桐野 輝久 委員 萬俵 好明・宮代 哲彦 萩元 幸治・井上 譲
事務局	局長-	関 明
	主事-	浅川 秀子
		疋田 聖子

顧問1名　評議員11名　理事8名(常務理事3名)　監事3名

平成29年度

役職	氏名	備考
顧問	相馬 孝雄	学識経験者・高P連OB(全国会長)
評議員	位田 明生	高P連副会長
〃	山下 純夫	高P連副会長
〃	馬場 大雄	高P連副会長
〃	木下 紀美	学識経験者(高P連OB)
〃	清水 泰成	学識経験者(高P連OB)
〃	赤松 伸一	学識経験者(高P連OB)
〃	那須野 教	校長会副会長
〃	蔦澤 元晴	学識経験者(校長会OB)
〃	堀 英雄	学識経験者(校長会OB)
〃	岡崎 珠苗	学識経験者(校長会OB)
〃	小野 力	学識経験者(校長会OB)
理事長	栁川 秀史	学識経験者(高P連OB)
常務理事	荒木 高司	学識経験者(校長会OB)
〃	渡辺 英司	学識経験者(校長会OB)
〃	勝又 修	学識経験者(高P連OB)
理事	大石 幸和	高P連会長
〃	反町 聡之	校長会会長
〃	松下 孝	学識経験者(高P連OB)
〃	小宮 龍一	学識経験者(校長会OB)
監事	中野真衣子	高P連副会長
〃	林 忠	校長会副会長
〃	北村 桃子	学識経験者(高P連OB)
作文コンクール選考委員		委員長 桐野 輝久 副委員長 萬俵 好明 委員 宮代 哲彦・萩元 幸治 井上 譲・髙梨 智
事務局	局長-	関 明
	主事-	浅川 秀子
		疋田 聖子

顧問1名　評議員11名　理事8名(常務理事3名)　監事3名

平成30年度

役職	氏名	備考
評議員	位田 明生	高P連副会長
〃	葛山 聡	高P連副会長
〃	馬場 大雄	高P連副会長
〃	木下 紀美	学識経験者(高P連OB)
〃	清水 泰成	学識経験者(高P連OB)
〃	赤松 伸一	学識経験者(高P連OB)
〃	市川 道伸	校長会副会長
〃	堀 英雄	学識経験者(校長会OB)
〃	小泉 力也	学識経験者(校長会OB)
〃	岡崎 珠苗	学識経験者(校長会OB)
〃	小野 力	学識経験者(校長会OB)
理事長	栁川 秀史	学識経験者(高P連OB)
常務理事	荒木 高司	学識経験者(校長会OB)
〃	渡辺 英司	学識経験者(校長会OB)
〃	勝又 修	学識経験者(高P連OB)
理事	中野真衣子	高P連会長
〃	久保田啓一	校長会会長
〃	松下 孝	学識経験者(高P連OB)
〃	小宮 龍一	学識経験者(校長会OB)
監事	長 俊介	高P連副会長
〃	林 忠	校長会副会長
〃	北村 桃子	学識経験者(高P連OB)
作文コンクール選考委員		委員長 萬俵 好明 副委員長 宮代 哲彦 委員 萩元 幸治・井上 譲 髙梨 智・清野 史康
事務局	局長-	関 明
	主事-	浅川 秀子
		疋田 聖子

評議員11名　理事8名(常務理事3名)　監事3名

令和元(平成31)年度

役　職	氏　名	備　　考
評議員	石倉　保男	高P連副会長
〃	馬場　大雄	高P連副会長
〃	米山　賢	高P連総務
〃	木下　紀美	学識経験者（高P連OB）
〃	相馬　孝雄	学識経験者（高P連OB）
〃	亀井　泰人	学識経験者（高P連OB）
〃	佐野　朗子	校長会副会長
〃	小泉　力也	学識経験者（校長会OB）
〃	荒木　高司	学識経験者（校長会OB）
〃	那須野　教	学識経験者（校長会OB）
〃	小野　力	学識経験者（校長会OB）
理事長	勝又　修	学識経験者（高P連OB）
常務理事	渡辺　英司	学識経験者（校長会OB）
〃	小宮　龍一	学識経験者（校長会OB）
〃	松下　孝	学識経験者（高P連OB）
理　事	中野　真衣	高P連会長
〃	井坂　秀一	校長会会長
〃	赤松　伸一	学識経験者（高P連OB）
〃	反町　聡之	学識経験者（校長会OB）
監　事	佐藤　理恵	高P連副会長
〃	林　忠	校長会副会長
〃	静井　こず	学識経験者（高P連OB）
作文コンクール選考委員		委員長　宮代　哲彦 副委員長　萩元　幸治 委　員　井上　譲・髙梨　智 清野　史康・米山　謙
事務局	局　長-　関　明 主　事-　浅川　秀子 疋田　聖子	

評議員11名　理事8名(常務理事3名)　監事3名

令和2年度

役　職	氏　名	備　　考
評議員	石倉　保男	高P連副会長
〃	馬場　大雄	高P連会計
〃	鈴木　ゆか	高P連副会長
〃	木下　紀美	学識経験者（高P連OB）
〃	相馬　孝雄	学識経験者（高P連OB）
〃	亀井　泰人	学識経験者（高P連OB）
〃	平松　和夫	校長会副会長
〃	小泉　力也	学識経験者（校長会OB）
〃	荒木　高司	学識経験者（校長会OB）
〃	那須野　教	学識経験者（校長会OB）
理事長	勝又　修	学識経験者（高P連OB）
常務理事	渡辺　英司	学識経験者（校長会OB）
〃	小宮　龍一	学識経験者（校長会OB）
〃	松下　孝	学識経験者（高P連OB）
理　事	米山　賢	高P連会長
〃	井坂　秀一	校長会会長
〃	赤松　伸一	学識経験者（高P連OB）
〃	反町　聡之	学識経験者（校長会OB）
監　事	田中　玲	高P連総務
〃	熊坂　和也	校長会副会長
〃	中野　真衣	学識経験者（高P連OB）
作文コンクール選考委員		委員長　萩元　幸治 副委員長　井上　譲 委　員　髙梨　智・清野　史康 米山　謙・程島　宏美
事務局	局　長-　髙尾　成弘 主　事-　関　明　～R2.6.30 浅川　秀子 疋田　聖子	

評議員10名　理事8名(常務理事3名)　監事3名

令和3年度

役　職	氏　名	備　　考
評議員	佐々木　智	高P連副会長
〃	廣間　亜紀	高P連副会長
〃	田川　聖	高P連副会長
〃	木下　紀美	学識経験者（高P連OB）
〃	相馬　孝雄	学識経験者（高P連OB）
〃	亀井　泰人	学識経験者（高P連OB）
〃	佐野　朗子	校長会副会長
〃	小泉　力也	学識経験者（校長会OB）
〃	荒木　高司	学識経験者（校長会OB）
〃	那須野　教	学識経験者（校長会OB）
〃	渡辺　英司	学識経験者（校長会OB）
理事長	松下　孝	学識経験者（高P連OB）
常務理事	小宮　龍一	学識経験者（校長会OB）
〃	反町　聡之	学識経験者（校長会OB）
〃	赤松　伸一	学識経験者（高P連OB）
理　事	米山　賢	高P連会長
〃	井坂　秀一	校長会会長
〃	中野　真衣	学識経験者（高P連OB）
〃	林　忠	学識経験者（校長会OB）
監　事	田中　玲	高P連副会長
〃	吉川　亮	校長会副会長　※吉は土に口
〃	勝又　修	学識経験者（高P連OB）
作文コンクール選考委員		委員長　井上　譲 副委員長　髙梨　智 委　員　清野　史康・米山　謙 程島　宏美・平松和夫
事務局	局　長-　髙尾　成弘 主　事-　齋藤　秀子 疋田　聖子	

評議員11名　理事8名(常務理事3名)　監事3名

歴 代 役 員 職 員 等 一 覧 表

氏　　名	備 考	H22	23	24.3	24	25	26	27	28	29	30	H31 R1	R2	R3	年数
倉金　榮	高P連		理	*理*	理	常	常	長	長						11
諸星　照美	高P連	長													9
相馬　孝雄	高P連	理	常	*常*	常	長	長	顧	顧	顧		評	評	評	17
佐々木　悦子	県教委		理	*理*	評	評	評								8
疋田　武夫	校長会	常		*評*	評	評	評								10
八木　猛	校長会	理													5
團野　勝美	高P連	常	長	*長*	長										8
早野　通哲	校長会	事	事		理	理	理								10
伊藤　伸子	校長会			*評*	評	評	評								5
蔦澤　元晴	校長会	常	常	*常*	常			評	評	評					8
渋谷　忠宏	高P連	理													4
田島　幸子	高P連			*評*	評	評	評								5
冠　孝昭	高P連	監													3
堀　英雄	校長会	理	常	*常*	常	常	常	評	評	評	評				11
諏訪部　泰樹	校長会	理	理												4
阿部　枝里	高P連	監													3
疋田　聖子	事務局	主	主		主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	14
原嶋　繁	高P連	理													2
鈴木　彰	校長会	理													2
後久　栄子	事務局	主													2
田代　幸	高P連	理	監	*監*	評	評	評								5
小野　力	県教委	理	理		監	監			評	評	評	評			8
岡崎　珠苗	校長会	監						評	評	評	評				5
齋藤　秀子	事務局	主	主		主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	12
栁川　秀史	高P連		理	*理*	理	理	理	常	常	長	長				8
赤松　伸一	高P連		理	*評*	評			理	理	評	評	理	理	常	9
川井　陽一	校長会		理	*理*											1
渡辺　達夫	高P連		理	*評*	評	評	評								4
村田 彰夫	校長会		理												1
小泉　力也	校長会		監	*監*	理	常	常	常	常		評	評	評	評	10
石井　京子	高P連		監	*監*	監										2
木下　紀美	高P連			*評*	監	監	監	評	評	評	評	評	評	評	10
中野　順子	高P連			*評*											1
清水　泰成	高P連			*評*	評	監				評	評				4
瀬戸　茂	高P連			*評*	評	評	評								3
荒木　高司	校長会			*評*	評	理		常	常	常	常	評	評	評	10
安達　秀子	高P連			*評*	評	理									2
羽生　晴男	校長会			*評*											1
中田　正敏	校長会				評	評	評	評							4
横山　恵子	校長会				事	事	事	主							4
小野寺 善平	高P連					評		評							2
小川　陽子	高P連					評	監								2
佐々木　靖	高P連					評	評								2
羽入田 眞一	校長会					評									1
大石　幸和	高P連						評	評	評	理					4
亀井　泰人	高P連						評		評			評	評	評	5
川上　信昭	校長会						評								1
松本　一彦	高P連						理	理							2
渡辺　英司	校長会						理	理	理	常	常	常	常	評	8
時乗　洋昭	校長会						監								1
関　明	校長会							事	事	事	事	事	主		6
勝又　修	高P連							評	評	常	常	長	長	監	7
松下　孝	高P連							評	評	理	理	常	常	長	7

氏　　名	備考	H22	23	24.3	24	25	26	27	28	29	30	H31 R1	R2	R3	年数
中野　真衣子	高P連							監	監	監	理	理	監	理	7
佐藤　到	校長会							評	評						2
伊東　由美	校長会							監	監						2
平賀　美奈子	高P連							監	監						2
吾妻　里美	高P連							評							1
川口　吉秋	校長会							理							1
静井　こずえ	高P連								評			監			2
鈴木　秀幸	高P連								評						1
市川　陽一	校長会								理						1
位田　明生	高P連									評	評				2
山下　純夫	高P連									評					1
馬場　大雄	高P連									評	評	評	評		4
那須野　教恵	校長会									評		評	評	評	4
反町　聡之	校長会									理		理	理	常	4
小宮　龍一	校長会									理	理	常	常	常	5
林　忠	校長会									監	監	監		理	4
北村　桃子	高P連									監	監				2
葛山　聡	高P連										評				1
市川　道伸	校長会										評				1
久保田　啓一	校長会										理				1
長　俊介	高P連										監				1
石倉　保男	高P連											評	評		2
米山　賢	高P連											評	理	理	3
佐野　朗子	校長会											評		評	2
井坂　秀一	校長会											理	理	理	3
佐藤　理恵	高P連											監			1
髙尾　成弘	校長会												事	事	2
田中　玲	高P連												監	監	2
熊坂　和也	高P連												監		1
鈴木　ゆかり	高P連												評		1
平松 和夫	校長会												評		1
佐々木　智央	高P連													評	1
廣間　亜紀	高P連													評	1
田川　聖	高P連													評	1
吉川　亮 ※吉は土に口	校長会													監	1

◎ H24.3.1～H24.6.21　は財団法人から一般財団法人への移行期間

評：評議員、長：理事長、常：常務理事、理：理事

事：事務局長、主：事務局主事

安全振興会報

財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

平成21年度 事業概要

見舞金は7千万円
高体連安全対策事業に補助金

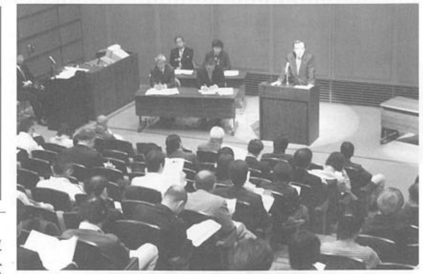

■平成21年度事業説明会■

加入や見舞金請求等諸手続きについては、会員に代わって学校の先生方の多大のご尽力をいただいている。4月26日（月）の本年度事業説明会には全・定・中等教育学校163校中133校の先生方の出席をいただき、「授業料不徴収」への対応を含め、事業内容や諸手続きについての説明が行われた。（情文ホール・横浜市中区）

21年度事業報告・決算

6月28日の第1回理事会において、平成21年度事業報告及び決算が承認された。【詳細はホームページをご覧ください】

21年度開設の中等教育学校2校が加入した。

収入の総額は約1億4千346万円。生徒数が微増に転じ、前年比約364万円の増収であった。

支出の科目別では見舞金給付費が約7,017万円。21年度は学校管理下での死亡見舞金は幸いにも1件もなく、供花料が11件、障害見舞金が4件であったが、見舞金給付費が予算よりも大幅に少なくなった。【詳細は第2面に】

見舞金給付は本会の重要な事業であり、当然ながらこの項目の支出が多くなる。学校管理下での死亡には1件で最高1,960万円、1級障害には1件で2,639万円の支出となるので、大きな災害の有無によりこの支出額は大きく変動する。

修学奨励費（1ヵ月6千円、年間で7万2千円）については、採用人数は164名（定員は全県立学校全日制・定時制各課程につき各1名、計164名）で、1,180万円。

また、学校安全普及充実事業の一環として次の事業に補助金・協賛金・委託金を交付した。高P連の諸行事、高P連や校長会の交通安全運動、高文連の活動、産業教育フェア神奈川大会（単年度）。また、21年度より高体連安全対策事業に補助金を交付した。補助金・協賛金・委託金総額は875万円であった。

22年度事業計画・予算

22年度事業計画及び予算は3月18日の21年度第5回理事会で可決された。

《収入》会費額は22年度も据え置きとなった（全日制・中等教育学校1,200円。定時制600円）。収入では22年度も生徒数の微増が想定されることもあり、約353万円の増収が見込まれている。

《支出》見舞金給付費については、21年度は前年度が年間収入を超える支出だったことを受けて大幅増の予算だったが、22年度は通常年度の規模とした。見舞金給付費は8,050万円とした。また、高P連の関東地区高等学校PTA連合会大会神奈川大会に協賛金を交付することとした。補助金・協賛金・委託金総額は1,075万円である。

修学奨励金 会費減額 新規定で再開

修学奨励金・会費減額は、これまで授業料全額免除者を主な対象としてきた。本年度からの「授業料不徴収」を受け、21年度第5回理事会で2事業の当面休止、検討を決定した。高P連と校長会から事業継続の要望をいただき、生徒・保護者によく、学校としても可能な方策について校長会に検討を依頼した。そのご尽力の結果、22年度第1回理事会で新基準を整備し、年度当初にさかのぼっての実施を決定し、7月8日付で各校に通知した。【基準は3ページに】

修学奨励金 9月に採用者を決定、第1回の給付をした。

会費減額 受け付け中。申請と返金は学校を通して行う。

■役員・評議員の補充改選■

今年度は役員改選の年ではないが、人事異動等により欠員となった役員の補充改選が行なわれ、6月28日の評議員会の推薦を得て、同日の理事会で次のように決定した。また、評議員についても同じ理由による欠員の補充改選が同日の理事会において行われた。

〈新任〉（敬称略）

【理事】原嶋 繁（県高P連会長）、田代 幸（同副会長）、小野 力（県教育局保健体育課長）

【監事】岡崎珠苗（校長会総務）

【評議員】〈高P連関係〉渡辺達夫、山本美奈子、鈴木由香、齋藤典子、安達秀子、川島星美、阪井祐貴子、山田孝雄、山口敏雄、清水泰成、赤松伸一、安西里枝

〈校長会関係〉渡邉 努、新井由紀男、坂 裕之、稲木俊雄、平光愼思郎、塩谷和雄

〈退任役員〉（敬称略）

【理事】岸 千明、小泉いづみ、中岡正廣、海北 仁

【監事】王尾冨美子

平成21年度決算と平成22年度予算　（円）

	科目	21年度決算額	22年度予算額
I 事業活動収支の部		21年度決算額	22年度予算額
収入	基本財産運用収入	10,092,293	10,060,000
	特定資産利息収入	1,791,925	1,656,000
	会費収入	131,584,800	135,120,000
	寄付金収入	0	0
	その他の収入	65	0
	事業活動収入計	143,469,083	146,836,000
支出	学校安全普及充実費	10,259,387	10,010,000
	見舞金給付費	70,171,500	80,500,000
	修学奨励費	11,808,000	11,736,000
	会費減額費	3,383,700	4,020,000
	会報発行費	1,886,408	2,530,000
	研修会費	1,045,000	3,610,000
	30周年記念事業費	—	5,500,000
	人件費	17,265,965	18,100,000
	会議費	1,822,755	2,300,000
	需用費	3,558,439	3,960,000
	使用料賃借料	1,077,838	1,080,000
	負担金	70,000	100,000
	諸費	289,632	500,000
	事業活動支出計	122,638,624	143,946,000
	事業活動収支差額	20,830,459	2,890,000
II 投資活動収支の部		21年度決算額	22年度予算額
	投資活動収入計	0	0
	投資活動支出計	700,000	890,000
	投資活動収支差額	△700,000	△890,000
III 予備費支出		21年度決算額	22年度予算額
	予備費支出計	0	2,000,000
	当期収支差額	20,130,459	0

高P連会長就任にあたって

神奈川県立高等学校PTA連合会会長　原嶋　繁

本年度神奈川県立高等学校PTA連合会会長の原嶋と申します。よろしくお願いいたします。

安全振興会には日頃より高P連の活動に対し、ご支援、ご協力をいただきましてありがとうございます。また、七月に開催した「関東大会神奈川大会」に於いては、多大なるご支援をいただきましたことにより、五千人規模の大会を無事に開催できました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

近年、保険業法の改正に伴い安全振興会の存続が心配されていましたが、「PTA・青少年教育団体共済法」が成立し、継続できる事となりほっとしております。新法人への移行は余儀なくされる様ですが、高P連でも微力ながら協力させていただきたいと思っております。

さて、高P連では今年度も「学び行動するPTA」を合言葉に、重点目標の一つに「生命尊重の理念に立った交通安全運動の推進」を掲げ、県下十地区でPTA交通安全地区大会（内九地区は高校生との合同開催）を実施してまいります。この地区大会を通して高校生には命の大切さを学んでもらい、単位PTAの皆様には、大切な子ども達の高校生活を安全に守る為にはどのような活動をすべきかを学ぶ、実りある大会になると確信しています。

これからも「子ども達のため」に皆様方のご協力を得て活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

創設三十周年　新たな発展の第一歩に

(財)神奈川県立高等学校安全振興会理事長　諸星　照美

日頃より安全振興会の各事業に温かい御理解と御支援をいただき、厚く感謝申し上げます。

本会の重要課題である改正保険業法と法人制度改革への対応については、本年五月に「PTA・青少年教育団体共済法」が成立し、本会の主たる事業である見舞金給付制度の継続とその他事業の展開に見通しをつけることができました。皆様の御協力に感謝いたします。本会は、これまで公益財団法人を目指すことを中心に検討してきましたが、一般財団法人への移行を前提とするPTA等共済法の成立という新たな状況を受け、今後定められる政令や文科省令によって明らかになる具体的内容を見極めつつ、新法人の形や事業内容について各方面、関係団体と協議しながら検討していきたいと思います。

また、修学奨励事業と賛助会費減額措置については、本年度からの「授業料不徴収」を受け、一時休止して検討してきましたが、高P連や校長会から事業継続の要請と校長会の多大の御尽力に基づき、関係規則を整備して年度当初にさかのぼって実施できることとなりました。

本会は、財団創設三十周年を迎えますが、これまで多くの諸先輩方の御努力の蓄積と会員皆様方の御協力による賜物と感謝とお礼を申し上げます。今後ともなお一層各関係団体との連携を図り、健全な運営に努めながら本会の新たな姿を追求してまいる所存です。皆様方の御理解と御支援をお願い申し上げます。

21年度見舞金給付状況

安全振興会は日本スポーツ振興センターの給付額に基づいて、**「死亡見舞金」・「障害見舞金」**はその70％、**「負傷等見舞金」**はその60％を給付している。また、**「義歯見舞金」**は、同センターの障害見舞金の対象（3本以上の欠損補綴）とならない2本以下の場合に、1本あたり5万円を支払う本会独自の見舞金である。**「供花料」**は学校管理下であるなしを問わず死亡した場合に10万円を支払う本会独自の見舞金である。

21年度の給付状況について分析する。【詳細はホームページをご覧ください】

①【表1】は各見舞金を給付した件数を過去5年間についてまとめたもの。18年度の急増は、同年度から実施された給付基準引き下げが大きな要因と思われるが、その後の年度については、生徒数全体に大きな変化がなかったにもかかわらず、給付件数の増加傾向が目立つ。

②【表2】は、21年度に新規に申請のあった学校管理下での負傷等（1,208件）の内訳である。骨折が553件で負傷件数の45・8％と、骨折の比率は相変わらず高い。以下は【表】にはないが、

③学校管理下の災害の中で、担当教科や顧問の先生方や生徒本人の注意にもかかわらず、部活動での842件と体育授業中の173件の合計1,015件は学校管理下の災害の81・1％を占めている。

④通学時の災害は65件。うち55件が自転車事故に起因する災害である（義歯5件）。これは本会の給付基準に合致した事例だけの件数であり、学校管理外を含めた自転車事故全体には厳重な注意が必要である。

⑤学校管理外での供花料10件のうち2件はバイク事故である。「スタートかながわ」が新たに展開されたが、生徒の尊い命を守るため、本会も生徒の安全意識の高揚について一層注意を払っていきたい。

■定時制加入20校（全校）に

本年度開設された県立相模向陽館高校（定時制単独校）が本年度より本会に加入した。これにより、定時制加入校数は全校の20校となった。

現在の全加入校数は163校（全校）。会員数は10万2,690人（8月末現在）。

【表1】見舞金給付状況推移　（件数）

年度	17	18	19	20	21
死亡見舞金	0	0	0	3	0
障害見舞金	7	6	1	10	4
負傷等見舞金	886	1,245	1,321	1,424	1,464
義歯見舞金	21	29	15	24	39
供花料	20	13	6	18	11
計	934	1,293	1,343	1,479	1,518

【表2】負傷等（新規）の内訳

症状	新規件数	割合
骨折	553	45.8%
捻挫	81	6.7%
脱臼	52	4.3%
打撲	39	3.2%
外傷	33	2.7%
膝内障	8	0.7%
歯牙破折	43	3.6%
アキレス腱断裂	6	0.5%
半月板損傷	46	3.8%
膝靭帯損傷	126	10.4%
足関節靭帯損傷	55	4.6%
ヘルニア	30	2.5%
その他	136	11.3%
合計	1,208	100.0%

「PTA・青少年教育団体共済法」が成立
各界の熱意実る

平成22年5月26日、「PTA・青少年教育団体共済法」が成立し、同年6月2日に公布された。平成18年4月保険業法改正以来、「安価な会費で手厚い補償」の継続を求める足掛け5年にわたる取り組みであった。平成19年3月、全国で寄せられた署名は70万人（神奈川8万人弱）に達した。また、神奈川県では全国に先駆けて県教育長の国への要望書提出（平成20年1月）、県議会議長の国への意見書提出（平成21年10月）等をはじめ、高P連・校長会・県教委・県議会その他多くの方々から力強いご理解とご支援をいただいた。また、法成立後には「本当によかった」との温かいお言葉をたくさんいただいた。深く感謝申し上げたい。

法の概要

法の概要は次のとおりである。さらに具体的な内容は今後定められる政令・文科省令を待つ。（条文は本会HPに掲載。）

①文部科学省所管、行政庁（県教委）の監督を受ける。②各県の実態に応じた制度設計が可能。③見舞金給付事業は県教委の認可が必要。④区分経理を行う。⑤一般財団法人となる。

今後の方針

6月28日、本年度第1回理事会において、今後の検討方針を次のように確認した。

①これまで本会は公益財団法人を目指すとしていたが、主たる事業である見舞金給付事業の継続という観点から、一般財団法人への移行を中心に検討を進める。②事業の検証、定款案検討を進める。③政令や文科省令により、具体部分が明らかになった段階で法人類型について最終的な結論を出す。

また、事業検証等、新法人への移行に係るより具体的な検討作業を進めるため、第2回理事会（9月27日）において、法人「在り方」検討委員会（弁護士、県教委を含む）の拡充を決定し、公認会計士と学識経験者によるワーキンググループを設けた。

スケジュール

平成22年度より諸事業の検証、新法人類型の検討、定款策定を行い、平成25年4月に新法人発足の予定。

作文募集　財団法人神奈川県立高等学校安全振興会 22年度作文コンクール

「安全」又は「健康」について日ごろどのように考えていますか。生徒の皆さんの新鮮な考えを作文に書いてお寄せください。題名は自由です。【4ページに昨年度の作品を掲載しました。】

平成22年度作文コンクール募集要項より

（詳細は本会ホームページをご覧ください。）

1．主　　催：財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
2．後　　援：神奈川県立高等学校長会、神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会
3．テ ー マ：「安全」又は「健康」
4．応募資格：神奈川県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（高等部）に在学する生徒
5．応募上の注意：
（1）原稿用紙（Ｂ４判 400字詰め・タテ書き）3枚以内（本文1,000～1,200字）
（2）題名は自由
（3）作品には、題名･学校名･学年･氏名･性別を記入してください。
（4）作品は未発表のものに限ります。原稿は返却しません。
6．募集締切：平成22年11月4日（木）
7．応 募 先：（財）神奈川県立高等学校安全振興会
8．入選発表：平成22年12月10日(金) 学校を通してお知らせします。
9．表　　彰：
最優秀賞（2名）、優秀賞（若干名）、佳作（若干名）以上に賞状ならびに賞品
応募者全員に記念品を贈呈
最優秀作品２編は「安全振興会報」、「安全振興会のご案内」、本会編集の作品集等に掲載。

修学奨励金、賛助会費減額 新規定

運営規則

〔会費の減額〕（10条）「賛助会費減額申請資格基準」に該当するとき

〔奨励生の資格〕（19条）⑴別に定める「修学奨励金給付基準」第２条に該当する者

⑵その他特別の事情で学資の支弁が困難な者

修学奨励金給付基準

第２条　運営規則第19条第１号に係る対象者は、次の各号に定める者とする。

⑴県立学校の入学検定料等の徴収に関する条例施行規則（省略）第７条第１項の規定により入学検定料等が免除される者

①経済の主体をなしている者が、当該年度中に災害を受け、又は、保護者の死亡、傷病等により、地方税法（省略）の規定により納付する市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等が280,000円を非課税基準額と設定し、その額の1.5倍以下となる者

②生活保護法に基づく保護を受けている者

③生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者

⑵①県立学校の入学検定料等の徴収に関する条例施行規則第7条第3項の規定により入学検定料等を免除される者

②児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

賛助会費減額申請資格基準の内容は「修学奨励金給付基準」第２条の⑴⑵と同じである。

事務局メモ帖

◇日誌より▼4・16第1回常務理事会▼4・26平成22年度事業説明会、第2回常務理事会▼5・14衆議院文科委員会傍聴▼5・24県教育長との懇談▼5・26PTA・青少年教育団体共済法成立▼5・31平成21年度監査、第3回常務理事会▼6・2法人「在り方」検討委員会、第1回作文コンクール選考委員会▼6・5高P連総会、同会長研修会▼6・17第4回常務理事会▼6・28第1回評議員会、第1回理事会▼6・29平成21年度決算報告書及び事業報告書を教育長に提出▼7・7第5回常務理事会▼7・8高P連関東大会▼8・7全国連絡協議会正副会長会▼8・10第6回常務理事会▼8・24第1回運営懇談会、第7回常務理事会▼8・31高P連第1回交通安全運動連絡会、第8回常務理事会▼9・6第4回法人「在り方」検討委員会▼9・8全国連絡協議会と文科省協議（PTA等共済法）▼9・22第9回常務理事会▼9・27第1回審査委員会、第2回理事会、第1回30周年実行委員会、第10回常務理事会▼9・28全国連絡協議会と文科省協議（PTA等共済法）

作文コンクール 21年度最優秀作品

（3ページに22年度の募集要項記載）

傘かしげ

県立神奈川総合高校　一年　太田ちひろ

「傘かしげ」とは、江戸時代のマナーのひとつである。傘をさした者同士が道ですれ違うとき、互いの傘を傾けるという動作のことだ。

――四月、高校生になったばかりの私の前に最初に立ちはだかった壁は、電車通学の辛さである。まさか電車通学にこんなにも危険が潜んでいるとは思いもしなかった。

まず驚いたのは、ホームへ向かってダッシュしていく人の群れである。初めの頃はよく肩を弾かれ、とても嫌な思いをした。改札口付近は縦横無尽に人が行き来するため、特に危険である。つい最近も、ホームを走っていた中年の男性が、あと少しでおばあさんと正面衝突をしそうだったところを目撃した。一歩間違えれば大きな事故になっていたかもしれない。

次に危険だと感じたのは、電車のドアが開いた直後の、座席を確保したい人たちの押し合いである。押し合いと言っても相撲のようなものではなく、前の人の背中をぐいぐいと押して急かすようなものだ。しかし体格のよい人は本当に力が強い。以前、前から三番目に並んでいても後ろから押されて座れないことがあった。

それから、駅での道の譲り合いがとても少ないことにも驚いた。すれ違う人が皆、初めから道を譲る気なんてないと言っているような顔つきで歩いているように見えてしまう。

これらの体験から、私は通学の時間帯の駅がとても危険に感じるようになった。行き帰りの電車通学だけで精神的にも肉体的にもエネルギーを消耗し、家に帰ったらまるで死んだように眠った。あの朝夕の駅を想像するだけで胃がキリキリと痛んだ。

しかし、それは日を重ねるごとにだんだんと薄れていった。なぜなら、日の移り変わりに合わせて私も変化していったからである。弱気でいると人にぶつかられるような気がして、駅に着いたら強気で歩くことを心がけるようになった。電車を並んで待っているときは座ることだけを考えるようになった。四月に比べ早足になり、道を譲る回数も減った。気付いたら私は、四月の頃に恐れていた人たちと同じようになっていたのである。

そうした折りに、「傘かしげ」という言葉を知った。電車で席を譲り合ったり、道のすれ違いで体を傾けてくれた人に出会ったとき、心がほっとする自分を思い出した。その言葉から私は、マナーを守ることは「安全」に繋がるんだ、ということを知った。マナーを守ることによって安全が生まれることに気付かされた。マナーという、一人一人の心がけが安全をつくっていくという、大切なことを忘れて生活していたと思う。

「傘かしげ」をしていた江戸の町はどのような環境だったのだろう。人々はどんな顔をして町を歩いていたのだろう。私も、「傘かしげ」の心を持って今日から電車に乗ろうと思う。

走ることと小さな世界のこと

県立相陽高校　二年　村松泰聖

「ただ走ることの何がそんなに楽しいの？」そう聞かれることは多いけど、その度に僕は答えあぐねてしまう。だってあんなに過酷で孤独な競技の良さなんて、自分でも良く分からない。スタートラインに一人立たされて、胃がひっくり返りそうになる程の距離を乗り越えても、表彰台に上ることができるのはほんの一握り。こうして五年間走ってきたのが不思議なくらいだ。

ただ、それでも陸上競技――短距離走の世界で走っていると、疲労や苦痛とは裏腹のおかしな心地良さを感じるときがある。

体に鞭打ってゴールに突き進んでいるとき、声援に混じって耳に入るのは風を切る音だ。競技場の空気が色を変え、密度を増し、幾重にもなって体に張りつく。トラックが日常から切り離されて、まるで深い海の底で漂っているような錯覚を起こす。どこか心が軽くなって、ありのままの自分と向き合うことができるその瞬間、陸上競技場は自分だけのフィールドになる。

僕達の暮らす社会は豊かで、広大で、あらゆる可能性に満ちている。でもそれ故に、ちょっと複雑で、大きすぎて、押し潰されそうになるときがある。高層ビルを見上げていると首が痛くなって、アスファルトの照り返しが体を焼いて、見ず知らずの人に足を踏まれて、へとへとになって逃げ出したくなるときがある。

だから僕は、幅一・二二メートルのレーンを走る。現実から目を逸らしているだけかもしれないけど、ほんの数十秒間だけ大目に見てほしい。明日のテストも、将来の不安も、先週振られた彼女のことも、あと三時間で人類が滅びることも、面倒なしがらみは振り払って、頭をからっぽにして自分自身と向き合う。こんなことができる場所は、世界中のどんな秘境を探したってあの赤茶けたトラック以外に見あたらない。

きっとあらゆる人達が、そんな「小さな世界」を持っているはずだ。まるでウインカーを使って白線を引くように、誰もが大きな世界との境界線を作っている。そして、勉強や人付き合いなんかにちょっと嫌気がさしたとき、大きく息を吐いてその世界に飛び込んでいく。

もちろん、誰かの世界は卓球台の上に広がっているかもしれない。また別の誰かの世界はピアノと五線譜の上に広がっているかもしれない。僕の場合、たまたまそれがスタートラインから延びていたというだけだ。

世界は一つではなく、至るところにその輪を広げている。自分にとっての「小さな世界」はどこにあるのか、ぜひ考えてみてほしい。その世界を大事にしてほしい。辛い時は思い出してほしい。きっとそこには、心を豊かにするありったけのものが詰まっているはずだ。

講評　作品を読んで

選考委員　岩壁清吉

その数、九六一編。県立高校一二九校から寄せられた本年度も、応募の数の多さだけではありません。「安全」「健康」というテーマを自分の体と心で受けとめ、確かめた《生きてはたらくことばの力》を感じる作品に、数多く接することができました。もったいなくうれしい限りです。

詩人ねじめ正一さんは、自分が「正直」に思ったことを書いているだけではだめで、「正確」に書くことが大事だと言っています。例えば、悲しい気持ちを悲しい言葉で書くことは「正直」ではあるけれど、本質のまわりをぐるぐるまわっている状態であり、《本質をぎゅっと鷲掴み》にする「正確な言葉」で書かれたものが優れた表現作品だと。

今回の入選作四九編は無論のこと、安全・健康を各自の視点に立って「本質」に迫る「正確」に書かれた作品の多さに驚きます。素晴らしい。最優秀作の二編。まず、太田ちひろさんの「傘かしげ」。譲り合いのマナーが「安全」に繋がっていると気付いた体験を、江戸時代の「傘かしげ」に結び合わせて「正確な言葉」で伝えるメッセージとなっています。時を超えてあるべきコミュニケーションの大切さの存分な提言になりました。

村松泰聖君は、「走ることと小さな世界のこと」で、「ありのままの自分と向き合うことができるその瞬間、陸上競技場は自分だけのフィールドになる」と言います。何より素敵なのは、競技場の空気の色や密度、「風を切る音」は自分だけのものでなく、「あらゆる人達」の心象風景に繋がっていると、書いていることです。

「言語活動の充実」が、叫ばれる昨今。このコンクールもその受信・発信基地となりたいと。今後も多くの若いエネルギーの参加を期待します。

財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二二一―〇〇一一
横浜市神奈川区神之木台二―一四
県青少年課神之木台分館内
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

交通安全運動報告会

「スタートかながわ」始動
定・通の対策充実も課題

「スタートかながわ」が本年度より展開されているが、1月14日、本会の補助事業の交通安全運動についての報告会が行われた。高P連から原嶋繁会長、松田絵里交通安全対策特別委員会委員長始め14名、校長会から桑島秀一総務（交通安全担当）、桐野輝久生徒指導委員会第2分科会代表、深堀広平県高等学校交通安全教育研究会会長始め6名、本会から疋田・蔦澤・團野各常務理事が出席した。

【概要報告】 校長会から高校生大会の充実、ヤングライダースクールの推進、県警・高P連・小中校長会との連携、交通安全関係会議の充実、啓発資料の発行と「スタートかながわ」の普及啓発、ロングホームルームにおける交通安全教育の推進等の取り組み等が報告された。また、発表校ではないが、横浜北、県央、相模原の各地区から大会の資料の提供があった。

様々な啓発活動が報告されたが、昨年度同様、自転車の安全が大きな課題となっていた。安全点検、危険箇所の周知、ルール、マナー（自転車に限らず）等が取り上げられていた。中には、判例を示しながらくるま社会の一員としての責任を促すものもあった。また、高校生自らが地域に訴えかけ、発信していく事例も報告され、注目された。

発表方法も様々な工夫が凝らされ、なんとしても保護者や生徒の意識を高め、行動に結び付けたいという熱意があふれていた。大会開催形態では、PTA大会と高校生大会の合同開催の9地区からは保護者と生徒に相互理解が進んだとの報告があり、一方、それぞれが単独開催の地区からは全校発表により全校が毎年関われる意義が報告された。

【本年度の反省と今後の展望】 校長会から「スタートかながわ」モデル校の活動を他校に広げていくという方向性が示され、出席者から各学校や単位PTAは小中学校との一体となった取り組みの知恵を出す必要があるとの意見があった。

また、今年度の交通事故による高校生の死亡事故の状況報告の中で定時制・通信制の生徒の死亡が目立って多かったことが示された。これについて、極めて深刻な事態であり、学校・PTAが連携をとりながら定時制・通信制への交通安全対策を急ぐ必要があるとの認識で一致した。

4ページに「スタートかながわモデル校の事例」。

「安全」と「健康」
生徒の視点から

祭開会式で表彰された。作品は12月1～5日に県民ホールギャラリーで展示された。本会は最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成し、各学校に掲示を依頼した。

【最優秀賞】（2点）
（安全推進月間）太田　亮（横須賀市立横須賀総合）、（作文コンクール）中野太超（神奈川総合）

【優秀賞】（10点）
小松美里、坂田杏奈、金子優里（以上、横須賀市立横須賀総合）、渡邉久美子、本山和（以上、上矢部）、加藤由望子、山口美波（以上、弥栄）、平川靖子（神奈川総合）、秋山喜里（白山）、大田成美（横浜隼人）

【佳作】（11点）
折原にころ、三浦天海、安部穂香、小林可苗（以上、横須賀市立横須賀総合）、中澤悠香、後藤真由（以上、上矢部）、畠田園子（神奈川総合）、濱藤亜未（横須賀大津）、辻原成美（多摩）、久保永利子（白山）、志賀天音（横浜隼人）

【最優秀賞】
（安全推進月間）
太田　亮さん
（横須賀市立横須賀総合）

【最優秀賞】
（作文コンクール）
中野　太超さん
（神奈川総合）

作文コンクール

『安全』又は『健康』をテーマに、県立高校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に実施され、応募数は549編（17校）。11月29日、元校長先生方からなる選考委員会で以下の入賞者が決定された。最優秀賞2編は『安振興会』のご案内』（平成23年度版）に掲載し、本会会報第57号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。また、この2編は1月24日の高P連広報紙コンクール表彰式で本人による朗読が行なわれ、来場者に深い感銘を与えた。

【最優秀賞】（2編）
菅井昭雄（中央農業）「心の健康　～僕が目指す療法士～」、八木由紀（中央農業）「変わること　～心と食について～」

【優秀賞】（5編）
渡辺浩（生田東）、石井眞琴、三浦遥香（以上、城郷）、鈴木愛里（七里ガ浜）、大槻春菜（中央農業）

【佳作】（27編）
阿藤拓真（城郷）、阿久津愛、森里奈（以上、港北）、菊川陽奈、岩岡美里、平原侑季、老門凌（以上、元石川）、吉澤由太（磯子工業・定）、玉城也香（川崎・定）、渡辺沙樹、米澤絵里菜、大城愛海（以上、麻生総合）、大川功貴（逗葉）、清野晃太、佐藤瑛子（吉田島総合）、大本典明（愛川）、伊野さつき、毛利花実、岡本沙織、鴨志田真希、菅野真矢、佐藤彩、若月彩穂（以上、中央農業）、南川真穂、佐伯藍（以上、橋本）、小松愛梨奈、内田南美（以上、上鶴間）

「PTA共済法」「施行規則」施行
具体的検討急ぐ

平成23年1月1日、「PTA・青少年教育団体共済法」（以下、「PTA共済法」）と「PTA・青少年教育団体共済法施行規則」（以下、「施行規則」）及び関係政令、告示が施行された。また、これでPTA共済の法体系はほぼ整った。（いずれも文部科学省のホームページで閲覧できる。）

「施行規則」等の概要

全国高等学校安全互助会連絡協議会（以下、「全国連絡協議会」）は、保険業法改正後も従来の各県互助会の多様な事業が継続できるようにと、「法はオールジャパンで、具体的な制度設計と運用は各県互助会の基準で」を基本に制度共済の根拠法制定を国に求めてきたが、それは大筋でかなえられた。一方、他の共済とのバランスやその後制定された法律等との関連等から新たに設けられた制限もある。

「施行規則」等には、具体的な記述がなされており、文部科学省の説明と併せてその主なものについて見ると、①行政庁（県教委）の認可・監督②共済掛金・共済金の上限、③共済規程の記載事項、④区分経理（共済会計と一般会計）、⑤準備金・責任準備金・支払備金、⑥PTA・青少年教育団体共済監査等々である。また、⑦経過措置としてPTA共済法による認可を受ける前に災害を受けた者への見舞金等支給の継続についても、行政庁の認可を受けて行うことが可能となった。

本会事業の検討

「PTA共済法」・「施行規則」の施行を受けて、本会の将来の法人の様態の検討は法人「在り方」検討委員会（弁護士、県教委を含む）やワーキングチーム（公認会計士、高P連、校長会を含む）において、①「PTA共済法」の規定に基づく諸事業の検討、②公益法人制度改革に対応する検討の2つの側面から本格化することとなる。

①「PTA共済法」に基づく検討

このたびの「PTA共済法」・「施行規則」には各県互助会の多様な事業が可能な限り網羅されている。したがって、各県互助会はそれぞれの実状に基づき、それらの中から選択して制度設計を行うことになる。

以下、本会の事業に合わせて「施行規則」等の内容のおおまかな枠組みを見てみる。今後、関連する法律や財政基盤、財務体系を考慮しながら検討する中で各事業について修正・調整が加えられる可能性もある。

○ 見舞金給付事業

「共済規程」を定め、県教委の認可を得た後、共済会計の中で実施可能。

○ 修学奨励事業

共済事業には含まれないこととなったが、一般会計の中で実施可能。

○ 安全普及啓発事業

「安全普及啓発活動等」に特化されたものについては共済事業とされ、共済会計の中で実施できる。「安全普及啓発活動等」に特化されないものは、共済事業には含まれず、一般会計の中で実施可能。

② 公益法人制度改革に対応する検討

諸事業について、公益目的事業として実施できるものはどれか、どのように工夫したら公益目的事業となりうるかも重要な検討課題である。一般財団法人に移行する場合は「公益目的支出計画」を作成しなければならない。また、公益財団法人に移行する場合には県の公益認定等審議会の認定を受けなければならない。両者の基本的な必須の作業となる。

本会の主旨や運営上から見て、公益財団法人・一般財団法人のいずれを選択するのが適当であるか。国等の最新の見解等を踏まえ、両者のメリット・デメリットを詳細に検証し、関係団体との協議の後、平成23年中のできるだけ早い時期に決定したい。

平成25年4月には共済認可を受けた新法人として発足することを目指す。

賛助会費据え置きを決定

賛助会費

去る12月15日の第3回理事会で平成23年度賛助会費の据え置きが決定された。全日制1200円、定時制600円、通信制180円、中等教育学校1200円である。

本会『運営規則』では、「会費は、（独）日本スポーツ振興センターの共済掛金の額を基準として定める。」とあり、これは同センターの共済掛金の改定に連動して本会会費も改定されるものと解釈されてきた。しかし、平成17年度の同センターの改定（値上げ）の際に本会は会費据え置きを決定し、以後も据え置いてきている。来年度も会費を値上げしなくても健全な運営ができると判断し、据え置きとした。

会費減額

平成20年度から授業料全額免除者について、その経済的負担を軽減するために、会費を減額できることとなっている。本年度からの「授業料不徴収」を受け、新たに『賛助会費減額申請資格基準』（既報。4ページに再掲）を定め、減額措置を継続している。

①対象者は『賛助会費減額申請資格基準』該当者で会費減額を申請した者。②会費減額は生徒1人につき会費の2分の1。③学校を通じて申請する。④返還は、原則として、学校を通じて返金する。

具体的な手続き方法等詳細は各学校または本会へお問い合わせください。

修学奨励金

平成22年度は全県立高校、中等教育学校の計163名に給付した。

対象は①『運営規則』第10条『修学奨励金給付基準』第2条（既報。4ページに再掲）に該当する者、②その他特別な事情で学資の支弁が困難な者で、校長の推薦を得た者。

給付額は月額6千円（返還義務はない）。給付期間は採用年度限りであるが、次年度の採用を妨げない。平成23年度募集要項は4月に各校に配布される予定である。

「施行規則」関係経緯

22.6.2	「PTA共済法」公布
22.6.15	全国連絡協議会が文科省と協議
22.8.7	全国連絡協議会正副会長会
22.9.27	全国連絡協議会が文科省と協議
22.10.7	全国連絡協議会総会。各県が要望を文科省に伝える。
22.10.21	文科省が全国連絡協議会にヒアリング
22.10.26	文科省が説明会（関係団体向け）
22.11.15～12.14	文科省がパブリックコメント実施
22.12.27	「施行令」、「施行規則」（文科省令）、「告示」公布
23.1.1	「PTA共済法」、「施行令」、「施行規則」、「告示」施行

財団創設30周年

記念式典を挙行
実績踏まえ、新たな一歩

本会財団創設三十周年記念式典が、高P連、校長会、県教委、高文連、高体連、全国高等学校安全互助会連絡協議会、本会歴代関係者等約280余名のご臨席を得て、10月20日に横浜ローズホテルで挙行された。

式典は、国歌斉唱、諸星照美理事長の挨拶に続いて冨田輝司県教委教育局長、原嶋繁高P連会長、鈴木彰校長会会長、會田皓章全国連絡協議会副会長から祝辞が述べられた。引き続き、これまで本会の運営に功労のあった方々へ表彰状が授与された。表彰者は、松岡武彦（6代理事長）、小山秀文（7代理事長）、櫻井智定（8代理事長）、杉山明和（元常務理事）、飛鳥田養（同）、関俊平（同）、福井進（同）、養島格造（同）、吉田弘治（同）、小林正義（元理事・事務局長）、坂本廣（元事務局長）、高玉禮子（元事務局主任）の12氏。

また、記念事業の一つとして『創設三十周年記念誌』（A4版、165ページ）を刊行し、当日の出席者、各県立学校・PTA、関係機関に配布した。内容は、30年のあゆみ、実施事業、財務、資料（規約、会報等）。

會田皓章
全国連絡協議会副会長

鈴木　彰
校長会会長

原嶋　繁
高P連会長

冨田輝司
教育局長

理事長挨拶（要旨）

諸星照美理事長

本会は昭和56年の設立以来、県教育委員会、県立高等学校PTA連合会、県立高等学校長会のご理解とご支援に支えられて今日に至り、ここに財団創設三十周年記念式典を迎えられたことは私達関係者一同無上の喜びである。本会は現在、改正保険業法、公益法人制度改革の中で、大きな岐路に直面しているが、「PTA・青少年教育団体共済法」が成立し、ひとつの光明がともった。各方面の方々の熱意に感謝申し上げる。新法人の検討では生徒・保護者・学校にとってよりよい方向を定められるように、設立以来の崇高な理念を軸に、心新たに努力していきたい。財団法人神奈川県立高等学校安全振興会に対して今後とも温かなご支援とご鞭撻を賜るようお願いしたい。

創設まで

学校管理下の事故に対する日本学校安全会（当時）が行う見舞金の給付は、社会通念上必ずしも十分とは言えず、別途の救済措置が必要ということから、昭和52年、高P連が「神奈川県立高等学校災害共済会」を設立。役員は高P連、校長会、学識経験者。事業は廃疾見舞金及び死亡弔慰金等の給付。

記念式典会場風景

昭和56年4月1日、県教委より「財団法人神奈川県立高等学校安全振興会」設立許可。民法第34条に基づく公益法人。運営基盤の安全強化と責任体制の明確化を目的とした法人化であり、災害共済会に属した権利義務の一切を継承した。役員は高P連、校長会、県教委、学識経験者。見舞金給付は災害共済会を継承し、ほかに新事業を加えて現在まで脈々と続く事業を展開した。

各事業の展開

安全普及充実事業

生徒の安全と健康思想の高揚啓発を目的とし、作文及びポスターコンクールを実施すると共に、高P連、校長会、高文連、高体連の各種事業に様々な支援を行なっている。特に、高P連、校長会の推進する交通安全運動には「4＋1ない運動」、「かながわ新運動」、「スタートかながわ」を通じて多額の補助金・委託金を交付し、一貫して強力な支援を続けている。また、緊急の対応として、学校の安全対策への支援（平成14年度）や、近年では県教委を通じてAEDの全県立高校配備なども行なった（平成19年度）。

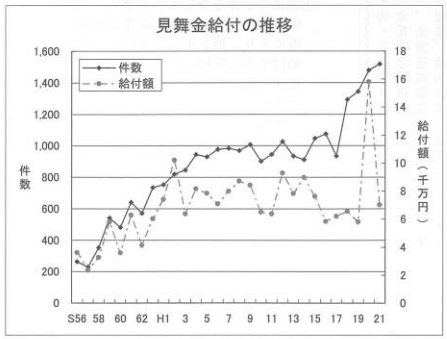

修学奨励事業

創設以来、着実に採用定員を増やし、現在は全県立高校全日制・定時制各1名、全中等教育学校各1名。平成22年度までに約2、300名の生徒に修学奨励金を給付し、勉学に役立てている。

見舞金給付事業

本会の中心となる事業であり、財団創設以来、その内容の充実を図ってきた。また、平成18年度には給付基準を引き下げ、給付対象者を拡大した。平成21年度までの給付総額は約20億1千万円超となった。

「スタートかながわ」モデル校の実践例

（この記事は、校長会生徒指導委員会第2分科会から提供されたものです。）

進化した交通安全教育

20年間の「かながわ新運動」により、二輪車事故が大きく減るなどの成果を経て、「スタートかながわ」が今年から始動しました。

初年度の取組みとして特筆することがあります。それは、高校生が自らの安全に努めるだけでなく、交通安全啓発活動の担い手として積極的に地域にでかけ始めたのです。

県警本部の協力も得て、「スタートかながわ」推進モデル校（試行）が今年、8校選ばれました。

各校では地域の小学校や高齢者施設などで交通安全を呼びかける活動を展開しています。その代表的なものを紹介します。

神奈川総合産業高校

「相模原地区交通安全デー」が今年5月12日と10月13日の2回開催されました。

当初は麻溝台高校と北里大学が始めた交通安全啓発活動が市内小中学校、高校、大学や地域社会まで巻き込んだ市民活動に拡大されたものです。

神奈川総合産業高校では、5月17日にスタントマンを使った交通安全教室を地域に公開したり、横浜赤レンガ倉庫での秋の交通安全運動出陣式に参加し、生徒が交通安全をテーマにしたコントを演じるなど、普及活動の主役として登場しました。

川崎工科高校

4月に川崎工科高校の生徒会役員が市内の高齢者施設を訪問し、デイサービス利用者30名に啓発活動を行いました。全国的に交通死者の半数を65歳以上の高齢者が占めるなど、増加する一方の高齢者の交通事故防止に対し、今後高校生が役立つことができます。

秦野総合高校

近隣小学校の2年生に対し、交通安全教室を開きました。小学校に出向いた高校生が4人1組で、班ごとに歌遊びや手品、パネルシアターなど楽しい時間を過ごしながら小学生の事故防止を呼びかけました。

これは「社会福祉基礎」の授業実習として行ったもので、教科学習を通して交通安全の意識啓発ができる事例だといえます。

「スタートかながわ」が開く地域社会の意識改革

高校生が他者の交通安全のため、地域へ働きかけていく行動は、自らの安全意識を高めることにつながります。

交通社会人として自覚した高校生が今後増え続けることで、県全体の交通安全意識が高まるなどの大きな成果が期待されています。

まずは小中学生のよき見本として、さらに交通事故に遭いやすい高齢者の安全を願うやさしい思いやりの心を持った若者にと、本年から始まった「スタートかながわ」の持つ教育効果は大きく位置づけられることになるでしょう。

交通安全推進モデル校

平成23年度からは、交通安全推進モデル校が県内10地区に1校ずつ設置されます。高校生の地域社会への働きかけが本格的に始まることになります。

「かながわ新運動」が高校生の二輪車事故防止で始まったことと比べると、高校生の社会参加も含む大きな交通安全教育運動だといえるでしょう。

これから生徒、保護者、教職員が一体となって、交通安全を生み出す地域社会作りを進めていってほしいと考えています。

埼玉県高等学校安全互助会が一般財団法人に

これまで任意団体であった埼玉県高等学校安全互助会は、平成22年12月、一般財団法人としての登記を済ませ、新スタートを切った。名称は「一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会」。現在、PTA共済法に基づく共済認可を受けるために準備を進めている。

修学奨励金、賛助会費減額 新規定

運営規則

［会費の減額］（10条）「賛助会費減額申請資格基準」に該当するとき

［奨励金の資格］（19条）

⑴別に定める「修学奨励金給付基準」第2条に該当する者

⑵その他特別の事情で学資の支弁が困難な者

修学奨励金給付基準

第2条　運営規則第19条第1号に係る対象者は、次の各号に定める者とする。

⑴県立学校の入学検定料等の徴収に関する条例施行規則（省略）第7条第1項の規定により入学検定料等が免除される者

①経済の主体をなしている者が、当該年度中に災害を受け、又は、保護者の死亡、傷病等により、地方税法（省略）の規定により納付する市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等が280,000円を非課税基準額と設定し、その額の1.5倍以下となる者

②生活保護法に基づく保護を受けている者

③生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者

⑵①県立学校の入学検定料等の徴収に関する条例施行規則第7条第3項の規定により入学検定料等を免除される者

②児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

賛助会費減額申請資格基準の内容は「修学奨励金給付基準」第2条の⑴⑵と同じである。

事務局メモ帖

▼10・7高等学校安全互助全国研究会、全国連絡協議会総会、第10回常務理事会▼10・14第11回常務理事会▼10・20財団創設30周年記念式典・祝賀会▼10・21文科省▼10・30県高総文祭総合開会式▼11・4作文コンクール募集締切▼11・17第5回法人「在り方」検討委員会、第12回常務理事会▼11・18高P連第48回県大会▼11・24税理士による財務諸表調査▼11・29平成22年度中間会計監査、第13回常務理事会、作文コンクール最終選考▼12・10第14回常務理事会▼12・15第3回財団創設30周年記念事業実行委員会、第3回理事会、第15回常務理事会、高P連広報紙コンクール安全振興会特別賞審査▼9～12高P連地区交通安全大会・交通安全高校生大会▼1・14交通安全運動報告会▼1・15県高総文祭総合閉会式▼1・18『安全振興会のご案内』発行▼1・24高P連広報紙コンクール表彰式▼1・31平成23年度補助金・協賛金・委託金申請締切▼2・3第16回常務理事会▼2・10PTA共済法説明会（文科省）

財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二二一－〇〇一一
横浜市神奈川区神之木台二二－一四
県青少年課神之木台分館内
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

財団法人 神奈川県立高等学校 安全振興会

22年度 見舞金は9千3百万円 事業概要まとまる

8月23日、第2回評議員会が開催された。本会の諸事業や法人移行【第3面の記事参照】について報告が行われ、高P連、校長会、県教委、学識経験者からなる評議員から力強いお励ましと貴重なご意見をいただいた。
写真は当日の本会常務理事。左から堀英雄氏、蔦澤元晴氏、團野勝美氏（理事長）、相馬孝雄氏。

22年度事業報告・決算

6月13日の第1回理事会において、平成22年度事業報告及び決算が承認された。【詳細はホームページをご覧ください】

収入の総額は前年比約4千770万円増の約1億4千262万円。生徒数増加による。

支出の科目別では見舞金給付費が約9千262万円。見舞金給付は本会の重要な事業であり、当然ながらこの項目の支出が多くなる。学校管理下での死亡には1件で最高1千960万円、1級障害には1件で2千639万円の支出となるので、大きな災害の有無によりこの支出額は大きく変動する。22年度は死亡見舞金が1件、供花料が17件、障害見舞金が4件であった。負傷等見舞金も前年度より約300件増加した【詳細は第2面に】。これにより見舞金給付費が予算よりも約1千212万円多くなった。

修学奨励費（1カ月6千円、年間で7万2千円）については、採用人数は定員どおりの163名で、1千173万6千円。

また、学校安全普及充実事業の一環として、高P連や校長会の交通安全運動、高文連の活動、高体連の安全対策事業、高P連の諸大会、総会その他の諸事業等の事業に補助金・協賛金・委託金を交付した。また、高P連の関東地区高等学校PTA連合会大会神奈川大会へ協賛金を交付した。補助金・協賛金・委託金総額は1千075万円であった。

また、財団創設30周年記念事業費として約466万円を支出した。

全体では、見舞金給付費の増が響き、335万円強の赤字となったが、見舞金給付費の不足については、これまでの健全運営の中で積立てられている見舞金給付準備預金から支出した。

23年度事業計画・予算

23年度事業計画及び予算は3月18日の22年度第4回理事会で可決された。

〈収入〉会費額は23年度も据え置きとなった（全日制・中等教育学校1千200円。定時制600円）。収入では23年度も生徒数の増加が想定され、約2千15万円の増収が見込まれている。

〈支出〉見舞金給付費については、23年度は前年度予算より940万円増の8千990万円とした。会費減額費については、一昨年度の実績を考慮しての額とした。また、高P連、校長会、高文連、高体連への補助金・協賛金・委託金総額は825万円である。このうち、高P連、校長会の交通安全運動関連のものが560万円となっている。

平成22年度決算と平成23年度予算　（円）

		22年度決算額	23年度予算額
収入	Ⅰ 事業活動収支の部		
	基本財産運用収入	10,619,656	11,630,000
	特定資産利息収入	1,711,392	1,623,000
	会費収入	135,378,000	136,608,000
	寄付金収入	0	0
	その他の収入	49	0
	事業活動収入計	147,709,097	149,861,000
支出	学校安全普及充実費	9,771,118	10,430,000
	見舞金給付費	92,620,200	89,900,000
	修学奨励費	11,736,000	11,736,000
	会費減額費	1,780,500	3,480,000
	会報発行費	2,393,017	2,040,000
	研修会費	3,540,000	1,110,000
	30周年記念事業費	4,661,004	0
	人件費	17,416,569	20,120,000
	会議費	1,554,581	2,300,000
	需用費	3,520,308	4,050,000
	使用料賃借料	1,060,608	1,100,000
	負担金	70,000	100,000
	諸費	238,813	480,000
	事業活動支出計	150,362,718	146,846,000
	事業活動収支差額	△2,653,621	3,015,000
	Ⅱ 投資活動収支の部	22年度決算額	23年度予算額
	投資活動収入計	0	0
	投資活動支出計	700,000	1,015,000
	投資活動収支差額	△700,000	△1,015,000
	Ⅲ 予備費支出	22年度決算額	23年度予算額
	予備費支出計	0	2,000,000
	当期収支差額	△3,353,621	0

新理事長に團野氏 理事・監事・評議員も改選

6月13日の第1回理事会で新役員と新評議員が選出され、7月11日の第2回理事会において元高P連総務の團野勝美氏が理事長に選任された。また、常務理事には蔦澤元晴氏（元校長会会長）、堀英雄氏（同）、相馬孝雄氏（元高P連副会長）が選任された。

また、これまで本会の運営に尽力された理事長の諸星照美氏、常務理事の疋田武夫氏、理事の原嶋繁氏、鈴木彰氏、渋谷忠宏氏、八木猛氏、監事の阿部枝里氏、岡崎珠苗氏、冠孝昭氏が任期満了により、退任された。

新任の役員と評議員は次のとおりである。

（順不同、敬称略）

【理事長】團野勝美

【常務理事】蔦澤元晴、堀英雄、相馬孝雄

【理事】柳川秀史（高P連会長）、赤松伸一（高P連副会長）、川井陽一（校長会会長）、倉金栄、渡辺達夫（以上学識経験者・高P連OB）、村田彰夫、佐々木悦子（以上学識経験者・校長会OB）

【監事】田代幸（高P連副会長）、小泉力也（校長会副会長）、石井京子（高P連OB）

【評議員】千田英嗣、熊谷清世美、佐藤則之、小野寺善平、中尾洋子、原田伴子、鈴木一春、三井正志、小川陽子、勝又修、藤田悦子（以上高P連役員及び理事）佐藤宏継、荒蒔治夫、細川秀夫、石塚昭司、萬俵好明、鈴木賢、阿部幸栄、松井和彦（以上校長会地区会長）、伊藤伸子、羽生晴男（以上学識経験者・校長会OB）、清水滋（県教委）

高P連会長就任にあたって

神奈川県立高等学校PTA連合会会長　柳川　秀史

平成二十三年度神奈川県立高等学校PTA連合会会長の柳川と申します。

安全振興会におかれましては、平素より本会活動に対しまして格別のご理解と、多大なるご支援・ご協力を賜りますことを、厚く御礼申し上げます。

また、新公益法人への移行という難しい時期にも関わらず、各事業におきまして、かわらぬ関係にありますことを感謝申し上げます。微力ではありますが、本会も協力をさせて頂きますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

さて、県高P連は、今年度も重点目標の一つとして、「生命尊重の理念に立った交通安全教育運動の推進」を掲げ、様々な場面を通して生命尊重の精神を高校生に啓発指導していくとともに、より実効性のある運動とするために、生徒・保護者・学校が協力して取り組む交通安全事業を展開していく予定です。

最近の事故の傾向としましては、自転車による高校生の死傷者事故の増加が著しい状況にあり、より一層の対策や指導の強化が必要な状況となってきております。『安全は心と時間のゆとりから』高校生自らが社会の一員として社会的責任と生命の尊さを自覚し、被害者にも加害者にもならないよう交通事故の防止に取りくむ姿勢が、今後さらに拡がることを願っております。

理事長就任にあたって

(財)神奈川県立高等学校安全振興会理事長　團野　勝美

本年度から、神奈川県立高等学校安全振興会理事長になりました團野勝美と申します。

県立PTA連合会、県立高等学校長会、県教育委員会の皆様には、安全振興会に対しまして温かいご理解をいただき、心から感謝申し上げます。

それにしても、本年3月11日に発生した東日本大震災については、その被害の大きさに驚かされています。一日も早い復旧・復興を願うばかりであります。本会といたしましても、微力ながら義援金を送らせて頂きました。また、本県の県立学校に被災によって転入学した生徒には、学費減額や修学奨励金等で支援しております。

「生徒のため」という本会の原点について、私としてもこの大切さを再確認し、限りない可能性を秘め、次の時代を担う若者・生徒の安全・安心を皆様と共に支えてまいりたいと思っております。

最後に、公益法人制度改革への対応について触れさせて頂きます。高P連、校長会、弁護士、会計士、県教委を含む法人移行準備委員会を発足させ、平成25年4月1日の新法人発足を目指して検討を急いでいます。

今後とも各関係団体との連携を図り、健全な運営に努めてまいる所存です。皆様の従来に増したご支援、ご協力をお願いして、ご挨拶とさせて頂きます。

22年度見舞金給付状況

安全振興会は日本スポーツ振興センターの給付額に基づいて、「死亡見舞金」・「障害見舞金」はその70％、「負傷等見舞金」はその60％を給付している。また、「義歯見舞金」は、同センターの障害見舞金の対象（3本以上の欠損補綴）とならない2本以下の場合に、1本あたり5万円を支払う本会独自の見舞金である。「供花料」は学校管理下であるなしを問わず死亡した場合に10万円を支払う本会独自の見舞金である。

22年度の給付状況について分析する。【詳細はホームページをご覧ください】

①【表1】は各見舞金を給付した件数を過去5年間についてまとめたもの。生徒数全体も増加に転じているとはいえ、給付件数の増加傾向はそれを上回って目立つ。

②【表2】は、22年度に新規に申請のあった学校管理下での負傷等の内訳である。骨折と靭帯損傷は例年高い比率であるが、22年度は件数・比率共に増加が目立つ。骨折が684件で、前年度比131件増。靭帯損傷は膝・足関節合わせて220件で、前年度比39件増。骨折と靭帯損傷合計で904件、負傷件数の62.1％（前年度は734件、60.8％）を占めている。

以下は【表】にはないが、③学校管理下の災害の中で、担当教科や顧問の先生方や生徒本人の注意にもかかわらず、部活動での1千033件と体育授業中の184件の合計1千217件は学校管理下の災害の81・3％を占めている。④通学時の災害は97件。うち79件が自転車事故に起因する災害である。その中には14級障害（歯）1件、義歯6件を含む。前年度は55件（義歯5件を含む）であり、ここも増加が目立つ。これらは本会の給付基準に合致した事例だけの件数であり、学校管理外を含めた自転車事故全体には厳重な注意が必要である。⑤22年度に給付した供花料17件はいずれも学校管理外での災害であった。このうち2件がバイク事故、1件が自転車事故である。「スタートがながわ」が新たに展開されているが、生徒の尊い命を守るため、本会も生徒の安全意識の高揚について一層注意を払っていきたい。

【表1】見舞金給付状況推移　（件数）

年度	18	19	20	21	22
死亡見舞金	0	0	3	0	1
障害見舞金	6	1	10	4	4
負傷等見舞金	1,245	1,321	1,424	1,464	1,750
義歯見舞金	29	15	24	39	36
供花料	13	6	18	11	17
計	1,293	1,343	1,479	1,518	1,808

【表2】平成22年度負傷等見舞金（新規分）

症状	新規件数	割合
骨折	684	47.0%
捻挫	101	6.9%
脱臼	55	3.8%
打撲	47	3.2%
外傷	46	3.2%
膝内障	10	0.7%
歯牙破折	48	3.3%
アキレス腱断裂	9	0.6%
半月板損傷	34	2.3%
膝靭帯損傷	159	10.9%
足関節靭帯損傷	61	4.2%
ヘルニア	46	3.2%
その他	156	10.7%
合計	1,456	100.0%

法人移行

公益財団法人をめざす
準備委員会設置

経緯

公益財団法人には一般財団法人に比べて厳しい制約がある反面、①税制面での優遇、②公益性の高い事業を実施しているというイメージ等のプラス面がある。公益認定の要件の一つが「公益事業比率50％以上」。本会の主たる事業であり、予算の過半を占める見舞金給付事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」公益目的事業として認定されるか否かがポイントとなる。

平成22年度第3回理事会（22年12月）は、国のこれまでの見解「共済は共益であり、公益ではない」を受け、一般財団法人とせざるをえないと判断した。ところが、23年2月、国は「PTA等が実施している共済事業は公益目的事業としての特徴も見出し得る」との見解を示した。本会は直ちにその内容を検討し、第4回理事会（23年3月）において、「公益財団法人移行の準備を進める」旨を決議した。また、法人移行準備委員会（高P連、校長会、県教委、弁護士、公認会計士を含む）を設置し、移行完了までの諸準備を行うこととした。

新法人の事業

法人移行準備委員会は、次の方向で検討している。なお、関係法令等の関係等から変更もあり得る。

【目的】現行「寄附行為」第3条の内容を基本的には変更しない。

【事業】見舞金給付は、PTA・青少年教育団体共済法（以下「PTA等共済法」）に基づき運営する。「共済規程」を策定し、現行各見舞金は継続して実施したい。修学奨励金給付、学校安全の普及充実、その他本会の目的を達成するために必要な事業についても、継続して実施していきたい。

新法人の役員組織

新法人では評議員会が最高議決機関となり、理事会が執行機関となる。

新法人の経理

共済会計（共済（見舞金）と安全啓発事業）と一般会計との区分経理を行う。また、共済については準備金、責任準備金、支払備金等を設ける。

行政庁（県教委）の監督等

（共済）PTA等共済法に基づき公認会計士による外部監査を受け、県教委に報告する。（法人全体）運営・事業活動について県教委に報告し、定期的に立入検査を受ける。

移行までの流れ

（23年度中）最初の評議員選任及び登記。共済規程を評議員会で決議。

（24年度中）共済規程認可を県教委に申請。県公益認定等審議会へ法人移行申請。

（25年4月1日）新法人発足。

見舞金　時効3年に

見舞金の時効については、これまで「見舞金の請求をする権利は、その給付事由が生じた日から、2年間行わないときは、消滅する。」（運営規則第15条第3項）とされていたが、平成22年の保険法改正を受け、同年度第4回理事会（23年3月18日）において「運営規則」と「運営規則の運用について」を改正し、「2年間」を「3年間」とした。これにより、負傷等見舞金はスポーツ振興センターの医療費給付額が1万5千円に達した日から3年以内までに請求することとなった。

大震災に義援金

安全振興会は、5月10日、神奈川新聞厚生文化事業団に東日本大震災義援金百万円を寄託した。また、本県に転入学した被災生徒に対しては、修学奨励金や会費減額で支援している。被災地の一日も早い復旧・復興を祈念します。

事務局長人事

第7代事務局長早野通哲氏が退任し、村田彰夫氏が、4月1日、第8代事務局長に就任した。村田氏は健康上の理由から6月12日付で退任し、早野氏が、6月13日、第9代事務局長として引き継いだ。

哀悼　村田彰夫理事

本会理事・前事務局長の村田彰夫氏（校長会元副会長）は、8月19日、63歳の若さで死去された。4月に本会第8代事務局長に就任したが、体調を崩され事務局長を退任、理事に選任された。法人移行等の課題に敏腕を期待されていた矢先の死去であった。謹んで御冥福をお祈りします。

事務局メモ帖

◇日誌より

▼4・18平成23年度事業説明会、第1回常務理事会▼4・25法人「在り方」検討委員会、第2回常務理事会▼5・9法人「在り方」検討委員会ワーキンググループ会議▼5・10東日本大震災義援金寄託▼5・23平成22年度監査、第3回常務理事会▼5・25第1回作文コンクール選考委員会▼6・6第4回常務理事会▼6・12高P連総会、会長研修会▼6・13第1回評議員会、第1回理事会▼6・29平成22年度決算報告書及び事業報告書を教育長に提出▼7・4第5回常務理事会、第2回理事会▼7・11第1回審査委員会、第2回常務理事会▼7・28第1回法人移行準備委員会、第7回常務理事会▼8・2全国連絡協議会役員会▼8・8第8回常務理事会▼8・23第2回評議員会、第1回運営懇談会、第9回常務理事会▼8・31高P連第1回交通安全運動連絡会

作文募集

財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

23年度作文コンクール

「安全」又は「健康」について日ごろどのようにお考えていますか。生徒の皆さんの新鮮な考えを作文に書いてお寄せください。題名は自由です。【第4面に昨年度の作品を掲載しました。】

平成23年度作文コンクール募集要項より

（詳細は本会ホームページをご覧ください。）

1．主　　催：財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
2．後　　援：神奈川県立高等学校長会
　　神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会
3．テーマ：「安全」又は「健康」
4．応募資格：神奈川県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（高等部）に在学する生徒
5．応募上の注意：
（1）原稿用紙（Ｂ４判 400字詰め・タテ書き）3枚以内（本文1,000～1,200字）
（2）題名は自由
（3）作品には、題名・学校名・学年・氏名・性別を記入してください。
（4）作品は未発表のものに限ります。原稿は返却しません。
6．募集締切：平成23年11月4日（金）
7．応 募 先：(財)神奈川県立高等学校安全振興会
8．入選発表：平成23年12月9日（金）
　　学校を通じてお知らせします。
9．表　　彰：最優秀賞（2名）、優秀賞（若干名）、佳作（若干名）。以上に賞状ならびに賞品
　　応募者全員に記念品を贈呈

最優秀作品２編は「安全振興会報」、「安全振興会のご案内」、本会編集の作品集等に掲載します。

作文コンクール

22年度最優秀作品

（第3面に23年度の募集要項記載）

心の健康　～僕が目指す療法士～

県立中央農業高等学校　三年　菅井　昭雄

現役の看護師である伯母は、僕が「最近どう？」と尋ねると、「精神的に病んでる方が増えたわ。」と答えます。その答えは僕が中学一年生の頃から変わっていません。

父や母を始め、僕の周りには医療関係に勤めている人が多く、僕も獣医師、看護師、療法士と医療に関わる仕事を夢見ていました。そして、今現在の僕の夢は療法士です。臨床療法士や心理カウンセラー等ではなく、まだ民間療法である園芸療法士になりたいかというと、田舎に住む祖父母の影響が強いと思います。岩手の祖父母の家はどこを見ても樹木や花ばかりで、逆に緑でない所を探す方が難しいくらいの山の中にあります。そんな自然豊かな所は、本当に空気が澄んでいて、深呼吸をすると体の隅々に綺麗なものが流れ込む感じがします。春は若々しい新緑の淡い黄緑色の木々、夏は暑い太陽から守ってくれるかのように木漏れ日を作り、枝葉を揺らし、吹き抜ける風はなんだか涼しく感じます。秋には葉が紅葉し、冬には枝だけのちょっぴり寒い姿となる、そんな四季の移り変わりがはっきりしていて、見ていて飽きません。祖父母の家は園芸療法という言葉にぴったりです。「これだ！」という、ひらめきに似た感じで、僕の将来の夢はいうまでもなく園芸療法士になりました。

園芸療法はまだまだ民間療法でしかありません。ですが、ヨーロッパの先進国では植物療法士（フィトセラピスト）は国家資格を有するものであり、植物のスペシャリストが植物を使った治療やカウンセリングをしているそうです。漢方やアロエなどの薬用植物、ハーブやスパイスなどの植物を用いた物は今でも重宝されています。やっぱり、植物には人々の心を和ますだけではない、どこか不思議な力があると僕は思います。

これから発展し、医療関係でも福祉関係でも行なうことができる園芸療法は、民間療法や代替医療ではもったいないと思います。若々しい緑色の葉や甘い香り、木々の揺らめきや葉の質感、そして土の温かみなど、見て、食べて、嗅いで、触って、聴いて、五感を刺激して、体全体をトータル的に治療していきたいと思っています。それによって心を健康にしていき、たくさんの人の心の栄養剤を与えていく、そんな園芸療法士になりたいです。

将来へ向けてふくらむ気持ちが生き生きと表現されている点で共通しています。また、偶然同一校からの入選でした。

その二編について述べます。

菅井昭雄さんの「心の健康～僕が目指す療法士～」は、園芸療法士になる夢を持つに至った経緯が、家庭環境や祖父母の田舎の美しい自然描写をまじえてつづられています。大地から発散される自然の精気と人の心との深いつながりに触発されて、園芸療法士を目指す意欲的な姿勢が軽快なリズムで素直に表現されていました。

一方、八木由紀さんの「変わること　～心と食について～」では、いじめられて自己嫌悪に陥っていた折、高校説明会で出会ったひとことで本来の明るい自分を取り戻します。それを環境の変化はストレスを伴うが健康をとりもどすチャンスでもあったと冷静に振り返り、さらに「夢やりたいことを見つけることは心を前向きに変化させる一番の方法ではないだろうか。」と述べるあたり、一年生ながら苦境を乗り越えた人の持つ強さが感じられる作品です。

以上、来年度も多数の応募を期待しつつ、講評とします。

変わること　～心と食について～

県立中央農業高等学校　一年　八木　由紀

小学生から中学生の間に、考え方や性格が「変わった」と自分で思った。家族から「昔はなって聞くたびに、また、高校生になって変わったと思うのだ。

家族の話では、私は昔、好き嫌いがなく、動植物が好きな明るい子だったという。でも中学校に入った時の私は好き嫌いがあり、人と関わるのを嫌う、体の弱い子供になっていた。私はこの変化から「食」と「心」の健康について考えた。

まず「心の健康」について、私の体験から考えた。私が人と関わることを嫌った理由は小学生の時にあったいじめだった。暴力によるいじめではなく言葉によるいじめだ。中学生になってもそれを引きずり、私は躁うつ病を経験した。何もやる気がおきず、ただ自分に対して嫌悪しか抱くことができなかった。やりたいことや夢が見つからず、生きていることが嫌になった。そんな私が変われたきっかけは高校の合同説明会で、今の高校の説明を聞いた時だった。自分が好きだったことを忘れていた私は、その説明会で「動植物が好きな自分」を思い出した。そして心からこの高校で夢を見つけ、好きなことをやりたいと思ったのだ。それから私には沢山の友達とやりたいことができた。環境が変わる時は、ストレスもあるが、それは同時に心を健康にするチャンスでもあることを私は学んだ。

次に「食の健康」について考えた。昔より好き嫌いの多くなった私は一個を残すことも多くなった。でも食に関しての様々な問題と高校での体験で食べ物を作る大変さが分かり、好き嫌いや残すことが減った。それにより中学生の頃と比べて、体調を崩すことも減ったように感じた。

この二つのことから「健康になるためには友達を作る、自然にふれる心の変化、環境による心の安定、そして食事に関することの理解が必要だと思ったりです。

趣味や勉強など何か新しいことを始めたり、「いただきます」等のあいさつができた。環境が変わる時は、ストレスもあるが、それは同時に心を健康にするチャンスでもあることを私は学んだ。

次に「食の健康」について考えた。昔より好き嫌いの多くなった私は一個を残すことも多くなった。でも食に関しての様々な問題と高校での体験で食べ物を作る大変さが分かり、好き嫌いや残すことが減った。それにより中学生の頃と比べて、体調を崩すことも減ったように感じた。

この二つのことから「健康になるためには友達を作る、自然にふれる心の変化、環境による心の安定、そして食事に関することの理解が必要だと思います。若々しい緑色の葉や甘い香り、木々の揺らめきや葉の質感、そして土の温かみなど、見て、食べて、嗅いで、触って、聴いて、五感を刺激して、体全体をトータル的に治療していきたいと思っています。それによって心を健康にしていき、たくさんの人の心の栄養剤を与えていく、そんな園芸療法士になりたいです。

講評

作品を読んで

選考委員

吉岡謙二郎

平成二十二年度の応募学校数は一七校、作品数は五四九編でした。応募校数・作品数とも昨年度より大幅に減少し、五年前の水準に戻りました。

「安全」・「健康」の基本テーマに沿った題材の広がり具合を見ると、全体として生徒の皆さんの豊かで高度な問題意識は引き続き健在であり、審査員一同安堵いたしました。

第一次選考で六一編に絞り、次いで最優秀二編、優秀五編、佳作二七編を選びました。最優秀二編は、経緯は異なるものの、共に明確な目標を定め、しっかりと自己を見つめて前向きに変われたように、心や体の健康に悩む人がやりたいことを見つけて少しでも前に進めるようになってくれればいいと思う。

しずつ努力をしていきたい。私がやりたいことを見つけて前向きに変われたように、心や体の健康に悩む人がやりたいことを見つけて少しでも前に進めるようになってくれればいいと思う。

財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二二一－〇〇一一
横浜市神奈川区神之木台二二一四
県青少年課神之木台分館内
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会
横浜市神奈川区神之木台22-14
県青少年課神之木台分館内
TEL045(430)3575
FAX045(432)5891
http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

共済・法人移行
「寄付行為」変更
評議員会、一般法人法上の機関に

本会は、PTA・青少年教育団体共済法（以下、「PTA等共済法」）に基づく共済事業の実施を予定しているが、制度上、新公益法人への移行前に共済事業の認可を得ることが必要となる。

PTA等共済法第6条の規定により、PTA等共済事業の認可を申請する際に必要となる共済規程について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」）上の評議員会の決議を経なければならないが、現在の評議員会は一般法人法上の評議員会ではないため、一般法人法上の機関としての評議員会を設置するとともに、公益財団法人への移行を踏まえた修正を行うために、第4回理事会において「寄附行為」を変更し、「定款」として策定した。新定款は本年1月16日、県教育長より認可され、3月1日から施行される。（定款はHPに掲載した。）

なお、このたびの変更は一般法上の評議員会の設置やPTA等共済のための準備金を設けること等に係る規定を定めることを主とし、最終的な定款案は新法人移行手続きの段階で、公益財団法人に合わせたものとして策定する。

【主な変更点】

① 準備金、共済規程に係る規定を新設した。準備金は1億円とした。

② 評議員を一般法人法に基づくものと位置づけ、選・解任方法、任期、権限、評議員会の開催、決議等を定めた。これに合わせて、役員（理事・監事）の選・解任方法、職務、権限等を変更した。

評議員会と理事会の権限は、国会と内閣にたとえられるように評議員会は最高議決機関、理事会は執行機関となる。

任期は、評議員は、選任後4年（理事・監事は2年）以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで。

③ 評議員の定数を現行の30～40名から10～14名に減じた。これに合わせて、理事の定数を現行の13～15名から6～10名に減じた。

最初の評議員選任

第3回理事会で決議し、県教委の認可を受けた「最初の評議員選任方法」に基づき、第4回理事会で最初の評議員選定委員会を設置した。委員は次の5氏。

▼平賀美奈子（現行寄附行為上の評議員）、小泉力也（監事）、早野通哲（本会職員）、今村修（外部委員、東海大教授）、小島勝（外部委員、（財）横浜市安全教育振興会事務局長）（順不同、敬称略）

本年2月3日、同選定委員会は理事会の推薦を受けた次の11氏を最初の評議員に選任した。

▼木下紀美、清水泰成、赤松伸一（以上、高P連副会長）、瀬戸茂、中野順子、田島幸子、渡辺達夫（以上、高P連OB）、桐野輝久生（総合教育センター）、荒木高司（校長会副会長）、正田武夫、伊藤伸子、羽生晴男（以上、校長会OB）（順不同、敬称略）

退任するこれまでの評議員各位の御功績には衷心より感謝申し上げたい。

24年度 会費

去る12月19日の第4回理事会で平成24年度賛助会費の据え置きが決定された。

全日制1200円、定時制600円、通信制180円、中等教育学校1200円である。

会費減額措置

生活保護受給者等の経済的負担を軽減するために、会費を減額できることとなっている。

①対象者は『賛助会費減額申請資格基準』（本会HPに掲載）該当者で会費減額を申請した者。

②会費減額は生徒1人につき会費の2分の1。③学校を通じて申請する。④返還は、原則として、学校を通じて返金する。

具体的な手続き方法等についての問い合わせは各学校または本会へ。

成果と課題
交通安全運動報告会

2月2日、本会補助事業である交通安全運動の報告会が行われ、高P連から赤松伸一副会長、山本美奈子交通安全対策特別委員会委員長始め15名、校長会から桑島秀一総務（交通安全担当）、桐野輝久生徒指導委員会第2分科会代表、萩元幸治県高等学校交通安全教育研究会会長始め5名、本会から團野勝美理事長、堀英雄常務理事が出席した。

概要報告の後、地区活動報告は、校長会は平塚秦野・県西・県央、高P連は横浜南・湘南鎌倉・県西の各地区から熱心な取り組みが報告された。

2年目となる「スタートかながわ」については、全地区で活発に取り組まれ、小中学生や高齢者等地域への高校生の働きかけは高校生自身の意識改革にもなったという実績が報告された。一方、自転車事故については、件数等心配な状況が続いており、地域の事情を踏まえた日常の具体的な取り組みの継続が重要だという点で共通理解を得た。

最優秀賞2編は『安全振興会のご案内』（平成24年度版）に掲載した。会報第59号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。

また、この2編は1月26日の高P連広報紙コンクール表彰式で本人による朗読が行なわれた。

最優秀賞（2編）
三川浩正（中央農業）「心と心を繋ぐ輪・野菜を育てて」、前之園和喜（多摩）「前を向いて歩いていくために」

優秀賞（6編）
保田健太（相模原中央支援）、佐倉舞衣子（氷取沢）、若月彰穂（中央農業）、我妻里穂（麻生総合）、中村奈央（神奈川総合）、金子文香（多摩）

佳作（35編）
伊藤笙子、八文字綾乃、河村奈央子、塚本貴子、中沢海周（以上、神奈川総合）、岩瀬未来、山本裕也、大塚友美（以上、霧が丘）、由元零二（磯子工業・定）、渡部直史、藤澤いちご、久保山海渡、高野優海、北條言実、矢野晴香（以上、多摩）、地村翔磨、木村恵美子、大久保開、荒井優美（以上、麻生総合）、鈴木璃沙、西田沙也加、亀崎勇暁、小菅晴衣、濱菜美花、（以上、津久井浜）、重森茅乃（秦野総合）、三嶽美樹（秦野曽屋）、玉木敬也（吉田島総合）、薄井舞（愛川）、佐々木愛、佐藤彩、八木由紀、小野知音、川端真由子、高橋摩利子（以上、中央農業）、石川春美（相模原青陵）

安全・健康 生徒の提言
ポスター・作文コンクール

生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図るため、本会は11月を安全推進月間に指定し、「安全」又は「健康」をテーマにポスターコンクールと作文コンクールを実施した。

ポスターコンクール

ポスターコンクールは県高文連美術・工芸専門部への委託事業として実施され、県下公私立高校から134点の応募があった。美術科の先生方による審査の結果、以下の入賞者が決まり、1月21日の高総文祭閉会式で表彰された。また、本会は最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成し、各学校に掲示を依頼した。

最優秀賞（2点）
〔安全推進月間〕田辺瑠美（横須賀総合）、〔作文コンクール〕北爪萌子（神奈川総合）

優秀賞（10点）
榎本麻奈美、安部穂香、三橋美津樹、桑村象平、甘糟祐実（以上、横須賀総合）鴻野めぐみ、奥山悠（以上、上矢部）志賀天音、岩田眞由（以上、横浜隼人）松原瑞歩（永谷）

佳作（12点）
山下夏海、栗原由果、高良美穂、花崎美冬、三浦天海、森泉春乃、中村結衣（以上、横須賀総合）樋口夏希、千葉茜（以上、上矢部）須山恵子、高橋侑希（以上、横浜隼人）諏訪部伶美（白山）

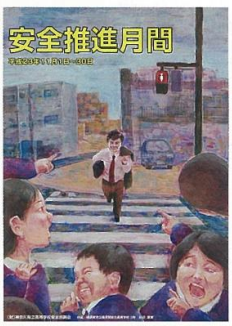

田辺瑠美さん（横須賀総合）

北爪萌子さん（神奈川総合）

作文コンクール

作文コンクールは県立高校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に実施された。応募数は984編（24校）。今年度の入賞作品は以下のように決定された。

事務局×モ帖
日誌より

▼9・26第10回常務理事会▼9・27全国高等学校安全互助会連絡協議会（以下、「全国連絡協議会」）がPTA等共済監査について文科省と意見交換▼9・29第2回法人移行準備委員会（以下、「準備委員会」）、第11回常務理事会▼10・6全国連絡協議会総会、全国研究大会▼10・17第12回常務理事会▼10・20第3回準備委員会、第13回常務理事会▼10・29県高総文祭開会式▼11・4作文コンクール応募締切▼11・7税理士による中間会計調査▼11・10平成23年度中間会計監査、第3回評議員会、第3回理事会、第14回常務理事会▼11・17高P連大会▼11・24第4回準備委員会▼11・25最初の評議員の選任に関する理事の定め認可（県教育長）▼11・28作文コンクール最終選考▼11～12高P連地区交通安全大会・交通安全高校生大会▼12・8第15回常務理事会、第4回役員推薦委員会▼12・15第5回準備委員会、第5回役員推薦委員会、高P連広報紙コンクール安全振興会特別賞審査▼12・19第4回評議員会、第4回理事会▼1・16新定款認可（県教育長）▼1・18『安全振興会のご案内』（24年度版）発行▼1・19第6回準備委員会、第16回常務理事会▼1・21県高総文祭閉会式▼1・26高P連広報紙コンクール表彰式▼1・31平成24年度補助金・委託金申請締切▼2・2交通安全運動報告会▼2・3最初の評議員選定委員会、第17回常務理事会▼2・9第7回準備委員会、第18回常務理事会▼（以下予定）3・1新定款施行▼3・8第5回理事会、第8回準備委員会、第19回常務理事会▼3・22第6回理事会、第5回評議員会

安全振興会報

財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

平成24年度事業概要
平成23年度見舞金は7千4百万円

■平成24年度事業説明会■
加入や見舞金請求等諸手続きについては、会員に代わって学校の先生方の多大のご尽力をいただいています。4月16日（月）の本年度事業説明会には全・定・中等教育学校163校中133校の先生方の出席をいただき、事業内容や諸手続きについての説明が行われました。写真は、県高Ｐ連会長柳川秀史様のご挨拶。左側前列園野勝美理事長（右）、蔦澤元晴常務理事（左）、後列相馬孝雄常務理事（右）、堀英雄常務理事（左）。（情文ホール・横浜市中区）

平成23年度事業報告・決算

6月21日の定時評議員会において、平成23年度事業報告及び決算が決議された。【詳細はホームページをご覧ください】

収入の総額は前年比約28[illegible]

円。生徒数増加による。

支出の科目別では見舞金給付費が約7千438万円。見舞金給付は本会の重要な事業であり、当然ながらこの項目の支出が多くなる。学校管理下での死亡には1件で最高1千960万円、1級障害には[illegible]

出となるので、大きな災害の有無によりこの支出額は大きく変動する。23年度は学校管理下での死亡見舞金及び高額の障害見舞金の給付がなかったため、見舞金給付費が予算よりも約1千551万円少なくなった。負傷等見舞金は前年度より41件減少した【詳細は第2面に】。

修学奨励費（1ヵ月6千円、年間で7万2千円）については、採用人数は定員どおりの163名で、1千173万6千円。

また、学校安全普及充実事業の一環として、高Ｐ連や校長会の交通安全運動、高文連の活動、高体連の安全対策事業、高Ｐ連の諸大会、総会その他の諸事業等の事業に補助金・協賛金・委託金を交付した。補助金・協賛金・委託金総額は825万円であった。

また、予備費より東日本大震災への義援金として100万円を支出した。

平成24年度事業計画・予算

平成24年度事業計画及び予算は3月22日の平成23年度第6回理事会で決議され、第5回評議員会で報告された。

〈収入〉会費額は24年度も据え置きとなった（全日[illegible]

定時制600円、通信制180円）。収入では24年度も生徒数の増加が想定され、約128万円の増収が見込まれている。

〈支出〉見舞金給付費については、24年度は前年度予算より485万円減の8千505万円とした。会費減額費については、今までの実績を考慮しての額とした。

また、本年度より、協賛金を廃止し、補助金・委託金のみとした。高Ｐ連、校長会、高文連、高体連、定通教頭会への補助金・委託金総額は850万円である。

平成23年度決算と平成24年度予算　（円）

1．経常増減の部		23年度決算額	24年度予算額
経常収益	基本財産運用益	11,633,753	11,300,000
	特定資産運用益	1,573,213	1,670,000
	受取会費	137,376,000	138,660,000
	受取寄付金	0	0
	その他収入金	38	0
	経常収益計	150,583,004	151,630,000
経常費用	学校安全普及充実費	10,174,636	13,370,000
	見舞金給付費	74,385,100	85,050,000
	修学奨励費	11,736,000	11,856,000
	会費減額費	1,729,800	3,360,000
	会報発行費	1,920,551	2,940,000
	研修会費	1,010,000	600,000
	人件費	18,418,050	25,010,000
	会議費	2,143,601	1,890,000
	需用費	3,286,515	5,400,000
	使用料賃借料	1,083,355	1,120,000
	負担金	70,000	100,000
	諸費	307,293	480,000
	減価償却費	13,476	89,900
	予備費	1,000,000	0
	経常費用計	127,278,377	151,265,900
当期計上増減額		23,304,627	364,100
2．経常外費用		23年度決算額	24年度予算額
経常外収益計		0	0
経常外費用計		0	90,000,000
投資活動収支差額		0	△90,000,000
当期収支差額		23,304,627	△89,635,900

平成24年度はＰＴＡ・青少年教育団体共済法に基づく準備金及び責任準備金を積み立てるため当期収支差額はマイナスとなっている。

評議員・理事・監事の選任

人事異動や辞任者により欠員となった評議員の補充改選が行なわれ、6月21日の定時評議員会で次のように選任された。評議員について、増員により広く意見聴取を図る、構成の均衡を図るという理由で、1名の増員が提案され決議された。評議員は12名となった。

また、人事異動や辞任者により理事・監事についても欠員の補充改選が同日の評議員会において行われ、次のように選任された。

公益法人への移行という苦しい時期に大変ご尽力いただきました退任される皆様に、心より感謝申し上げます。

〈◎印新任〉　（敬称略）

【評議員】
清水泰成、赤松伸一、
瀬戸茂、田島幸子、
渡辺達夫、荒木高司、
疋田武夫、伊藤伸子
◎安達秀子（高Ｐ連副会長）
◎田代幸（高Ｐ連ＯＢ）
◎佐々木悦子（校長会ＯＢ）
◎中田正敏（校長会ＯＢ）

【理事長】
園野勝美

【常務理事】
蔦澤元晴、堀英雄、
相馬孝雄

【理事】柳川秀史、倉金栄
◎小泉力也（校長会会長）
◎早野通哲（校長会ＯＢ）

【監事】石井京子
◎木下紀美（高Ｐ連副会長）
◎小野力（校長会副会長）

〈退任〉　（敬称略）

【評議員】
木下紀美、中野順子、
羽生晴男

【理事】
川井陽一、佐々木悦子

【監事】
田代幸、小泉力也

神奈川県立高等学校安全振興会　個人情報保護方針

当会は、神奈川県立高等学校の学校安全の振興のため、神奈川県下の高等学校等における教育の充実および安全に貢献することを目指し、以下のとおり個人情報保護方針を宣言し、個人情報の保護に努めます。

1、当会は、当会が取り扱う全ての個人情報および従業者の個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律、その他国が定める指針およびその他規範を遵守し、管理します。
2、当会は、個人情報を取得する場合には、事前に収集目的を明確にし、あらかじめ本人（ただし、本人が未成年の場合には法定代理人）の同意を得た上で、適切な手段で取得し、その目的の範囲内で利用します。
3、当会の会員が見舞金請求等の手続きを行う場合には、請求人の氏名、住所、請求原因、その他請求内容を特定するに足りる事項について、当会、請求人の所属する学校等に対し、当該見舞金請求等に関する事項を通知することになります。また、学校から、独立行政法人日本スポーツ振興センターの保有する当該見舞金請求等に関する情報等を取得し、当会において保管することになります。当会の会員は、見舞金請求等の手続を行う場合には、これら個人情報の利用について同意したものとみなします。
4、当会が、第3項の場合を除き、第三者に個人情報を提供することは、原則としてしないものといたします。
5、当会は、個人情報の保護責任者及び個人情報保護管理者を選定し、漏洩または毀損がないように努め、個人情報保護責任者の指導の下、定期的な調査・研修等を通じ、個人情報の安全性確保に努めます。
6、当会は、本人（法定代理人を含みます。）の請求に基づく個人情報の開示、訂正、削除の申し出に対しては、個人情報保護責任者において、当該請求内容の可否について主張資料等を精査した上で、誠実に対応することといたします。
7、当会が個人情報を廃棄する場合には、一定期間保管後、復元不可能な方法により廃棄し、個人情報の漏洩事故が起こらないよう努めます。
8、当会の保有する個人情報について、削除・訂正を求める場合には、個人情報保護責任者に対し、文書で申し出てください。また、個人情報の取り扱いに関する情報提供については、随時受け付けています。

平成２４年８月３１日

〒２２１－００１１　神奈川県横浜市神奈川区神之木台２２－１４
県青少年課神之木台分館内
財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
理事長　園野勝美

修学奨励生163名採用

平成24年度の採用定員は全県立高校全日制・定時制各課程及び全中等教育学校につき各1名、計163名。7月5日の第2回理事会での決定を経て、各校長から推薦のあった163名全員の採用を決定した。

県立横浜修悠館高等学校の加入
通信制の課程としては初

本年度より、審査委員会の見舞金等の支給に係る審査は理事会が代行することが、平成24年6月21日の定時評議員会で決議されている。

単位制による通信制の課程・普通科の県立横浜修悠館高等学校の本科生2773名が今年本会に加入した。通信制の課程の入会としては初めてである。

公益財団法人への移行認定申請

平成24年7月27日公益財団法人への移行認定申請を県知事に提出した。

平成23年度見舞金給付状況

安全振興会は日本スポーツ振興センターの給付額に基づいて、「**死亡見舞金**」・「**障害見舞金**」はその70%、「**負傷等見舞金**」はその60%を給付している。また、「**義歯見舞金**」は、同センターの障害見舞金の対象（3本以上の欠損補綴）とならない2本以下の場合に、1本あたり5万円を支払う本会独自の見舞金である。「**供花料**」は学校管理下であるなしを問わず死亡した場合に10万円を支払う本会独自の見舞金である。

平成23年度の給付状況について分析する。【詳細はホームページをご覧ください】

①【表1】は各見舞金を給付した件数を過去5年間についてまとめたもの。生徒数全体も増加に転じているとはいえ、近年の給付件数の増加傾向はそれを上回って目立つ。

②【表2】は、23年度に新規に申請のあった学校管理下での負傷等の内訳である。骨折と靭帯損傷は例年高い比率であるが、23年度は特に骨折の件数が多かった。骨折が639件、靭帯損傷は膝・足関節合わせて147件で、前年度より減少しているが、骨折と靭帯損傷合計で840件と依然として多く、負傷件数の61%を占めている。また歯牙破折が57件で、昨年度を上回る数となっている。

以下は【表】にはないが、

③学校管理下の災害の中で、担当教科や顧問の先生方や生徒本人の注意にもかかわらず、部活動での1032件と体育授業中の176件の合計1208件は学校管理下の災害の85・6%を占めている。

④通学時の災害は74件。うち63件が自転車事故に起因する災害である。その中には供花料1件、14級障害（歯）1件、義歯2件を含む。前年度は79件（14級障害1件、義歯6件を含む。）であった。これらは本会の給付基準に合致した事例だけの件数であり、学校管理外を含めた自転車事故全体には厳重な注意が必要である。

⑤23年度に給付した供花料は学校管理下1件、学校管理外10件の災害であった。このうち1件が自転車事故である。「スタートかながわ」が展開されているが、生徒の尊い命を守るため、本会も生徒の安全意識の高揚について一層注意を払っていきたい。

【表1】　見舞金給付状況推移　（件数）

年度	19	20	21	22	23
死亡	0	3	0	1	0
障害	1	10	4	4	3
負傷等	1,321	1,424	1,464	1,750	1,709
義歯	15	24	39	36	31
供花料	6	18	11	17	11
計	1,343	1,479	1,518	1,808	1,754

【表2】H23年度負傷等見舞金（新規分）

症状	新規件数	割合
骨折	639	46.5%
捻挫	75	5.5%
脱臼	43	3.1%
打撲	69	5.0%
外傷	25	1.8%
膝内障	22	1.6%
歯牙破折	57	4.1%
アキレス腱断裂	7	0.5%
半月板損傷	52	3.8%
膝靭帯損傷	147	10.7%
足関節靭帯損傷	54	3.9%
ヘルニア	65	4.7%
その他	121	8.8%
合計	1,376	100.0%

見舞金　共済事業として継続

本会は、PTA・青少年教育団体共済法（以下「PTA等共済法」という。）に基づく共済について、平成24年4月20日付をもって県教育委員会より認可された。

これにより、平成25年度より見舞金給付は、共済事業として継続実施できることとなった。

本会は、同法に基づく「共済規程」を定めたが、見舞金給付についての主な変更点の概略は次のとおりである。

会費について

①共済掛金（純掛金・付加掛金）と一般会費を合わせたもの。額は現行どおり。

②会費の使途は次のとおり。

・純掛金→見舞金の支払い

・付加共済掛金→見舞金給付及びその管理費、安全普及啓発事業及びその管理費

・一般会費→修学奨励事業及び共済会計以外の管理費

共済契約の締結手続き及び共済掛金の収受について

（名称の変更）

・「共済加入者」＝神奈川県立の高等学校、特別支援学[illegible]校（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒（以下「生徒」という。）の保護者。

・「共済契約者」＝高等学校等のPTAの代表者。（PTAが組織されてない学校にあっては、当該学校の長。以下「PTA会長等」という。）

・「被共済者」＝生徒。

①加入案内（「安全振興会のご案内」）を全保護者に配付（1月）。

②前年度（平成24年度）中に、共済契約者は、加入予定者数をもって本会に加入を申請する。申請締切は、3月中旬の予定。

③前年度に申請があった生徒については、当該年度（平成25年度）当初から共済期間とする。

④当該年度（平成25年度）6月20日までに、共済契約者は、生徒名簿を添えて、会費を本会に振り込む。

共済加入者の異動と共済掛金の返還

①共済契約締結後に、共済契約者が、共済加入者の追加をするときは、加入異動届に、[illegible]の終期までの月割計算した金額）と一般会費の合計額を添えて本会に提出する。

②共済契約締結後に共済加入者に退会があった場合は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金から手数料を差し引いた額を、共済契約者に返還する。ただし、返還額が100円未満の場合は、返還しない。（手数料は500円）また、一般会費については返還しない。

見舞金の支給制限

非常災害の扱い（第7条）、を含めて、（独）日本スポーツ振興センターの規定と同じとした。

見舞金の削減・分割

資金に不足を生じた場合等、特別な場合に限り、見舞金の削減・分割をすることができることとした。

準備金等

PTA等共済法に基づき、責任準備金、準備金、既発生未報告支払備金を積み立てる。

その他

①見舞金の種類、給付額、見舞金請求手続きは現行と同じ。

②修学奨励事業、会費減額措置は現行と同じ。

③助成金（補助金・委託金）は安全普及啓発を目的とした事業に交付。

【詳しくは、本会のホームページ「共済規程」をご覧ください。】

作文募集

財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

平成24年度作文コンクール

「安全」または「健康」について日ごろどのように考えていますか。生徒の皆さんの新鮮な考えを作文に書いてお寄せください。題名は自由です。【第4面に昨年度の作品を掲載しました。】

平成24年度作文コンクール募集要項より

（詳細は本会ホームページをご覧ください。）

1. 主　　催：財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
2. 後　　援：神奈川県立高等学校長会、神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会
3. テ ー マ：「安全」又は「健康」
4. 応募資格：神奈川県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（高等部）に在学する生徒
5. 応募上の注意：
（1）原稿用紙（Ｂ４判400字詰め・タテ書き）3枚以内（本文 1,000 ～ 1,200 字）
（2）題名は自由
（3）作品には、題名·学校名·学年·氏名·性別を記入してください。
（4）作品は未発表のものに限ります。原稿は返却しません。
6. 募集締切：平成 24 年 11 月 2 日（金）
7. 応 募 先：（財）神奈川県立高等学校安全振興会
8. 入選発表：平成24年12月10日(月)
学校を通してお知らせします。
9. 表　　彰：最優秀賞（2 名）、優秀賞（若干名）、佳作（若干名）。以上に賞状ならびに賞品
また応募者全員に記念品を贈呈

最優秀作品２編は「安全振興会報」、「安全振興会のご案内」、本会編集の作品集等に掲載。

平成24年度全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会（神奈川大会）開催

来たる10月11日、本年度全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会神奈川大会が横浜で開催される。

同研究大会は、各県市互助会活動の質的向上を図るため毎年開催されているが、法人移行・設立の時期でもあり、文部科学省講話、事例発表、研究協議を通じて実りある成果が期待される。

事務局長人事

第9代事務局長早野通哲氏が退任し、横山恵子氏が、4月1日、第10代事務局長に就任した。

事務局メモ帖

◇日誌より

▼4・11共済事業認可申請（県教育委員会）▼4・16平成24年度事業説明会、第1回常務理事会、第9回法人移行準備委員会（以下「準備委員会」）▼4・20共済事業認可▼4・26第2回常務理事会▼5・17第3回常務理事会、第10回準備委員会▼5・24第4回常務理事会、平成23年度監査▼5・30作文コンクール第1回選考委員会▼6・10第5回常務理事会、高P連総会▼6・14第6回常務理事会、第11回準備委員会▼6・21第7回常務理事会、第1回理事会、定時評議員会▼6・26平成23年度決算報告書及び事業報告書を教育長に提出▼7・1高P連研修大会、「共済規程」・「共済規程の運用について」・「運営規則」・「運営規則の運用について」・「会費減額の申請資格基準」・「個人情報保護規程」施行▼7・5第8回常務理事会、第2回理事会▼7・27公益財団法人への移行認可申請（県知事）▼7・31全国高等学校安全互助会連絡協議会役員会▼8・7全国高等学校安全互助会連絡協議会が文部科学省と話し合い▼8・30高P連第1回交通安全運動連絡会▼8・31第9回常務理事会、第3回理事会、運営懇談会

作文コンクール　23年度最優秀作品

（第３面に24年度の募集要項記載）

心と心を繋ぐ輪・野菜を育てて

県立中央農業高等学校　一年　三川　浩正

真夏の日差しが、容赦なく照りつける。気温は、連日30度を越える酷暑。でも、僕は驚くほど元気だ。それは多分、部活で育てた野菜達を、夏の間、たくさん食べているからだろう。旬の野菜を収穫して家に持ち帰ると、ナスやキュウリ、トマト達は姿を変えて食卓に並ぶ。旬の野菜には、人がその季節を健康に過ごすために必要なものが、たっぷりと含まれているのだ。夏には夏の。冬には冬の。

僕は、幼い頃から好き嫌いなく何でも食べる子供だった。特に、野菜を生で、もしくは茹でて、そのまま食べるのが好きだった。それは今も変わらない。そのうちに僕は、自分で野菜を育てたいという想いを抱くようになった。中学の頃、裏庭のプランターで、ミニトマトやピーマン、ナスを育てていた。毎日、水やりをしながら、実は赤く、緑濃く、紫色がツヤツヤと光り出すのを心待ちにしていた。今は、想いを形にするために、先生方や先輩方から、野菜を育てるコツを日々教わっている。まだまだ駆け出しで無器用な僕は、一つの作業をこなすのにも苦労し、体もシンドイ。でも、何故かいつも心は弾んでいる。夏休み、茄子を沢山持ち帰って、友達や知り合いの家に届けた。「皮が薄くてほんのり甘く、味のある茄子だね。」「丹精込めて作ったお茄子さんを食べたら疲れがとれて、元気が出たわ。」「格別の味だよ。」などなど。多くの言葉を貰った。

僕は、気持ちを言葉にするのが余り得意ではない。心の中に色々な思いの言葉は浮かんでいるのに、それを声に乗せることができないまま消えていってしまう。でも、心を込めて育てた野菜には、僕の言葉がいっぱい詰まっていて、それに気づいてくれた人がいる。嬉しかった。本当に嬉しかった。収穫したての茄子をカゴに入れ自転車を走らせた。黙ってツヤツヤの大きな茄子を手渡した。手に取った人は、みな驚き、そして笑顔を返してくれた。僕も笑顔がこぼれた。言葉を越え伝わる何かが、そこに確かにあった。

野菜も植物も声を出さない。でも、様々な信号を送ってくれている。それを気に留めないで見逃してしまったら、健康には育たない。ヒトも同じではないだろうか。自分の発した信号をキャッチし、返してくれる繋がりが必要なのだ。そうでないと、心は病んでしまい、体もバランスを崩してしまう。季節の恵みを自分の手で生み出すことを通じて、僕は新しい繋がりを持った。自然から授かったエネルギーは、野菜達を、そして、僕を通して周りの人達に届き、循環し、ゆっくりと広がっていくのだ。

「年をとったら、菜園を始めたいから、しっかり勉強して師匠になってね。」と叩かれた肩の重さが力に変わった。

この夏に芽生えた僕の元気の芽。枯れないように踏んばって、多くの知識を吸収し、秋には秋の味を届けよう。野菜の中に僕の言葉を精一杯込めて、心と心を繋ぐ輪をもっともっと広げていきたい。

前を向いて歩いていくために

県立多摩高等学校　一年　前之園　和喜

福島県会津地方に『什の掟』というものがある。「一、年長者の言うことに背いてはなりませぬ。」から始まり七ケ条まで心得があり、最後は有名な「ならぬことはならぬものです。」で終わる、武家の子弟に訓示された教えである。僕は、幼い頃母からよくこの話を聞かされた覚えがある。

先日とてもショッキングな出来事があった。電車に乗るとき、僕の後ろにおじさんが並んだ。いつもと違うことは、その人が白い杖をついていたということだ。その日はとても暑く、みんな早く冷房の効いた車内に入りたいとイライラしていた。やがて電車が来て、列の後方は我先にと前の人を押しながら乗車した。その時、おじさんは後ろの人に肩をぶつけられ、列からはじかれてしまった。幸い人の壁ができていたので、転ぶことはなかったが、おじさんは自分が当たってしまった人に軽く会釈をし、何事もなかったように最後に乗車した。僕は胸が痛くなるほどショックだった。何事もなかったようにということは慣れているということだろう。つまり、いつもいつも電車に乗る時は似たような危険な思いをしているということだ。みんなで安全を守ってあげなければいけない人が、なぜ危険にさらされている？今も最後に乗ったせいでドアの前にいるのでつかまる場所がなく、ふらふらしている。僕は自分が為すべき事はわかっていた。一言「こちらにどうぞ」と握り棒をつかまらせてあげればいいのだと。でもそのたった一言が言えなかった。人前で見ず知らずの人に話しかけることが恥ずかしかったのだ。躊躇している間に下車駅に着いてしまった。僕は何もできないままだった。改札を通りながら「でも僕が言わなくても誰かが代わりに言ってくれただろう」と心の中で言い訳をしていた。

その時、ふいに頭の中に『什の掟』が浮かんだ。「卑怯な振舞をしてはなりませぬ。弱いものをいぢめてはなりませぬ。」

でも僕は恥ずかしかっただけで。そんな言い訳を「ならぬことはならぬものです。」が許してくれなかった。母は「これは真直ぐ前を見て生きていくための掟」と言っていた。現に僕は下を向いて歩いていた。自分の保身を第一に考えて、障がいのある人の安全を二の次にしてしまった。そのことをとても後悔していたからだ。

高齢者や障がいのある人、赤ちゃんを抱いている人。みんなが安全に暮らせるような世の中になるよう、僕はこれからできることから努力していこう。それが広まっていくにはどうしたらいいか、いろいろな場面で考えていこう。まずは思い遣りの心を持つことだ。そうすれば恥ずかしがらない強い心を保つことができる。

僕はそう決意した。下を向いて歩くのではなく、真直ぐ前を見て歩いていくために。

講評　作品を読んで

選考委員　王尾冨美子

県立学校二十四校から九百八十四編の応募がありました。昨年度より四百編以上の増加です。そのうち四十三編が入選作に選ばれました。

今年度は三月に東日本大震災が起こり未曾有の被害をもたらしました。震災を直接のテーマとせずとも、かけがえのない「安全」「健康」を生活の中でしっかり考え表現した作品が多く、未来への希望を確かに感じることができました。

最優秀の二編について。まず三川浩正さんの「心と心を繋ぐ輪・野菜を育てて」。「心を込めて育てた野菜には、僕の言葉がいっぱい詰まっていて、それに気づいてくれた人がいる」喜びと人間も野菜も「自分の発した信号をキャッチし、返してくれる繋がりが必要」であることに気づき、野菜を育てることを通じて「心と心を繋ぐ輪をもっともっと広げていきたい」。その思いが真っ直ぐに伝わってくる作品です。次に、前之園和喜さんの「前を向いて歩いていくために」。幼いころから福島県の会津地方に伝わる「什の掟」を母から教わってきたこと、電車内で「自分の保身を第一に考え、障がいのある人の安全を二の次にしてしまった」時に「卑怯な振る舞いをしてはなりませぬ」「弱いものをいじめてはなりませぬ」が心に浮かんだこと、自分の行為の言い訳を「什の教え」は許してくれなかったこと。事実が丁寧に書かれる中で人として大切なことを考えさせる作品です。二編とも自分自身の日常を真剣に考え正確に表現する中で生まれました。ものを書くということはよく考えること。考えるためには日々を新鮮な体験としてよく見つめることだと思います。来年度も多くの方々の応募を期待しています。

財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二二一－〇〇一一
横浜市神奈川区神之木台二二一－四
県青少年課神之木台分館内
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会
横浜市神奈川区神之木台22-14
県青少年課神之木台分館内
TEL045(430)3575
FAX045(432)5891
http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

高校生交通事故の死者激減
交通安全運動の着実な成果
取り組みのいっそうの周知が課題

1月29日、本会の補助事業である交通安全運動報告会が行われ、高P連から柳川秀史会長、赤松伸一副会長、山本美奈子交通安全対策特別委員会委員長はじめ18名、校長会から小泉力也会長、桑島秀一副会長（生徒指導委員会担当）、萩元幸治生徒指導委員会第2グループ副委員長（県立高等学校等交通安全教育推進協議会副会長・県立高等学校等交通安全教育研究委員会委員長）はじめ11名、本会から園野勝美理事長、堀英雄常務理事が出席した。

校長会と高P連から本年度の取り組みの概要報告の後、地区活動報告として、校長会（県立高等学校等交通安全教育推進協議会）から横浜北・横浜中・横三の各地区の取り組み、高P連から横浜北・県央・相模原の各地区の取り組みが報告された。

本年度より各地区で計画的に実施される新たな取り組みであるスケアードストレイト方式による交通安全教室の紹介があり、交通事故に対する直接的な恐怖体験により生涯にわたる安全意識の高揚を目指すという趣旨の説明があった。

「スタートかながわ」推進モデル校である横浜緑園総合高校からは、警察と連携した交通安全教室、近隣の小学生を対象とした高校生による交通安全教室、地元放送局を活用した高校生による取り組みのPRなどの報告があった。

また、平成22年度より始まった「スタートかながわ」へと受け継がれた、高校生や若い世代全体の命に深くかかわる交通安全教育への継続的な取り組みの成果として、平成元年において高校生1万人あたりの交通事故の死者は1・75人を上回っていたが、平成23年は0・1人に激減していることが報告された。

本年度の交通安全運動の取り組みから見えてきたものとして、各地区交通安全大会での取り組みや成果を各学校においても参加者以外の生徒へ周知する方法の研究や共有化が課題であり、運動の推進に大きくつながっていくということであった。

25年度 会費

平成24年12月20日の第4回理事会で平成25年度会費額が決定された。

全日制1200円、定時制600円、通信制180円、中等教育学校1200円である。

平成25年4月1日からのPTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業開始に伴い、会費額は共済掛金（純掛金と付加共済掛金）と一般会費の合計額となっている。詳細は次の表のとおり。

会費額 / 学校・課程	会費内訳 純掛金	会費内訳 付加共済掛金	会費内訳 一般会費	合計
高等学校(※)全	719	361	120	1,200
定	359	181	60	600
通	108	54	18	180
中等教育学校	719	361	120	1,200

（※）「高等学校」には特別支援学校高等部を含む

また、会員の退会に伴い未経過期間に対し、月割計算した共済掛金から手数料（500円）を差し引いた額の返還がある。100円未満となる場合はなし。異動に伴う途中入会については、月割り計算した共済掛金と一般会費の合計額を納入する。

お詫び

先般配付いたしました『平成25年度安全振興会のご案内』で、共済掛金、会費の表中、高等学校定時制課程の付加共済掛金額が191円となっていましたが、181円の誤りでした。訂正をしてお詫び申し上げます。

会費減額

生活保護受給者等の経済的負担を軽減するために、会費を減額できることとなっている。

①対象者は『会費減額申請資格基準』（本会ＨＰに掲載）該当者で会費減額を申請した者。②会費減額は生徒1人につき会費の2分の1。③学校を通じて申請する。④返還は、原則として、学校を通じて返金する。

具体的な手続き方法等についての問い合わせは各学校または本会へ。

平成24年12月20日の第4回理事会にて、『会費減額申請資格基準』の一部改正が決議され、平成25年4月1日より施行される。

見舞金給付事業
平成25年度より共済事業として実施

保険業法の改正に伴い、本会見舞金給付事業は、平成24年4月20日付で神奈川県教育委員会より共済事業の認可を受け、平成25年度よりPTA・青少年教育団体共済法に基づく共済として実施される。

共済規程に基づき、共済契約者が前年度（平成24年度）中に共済契約申込書を提出し、加入予定者数を本会に申請することにより当該年度（平成25年度）当初から共済期間となる。本会では、平成25年3月11日までが、共済契約申込書の提出期間となっており、現在、各学校からの申込みがピークを迎えている。

安全・健康 生徒の提言
ポスター・作文コンクール

生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図るため、本会は11月を安全推進月間に指定し、「安全」又は「健康」をテーマにポスターコンクールと作文コンクールを実施した。

ポスターコンクール

ポスターコンクールは県高文連美術・工芸専門部への委託事業として実施され、県下公私立高校から143点の応募があった。美術科の先生方による審査の結果、以下の入賞者が決まり、1月19日の高総文祭閉会式で表彰された。また、本会は最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成し、各学校に掲示を依頼した。

最優秀賞（2点）
〔安全推進月間〕片山麗音（横須賀総合）、〔作文募集〕佐野未織（横浜隼人）

優秀賞（10点）
三枝伽帆、原田理江（以上、白山）米山里々花（上矢部）森泉春乃、中村結衣、吉井琴波、小林由依、山本美友（以上、横須賀総合）山田瑞夏、齋藤真帆（以上、横浜隼人）

佳作（12点）
大幡このみ（上矢部）澤村崇太郎（横浜隼人）山下夏海、高橋佳沙音、早川由真、山本楓恋、内藤啓子、磯部凪沙、佐藤正樹、片野愛理奈、佐々木瞳、杉山愛莉（以上、横須賀総合）

片山麗音さん（横須賀総合）

佐野未織さん（横浜隼人）

作文コンクール

作文コンクールは県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に実施された。応募数は748編（25校）。今年度の入賞作品は以下のように決定された。

最優秀賞2編は『安全振興会のご案内』（平成25年度版）に掲載した。会報第61号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。

最優秀賞（2編）
三川浩正（中央農業）「志を継ぐ者・緑の庭」、保田健太（相模原中央支援）「終わりなき心の甲子園」

優秀賞（6編）
米倉理可（横浜桜陽）足立直樹（中央農業）鈴木真由子（神奈川工業）日高朋紀（多摩）植田愛里（横浜旭陵）芝崎綾佳（平塚中等教育）

佳作（36編）
木村佳葉、服部希美、原野藍、綿貫京、秀村聡美、大渡詩万、木村穂波、太田菜央美、山中健介（以上、神奈川総合）白岩実桜（神奈川工業）金田桃子（横浜緑園総合）岩瀬亮一（川崎・定）越智桃子、眞鍋大希、北島佳織、大島楓、栗原澄也、三枝百合絵、川口智子、桑原香（以上、多摩）田中波希、北村麻貴（以上、伊勢原）清水玲美、小池ありさ、橋本楓、大山莉奈（以上、愛川）大槻春菜、若月彩穂、和田朋也、山岸明日美、川畑吏世、金井咲季、峯尾昇汰（以上、中央農業）池田玲奈、太田絵美子（以上、相模原）舘田小桜（相模原青陵）

全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会神奈川大会

平成24年10月11日、ローズホテル横浜で開催された。来賓の文部科学省PTA等共済室中村由己室長補佐、一般社団法人全国高等学校PTA連合会相川順子会長、神奈川県教育委員会平出彦仁委員長はじめ全国より15団体、75名の参加があった。

研究大会における研究協議では、中村氏によるPTA・青少年教育団体共済法に基づく共済についての講話、青森県と富山県から制度改革に伴う法人移行に関する事例発表があり、その後予定時間を大幅に超過する熱心な討議が行われた。

事務局×七帖
日誌より

▼9・18第10回常務理事会▼10・11～12全国高等学校安全互助会連絡協議会（以下、「全国連絡協議会」）総会及び研究大会神奈川大会▼10・27県高総文祭開会式▼10～12高P連地区交通安全大会・交通安全高校生大会▼11・2作文コンクール応募締切▼11・12税理士による中間会計調査▼11・15平成24年度中間会計監査、第11回常務理事会▼11・28作文コンクール最終選考、高P連大会▼11・30全国連絡協議会研修会▼12・6第12回常務理事会▼12・20第4回理事会、第13回常務理事会▼1・10高P連広報紙コンクール安全振興会特別賞審査▼1・18『安全振興会のご案内』（25年度版）発行▼1・19県高総文祭閉会式▼1・23高P連広報紙コンクール表彰式▼1・29交通安全運動報告会▼1・31平成25年度補助金・委託金申請締切▼2・1文部科学省PTA等共済事務担当者会議▼2・5第5回理事会、第14回常務理事会▼（以下予定）3・11第15回常務理事会▼3・21臨時評議員会、第6回理事会、第16回常務理事会

安全振興会報

財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

平成25年度事業概要

平成24年度見舞金は9千万円

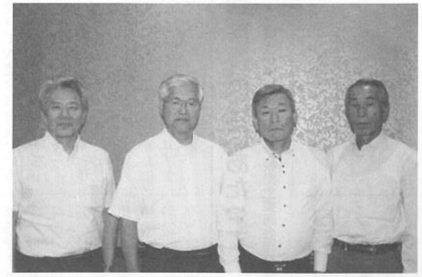

8月26日、運営懇談会が開催され、本会の諸事業や法人移行について報告が行われ、高P連・校長会・県教育委員会・学識経験者から貴重なご意見をいただいた。
写真は当日の本会常務理事。左から小泉力也氏、堀英雄氏、相馬孝雄氏（理事長）、倉金栄氏。

平成24年度事業報告・決算

6月24日の定時評議員会において、平成24年度事業報告及び決算が決議された。【詳細はホームページをご覧ください】

収入の総額は前年比約27万円。生徒数増加による。

支出の科目別では見舞金給付費が約8千984万円。見舞金給付は本会の重要な事業であり、当然ながらこの項目の支出が多くなる。学校管理下での死亡には1件で最高1千960万円、1級障害にはとなるので、大きな災害の有無によりこの支出額は大きく変動する。24年度は学校管理下での死亡見舞金の給付はなかったが、高額の障害見舞金給付3件を含む障害見舞金給付が9件、供花料が8件であった。負傷等見舞金は前年度より195件増加した。見舞金給付費は予算よりも約479万円多くなった。【詳細は第2面に】

修学奨励費（1ヵ月6千円、年間で7万2千円）については、採用人数は定員どおりの163名で、1千173万6千円。

また、学校安全普及充実事業の一環として、高P連や校長会の交通安全運動事業、高文連や高体連の安全対策事業、高P連の安全啓発事業、定通教頭会の定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究に補助金790万円、高文連のポスター原画コンクール、高P連の高校生の健全育成のための啓発資料作成に委託金60万円を交付した。補助金・委託金総額は850万円であった。

平成25年度事業計画・予算

平成25年度事業計画及び予算は3月21日の平成24年度第6回理事会で決議され、臨時

〈収入〉本年度から、一般会費と共済掛金の合計額が会費額である。会費額は25年度も据え置きとなった（全日制・中等教育学校1，200円、定時制600円、通信制180円）。収入では25年度も生徒数の増加が想定され、約36万円の増収が見込まれている。

〈支出〉見舞金給付費については、25年度は前年度予算より5万円減の8千500万円とした。会費減額費については、今までの実績を考慮しての額とした。

また、高P連、校長会、高文連、高体連、定通教頭会へ0万円である。平成25年度より、委託事業の高文連のポスター原画コンクール以外はすべて補助事業となる。

平成24年度決算と平成25年度予算　（円）

1．経常増減の部	24年度決算額	25年度予算額
基本財産運用益	11,885,062	12,300,000
特定資産運用益	1,423,536	1,000,000
受取会費	140,068,140	140,430,000
その他収入金	57	15,000
経常収益計	153,376,795	153,745,000
学校安全普及充実費	11,338,889	13,580,000
見舞金給付費	89,842,800	85,000,000
修学奨励費	11,850,900	12,008,000
会費減額費	1,735,800	3,360,000
会報発行費	1,996,559	2,140,000
研修会費	433,479	100,000
人件費	22,477,174	21,790,000
会議費	1,174,199	3,330,000
需用費	3,671,765	4,390,000
使用料賃借料	934,740	1,010,000
負担金	70,000	100,000
諸費	294,105	480,000
減価償却費	89,900	89,900
準備金等繰入額	0	43,232,193
経常費用計	145,910,310	190,610,093
価損益等調整前当期経常増減額	7,466,485	△36,865,093
価損益等	15,878,500	0
期計上増減額	23,344,985	△36,865,093
2．経常外費用	24年度決算額	25年度予算額
常外収益計	0	0
常外費用計	90,000,000	0
期経常外増減額	△90,000,000	0
期一般正味財産増減額	△66,655,015	△36,865,093

TA・青少年教育団体共済法基づく準備金及び責任準備金を積み立てるため、当期
般正味財産増減額はマイナスとなっている。

新理事長に相馬孝雄氏

評議員補充改選　理事・監事改選

6月24日の定時評議員会で人事異動や辞任者により欠員の評議員の補充改選が行われ、次のように選任された。

【評議員】（敬称略）
小野寺善平（高P連副会長）
小川陽子（高P連副会長）
佐々木靖（高P連副会長）
羽入田眞一（校長会副会長）

また、同日の定時評議員会で新役員が選任され、同日の第3回理事会で、元高P連副会長の相馬孝雄氏が理事長に選定された。常務理事には、堀英雄氏（元校長会会長）、小泉力也氏（前校長会会長）、倉金栄氏（元高P連副会長）が選定された。

〈新役員〉（敬称略）
【理事長】
相馬孝雄
【常務理事】
堀英雄　小泉力也　倉金栄
【理事】
安達秀子（高P連会長）
荒木高司（校長会会長）
柳川秀史（高P連OB）
早野通哲（校長会OB）
【監事】
清水泰成（高P連副会長）
小野力（校長会副会長）
木下紀美（高P連OB）

法人移行という苦しい時期に、大変ご尽力いただきました退任される皆様に、心より感謝申し上げます。

〈退任〉（敬称略）
【理事長】團野勝美
【評議員】
清水泰成　赤松伸一
安達秀子　荒木高司
【常務理事】蔦澤元晴
【監事】石井京子

高P連会長就任にあたって

神奈川県立高等学校PTA連合会会長　安達　秀子

今年度より神奈川県立高等学校PTA連合会会長という大役を仰せつかりました安達と申します。

安全振興会様には、いつも本会の活動に対して多大なるご支援とご協力を賜っておりますことを、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

いま、生徒を取り巻く環境は憂慮すべき状況が続いています。特に携帯電話やパソコン等の情報機器の進化・普及に伴い、インターネットやEメールにより犯罪に巻き込まれるケースが急増しています。県高P連では安全振興会様のご支援を得て、関係諸機関と連携を図りながら、大会や研修会の場等を最大限に活用して安全啓発についての研修を深め、課題解決に向けて実効的な方策を探るとともにその取り組みを進めています。

また、安全振興会様のご支援とご協力を得て、「生命尊重の理念に立った交通安全教育の推進」という目標に向けて、生徒・保護者・学校の三者が協力して取り組む交通安全事業を10地区で展開しています。高校生が、被害者にはもちろんのこと、加害者にもならないよう、交通事故の防止に取り組み、命の尊さや生きる力を一緒に考えてまいりたいと考えています。

みなさまとご一緒に、このすばらしい活動を実践していけることを誇りに思い、感謝しております。どうぞよろしくお願いいたします。

理事長就任にあたって

（財）神奈川県立高等学校安全振興会理事長　相馬　孝雄

平成二十五年六月から、神奈川県立高等学校安全振興会の理事長に就任いたしました相馬孝雄でございます。

本会も財団設立後三十余年を経過しておりますが、その間高P連をはじめ、校長会並びに県教育委員会の皆様には本会の諸事業に対しまして、多大なるご支援とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申しあげます。

さて、本会は公益法人への移行をめざして取り組んでまいりました。平成二十五年六月三日付、国（内閣府公益認定等委員会）より発出されたFAQには、PTA等共済事業が公益目的事業として認定される場合が例示されていますが、本会は認定されておりません。法人移行の期限が平成二十五年十一月末となっているため、一般財団法人でスタートせざるを得ない場合も想定されます。

いずれにしましても、本会の本旨であります「生徒のため」を再確認し、今後さらに効率的で透明性のある事業運営を行ってまいります。

県立高校（全日制・定時制・通信制）と中等教育学校約十二万人の生徒たちが安全で安心な学校生活を送る事を念頭において、微力ながら尽力してまいりたいと考えております。今後は、今まで諸先輩が築いてきた事柄を継続・活かしながら、学校安全の普及充実事業に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご支援・ご協力をお願い致します。

平成24年度見舞金給付状況

安全振興会は日本スポーツ振興センターの給付額に基づいて、**「死亡見舞金」**・**「障害見舞金」**はその70%、**「負傷等見舞金」**はその60%を給付している。また、**「義歯見舞金」**は、同センターの障害見舞金の対象（3本以上の欠損補綴）とならない2本以下の場合に、1本あたり5万円を支払う本会独自の見舞金である。**「供花料」**は学校管理下であるなしを問わず死亡した場合に10万円を支払う本会独自の見舞金である。

平成24年度の給付状況について分析する。【詳細はホームページをご覧ください】

①【表1】は各見舞金を給付した件数を過去5年間についてまとめたもの。生徒数全体も増加に転じているとはいえ、近年の給付件数の増加傾向はそれを上回って目立つ。

②【表2】は24年度に新規に申請のあった学校管理下での負傷等の内訳である。骨折と靱帯損傷は例年高い比率であるが、24年度は特に骨折の件数・比率共に増加が目立つ。骨折が746件、靱帯損傷は膝・足関節合わせて215件で、前年度より増加している。骨折と靱帯損傷合計で961件と依然として多く、負傷件数の61%を占めている。また歯牙破折が47件で、昨年度より減少している。

③学校管理下の災害の中で、以下は【表】にはないが、担当教科や顧問の先生方や生徒本人の注意にもかかわらず、部活動での1105件と体育授業中の211件の合計1316件は学校管理下の災害の81・5%を占めている。

④通学時の災害は92件。通学時等・学校管理下に起因する自転車事故は79件である。その中には14級障害1件、義歯4件を含む。前年度は63件（供花料1件、14級障害1件、義歯2件を含む。）であった。これらは本会の給付基準に合致した事例だけの件数であり、学校管理外を含めた自転車事故全体には厳重な注意が必要である。

⑤24年度に給付した供花料は学校管理下外8件の災害であった。「スタートかながわ」が展開されているが、生徒の尊い命を守るため、本会も生徒の安全意識の高揚について一層注意を払っていきたい。

【表2】H24年度負傷等見舞金（新規分）

症状	新規件数	割合
骨折	746	47.3%
捻挫	112	7.1%
脱臼	66	4.2%
打撲	77	4.9%
外傷	47	3.0%
膝内障	24	1.5%
歯牙破折	47	3.0%
アキレス腱断裂	10	0.6%
半月板損傷	55	3.5%
膝靱帯損傷	152	9.7%
足関節靱帯損傷	63	4.0%
ヘルニア	70	4.4%
その他	107	6.8%
合計	1,576	100.0%

【表1】見舞金給付状況推移　（件数）

年度	20	21	22	23	24
死亡	3	0	1	0	0
障害	10	4	4	3	9
負傷等	1,424	1,464	1,750	1,709	1,904
義歯	24	39	36	31	29
供花料	18	11	17	11	8
計	1,479	1,518	1,808	1,754	1,950

交通安全運動報告会

平成26年1月20日

本会の補助事業である高P連「交通安全運動事業」及び校長会「交通安全教育推進運動『スタートかながわ』を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究」の報告会「交通安全運動報告会（平成25年度）」が行われ、高P連から会長、副会長、交通安全対策特別委員はじめ15名、校長会から会長、副会長（生徒指導委員会担当）、生徒指導委員会交通グループ委員長はじめ14名、本会から理事長、常務理事（交通安全運動報告会担当）が出席した。

校長会と高P連から取り組みの概要報告の後、地区活動報告の例として、校長会（県立高等学校等交通安全教育推進協議会）から横浜北・横三・県央の各地区の取り組み、高P連から横浜中・横浜南・川崎の各地区の取り組みが報告された。

スケアードストレイト方式による交通安全教室は、平成24年度より県下10地区で順次毎年2地区ずつ開催する計画であったが、その後交通安全教室の一つのスタイルとして

た。事故件数の減少という効果も踏まえ、平成25年度からは3地区での開催となったことが校長会から報告された。

また、横須賀・三浦地区からは、従来高校生、PTAがそれぞれ単独で開催していた交通安全大会を平成25年度より合同大会としたことが報告された。

「スタートかながわ」推進モデル校（県立大和東高等学校）からは、自動車学校の協力による自動車運転練習場を使用した自転車交通安全実技指導が紹介された。

交通安全教育の推進には保護者、地域、警察及び安全にかかわる諸団体との連携が不可欠であるため、各地区での様々な啓発活動を更に広げていくことについて共通理解が図られた。

修学奨励生163名採用

本年度修学奨励生について、各校長から163名の推薦があり、第2回理事会（平成26年7月9日）での審査を経て、全員の採用を決定した。

なお、修学奨励生の推薦人

制・通信制各課程及び中等教育学校につき各1名である。

義歯見舞金 申請方法等の変更

義歯見舞金申請における災害認定の明確化を図るため、義歯見舞金申請方法等を次のとおり変更した。

①平成26年4月1日以降に発生した災害について、義歯見舞金申請の際、歯科医師が記入する「歯科補綴報告書」（様式10号別紙）を添付する。文書作成については神奈川県歯科医師会との取り決めにより無料として協力を願っているが、有料

医師会に所属していない歯科医師の場合は有料となる。

②「運営規則」の改正に伴い、神奈川県歯科医師会医師及び本会常務理事より構成される義歯見舞金審査委員会が設置され、「歯科補綴報告書」により義歯見舞金給付の可否を審査する。

③「共済規程」「共済規程の運用について」を改正し、義歯見舞金支給要件の文章表現を明確化した。

義歯見舞金支給要件

学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない2本以下の歯科補綴

「歯科補綴」とは、欠損補綴及び歯冠が3分の2以上欠け、歯冠修復をした場合をいう。（共済規程の運用について）

公益を粘り強く追求

本会は旧民法34条に基づく公益法人として昭和56年に発足し、この度の公益法人制度改革に際しても公益認定を求めてきたところであるが、平成26年4月に県公益認定等審議会の不認定相当の答申を受け、不認定とされた。

公益法人化により、生徒の安全・安心をより効果的に保証することが可能となるため、今後も粘り強く認定を求

作文募集

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

平成26年度作文コンクール

「安全」または「健康」について日ごろどのように考えていますか。生徒の皆さんの新鮮な考えを作文に書いてお寄せください。題名は自由です。【第4面に昨年度の作品を掲載しました。】

平成26年度作文コンクール募集要項より

（詳細は本会ホームページをご覧ください。）

1. 主　　催：一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
2. 後　　援：神奈川県立高等学校長会、神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会
3. テ ー マ：「安全」又は「健康」
4. 応募資格：神奈川県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（高等部）に在学する生徒
5. 応募上の注意：
（1）原稿用紙（Ｂ４判400字詰め・タテ書き）3枚以内（本文1,000～1,200字）
（2）題名は自由
（3）作品には、題名・学校名・学年・氏名・性別を記入してください。
（4）作品は未発表のものに限ります。原稿は返却しません。
6. 募集締切：平成26年11月４日(火)
7. 応 募 先：（一財）神奈川県立高等学校安全振興会
8. 入選発表：平成26年12月12日(金)　学校を通してお知らせします。
9. 表　　彰：最優秀賞（2名）、優秀賞（若干名）、佳作（若干名）。以上に賞状ならびに賞品　また応募者全員に記念品を贈呈

最優秀作品２編は「安全振興会報」、「安全振興会のご案内」、本会編集の作品集等に掲載。

事務局メモ帖

◇日誌より

▼2・24平成25年度一般財団法人臨時評議員会、一般財団法人第4回常務理事会▼3・24公益目的財産額の確定▼3・26一般財団法人第3回理事会、第5回常務理事会、安全普及啓発活動実施届を教育長に提出▼「共済規程」「共済規程の運用について」変更後施行▼4・21平成26年度事業説明会、第1回常務理事会▼4・28公益財団法人不認定▼5・20第2回常務理事会▼5・21平成25年度共済監査（対象：平成25年12月2日〜平成26年3月31日）▼5・26平成25年度監査、第3回常務理事会▼5・30作文コンクール第1回選考委員会▼6・4第1回理事会、第4回常務理事会▼6・6文部科学省共済担当者会議▼6・15高P連総会、第5回常務理事会▼6・24平成26年度定時評議員会、第6回常務理事会▼6・27公益目的支出計画実施報告書提出、平成25年度業務報告書提出、作文コンクール最優秀作品集発行▼6・30平成26年度事業概要発行▼7・1「コンプライアンス規程」施行▼7・8全国高等学校安全互助会連絡協議会役員会▼7・9第2回理事会、第7回常務理事会▼7・12高P連研修大会▼8・1「運営規則」「運営規則の運用について」「共済規程」「共済規程の運用について」変更及び施行、「義歯見舞金設置要綱」施行▼8・25第8回常務理事会▼8・27高P連第1回交通安全運動連絡会▼8・29運営懇談会、第3回理事会、第9回常務理事会▼9・5第10回常務理事会、（以下予定）▼10・9〜10全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会福岡大会

作文コンクール 25年度最優秀作品

（第３面に26年度の募集要項記載）

今を生きる私にできること

県立川和高等学校　二年　山田　真友子

「…ゴォー……ゴォー…」

波の音がこれほど物悲しく聞こえるとは。

気仙沼市階上地区。この夏私が初めて訪れた場所であり、東日本大震災の被災地である。

大震災直後、塩釜市での支援活動に参加した祖父と兄の話からも被害の甚大さは伝わってきた。かといって私に協力できることも見つけられず、以前より少しだけ不便になった生活に戸惑いつつ日々を過ごしていた。

そして二年が過ぎた今年の夏の初め、母が「よかったら参加してみたら。」とボランティアバスの情報を教えてくれた。日程は偶然にも部活動の休日期間と同じ。私は迷いなく参加を決めた。同じ志をもった人が集まるのだから不安もあまり感じなかった。

今回の目的は、被災した海岸を本来の姿に戻す活動をしている現地のNPO法人に協力することと被災地見学だ。

私たちを乗せたボランティアバスが夜に横浜を出発してから何時間眠ったのだろうか。ふと目を覚ますと、そこには朝焼けの清々しい空気に包まれた別世界が広がっていた。

まずは、三百年の歴史をもつ地福寺にてNPO法人代表の方に震災当時の話を伺った。

本堂と位牌はかろうじて残ったこと。津波にのまれても木につかまり助かった人がいたこと。火事は保水力のある木々により鎮火したこと。そして、樹木を育て、津波に負けない森をつくることによって自然と調和する防災を目指すこと。

周囲に広がる真っ青な水平線。寺は岩井崎から八百メートルほど内陸にある。浸水線のある梁など全てが津波の脅威を物語っていた。

いよいよ作業へ。育苗施設でのポット苗作りや丸太運びなどを手伝った。暑かったけれど作業そのものは苦ではなかった。少しでも役立ちたいという思いの方が強かったのかもしれない。途中、地福寺で昼食とともに頂いた冷たいお茶がとても美味しかった。

活動後は、震災の爪痕が残る岩井崎周辺などに立ち寄った。たびたび報道されてきた大型漁船第十八共徳丸を目の当たりにした時には、まるでそこだけ時間が止まったかのような異様な光景に言葉を失った。船の下には潰れたままの車があり、更に胸が痛んだ。すぐ傍の線路上には美しい花々が咲いていた。

自然の猛威の前に人間は無力であると、改めて思う。でも、人間には心のつながりがあり、逆境も必ず乗り越えることができる。今回の活動で出逢った現地の方々の笑顔や眼差しがそれを教えてくれた。

「安全」は決して当たり前のことではない。災害の痛みを忘れずに普段から充分な防災を心掛け、命ある今に感謝しよう。また、それらを伝えていくことなら今の私にもできる、そう思った。

広い海をまるで睨みつけているかのような岩井崎にある復興のシンボル「龍の松」。物悲しい音を立てながら揺れるさざ波は、今を生きる私たちに明るい未来を運んできてくれるようにも見えた。

カッター実習で学んだこと

県立海洋科学高等学校　一年　野口　実沙子

私達海洋科学高校の一年生は、週一回カッター実習がある。カッターとは、艇長と艇指揮の下に十二人の漕ぎ手が左右に並び、四メートル余りあるオールを持ち、全員が一体となって漕ぐ船のことである。

私は、実習が始まるまで、カッターを漕ぐことがどんなに大変なのか知らなかった。まずオールが重いのだ。それまでゴムボートのオールほどの重さしか想像していなかった私は、十一キロのオールの重さに驚いた。

実習の始めと終わりには「かい立て」と呼ばれる、敬礼や万歳の意味を持つ礼式を行う。艇長の「かい立て」の合図とともに、十二人が一斉にそれぞれ持つオールをカッターの上で垂直に立てるのである。長くて重いオールを立てるには相当な力が必要な上に、全員が息を合わせて一斉に行わないと危険なため、皆必死だ。海の上には当然波があり、カッターは揺れる。万が一、立てたオールが倒れ、誰かの頭を直撃したら大惨事だ。オールを扱う時は自分のことだけでなく、周囲にも十分注意を払わなければならない。

「かい立て」の次は、いよいよカッターを漕ぐ。艇長の「いーち、に」の掛け声とともに、全員でタイミングを合わせて漕ぐ。「いーち」の声で、重いオールに全身の体重をかけ、後ろに倒れるようにしながらオールを胸に引き寄せ、「に」の声で、今度は腹筋を使いながら前のめりの姿勢に戻る。この繰り返し。これも全員で息を合わせなければ、カッターはうまく進まない。気は遣うし、筋力も限界で、実習の翌日は大抵筋肉痛になる。

しかし、実習は大変なことばかりではない。海の上では潮風が気持ちいい。何げなく海面を見ていると魚が飛び跳ねたりもする。オールに引っかかった海藻をつかんで海に投げ込んだり、お互いに海水をかけ合ったりすることもできる。海の自然を感じることのできる貴重な時間でもある。

カッターは決して一人で漕ぐことは出来ない。誰かが楽をすればカッターはうまく進まない。掛け声がなければタイミングを合わせることが出来ない。舵をきる人がいなければ思った方向に船は進まない。一人ひとりが自分の役割を果たし、皆で協力してこそ、カッターは前進するのだ。

人生を海に喩えるならば、私達は小さなカッターだ。時に嵐に遭い、危険な目に遭おうとも、皆で力を合わせ、全力でカッターを漕ぎながら困難に立ち向かっていけば、光り輝く海の上で、皆が笑顔で「かい立て」をする日が必ず来ると信じたい。

もっとも、現実には嵐が来ると分かっている日は最初からカッターを海に出すことはないのだが。人生には冷静な判断も必要である。

講評　作品を読んで

選考委員　萬俵　好明

県立学校の十八校から七百二十一編の応募があり、四十六編が入選作品に選ばれました。どの作品も、限られた紙幅の中に主張や考えがよくまとめられていました。最優秀は、川和高校山田真友子さんの「今を生きる私にできること」と海洋科学高校野口実沙子さんの「カッター実習で学んだこと」の二作品でした。

「今を生きる私にできること」は、東日本大震災被災地でのボランティア活動の報告という形で、自然の猛威を再認識しつつ、いかなる困難にも決して負けることのない人間の営みへの信頼や人と人の心のつながりを、そして今ある生命への感謝を綴った作品です。

「カッター実習で学んだこと」は、訓練・克己・協働の意味を、厳しい実習の中で身をもって学び、さらにはそれを自分自身と仲間への信頼感に高めつつ、人生を生きる指標としても学んだ、心身の健康美が行間にあふれている作品です。

何れも、そのひたむきな気持ち、真剣で前向きな姿勢、純粋な若々しい思い、そして巧まずして綴られた心の成長に感銘を覚えました。

今回、惜しくも選に漏れた作品も含めて、その一つひとつの力強い筆致から浮かび上がるのは、高校生の誠実な思いや、純粋で真摯な姿勢です。

魯迅は小説「故郷」に書きました。『希望』は地上の道のようなものだと。もともと地上に道はなく、多くの人が歩けばそれが道になるのだと。

今回のテーマ、安全や健康について、多くの高校生がより良き明日のために真剣に考え、思いを綴った作品の中に、将来への『希望』がはっきりと見えています。次回もまた、素晴らしい作品が多数寄せられることを期待します。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二二一—〇〇一二
横浜市神奈川区神之木台二—一四
県青少年課神之木台分館内
電話 〇四五—四三〇—三五七五／FAX 〇四五—三七一—九〇〇九
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

一般財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

平成27年度 会費、会費減額・修学奨励金給付

平成26年度第1回理事会にて平成27年度会費額が表のとおり決定された。

共済掛金（純掛金+付加共済掛金）については、退会・途中入会の際には共済規程及び共済規程の運用についてに基づき返金額・納入額を月割り計算で行う。（一般会費は年会費）（詳細はホームページに掲載）

平成26年度第4回理事会にて、『会費減額申請資格基準』及び『修学奨励金給付基準』の改正が決議され、平成27年4月1日より施行される。（詳細はホームページに掲載）

単位：円

学校・課程＼会費額	会費内訳 純掛金	付加共済掛金	一般会費	合計
高等学校(※) 全日制	723	357	120	1,200
定時制	361	179	60	600
通信制	108	54	18	180
中等教育学校	723	357	120	1,200

(※)「高等学校」には特別支援学校高等部を含む

安全・健康 生徒の提言
ポスター・作文コンクール

生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図るため、本会は11月を安全推進月間に指定し、「『安全』又は『健康』」をテーマにポスターコンクールと作文コンクールを実施した。

ポスターコンクール

ポスターコンクールは県高文連美術・工芸専門部会への委託事業として実施され、県下公私立高校から131点の応募があった。本会の審査の結果、以下の入賞者を決定し、1月18日の高総文祭閉会式で表彰した。また、本会は最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成し、各学校に掲示を依頼した。

最優秀賞（2点）

〔安全推進月間〕松島萌（横須賀総合）、〔作文募集〕内野花梨（神奈川総合）

優秀賞（9点）

杉村綾香（白山）中島玲菜（瀬谷）平田一花、塚本理沙（以上、横浜隼人）入澤友香、金子光、山崎愛子、本野杏奈、磯部凪沙（以上、横須賀総合）

佳作（14点）

藤丸裕介（市ケ尾）菊池えりか（上矢部）福田さつき、清野じゅん、下鶴千穂（以上、白山）佐藤夏海、越野朋美、城戸彩夏（以上、横須賀総合）川畑聡美、久保田葵、佐々木優花、戸澤莉佳（以上、横浜隼人）

松島萌さん（横須賀総合）

内野花梨さん（神奈川総合）

作文コンクール

作文コンクールは県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に実施された。応募数は500編（16校）。今年度の入賞作品は以下のように決定した。

最優秀賞2編は『安全振興会のご案内』（平成27年度版）に掲載した。会報第65号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。

また、この2編は2月1日の高P連広報紙コンクール表彰式で本人による朗読が行なわれた。

最優秀賞（2編）

千徳茉有（茅ケ崎）「ナイトハイク」、苑原珠生（麻生総合）「絶対気をつけて帰ってね」

優秀賞（5編）

薬師神さらら（多摩）金子茉柚（中央農業）岡田奈菜子（多摩）猪股優希奈（湘南・定時）蒲地志歩（愛川）

佳作（26編）

泉遥佳、井原有柚子、岩田真奈、嶋明香里、三塚淳平、門前菜々、山口茉由子（以上、多摩）根本穂都美（麻生総合）上野智子（秦野）井上裕里（伊勢原）安部和佳、田中彪斗（以上、吉田島総合）江川竜我、潮濱玲名、堀田幸佑、山内智司、渡邊航冬（以上、愛川）足立直樹、後藤玲雄、韮澤碧輝、森育美、岩田尚樹、小林小雪（以上、中央農業）市川美咲、宮島千咲、山内永子（以上、大和西）

全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会福岡大会

平成26年10月9日～10日、ホテルセントラーザ博多において開催された。来賓の文部科学省生涯学習政策局社会教育課PTA等共済室佐藤秀雄室長補佐、（一社）全国高等学校PTA連合会佐野元彦会長、福岡県教育委員会城戸秀明教育長はじめ全国より16団体78名の参加があった。

総会では役員改選があり、本会相馬孝雄理事長が会長に就任した。また、名称が全国高等学校等安全互助会連絡協議会に変更された。

事務局メモ帖
日誌より

▼9～11高P連地区交通安全大会・交通安全高校生大会▼10・3第11回常務理事会▼10・9～10全国高等学校安全互助会連絡協議会（以下、「全国連絡協議会」）総会及び研究大会福岡大会▼10・25県高総文祭開会式▼11・4作文コンクール応募締切▼11・20高P連大会、第12回常務理事会▼11・25全国連絡協議会研修会▼11・28第13回常務理事会▼12・5作文コンクール最終選考▼12・19第4回理事会、第14回常務理事会、コンプライアンス研修会▼12・25第1回義歯見舞金審査委員会▼1・14高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞審査▼1・18県高総文祭閉会式▼1・19平成26年度交通安全運動報告会▼1・20『安全振興会のご案内』（平成27年度版）発行▼1・28第15回常務理事会▼1・30平成27年度補助金・委託金申請締切▼2・1高P連広報紙コンクール表彰式、第16回常務理事会▼2・5第2回義歯見舞金審査委員会▼2・13文部科学省PTA等共済事務担当者会議▼2・20安全振興会報64号発行▼（以下予定）2・23第17回常務理事会▼3・9第5回理事会、第18回常務理事会▼3・26臨時評議員会、第19回常務理事会▼4・20平成27年度事業説明会

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二二一－〇〇一一
横浜市神奈川区神之木台二－二一－一四
県青少年課神之木台分館内
電話〇四五－四三〇－三五七五／FAX〇四五－二七一－九〇〇九
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

一般財団法人 神奈川県立高等学校 安全振興会

平成27年度事業概要

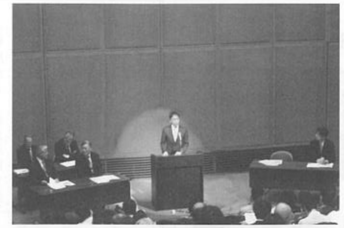

■平成27年度事業説明会開催される■

4月20日（月）の本年度事業説明会には全日制・定時制・通信制・中等教育学校の多くの担当の先生方のご出席をいただき、事業内容や諸手続きについて説明が行われました。

写真は、神奈川県高等学校ＰＴＡ連合会会長 松本一彦様のご挨拶。右側県立高等学校長会会長 川口吉秋様、左側前列相馬孝雄理事長、堀英雄常務理事、後列小泉力也常務理事、倉金榮常務理事。（情文ホール・横浜市中区）

平成26年度事業報告・決算

6月25日の定時評議員会において、平成26年度事業報告及び決算が決議された。

平成26年度における収入総額（準備金等戻入額は除く）は前年比約400万円増の約1億6千130万円。加入者数の増加による。

支出の科目別では見舞金給付費が約8千311万円。見

であり、この項目の支出が多くなる。学校管理下での死亡には1件で最高1千960万円、1級障害には1件で2千639万円の支出となるので、大きな災害の有無によりこの支出額は大きく変動する。26年度は死亡見舞金は0件、供花料（10万円）が14件、障害見舞金が4件〔合計約230万円〕であった。負傷等見舞金は前年度より62件減少

修学奨励費（1ヵ月6千円、年間で7万2千円）については、採用人数は定員どおり163名、1千173万6千円。

また、学校安全普及充実事業の一環として、県立高等学校PTA連合会や県立高等学校長会の交通安全運動事業、県高等学校文化連盟や県高等学校体育連盟の安全対策事業、県立高等学校PTA連合会の安全啓発事業、県立高等学校定時制通信制教頭会の定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究に補助金825万円、県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会の安全振興会ポスターコンクール原画募集事業に委託金15万円を交付した。補助金・委託金総額は840万円であった。

平成27年度事業計画・予算

平成27年度事業計画及び予算は3月9日の平成26年度第5回理事会で決議され、3月26日の臨時評議員会で報告された。

〈収入〉会費額は27年度も据え置きのため（全日制・中等教育学校1，200円、定時制600円、通信制180円）。収入では27年度も生徒数の増加が想定され、約207万円の増収が見込まれている。

では、27年度は前年度予算より100万円増の9千100万円とした。会費減額費については、今までの実績を考慮しての額とした。

また、昨年度同様県立高等学校PTA連合会、県立高等学校長会、県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟、県立高等学校定時制通信制教頭会への補助金・委託金総額は840万円である。

平成27年度決算及び平成27年度予算 （円）

経常増減の部	26年度決算額	27年度予算額
基本財産運用益	15,366,108	15,350,000
特定資産運用益	778,724	465,000
受取会費	145,116,285	144,120,000
その他収入金	39,088	17,000
準備金等戻入額	61,192,252	62,310,000
経常収益計	222,492,457	222,262,000
学校安全普及充実費	11,620,217	12,800,000
見舞金給付費	83,110,200	91,000,000
修学奨励費	11,891,364	11,936,000
会費減額費	1,948,538	3,360,000
会報発行費	2,047,852	2,160,000
研修会費	98,359	200,000
人件費	19,282,741	23,456,000
会議費	2,550,262	3,330,000
需用費	3,793,359	4,730,000
使用料賃借料	888,053	990,000
負担金	72,040	100,000
諸費	3,467,297	5,280,000
減価償却費	79,632	80,000
事務所移転費	0	300,000
準備金等繰入額	41,533,121	66,611,000
経常費用計	182,383,035	226,333,000
価損益等調整前当期経常増減額	40,109,422	△4,071,000
価損益等	28,920,000	0
期計上増減額	69,029,422	△4,071,000
期正味財産増減額	69,029,422	△4,071,000
味財産期首残高	1,337,499,161	1,406,528,583
味財産期末残高	1,406,528,583	1,402,457,583

準備金等」には、準備金、責任準備金、普通支払備金、既発生未報告支払備金があり、PTA・青少年教育団体共済法等に定められた計算方法で積み立てている。普通支払備金、既発生未報告支払備金は、翌年度に取り崩す。

評議員及び理事・監事の選任

任期満了に伴う評議員及び理事・監事の改選が行なわれ、6月25日の定時評議員会で次のように選任された。

法人移行という時期に大変ご尽力いただきました辞任される皆様に、心より感謝申し上げる。

【評議員】大石幸和（高P連副会長）、小野寺善平（高P連副会長）、吾妻里美（高P連総務・健全育成委員会委員長）、木下紀美（学識経験者・高P連OB）、勝又修（学識経験者・高P連OB）、松下孝（学識経験者・高P連OB）、佐藤到（校長会副会長）、蔦澤元晴（学識経験者・校長会OB）、堀英雄（学識経験者・校長会OB）、岡崎珠苗（学識経験者・校長会OB）、中田正敏（学識経験者・校長会OB）（継続）

【顧問】相馬孝雄（学識経験者・高P連OB）

【理事長】倉金榮（学識経験者・高P連OB）

【常務理事】小泉力也（学識経験者・校長会OB）、荒木高司（学識経験者・校長会OB）、柳川秀史（学識経験者・高P連OB）

【理事】松本一彦（高P連会長）、川口吉秋（校長会会長）、赤松伸一（学識経験者・高P連OB）、渡辺英司（学識経験者・校長会OB）

【監事】中野真衣子（高P連副会長）伊東由美（校長会副会長）、平賀美奈子（学識経験者・高P連OB）

〈辞任〉

【評議員】佐々木靖、亀井泰人、瀬戸茂、田島幸子、渡辺達夫、田代幸、川上信昭、疋田武夫、伊藤伸子、佐々木悦子

【理事長】相馬孝雄

【常務理事】倉金榮、堀英雄

【理事】柳川秀史、早野通哲

【監事】小川陽子、時乗洋昭、木下紀美

理事長就任にあたってのご挨拶

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会理事長 倉金　榮

本年度から、神奈川県立高等学校安全振興会の理事長に就任いたしました倉金榮でございます。

日ごろより、本安全振興会に対しまして、保護者（会員）の皆様をはじめ、県立PTA連合会、県立高等学校長会、県教育委員会の皆様には、たいへんなご支援、ご協力を頂いていることにつきまして、改めて、心から感謝を申し上げます。有難うございます。

本会も財団設立後三十余年を経過し、平成25年12月より一般財団法人としてPTA・青少年教育団体共済法に基づく共済業務を進めております。

今後、高校生の減少に伴う収入の減少と、それとは反対に見舞金等の給付の増加傾向という状況の中、一層、各関係団体との連携を図りさらに効率的で透明性のある事業運営を行ってまいります。

限りない可能性を秘め、次の次代を担う若者・高校生、「生徒のため」という本会の原点について、私としてもこの大切さを再確認し、高校生の安全・安心を皆様と共に、支えてまいりたいと思っております。

皆様の、従来に増したご支援、ご協力をお願いして、挨拶とさせて頂きます。どうか今後とも、よろしくお願いします。

■新理事長と新常務理事のご紹介■

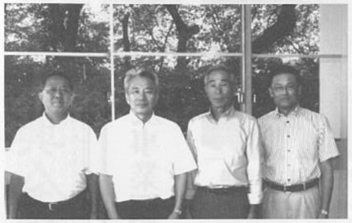

6月25日の理事会及び評議員会を経て、新しい理事長、常務理事がそれぞれ選任されました。

写真左から柳川秀史、小泉力也、倉金榮（理事長）、荒木高司。

平成26年度　見舞金等給付状況

本会は日本スポーツ振興センターの給付額に基づいて、「死亡見舞金」・「障害見舞金」はその70%、「負傷等見舞金」はその60%を給付している。

また、「義歯見舞金」は、同センターの障害見舞金の対象（3本以上の歯科補綴）とならない2本以下の場合に、1本あたり5万円を支払う本会独自の見舞金である。「供花料」は学校管理下であるなしを問わず死亡した場合に10万円を支払う本会独自の見舞金である。

平成26年度の給付状況については、次の分析のとおりである。

①【表1】は各見舞金の過去5年間の給付状況。生徒数全体の増加率に比較し近年の給付件数は増加傾向にある。

②【表2】は26年度に新規に申請のあった学校管理下での負傷等の内訳である。骨折と靱帯損傷は例年高い比率であるが、26年度は特に骨折の件数・比率共に増加が顕著である。骨折が760件、靱帯損傷は膝・足関節合わせて235件。骨折と靱帯損傷合計で995件と依然として多く、負傷件数の64%を占めている。また歯牙破折が57件で、昨年度より増加している。

③【表3】見舞金給付状況。学校管理下の災害の中で、部活動での1，110件と体育授業中の210件の合計1，320件は学校管理下の災害の82%を占めている。通学時の災害は93件。通学時等・学校管理下に起因する自転車事故は74件（前年度は60件）。その中には義歯3件を含む。26年度に給付した供花料は、学校管理下0件・管理下外14件の災害であった。

【表1】見舞金給付状況推移 （件数）

年度	22	23	24	25	26
死亡	1	0	0	1	0
障害	4	3	9	3	4
負傷等	1,750	1,709	1,904	2,060	1,998
義歯	36	31	29	29	36
供花料	17	11	8	16	14
計	1,808	1,754	1,950	2,109	2,052

【表2】H26年度負傷等見舞金（新規分）

症状	新規件数	割合
骨折	760	48.7%
捻挫	130	8.3%
脱臼	62	4.0%
打撲	78	5.0%
外傷	43	2.7%
膝内障	20	1.3%
歯牙破折	57	3.6%
アキレス腱断裂	11	0.7%
半月板損傷	39	2.5%
膝靱帯損傷	176	11.3%
足関節靱帯損傷	59	3.8%
ヘルニア	63	4.0%
その他	64	4.1%
合計	1,562	100%

【表3】H26年度見舞金等発生状況 （件数）

種類	新規の件数 学校管理下 授業中 体育	授業中 他	休憩	部活動 校内	部活動 校外	諸行事 校内	諸行事 校外	通学	管理下外 死亡 休日	管理下外 死亡 平日	合計件数
死亡見舞金	0	0	0	0	0	0	0	0	=	=	0
障害見舞金	0	0	2	1	0	1	0	0	=	=	4
負傷等見舞金	208	7	41	795	290	111	21	89	=	=	1,562
義歯見舞金	2	0	2	16	8	3	1	4	=	=	36
供花料	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10	14
件数総計	210	7	45	812	298	115	22	93	4	10	1,616

交通安全運動報告会

平成27年1月19日

1月19日、本会の補助事業である交通安全運動報告会が行われ、県立高等学校PTA連合会から会長、副会長、交通安全対策特別委員会委員長はじめ18名、県立高等学校長会から会長、副会長（生徒指導委員会担当）、生徒指導委員会交通グループ委員長はじめ17名、本会から理事長、常務理事（交通安全運動報告会担当）が出席した。

県立高等学校長会からは、「平成26年度校長会交通安全運動の概要報告」、「横浜北地区及び横浜中地区での地区活動報告」、全県下の平成26年度スケアードストレイト式交通安全教室について報告があった。

県立高等学校PTA連合会からは、「平成26年度県高P連地区交通安全大会概要報告」、横須賀三浦地区、湘南鎌倉地区及び平塚秦野地区の地区活動報告があり、各地区から熱心な取り組みが報告された。

また、平成26年度はバイクによる高校生の死亡事故が例年より多く、ちょっとした不注意が大きな事故につながることが報告された。

神奈川県警察本部交通部交通総務課「かながわの交通事故26年統計」によると、高校生のバイク事故における死者は9名で、例年の倍以上であった。

今後も、県立高等学校PTA連合会「交通安全運動事業」及び県立高等学校長会「交通安全教育推進運動『スタートかながわ』を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育係る指導方法の研究」を一層推進することについて、共通理解が図られた。

修学奨励生163名採用

本年度修学奨励生について、各学校から163名の推薦があり、第3回理事会（7月7日）及び第10回常務理事会（7月17日）第11回常務理事会（8月6日）での審査を経て、全員の採用を決定した。

なお、修学奨励生の推薦人数は、県立高校全日制・定時制・通信制各課程及び中等教育学校につき各1名である。

定款の変更と顧問の選任

3月9日の平成26年度第5回理事会、3月26日の平成26年度臨時評議員会を経て、定款の変更が行われた。今回の変更は、本会より全国高等学校等安全互助会連絡協議会の会長が選任されることに伴い「顧問」を新設するものである。6月10日の平成27年度第1回理事会において「顧問」に相馬孝雄氏（前理事長）が選任された。

運営懇談会

8月25日、平成27年度運営懇談会が、県教育委員会、県立高等学校PTA連合会、県立高等学校長会から多くのご参加をいただき開催された。

「統計図表から見る安全振興会の状況」等が報告された。

修学奨励生の募集に関することをはじめ、本会の業務のあり方について貴重なご意見をいただいた。また、今後の方向性に関する話題では、災害発生防止のための学校安全普及充実活動の在り方や本会の広報活動について活発な意見交換がなされた。

事務所移転のお知らせ

県青少年課神之木台分館の閉鎖に伴い、平成27年12月中旬に移転する。新住所は横浜市中区山下町1番地シルクセンター326号室。詳細はホームページでもお知らせする。

事務局長人事

第10代事務局長横山恵子氏が退任し、関明氏が4月1日、第11代事務局長に就任した。

作文募集

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

平成27年度作文コンクール

「安全」または「健康」について日ごろどのように考えていますか。生徒の皆さんの新鮮な考えを作文に書いてお寄せください。題名は自由です。【第4面に昨年度の作品を掲載しました。】

平成27年度作文コンクール募集要項より

（詳細は本会ホームページをご覧ください。）

1. 主　催：一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
2. 後　援：神奈川県立高等学校長会、神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会
3. テーマ：「安全」又は「健康」
4. 応募資格：神奈川県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（高等部）に在学する生徒
5. 応募上の注意：
（1）原稿用紙（Ｂ４判400字詰め・タテ書き）3枚以内（本文1,000～1,200字）
（2）題名は自由
（3）作品には、題名・学校名・学年・氏名・性別を記入してください。
（4）作品は未発表のものに限ります。原稿は返却しません。
6. 募集締切：平成27年11月４日(水)
7. 応募先：(一財) 神奈川県立高等学校安全振興会
8. 入選発表：平成27年12月11日(金)
学校を通してお知らせします。
9. 表　彰：最優秀賞（２名）、優秀賞（若干名）、佳作（若干名）。以上に賞状ならびに（最優秀賞１万円相当、優秀賞５千円相当）の賞品。
また応募者全員に記念品を贈呈。

最優秀作品２編は「安全振興会報」、「安全振興会のご案内」、本会編集の作品集等に掲載。

事務局メモ帖

◇日誌より

▼2・23平成26年度第17回常務理事会▼3・9第18回常務理事会、第5回理事会▼3・26第19回常務理事会、平成26年度臨時評議員会▼3・16安全普及啓発活動実施届を教育長に提出▼4・1「定款」変更後施行▼4・3平成27年度第1回常務理事会▼4・20平成27年度事業説明会、第2回常務理事会▼5・14平成26年度共済監査（対象：平成26年4月1日～平成27年3月31日）▼5・15第3回常務理事会▼5・16財務諸表調査報告▼5・27作文コンクール第1回選考委員会▼6・1平成26年度監査、第4回常務理事会▼6・5文部科学者PTA等共済法研修会▼6・10第5回常務理事会、平成27年度第1回理事会▼6・21高P連総会、第6回常務理事会▼6・25第2回理事会、平成27年度定時評議員会、第7・8回常務理事会▼6・25平成27年度事業概要発行▼6・26作文コンクール最優秀作品集発行▼6・29公益目的支出計画実施報告書提出、平成26年度業務報告書提出▼7・4高P連研修大会▼7・6全国高等学校等安全互助会連絡協議会役員会▼7・7第3回理事会、第9回常務理事会、第1回「学校安全を考える会」▼7・17第10回常務理事会▼8・6第11回常務理事会▼8・25第12回常務理事会、運営懇談会、第2回「学校安全を考える会」▼8・28高P連第1回交通安全運動連絡会▼9・4ポスター・コンクール審査会（以下予定）▼10・22～23全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会沖縄大会

作文コンクール　26年度最優秀作品

（第3面に27年度の募集要項記載）

ナイトハイク

県立茅ケ崎高等学校二年　千徳　茉有

ふっと会話が途切れる。そう言えば、夕方五時に待ち合わせしてからずっとしゃべりっぱなしだった。勿論、夜の八時のスタートから歩き通しだ。外は真っ暗。人家の灯りも消えてゆき、信号とコンビニの光が夜空を照らす。いつもならとっくに夢の中。今日は、いや今夜は待ちに待った「ナイトハイク」当日だ。茅高に入学して一年半。去年は天候不順で当日に中止になった。だから、今回はリベンジの意味も兼ね期待に胸がふくらみっぱなしなのだ。

南足柄の大雄山をスタートして茅ヶ崎にある学校までおよそ三十七キロメートル。ほとんどフルマラソンの距離を歩き続ける。持久走だって最高五キロ位だし、ウォーキングだって一時間が限度だ。「限界」に挑戦というよりも未知の世界の距離でイメージすらできない。おまけに十日程前の体育で左膝を打撲してしまい完璧な体調ではない。不安を抱きながらのスタートになってしまった。けれど、やるからにはゴールまでしっかり歩きたい。ひそかに闘志を燃やしている私だ。

日常ではない時間に心が高ぶる。午前中は普通に授業を受けてきた。一日が長い。仲良しのSとしゃべりながら歩く。友達のこと。趣味のこと。修学旅行のこと。いろんな話をとりとめなく話す。十六歳は話題が尽きない。女子ばかりのグループは賑やかだ。みんなを気遣える人。自分のことで精一杯の人。いつもと違う一面をみせる友もいる。どの位の距離を進んだのだろう。休憩場所で腹ごしらえをする。とにかく歩くとお腹が空く。時計の針は次の日を指そうとする時刻。普段ならこんな時間に肉まんなんか食べたりしないなあ。太るもんなあ。それにしても眠い。そんなことを思いながら疲れた脚を伸ばす。国道にはひっきりなしに大型車が走り抜けて行く。夜遅くまで開いている店の多いことにも驚く。このイベントを企画、実行してくれた仲間と先生方、PTAの方々、協力してくださる方達がいてこうして歩いているのだ。チェックポイントで全員の通過を見守って下さる先生に名前を呼ばれる。はい。私は今頑張っています。

正門をくぐる。入学式以来の重みのある一歩だ。やっと辿り着いた。地面に座ったらもう動けなくなってしまった。身体はボロボロだけど清々しい。酷使した脚をマッサージする。歩き切ったことが自信になる。

人生をマラソンに喩えるなら高校生の私達はまだスタートしたばかりだ。気持ち良く走り続ける時ばかりではなく、登り坂や向かい風に苦しむこともあるだろう。そんな時は支え合って頑張り抜いた今日の日を思い出そう。輝く青春と未来に思いを馳せながら、長い長い夜が終わる。もう朝は、始まっている。

絶対気をつけて帰ってね

県立麻生総合高等学校三年　苑原　珠生

「絶対、気をつけて帰ってね。バイバイ。」これは私が友達と別れる際に必ず言う挨拶だ。

交通事故は、ニュースや新聞などで見ていると他人事のように思える。しかし、交通事故はいつ自分や友達、家族に起こるかわからない一番身近な事故だと私は思う。だからまた明日も元気な姿で会えるようにと思いながら冒頭の挨拶をするのだ。

七月にスケアードストレートという授業を受けた。演出ではあったが、目の前で車や人、自転車が衝突するところを初めて見て、想像していた以上に衝撃を受けた。もし、あのぶつかった人が自分だったら…。友達、家族だったら…。嫌な想像で頭の中がいっぱいだった。私はアルバイトには自転車で通っている。危ないと思いながらも急いでいる時は、スピードの出し過ぎや道路の横断、十字路やT字路での安全確認もせず、信号無視をしてしまう。最近では、「ながらスマホ」もするようになっていた。人とぶつかりそうになったり、たびたび危ないと思う瞬間は感じながらも、交通事故の危険というのはその頃あまり意識していなかった。しかし、この授業を受けてよくよく考えてみると、一秒でも違っていたらぶつかっていたかもしれない、大ケガをしていたかもしれない、もしかしたら加害者になっていたかもしれないのだ。加害者になればそれは一生の責任を負う可能性だってある。だから事故は恐ろしいものだと思う。しかし交通事故というのは、一人ひとりが意識をもって気をつけていれば起こらないのだ。きっとたくさんの人が以前の私と同じように事故に対する危機意識があまりなく、他人事のように思っているのではないだろうか。目の前で事故の恐ろしさを体験してみないと意識はずっと低いままなのかもしれない。だから学校でスケアードストレートのような授業を必ず受けるべきだと思った。そうすることで少しでも事故への危機意識を感じられると思う。

私の事故への意識が高まったのには他にも理由がある。それはSNSで見た、ある女子の投稿だ。大切な人といきなり連絡が途絶え、事故に遭っていた、という内容だった。まさかとは思ったが、その大切な人は亡くなったという。ついさっきまで一緒に笑っていた人ともう一生会えないのだ。私はすごく「死」というものへの恐怖を感じた。それと同時に、相手に自分の気持ちを伝えることの大切さを知った。いつ会えなくなっても後悔しないように感謝の気持ちをちゃんと伝えられるようになった。だから元気に明日も会えるように、今日も「絶対、気をつけて帰ってね。バイバイ。」と言う。

講評　作品を読んで

選考委員　宮代　哲彦

今回選考委員の一人に加えていただき、若い人の文章を数多く読むことができたのはたいへん嬉しいことでした。なにより高校生の皆さんが真剣に安全について考え行動しようとしていることに敬服しました。

選考に当たって、私は三つのことに留意しました。まず、現状の分析に終わることなく、自分はどうしたいのかという視点があることです。ひとごとでなく、自分のこととして考えることが大切だと思うからです。二つ目は観念的な思考に陥らず、体験を踏まえるなど日々の生活に即した内容であることです。そのことで、伝えたいことに説得力が生まれます。三つ目は、構成も含めた表現です。どんなすばらしい考えも、深い感動も、読む人に伝わらなければ意味がありません。特に構成は大切です。書き始める前に簡単でもよいから全体の流れをイメージすることが重要なのです。

千徳さんの「ナイトハイク」は、学校行事の様子をテンポよく生き生きと描いているばかりでなく、安全確保も含め、支えてくれた多くの人への感謝の気持ちも伝わってきます。そして行事から得た達成感を、これからの人生の糧としようとしています。書き出し方や終わり方も絶妙で、日頃文章を書き慣れていることがうかがえます。

苑原さんの「絶対気をつけて帰ってね」は、交通事故の疑似体験から意識が高まり、考えが広がっていくことがよく読みとれます。「もし、(中略)自分だったら……」という寄り添うものの見方がすばらしい。柔らかい感性が光っていると思いました。

最後に、この二作以外にも甲乙つけがたい作品が少なくなかったことを申し添え講評とします。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二二一－〇〇一二
横浜市神奈川区神之木台二二一－一四
県青少年課神之木台分館内
電話 〇四五－四三〇－三五七五／FAX 〇四五－二七一－九〇〇九
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

一般財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

平成28年度

会費、会費減額・修学奨励金給付

平成27年度定時評議員会にて平成28年度会費額が表のとおり決定された。

共済掛金（純掛金+付加共済掛金）については、退会・途中入会の際には『共済規程』及び『共済規程の運用について』に基づき返金額・納入額を月割り計算で行う。（一般会費は年会費）（詳細はホームページに掲載）

会費合計額は変更無し（内訳は表を参照）。『会費減額申請資格基準』及び『修学奨励金給付基準』は変更無し。（詳細は、事業説明会で説明、ホームページにて掲載）

単位：円

学校・課程 ＼ 会費額	会費内訳			合計
	純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高等学校(※)全日制	711	369	120	1,200
定時制	356	184	60	600
通信制	107	55	18	180
中等教育学校	711	369	120	1,200

(※)「高等学校」には特別支援学校高等部を含む

安全・健康　生徒の提言

ポスター・作文コンクール

生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図るため、本会は11月を安全推進月間に指定し、『安全』又は『健康』」をテーマにポスターコンクールと作文コンクールを実施した。

ポスターコンクール

ポスターコンクールは県高文連美術・工芸専門部会への委託事業として実施され、県下公私立高校から131点の応募があった。本会の審査の結果、以下の入賞者を決定し、1月17日の高総文祭閉会式で表彰した。また、本会は最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成し、各学校に掲示を依頼した。

最優秀賞（2点）
〔安全推進月間〕川畑聡美（横浜隼人）、〔作文募集〕永山笑（横須賀総合）

優秀賞（10点）
森本めぐみ、平田一花、鞠子李茉（以上、横浜隼人）森田明音、佐藤亜美、笠原由衣（以上、白山）山口岳人（市ケ尾）入澤友香、髙橋芽意、（以上、横須賀総合）野際美奈（神奈川総合）

佳作（11点）
佐宗梨穂、半田優美香、橋田あゆみ（以上、白山）武克磨（市ケ尾）相馬梨良（上矢部）亀割也絵、嘉山詩織（以上、横須賀総合）弘部佳奈子、榎本香菜、水上知（以上、横浜隼人）和田朋子（神奈川総合）

川畑聡美さん（横浜隼人）

永山笑さん（横須賀総合）

作文コンクール

作文コンクールは県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に実施された。応募数は607編（21校）。今年度の入賞作品は以下のように決定した。

最優秀賞2編は『安全振興会のご案内』（平成28年度版）に掲載した。会報第67号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。

また、この2編は1月27日の高P連広報大会で本人による朗読が行なわれた。

最優秀賞（2編）
高品日苗（多摩）「日常の中に」、糸数夢乃（相模原中央支援）「本当のバリアフリーとは何か」

優秀賞（7編）
増田陽、大谷真輝、松尾菜央（以上、多摩）山室優香（愛川）、村杉綾七（逗子）、原子裕菜、堤葵（以上、麻生総合）

佳作（22編）
島津繭子（瀬谷西）高橋理歩（金井）村中里緒（横浜栄）小牧美穂、加藤沙南子、丹羽智香、知名みみい、吉田紗里奈、石川幸歩、鈴木聡、高見澤悠海、竹尾麻衣、田中美音莉、野崎陽日、橋口茉由子、矢部葵（以上、多摩）林百々菜、千葉愛貴（以上、麻生総合）原田直弥（茅ケ崎北陵）武田可奈子（吉田島総合）岩崎波菜、鎌田琴美（以上、大和西）

全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会沖縄大会

平成27年10月22日～23日、沖縄県市町村自治会館において開催された。来賓の文部科学省PTA等共済室下田力室長補佐、沖縄県諸見里明教育長はじめ全国より15団体65名の参加があった。

総会では平成26年度事業報告等がされ、27年度の事業計画・予算（案）が承認された。続いて、文科省吉谷係長より、共済事業の現状と課題の講義と活発な研究協議が行われた。

事務局×王帖　日誌より

▼10・22～23全国高等学校等安全互助会連絡協議会（以下「全国連絡協議会」）総会及び研究大会沖縄大会▼10・19PTA共済法に基づく立入検査▼10・26税理士調査報告▼10・31県高総文祭開会式▼11交通安全高校生・PTA大会▼11・4作文コンクール応募締切▼11・5第4回義歯見舞金審査委員会▼11・10第14回常務理事会▼11・17中間会計監査、第4回理事会、第15回常務理事会▼11・18高P連大会▼11・27全国連絡協議会研修会▼12・4作文コンクール最終選考▼12・7第5回理事会、第16回常務理事会、コンプライアンス研修会▼12・17事務局引越し▼1・8高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞審査▼1・14第5回義歯見舞金審査委員会▼1・17県高総文祭閉会式▼1・18平成27年度交通安全運動報告会▼1・20『安全振興会のご案内』（平成28年度版）発行▼1・27高P連広報大会、第17回常務理事会▼1・29平成28年度補助金・委託金申請締切▼1・30健全育成大会▼2・5文部科学省PTA等共済事務担当者会議▼2・9第18回常務理事会▼2・20安全振興会報66号発行▼（以下予定）2・23第19回常務理事会▼3・9第6回理事会、第20回常務理事会▼3・23臨時評議員会、第21回常務理事会▼4・26平成28年度事業説明会

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
事務所が移転しました。新住所・電話・FAX
〒二三一―〇〇二三　横浜市中区山下町一番地シルクセンター三一六号室
電話〇四五―二七四―八一八九／FAX〇四五―二七四―八一九〇
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

一般財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

平成28年度事業概要

平成27年度見舞金は約9千8百万円

■平成28年度事業説明会■

4月26日（火）横浜市中区の横浜情報文化センター（情文ホール）で開かれた本年度事業説明会には全日制・定時制・通信制・中等教育学校の多くの担当の先生方のご出席をいただき、事業内容や諸手続きについて説明が行われました。

平成27年度事業報告・決算

6月23日の定時評議員会において、平成27年度事業報告及び決算が決議された。

平成27年度における収入総額（準備金等戻入額は除く）は前年比約300万円増の約1億6千5００万円。加入者数の増加による。

支出の科目別では見舞金給付費が約9千800万円。見舞金給付は本会の重要な事業であり、この項目の支出が多くなる。学校管理下での死亡には1件で最高1千960万円、1級障害には1件で2千639万円の支出となるので、大きな災害の有無により、この支出額は大きく変動する。27年度は死亡見舞金は1件（686万円）、障害見舞金が5件（合計約615万円）であった。負傷等見舞金は前年度より47件減少したが、金額は約360万円増加した。

また、学校管理下を問わず生徒の死亡に対して支払われる供花料（10万円）が前年度14件に対して21件と増加した。

【詳細は第2面】

修学奨励費（1ヵ月6000円、年間で7万2，000円）については、採用人数は定員どおり163名、1千173万6，000円。

また、学校安全普及充実事業の一環として、県立高等学校PTA連合会や県立学校長会の交通安全運動事業、県高等学校文化連盟や県高等学校体育連盟の安全対策事業、県立高等学校PTA連合会の安全啓発事業、県立高等学校定時制通信制教頭会の定時制通信制高校における安全・健康のあり方の研究に補助金825万円、県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会の安全振興会ポスターコンクール原画募集事業に委託金15万円を交付した。補助金・委託金総額は840万円であった。

平成28年度事業計画・予算

平成28年度事業計画及び予算は3月9日の平成27年度第6回理事会で決議され、3月23日の臨時評議員会で報告された。

〈収入〉会費額は28年度も据え置きとなった（全日制・中等教育学校1，200円、定時制600円、通信制180円）。収入では28年度も生徒数の若干の増加が想定され、約58万円の増収が見込まれている。

〈支出〉見舞金給付費については、28年度は前年度予算より200万円減の8千900万円とした。会費減額費については、今までの実績を考慮しての額とした。

また、補助金・委託金については、県立高等学校PTA連合会の交通安全運動事業に対して10万円増の228万円、県立学校長会へは95万円減の315万円、県高等学校文化連盟・県高等学校体育連盟・県立高等学校定時制通信制教頭会へは昨年度と同額とし、補助金・委託金総額は740万円である。

平成27年度決算及び平成28年度予算（円）

1．経常増減の部		27年度決算	28年度予算
経常収益	基本財産運用益	16,420,000	16,420,000
	特定資産運用益	1,326,612	1,230,000
	受取会費	146,844,527	147,420,000
	その他収入金	31,846	120,000
	準備金等戻入額	20,544,121	62,370,000
	経常収益計	185,167,106	227,560,000
経常費用	学校安全普及充実費	11,360,312	11,090,000
	見舞金給付費	98,014,600	89,000,000
	修学奨励費	11,886,397	11,936,000
	会費減額費	2,931,570	3,600,000
	会報発行費	2,027,151	2,170,000
	研修会費	185,878	700,000
	人件費	20,626,405	22,990,000
	会議費	1,828,190	2,380,000
	需用費	4,958,354	5,610,000
	使用料賃借料	1,464,168	2,950,000
	負担金	72,040	100,000
	諸費	3,551,812	3,930,000
	減価償却費	79,632	80,000
	事務所移転費	181,375	0
	準備金等繰入額	13,474,900	100,427,000
	経常費用計	172,642,784	256,963,000
評価損益等調整前当期経常増減額		12,524,322	△29,403,000
評価損益等		45,240,000	0
当期計上増減額		57,764,322	△29,403,000
2．経常外費用		27年度決算	28年度予算
経常外収益計		0	0
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額		0	0
当期正味財産増減額		57,764,322	△29,403,000
正味財産期首残高		1,406,528,583	1,464,292,905
正味財産期末残高		1,464,292,905	1,434,889,905

「準備金等」には、準備金、責任準備金、普通支払備金、既発生未報告支払備金があり、PTA・青少年教育団体共済法等に定められた計算方法で積み立てている。普通支払備金、既発生未報告支払備金は、翌年度に取り崩す。

評議員及び理事・監事の選任

任期満了並びに人事異動に伴う評議員及び理事・監事の改選が行なわれ、6月23日の定時評議員会で次のように選任された。

安全振興会の各種事業につきまして大変ご尽力いただきました辞任・退任される皆様に、心より感謝申し上げます。

〈◎印新任〉

【評議員】
木下紀美、勝又修、松下孝、佐藤到、蔦澤元晴、堀英雄、岡崎珠苗、
◎亀井泰人（高P連副会長）
◎静井こずえ（高P連副会長）
◎鈴木秀幸（高P連副会長）
◎小野力（校長会OB）

【顧問】相馬孝雄
【理事長】倉金榮
【常務理事】小泉力也、荒木高司、柳川秀史
【理事】赤松伸一、渡辺英司
◎大石幸和（高P連会長）
◎市川陽一（校長会会長）
【監事】中野真衣子、伊東由美、平賀美奈子

〈辞任・退任〉

【評議員】大石幸和、小野寺善平、吾妻里美、〈以上辞任〉
中田正敏〈退任〉
【理事】松本一彦、川口吉秋〈以上辞任〉

高P連：県立高等学校PTA連合会
校長会：県立学校長会

高P連会長就任に当たって

神奈川県立高等学校PTA連合会会長　大石幸和

日頃より本会の活動に対し、様々な立場より多くのご支援ご理解をいただき感謝申し上げます。特に安全振興会さまからは強力なサポートをいただいており、改めて大変ありがたく感じております。

さて、本会の活動方針に「生徒の豊かな心を育む活動や生命尊重の理念に立った交通安全教育運動の重要性を再確認するとともに、実効あるPTA活動の展開を図る。」があり、その実現のため重点目標の一つとして「かけがえのない命を守る交通安全教育の推進」を掲げております。生徒自らが交通社会の一員として社会的責任を自覚し、被害者にも加害者にもならないよう、交通事故の防止に取組む必要があります。生徒・PTA・学校が連携協力して交通安全教育に取組むために、本年度も県内10地区において交通安全大会を開催し、生命の尊重を深く意識するとともに未然に事故を防ぐ活動を行います。

生徒を取り巻く環境は常に変化しており、その実情と対策を常に意識することが肝要と考え、心身ともに健全な生徒の育成のために、PTA活動を通じてわれわれ大人達が果たすべき役割をきっちりと認識し『学び、行動するPTA』活動をしていきましょう。引き続き皆様のご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

各種事業の更なる充実を目指して

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会理事長　倉金　榮

日頃、会員の皆様をはじめ、県教育委員会、県立高等学校PTA連合会、県立学校長会の皆様には、本会の諸事業に対し、ご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本会は学校における教育活動の円滑で積極的な展開及び青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的として、学校安全の普及充実、生徒の災害に対する見舞金等の給付（共済）及び生徒の修学奨励等の事業を行っております。

本会の各種事業につきましては、毎年1月に生徒の皆様をとおして全会員に配付する「安全振興会のご案内」及びホームページでお知らせしております。

本会の主な事業である見舞金給付は、県高等学校PTA連合会の事業として、本会の前身「災害共済会」が発足してから、40年が経過し、平成25年度より『PTA・青少年教育団体共済法』に基づく共済として実施しており、今年度で4年目となります。

見舞金給付案件では、特に授業中や部活動での事故が多数を占めております。万が一事故にあった時には、早急に請求手続きをお願いいたします。

また、補助・委託事業を始めとする「学校安全の普及充実」に関する各事業も、より実効性のあるものとなるよう、県立高等学校PTA連合会や県立学校長会のご協力を得ながら、更なる充実を図ってまいります。会員の皆様からの一層のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

平成27年度見舞金給付状況

安全振興会は日本スポーツ振興センターの給付額に基づいて、「死亡見舞金」・「障害見舞金」はその70％、「負傷等見舞金」はその60％を給付している。また、「義歯見舞金」は、同センターの障害見舞金の対象（3本以上の歯科補綴）とならない2本以下の場合に、1本あたり5万円を支払う本会独自の見舞金である。

「供花料」は学校管理下であるなしを問わず死亡した場合に10万円を支払う本会独自の見舞金である。

平成27年度の給付状況については、次の分析のとおりである。

①【表1】は各見舞金の過去5年間の給付状況。生徒数全体の増加率に比較し近年の給付件数は増加傾向にある。

②【表2】は27年度に新規に申請のあった学校管理下での負傷等の内訳である。骨折と靭帯損傷は例年高い比率である。骨折が731件、靭帯損傷は膝・足関節合わせて218件。骨折と靭帯損傷合計で949件と依然として多く、負傷件数の62％を占めている。

③【表3】学校管理下の災害の中で、部活動での1，128件と体育授業中の203件の合計1，331件は学校管理下の災害の85％を占めている。通学時の災害は65件。通学時等・学校管理下に起因する自転車事故は51件である。その中には義歯2件、供花料2件を含む。27年度に給付した供花料は、学校管理下3件・管理下外18件の災害であった。

【表1】見舞金給付状況推移（件数）

年度	23	24	25	26	27
死亡	0	0	1	0	1
障害	3	9	3	4	5
負傷等	1,709	1,904	2,060	1,998	1,951
義歯	31	29	29	36	32
供花料	11	8	16	14	21
計	1,754	1,950	2,109	2,052	2,010

【表2】H27年度負傷等見舞金（新規分）

小数点以下四捨五入

症状	新規件数	割合
骨折	731	48.0%
捻挫	116	7.6%
脱臼	72	4.7%
打撲	83	5.5%
外傷	55	3.6%
膝内障	20	1.3%
歯牙破折	48	3.2%
アキレス腱断裂	7	0.5%
半月板損傷	40	2.6%
膝靭帯損傷	155	10.2%
足関節靭帯損傷	63	4.1%
ヘルニア	58	3.8%
その他	74	4.9%
合計	1,522	100%

【表3】H27年度負傷等見舞金発生状況（件数）

種類	新規の件数（内数） 学校管理下 授業中 体育	授業中 他	休憩	部活動 校内	部活動 校外	諸行事 校内	諸行事 校外	通学	その他	管理下外 死亡 休日	管理下外 死亡 平日	合計件数
死亡見舞金	0	0	0	0	0	0	0	1	0	=	=	1
障害見舞金	0	0	0	3	2	0	0	0	0	=	=	5
負傷等見舞金	202	15	39	812	287	96	10	60	1	=	=	1,522
義歯見舞金	1	0	1	18	6	2	2	2	0	=	=	32
供花料	0	0	0	0	0	0	0	2	1	17	1	21
件数総計	203	15	40	833	295	98	12	65	2	17	1	1,581

交通安全運動報告会

平成28年1月18日

1月18日、本会の補助事業である交通安全運動報告会が行われ、県立高等学校ＰＴＡ連合会から会長、副会長、交通安全対策特別委員会委員長始め18名、県立学校長会から副会長（生徒指導委員会担当）、生徒指導委員会交通グループ委員長、はじめ15名、本会から理事長、常務理事（交通安全運動報告会担当）が出席した。

県立学校長会からは、「平成27年度校長会交通安全運動の概要報告」、「川崎地区（川崎北高校）及び鎌倉湘南地区（藤沢工科高校）での地区活動報告」、全県下の平成27年度スケアードストレイト式交通安全教室について報告があった。

県立高等学校ＰＴＡ連合会からは、「平成27年度交通安全高校生・ＰＴＡ大会」の概要報告があった。また、県西地区（小田原総合ビジネス高校ＰＴＡ、県央地区（大和高校ＰＴＡ）及び相模原地区（上溝南高校ＰＴＡ）の地区活動報告があり、各地区から熱心な取り組みが報告された。特に、「歩きスマホ」高校生と自転車」に関するテーマが多く取り上げられ、高校生自ら交通安全意識をどのように高めていくかを真剣に議論し、実践しようとする姿勢が各地区から報告された。

なお、10地区とも同時開催されている交通安全に関する高校生大会と地区ＰＴＡ大会が、平成27年度から「交通安全高校生・ＰＴＡ大会」と全県で統一され、名実ともに相互の連携が進み、標語・ポスターコンクールの優秀作品を活用したカレンダー等が紹介された。

今後も、県立高等学校ＰＴＡ連合会「交通安全運動事業」及び県立学校長会「交通安全教育推進運動『スタートからがわ』を中心とした交通安全運動の展開と交通安全教育に係る指導方法の研究」を一層推進することについて、共通理解が図られた。今後もこの取組を推進し、さらに小学校から高校にかけての一貫した交通安全教育の定着を図ることが確認された。

修学奨励生163名採用

本年度修学奨励生については、各定時制高校から13名の推薦があり、本会『運用規則』並びに『修学奨励金給付基準』に基づき、第2回理事会（平成28年7月14日）での審査を経て、全員の採用を決定した。

なお、修学奨励生の推薦人数は、県立高校全日制・定時制・通信制各課程及び中等教育学校につき各1名である。採用された修学奨励生には、月額6，000円（年額72，000円）の修学奨励金が1年間給付される。この修学奨励金は給付型の奨学金であり、返還の必要はない。

運営懇談会

8月23日、平成28年度運営懇談会が、県教育委員会、県立高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会から多くの方々のご参加をいただき開催された。

この懇談会では「統計図表から見る安全振興会の状況」等が報告され、今年度から採用された、各種書類の提出に際し、郵送料を本会が負担する「料金受取人払郵便」制度などの改善の取組が評価された。さらに、安全振興会の事業内容、事業説明会の開き方、修学奨励事業、補助・委託事業と学校安全の普及充実等のテーマについて活発な意見交換がなされた。この懇談会でいただいた貴重なご意見は、今後に反映させていただく予定である。

▼事務所移転完了▼

県青少年課神之木台分館の閉鎖に伴い、平成27年12月17日に事務所を移転した。

新住所は、横浜市中区山下町１番地シルクセンター３２６号室（最寄駅「みなとみらい線・日本大通り」３番出口より徒歩５分）。

電話番号　０４５－２７４－８１８９

ＦＡＸ番号　０４５－２７４－８１９０

事務局メモ帖

◇日誌より

▼2・23平成27年度第19回常務理事会▼3・9第20回常務理事会▼3・23第21回常務理事会、第6回理事会▼3・27年度臨時評議員会▼4・14平成28年度第1回常務理事会▼4・26第2回常務理事会▼5・10平成27年度共済監査（対象：平成27年4月1日～平成28年3月31日）▼5・12平成28年度第1回義歯見舞金審査委員会▼5・19第3回常務理事会、平成27年度監査▼5・26作文コンクール第1回選考委員会▼6・3文部科学省ＰＴＡ・青少年教育団体共済法研修会▼6・9第4回常務理事会、平成28年度第1回理事会▼6・11高Ｐ連予定者研修会▼6・17作文コンクール最優秀作品集発行▼6・23第5回常務理事会、平成28年度定時評議員会▼6・25高Ｐ連総会▼6・25平成28年度事業概要発行▼6・27公益目的支出計画実施報告書提出▼7・4全国高等学校等安全互助会連絡協議会役員会▼7・10高Ｐ連研修大会▼7・14第6回常務理事会、第2回理事会、第1回「学校安全を考える会」▼7・28第2回義歯見舞金審査委員会▼8・18第7回常務理事会▼8・20高Ｐ連第1回交通安全運動連絡会▼8・23運営懇談会、第2回「学校安全を考える会」▼9・2ポスターコンクール審査会（以下予定）▼9・30作文コンクール締切▼10・6第3回理事会▼10・7全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会岐阜大会

作文コンクール

27年度最優秀作品

日常の中に

県立多摩高等学校　一年　高品　日苗

「お嬢さん、すみません。駅はどちらでしょうか」

学校からの帰り道、背後から声を掛けられた。振り返ると、そこには杖を持った二人の年配の男性が立っていた。一瞬、声を掛けられたのが自分かどうか迷ったが、どうやら私のことらしい。丁度駅に向かって歩いていた私は、二人を案内することにした。おじいさん達はお礼を言うと私と一緒に、ゆっくりゆっくり駅までの道を進み始めた。道端に咲いている花や、手入れの行き届いた木を見つけては足を止めて私に熱心に説明してくれる。最初は一つ一つにあいづちを打っていた私も、なかなか着かない駅までの道のりにだんだんと言葉少になっていった。早く学校を出たはずの私を次々と友達が追い越して行く。去って行く友達の背中を眺めながら、私は曖昧な返事を繰り返していた。

「お嬢さん、こんな話を聞いてもつまらないでしょう」

「あ、いえ」

とっさに私はそう答えたが、おじいさんは私が話に興味をなくしていることを見抜いていたのだろう。そう思うと、私は急に申し訳ない気持ちになった。

駅に続く歩道橋まで来ると、二人はまた一段ずつ時間をかけて上っていった。いつも私が駆け上がる階段だ。剥げて赤くなった手すり、ところどころさびた金属部分、毎日見ているはずなのに、今、気が付いた。私は今まで何を見てきたというのだろう。

最後の一段、歩道橋の頂上で待ち構えていたのは紅色の夕焼けだった。夕焼けは、住宅地を包み込み、花や樹木を包み込み、階段の一段一段を包み込んでいく。

「私達へのごほうびですな。」

そう言って笑っている私達のことも、夕焼けは包み込んでいった。

つぼみが花を開くように、ゆっくりと日が沈むように、時間の流れに合わせて物事は変化していく。とどまることなどない。変化は必ず生じるものである。毎日の何気ない通学路の中にも変化は隠れている。おじいさん達が私に教えてくれたように、変化に気付くにはきちんと日常に向き合うことが大切だ。日常とは、いつもの友達やいつもの風景のことではない。変わり続けるその姿のことである。自分の考えは、時に日常の表情の変化に影響を受けることがある。毎日の何でもない生活を丁寧にみつめていくことが、壮大な自然や大きな夢に近づく第一歩のはずだ。

今日もきっと、素晴らしいかけがえのない一日なのだ。そんなことを感じるのも、二人のおじいさんとの出会いがあったからかもしれない。

講評

作品を読んで

選考委員　萩元　幸治

平成二十七年度は、六〇七編の作品がこの作文コンクールに寄せられました。応募して下さった高校生の皆さんと、ご指導にあたられた担当の先生方に感謝を申し上げます。作品はどれをとっても、現代という若者の素直な思いがよく表された、すばらしいできばえでした。

高品日苗さんの「日常の中に」は、夕方の通学路での異なる世代の方との交流により、ふだん見慣れた風景が少し違った表情を見せる一瞬を、見事に描き出しくれました。

糸数夢乃さんの「本当のバリアフリーとは何か」は、物理的・心理的というバリアフリーの二つの側面と、その現実の状況を、実感を込めて丁寧に示してくれました。どちらも、自分の体験と、それを受け止める心の動きがきちんと捉えられていて、確かな視点が感じられる作品です。

他の応募作品で取り上げられたテーマは、心と体の「安全」「健康」をめぐる問題の多様性を反映して、実に多岐にわたっています。中に「友人関係」や「コミュニケーション」を主題としたものが多く見られたのは、若者たちの不安や悩みのありどころを窺わせます。

高校生である皆さんが次代の主人公であることは間違いないのですが、実は多種多様な人間が共生するこの現代社会というものは、決して主人公に優しくはないのです。

しかし、若い世代の人たちが自分自身とそれを取り巻く社会のさまざまな状況、さらには時代の進歩とともに大きく変化していく「いま」をしっかりと見つめ、問題を探り、それを考える努力を続けていくかぎり、世界はこれまでよりもきっと心豊かなものになる、私はそう確信しております。

次回も多くの作品に出会えることを期待します。

本当のバリアフリーとは何か

県立相模原中央支援学校　高等部二年　糸数　夢乃

「バリアフリー」という言葉は聞いたことがあると思います。しかし、この言葉の「日常生活や社会的、心理的な障害に関わる障壁を取り除く」という意味を知っている人は少ないのではないでしょうか。

確かに、駅やスーパーなどの公共機関の施設内はバリアフリー化されていますが、自力でその施設に行く道のりは困難の連続です。

道に二センチほどの段差があると、タイヤが引っ掛かってしまい、乗り上げ越えるのに時間がかかってしまうことがあります。回り道をしなければならないこともあります。斜めになっている道では、傾斜がついている方に車輪が引っ張られて、道からはずれそうになるなどの大変さがあります。

外には、なかなか気付いてもらいにくいバリアがあるのに、日常の障壁を無くしているとは言い難いのが現状です。しかし、段差があるからといって全ての段差をすぐに無くすことができないのも事実です。段差を乗り越えられない時や、ドアが開けられなくて困っている時に「大丈夫ですか。」と声をかけてもらうことがあります。

スロープを渡る時に、緊張して焦る私に駅員さんが、「そんなに焦らなくても大丈夫だよ。」と声かけをしてくれました。乗車していた人たちも乗り込みやすいように周りを空けてくれました。そこで優しさや親切心に触れることができたのです。心のバリアフリーは私が思っていたより身近にあるものだと感じることができました。

最近、私はバリアフリーという言葉には二つの側面があることに気付き始めています。

物理的バリアフリーには道の整備ができていないことなど、まだまだ危険性をはらんでいて、改善していくべき点がたくさんあります。

心理的なバリアフリーとは助け合い精神だと感じています。人は誰もが一人で生きていけませんが、その中でも多くの人に助けられることが多い私は、相手の優しさに触れる度に感謝しながら毎日を送っています。

この二つのバリアフリーが同時に存在しているからこそ、一方が不十分で理想的なものでなくとも、もう一方が補ってくれ、人にしてもらった行為に対して、よりありがたみを知ることにつながるのだと気が付きました。

改めて、いつも私を支えてくださる人たちに感謝の気持ちを伝えようと思います。社会に出ていく時も、この感謝を多くの人に伝えていけるようになりたいと思っています。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二三一－〇〇二三
横浜市中区山下町一番地　シルクセンター三二六号室
電話〇四五－二七四－八一八九／ＦＡＸ〇四五－二七四－八一九〇
URL http://www.kanagawa-tsanzen.or.jp

安全振興会報

一般財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

平成29年度

会費、会費減額・修学奨励金給付

平成28年度定時評議員会にて平成29年度会費額が表のとおり決定された。

共済掛金（純掛金+付加共済掛金）については、退会・途中入会の際には『共済規程及び』び『共済規程の運用について』に基づき返金額・納入額を月割り計算で行う。（一般会費は年会費）（詳細はホームページに掲載）

会費合計額は変更無し（内訳は表を参照）。『会費減額申請資格基準』及び『修学奨励金給付基準』は変更無し。（詳細は、事業説明会で説明、ホームページにて掲載）

単位：円

学校・課程 ＼ 会費額	会費内訳 純掛金	会費内訳 付加共済掛金	会費内訳 一般会費	合計
高等学校(※) 全	702	378	120	1,200
定	351	189	60	600
通	105	57	18	180
中等教育学校	702	378	120	1,200

(※)「高等学校」には特別支援学校高等部を含む

安全・健康　生徒の提言

ポスター・作文コンクール

生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図るため、本会は11月を安全推進月間に指定し、「安全」又は「健康」」をテーマにポスターコンクールと作文コンクールを実施した。

ポスターコンクール

ポスターコンクールは県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会への委託事業として実施され、県下公私立高校から142点（9校）の応募があった。本会の審査の結果、以下の入賞者を決定し、1月15日の県高等学校総合文化祭（以下「県高総文祭」）閉会式で表彰した。また、本会は最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成した。

最優秀賞（2点）
〔安全推進月間〕入澤友香（横須賀総合）、〔作文募集〕川畑聡美（横浜隼人）

入澤友香さん（横須賀総合）

川畑聡美さん（横浜隼人）

優秀賞（11点）
水上知、榎本香菜、神田深生（以上、横浜隼人）斑目実裕、高橋健人、宮崎晶湖（以上、白山）畠山実梨（市ケ尾）芹澤由莉香、三堀朋香、細谷みづき、坂部楓由希（以上、横須賀総合）

佳作（12点）
吉川侑里、米田真奈美、中河恵理（以上、白山）山峠万里子（上矢部）梶原篤毅、亀割也絵、立谷央麗、鈴木優花、大野彩音（以上、横須賀総合）村田ひかる、中村朱里、平田夏海（以上、横浜隼人）

作文コンクール

作文コンクールは県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に実施された。応募数は870編（14校）。今年度の入賞作品は以下のように決定した。

最優秀賞2編は『安全振興会のご案内』（平成29年度版）に掲載した。会報第69号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。

また、この2編は12月3日の神奈川県立高等学校PTA連合会大会で本人による朗読が行なわれた。

最優秀賞（2編）
高田夏美（大和西）「会いたい人」、井上友花（吉田島総合）「いつでも地域に安心を　～地元野菜で備えを常に～」

優秀賞（6編）
菊池昌太郎、山田歩、加島若奈、本多夏萌、大谷仁美（以上、多摩）岡本広大（横浜清陵総合）

佳作（38編）
佐藤舞、内山直也、松浦巌子、大和仁美、原田美梨菜、綱嶋日向、三上菜々美（以上、瀬谷西）小野瀬昇吾、西方香子、伊東梨那、伊藤昂太、速見藍（以上、横浜清陵総合）手塚悠、柴山寧々、中嶋彩葉、土井加音、原美優、乾幸輝、南凛、岡田篤頼、永井秀明、今本彩香、石川楽、髙月泰秀、二宮朱里、鷲尾卓、内山理音、須藤恵梨香（以上、多摩）中谷未希、中谷天音、奥山璃乃、平山龍之介（以上、麻生総合）大槻沙夏、伊藤七海、会田有莉（以上、伊勢原）越智ひかり、篠原恵、髙橋美羽（以上、大和西）

全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会岐阜大会

平成28年10月6日～7日、岐阜キャッスルインにおいて開催された。来賓の文部科学省PTA等共済室下田力室長補佐、岐阜県松川禮子教育長はじめ全国より17団体64名の参加があった。

総会では平成27年度事業報告等がされ、28年度の事業計画・予算（案）が承認された。続いて、文科省吉谷係長より、共済事業の現状と課題の講義と活発な研究協議が行われた。

事務局×モ帖

日誌より

▼9・15第8回常務理事会▼9・30作文コンクール締切▼10・6～7全国高等学校等安全互助会連絡協議会（以下、「全国連絡協議会」）総会及び研究大会岐阜大会▼10・11PTA共済法に基づく立入検査▼10・13第3回義歯見舞金審査委員会▼10・25第9回常務理事会▼10・27作文コンクール最終選考▼10・29県高総文祭開会式▼11・2税理士調査報告▼11・7作文コンクール結果発表▼11・7交通安全高校生・PTA大会▼11・16中間会計監査▼11・17第10回常務理事会▼11・25全国連絡協議会研修会▼12・1第3回理事会、第11回常務理事会、コンプライアンス研修会▼12・3『安全振興会のご案内』（平成29年度版）発行、高P連県大会▼12・22第12回常務理事会▼1・6平成29年度補助金・委託金申請締切▼1・12第4回義歯見舞金審査委員会▼1・15県高総文祭閉会式▼1・18平成28年度交通安全運動報告会▼1・26第13回常務理事会▼2・9第4回理事会、第14回常務理事会▼2・10文部科学省PTA等共済研修会▼2・20安全振興会報68号発行▼（以下予定）2・23第15回常務理事会▼3・14臨時評議員会、第16回常務理事会▼4・28平成29年度事業説明会

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒231-0021
横浜市中区山下町一番地シルクセンター二二六号室
電話〇四五-二七四-八一八九／FAX〇四五-二七四-八一九〇
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

第69号
H29.9.20

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒231-0023　横浜市中区山下町１番地　シルクセンター326号室
電話 045-274-8189　ＦＡＸ 045-274-8190
ＵＲＬ　http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

各種事業の更なる充実を目指して

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会理事長　柳川　秀史

日頃、会員の皆様をはじめ、県教育委員会、県立高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会の皆様には、本会の諸事業に対し、ご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。倉金榮前理事長の後を引き継ぎ、理事長となりました柳川秀史でございます。

本会は学校における教育活動の円滑で積極的な展開及び青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的として、学校安全の普及充実、生徒の災害に対する見舞金等の給付（共済）及び生徒の修学奨励等の事業を行っております。本会の各種事業につきましては、毎年12月に生徒の皆様をとおして全会員に配付する「安全振興会のご案内」及びホームページでお知らせしております。

本会の主な事業である見舞金給付は昭和56年の財団発足以来30有余年が経過し、平成25年度より『ＰＴＡ・青少年教育団体共済法』に基づく共済として実施しており、今年度で５年目となります。

見舞金給付案件では、特に授業中や部活動での事故が多数を占めております。万が一事故にあった時には、早急に請求手続きをお願いいたします。

また、補助・委託事業を始めとする「学校安全の普及充実」に関する各事業も、より実効性のあるものとなるよう、県立高等学校ＰＴＡ連合会や県立学校長会のご協力を得ながら、更なる充実を図ってまいります。会員の皆様からの一層のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

６月22日の理事会及び評議員会を経て、新しい理事長、常務理事がそれぞれ選任されました。
（写真左から）勝又修、柳川秀史（理事長）、荒木高司、渡辺英司。

平成29年度　役員等

○理　　事
　理 事 長：柳川秀史
　常務理事：荒木高司、渡辺英司、勝又修
　理　　事：大石幸和、反町聡之
　　松下孝、小宮龍一
○監　　事　中野真衣子、林忠、北村桃子
○評 議 員　位田明生、山下純夫、馬場大雄、木下紀美
　　清水泰成、赤松伸一、那須野教恵、蔦澤元晴
　　堀英雄、岡崎珠苗、小野力

平成28年度　事業報告・決算

事　業　概　要

平成28年度の事業概要は次のようになっております。
　契約数　　163校（全139、定21、通1、中等2）
　加入者数　127,321名（全118,379、定5,269名、通1,783名、中等1,890名）

Ⅰ　見舞金等給付事業

※本会の見舞金は「独立行政法人日本スポーツ振興センター」（以下「センター」と表記）の給付に基づき給付されます。

①死亡見舞金：センター給付額の70％　最高額1,960万円
②障害見舞金：センター給付額の70％　最高額2,639万円
③負傷等見舞金：同一の事由のよる災害に対するセンターの医療費給付額が1万5千円以上となったとき、センター給付額の60％
④義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴（しかほてつ）を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない２本以下の歯科補綴の場合、１本あたり５万円
⑤供花料：生徒が死亡した場合
　（学校管理下か否かは問わない）10万円

見舞金等給付総額

	件数（件）	金額（円）
死亡見舞金	0	0
障害見舞金	4	10,969,000
負傷等見舞金	2,105	87,351,300
義歯見舞金	23	1,450,000
供花料	29	2,900,000
合　計	2,161	102,670,300

新規災害の発生状況　（件数）

	学校管理下						管理外	合計件数
	授業中	休憩	部活動	諸行事	通学	その他	死亡	
死亡見舞金	0	0	0	0	0	0	＝	0
障害見舞金	1	1	1	1	0	0	＝	4
負傷等見舞金	207	41	1,167	124	85	0	＝	1,624
義歯見舞金	1	0	15	2	5	0	＝	23
供花料	0	0	0	0	1	1	27	29
件数総計	209	42	1,183	127	91	1	27	1,680

災害の分析（新規）

①学校管理下での災害は1,653件です。
②学校管理下の1,653件のうち「部活動」が1,183件で、学校管理下での災害全体の71.6％をしめます。
③学校管理下の1,653件のうち「授業中」が総数209件、そのうち体育の授業中が207件です。
④「部活動」と「体育」の合計が1,390件で、学校管理下での災害全体の84.1％をしめています。
⑤通学時等、学校管理下での自転車事故に起因する災害の申請は76件（内５件は義歯）です。

見舞金給付状況推移　（件数）

年　度	24	25	26	27	28
死亡見舞金	0	1	0	1	0
障害見舞金	9	3	4	5	4
負傷等見舞金	1,904	2,060	1,998	1,951	2,105
義歯見舞金	29	29	36	32	23
供花料	8	16	14	21	29
合　計	1,950	2,109	2,052	2,010	2,161

Ⅱ　学校安全の普及充実事業

（ア）　会報等の発行
　ａ『安全振興会報』
　　第67号　平成28年９月26日発行
　　第68号　平成29年２月20日発行
　ｂ『安全振興会のご案内』（平成29年度版）
　　平成28年12月３日発行

（イ）「安全推進月間」の実施
　11月を「安全推進月間」に指定し、生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図る次の事業を実施しました。
　ａ　作文コンクール
　　応募数は870編。選考の結果　最優秀賞２編、優秀賞６編、佳作38編が決定しました。
　ｂ　ポスターコンクール
　　応募数は142点。選考の結果　最優秀賞２点、優秀賞11点、佳作12点が決定しました。

（ウ）補助・委託事業の実施
　県立高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会、県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟、県立高等学校定時制通信制教頭会の各団体が実施する安全啓発・安全対策事業に協力し、補助金を交付しました。総額は740万円。
　また、県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会へは、安全振興会ポスター原画募集事業を委託し、15万円の委託金を交付しました。

Ⅲ　修学奨励事業

生徒の保護者である会員が、学資の支弁が困難であると認められるとき、その生徒に修学を奨励することを目的に、月額６千円（年額７万２千円返還義務なし）の修学奨励金を給付しています。平成28年度は、全県立高等学校及び中等教育学校から推薦のあった163名全員（各県立高等学校の全日制、定時制、通信制の各課程、中等教育学校につき各１名）を採用し、総額1,173万６千円を給付しました。

役員会・評議員会他

定時評議員会（H28.6.23）臨時評議員会（H29.3.14）
理事会　全４回開催
常務理事会　全16回開催
作文選考委員会　全２回開催
ポスターコンクール審査会（H28.9.2）
義歯見舞金審査委員会　全５回開催
事業説明会（H28.4.26）
運営懇談会（H28.8.23）
個人情報保護研修会（H29.3.22）
コンプライアンス研修会（H28.12.1）
文部科学省ＰＴＡ等共済室担当者研修　全２回参加
交通安全運動連絡会、交通安全運動報告会
全国高等学校等安全互助会連絡協議会全国大会参加
ＰＴＡ・青少年教育団体共済監査（H28.5.10）
監事監査（H28.5.19）
ＰＴＡ共済法に基づく立入検査（H28.10.11）

平成29年度　事業計画・予算

事業計画

Ⅰ　見舞金等給付事業

①死亡見舞金　②障害見舞金　③負傷等見舞金
④義歯見舞金　⑤供花料
（以上、事業報告参照）
⑥特別見舞金：センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、課外活動に準ずる場合等で、かつ、死亡或いは障害の場合。理事会が決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の額のそれぞれ50％を限度に給付します。

Ⅱ　学校安全の普及充実事業

（ア）会報等の発行
- a『安全振興会報』
- b『安全振興会のご案内』（平成30年度版）

（イ）「安全推進月間」の実施
- a　作文コンクール
  「『安全』又は『健康』」を主題に作文を募集
- b　ポスターコンクール
  「安全推進月間」および「作文募集」のポスター原画を県内高校の生徒から募集

（ウ）補助・委託事業の実施

次の団体における学校安全の普及啓発活動への補助
県立高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会
県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟
県立高等学校定時制通信制教頭会
次の団体へのポスター原画募集事業の委託
県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会

Ⅲ　修学奨励事業

返還義務のない給付型の奨学金給付事業
定　員　県立高校全日制、定時制、通信制の各課程及び中等教育学校各1名
給付額　月額6千円（年額7万2千円）
期　間　採用年度限り
（次年度の採用を妨げません）

行事予定

月	日	事業
4	28	事業説明会
5	11	平成28年度共済監査
	18	監事監査
	25	作文コンクール第１回選考委員会
6	8	第１回理事会
	17	『作文コンクール最優秀作品集』発行
	22	定時評議員会・第２回理事会
	22	『平29年度安全振興会事業概要』発行
7	18	第３回理事会（修学奨励生の選考）
8	19	第１回交通安全運動連絡会
	22	運営懇談会
9	1	ポスターコンクール審査会
	29	作文コンクール作品募集締切
		会報69号発行
10	5・6	全国高等学校等安全互助会連絡協議会 全国大会埼玉大会
	26	作文コンクール第２回選考委員会
11		【安全推進月間】
		高Ｐ連地区大会（～12月）
		地区交通安全高校生・ＰＴＡ大会（～12月）
	16	中間監査（11/16）
12	2	高Ｐ連県大会 （作文コンクール最優秀作品朗読）
	2	『平成30年度安全振興会のご案内』発行
	7	第４回理事会
		コンプライアンス研修会
		個人情報保護監査
1	14	高総文祭閉会式 ポスターコンクール表彰
	17	交通安全運動報告会
	31	補助金・委託金申請締切
2		第５回理事会（30年度事業計画・予算等）
		会報70号発行
3		臨時評議員会（30年度事業計画・予算等）

（備考１）常務理事会は必要に応じて開催
（備考２）義歯見舞金審査委員会は必要に応じて開催

平成28年度　決算

（単位：千円）

経常収益		経常費用	
基本財産運用益	16,420	事業費	288,042
特定資産運用益	1,223	（内見舞金給付費）	(102,670)
受取会費	147,861	（内準備金等繰入額）	(132,367)
その他収入金	142	管理費	6,661
準備金等戻入額	1,536	経常費用計	294,703
経常収益計	167,182		

平成29年度　予算

（単位：千円）

経常収益		経常費用	
基本財産運用益	16,420	事業費	179,393
特定資産運用益	1,144	（内見舞金給付費）	(93,000)
受取会費	144,138	（内準備金等繰入額）	(55,520)
その他収入金	11	管理費	37,763
準備金等戻入額	97,400	経常費用計	217,156
経常収益計	259,113		

平成28年度作文コンクール　最優秀賞

会いたい人

県立大和西高等学校　二年　高田　夏美

「信号を守ればあなたにまた会える」と聞いて、どんな感情がみなさんに湧くだろうか。冒頭の言葉は私の通学路に貼られている標語だ。初めてこれを見た時は、あまり気に留めることなく、むしろ何も変わらない日常の景色に溶けこんでしまっていた。だが、その言葉が胸に深く突き刺さる日が来るのは、そう遠くなかった。

とても日差しが強かったあの日の朝、私は友人と遊ぶ約束に遅刻しそうになっていたので、一刻も早く着けるよう精一杯自転車を漕いでいた。しかし、そんな私の前に現れた横断歩道。信号は赤く光り、私を制止する。しかし、その横断歩道は人の往来も車の往来も少ないことを知っていた私。「ごめんなさい、今回だけは。」日差しの強さに急かされるように私がペダルに足をかけ漕ぎだそうと少しずつ前に自転車を押しだしたその時だった。「危ない！」その声が耳に届き、すぐに自転車を引っ込めると、数センチもないすぐ横で、私と同じく自転車に乗っていたおばあさんが力強くブレーキを握っていた。「すみません、大丈夫ですか。」私はそう言って駆け寄った。

ゆっくりと自転車を降り、私の元へ歩くおばあさん。私の心の中は"怒られるだろう"ということだけだった。だが、そんな私の気持ちを知っていたかのように、おばあさんは優しく私に微笑みかけてくれたのだった。「急いでいたのかい。」そして静かに、おばあさんは私の心に届くように丁寧に言葉を続けた。「もし、人と会うために急いでいたのなら、その時こそ、しっかり信号を守りなさい。今、車が来ていたら、あなたが会いたかった人に会えなくなってしまってしまうでしょう。それはとても悲しいでしょう。」そう言い終わると、「気をつけていってらっしゃい。」と言って走り去ってしまった。

私はしばらくその場に呆然と立っていた。自分の行動を深く恥じた。そして、おばあさんの言葉が私の頭の中を駆けめぐった。「会いたかった人に会えなくなってしまう。」確かにそうだと思った。同時に、いつも見ていた風景の中のあの標語も、ふと現れた。「信号を守ればあなたにまた会える」通学路に貼られていただけの言葉を心に強く留めた時だった。もしあのままぶつかっていたら、そしてそれがもし自転車ではなく車だったら、きっと後悔で満たされていただろう。

交通ルールは、自分の身だけを守ることではないと思う。これから始まる思い出も守ってくれる大切な約束だと私は考える。横断歩道のボタンを押した私は、これを伝えていこうと強く決意した。

いつでも地域に安心を ～地元野菜で備えを常に～

県立吉田島総合高等学校　二年　井上　友花

私は今「開成弥一芋」について研究を行っています。開成弥一芋とは、神奈川県開成町で栽培されている特産品で、甘くねっとりとした食感が特徴的な、煮物などにしても煮崩れしないとても品質の良い里芋です。しかし、戦後、米作や新しい品種の台頭により生産量が激減。生産している農家はごくわずかとなってしまい、幻の芋と呼ばれています。「美味しくて町に由来がある開成弥一芋を復活させよう」と二〇〇九年から「開成弥一芋研究会」の皆さんが取り組みをスタートさせました。ちょうど、私が中学二年生の時、開成町唯一の中学校、文命中学校では、給食に開成弥一芋を使ったカレーが出されました。あの時の弥一芋カレーの味は未だに忘れられません。

そんな弥一芋に興味を持った私は、高校入学後「開成町弥一芋研究会」に連絡を取り、まちづくり部産業振興課の方と交え、町役場で話し合いを持った結果、普及が今一つ進んでいないこと、栽培を続けていく上での問題点があることを知ったのです。そこで、高校生の私に出来ることは何かと考え、栽培用の種芋生産と普及活動に焦点を絞り、問題点を解決していくことを話し合いました。

栽培をしていく中で、ブランド化していく開成弥一芋には、規格外の芋ができることを知りました。この芋を何とか利用できないかと考え、学校の製粉機を使用した製粉を思いつきました。粉にすれば、パンやうどんが作れますし、収穫期の冬だけでなく、一年中、開成弥一芋を食べられます。

そう考えていた時、熊本の大震災のニュースを耳にしました。そして連日放送されるニュースのインタビューの中で、「非常食も食べ飽きて、地元の野菜が食べたい。」「お母さんの料理が食べたい。」といったお年寄りや子どもたちの声を聞いたのです。その時開成弥一芋を粉にすることによって保存食ができるのではないかと考えました。私たちが暮らす日本は災害による被害が多く、いつどこで被害に遭うか分かりません。もし被災したら、毎日不安や恐怖で眠れなくなってしまうことや、ストレスを感じることもあるでしょう。しかし、避難生活の中での食事に私たちが普段食べている地元の食材が入っていたらどうでしょうか。保存食の中に身近なものがあるだけで、安心感に繋がるのではないかと思います。

元々里芋というのはカロリーが他のイモ類よりも低く、カリウム、食物繊維が多く含まれていて、肥満症の元となるコレステロールの増加抑制が期待されています。避難生活をするなかでも常に健康でいてほしい。そんな思いもあり、この開成弥一芋が保存食に適しているのではないかと考えたのです。

今はまだメニューの試作段階ですが、不安な状況でも地元の食材で安心感を持ってほしい。そんな夢の実現のため、「地元野菜で備えを常に」を心に刻み、私の活動はまだまだ続くのです。

講評　作品を読んで

選考委員　井上　譲

今回のコンクールに寄せられた八七〇編もの作文の多くには、現代の高校生を取り巻くさまざまな状況が活写されており、多様な問題に対する皆さんの真摯な反応が素直に表現され、目を瞠るものばかりでした。改めて、応募していただいた高校生の皆さん、ご指導をいただいた先生方に感謝申し上げます。

「安全」「健康」をテーマに、ＳＮＳの問題、いじめ問題、介護をはじめとする高齢化社会の種々の問題、防災安全対策、怪我や病気の体験から得たバリアフリーについての課題など、さまざまな問題を若者らしい新鮮な視点で捉えられていたことが特に印象に残っています。この多様な問題は同時に、現代社会が抱える問題でもあり、次世代を担う高校生の皆さんがどう取り組み、どう克服していくかの今後への課題でもあろうかと思います。

高田さんの「会いたい人」は、体験に基づいた交通安全ルールの基本の大切さを再認識し、一瞬の光景をよく描写しながら改めて今後の自分に活かそうとする、まとまりの良い作品でした。作文のテーマをしっかりと自分のものにして、読者にも共感を呼ぶ作品となりました。

井上さんの「いつでも地域に安心を～地元野菜で備えを常に～」は、地域に根ざした自分自身の活動に災害支援の視点を取り入れ、いつ起きても不思議ではない自然災害を想定し、問題を提起しました。農業という具体的で力のある取り組みを通して、これからの「健康・安全」に取り組む活動への力強い宣言とも受け取れる作品でした。

お二人の作品に共通しているのは、自らの体験を具体的に記述し、個人的な体験を超えて、共通の問題として提示できたということです。さらに、その体験を深く感じとり、今後の自分にどう活かそうとしているかということです。自分の体験を大切にしながら、課題を掘り下げ、克服していくことこそ、今求められている真の「生きる力」なのだと思います。お二人の作品だけでなく他の多くの作品にも「生きる力」の可能性を見出すことができました。未来を担う高校生の皆さんに頼もしさを感じた瞬間でもありました。

次回も、今回と同様に高校生の皆さんの瑞々しい作品に出会えることを期待して、講評といたします。

安全振興会報

一般財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

平成30年度 会費、会費減額・修学奨励金給付

平成29年度定時評議員会にて平成30年度会費額が表のとおり決定された。

共済掛金（純掛金+付加共済掛金）については、退会・途中入会の際には『共済規程』及び『共済規程の運用について』に基づき返金額・納入額を月割り計算で行う。（一般会費は年会費）（詳細はホームページに掲載）

会費合計額は変更無し（内訳は表を参照）。『会費減額申請資格基準』及び『修学奨励金給付基準』は変更無し。（詳細は、事業説明会で説明、ホームページにて掲載）

単位：円

学校・課程	会費額	会費内訳			合計
		純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高等学校(※)全	702	378	120		1,200
定	351	189	60		600
通	105	57	18		180
中等教育学校	702	378	120		1,200

(※)「高等学校」には特別支援学校高等部を含む

安全・健康　生徒の提言

ポスター・作文コンクール

生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図るため、本会は11月を安全推進月間に指定し、「安全」又は「健康」をテーマにポスターコンクールと作文コンクールを実施した。

ポスターコンクール

ポスターコンクールは県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会への委託事業として実施され、県下公私立高校から146点（12校）の応募があった。本会の審査の結果、以下の入賞者を決定し、1月14日の県高等学校総合文化祭閉会式で表彰した。また、本会は最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成した。

最優秀賞（2点）
〔安全推進月間〕千葉未帆（横須賀総合）、〔作文募集〕田口静来（神奈川総合）

優秀賞（10点）
新倉歩、佐藤真歩（以上、上矢部）、三ツ堀朋香、立谷央麗、今西沙羅、田村美琴（以上、横須賀総合）、西坂紗里佳、中山瑠理（以上、白山）、青木萠純（横浜隼人）、河合京子（藤沢総合）

佳作（12点）
松本理沙、藤牧天音、坪井真優、伊藤菜々美、早川八重（以上、横浜隼人）、細谷みづき、石田涼、源雅、濱田楓（以上、横須賀総合）、白井花乃、佐々木茜（以上、白山）、前田紗雪（神奈川総合）

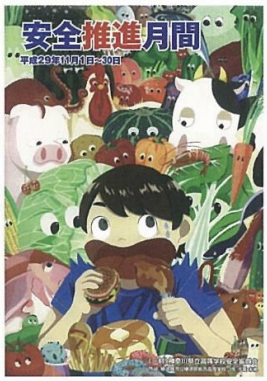

千葉未帆さん（横須賀総合）

田口静来さん（神奈川総合）

作文コンクール

作文コンクールは県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に実施された。応募数は1,025編（22校）。今年度の入賞作品は以下のように決定した。

最優秀賞2編は『安全振興会のご案内』（平成30年度版）に掲載した。会報第71号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。

また、この2編は12月2日の神奈川県立高等学校PTA連合会大会で本人による朗読が行われた。

鈴木楓さん（瀬谷西）

石井航大さん（瀬谷）

最優秀賞（2編）
石井航大（瀬谷）「『日常』をリハビリする」、鈴木楓（瀬谷西）「聲の衰退」

優秀賞（5編）
古澤蘭（麻溝台）、鈴木優子（瀬谷）、向江未遥（瀬谷西）、井上瑠菜（大和西）、広野龍晴（神奈川工業・定）

佳作（35編）
井上舞（市ケ尾）、荒井彩、井上永遠、内山直也、鏡奈菜、熊田ひと美、小宮こだま、佐藤舞、鈴木夏海、関龍雅、綱嶋日向、佐藤静奈、成沢ねね、高村里奈（以上、瀬谷西）、中村有佐（二俣川看護福祉）、宇井美音、柏谷一輝（以上、磯子工業）、一ノ瀬雅道、野口淳史、三井詞葉、若林良輝（以上、新城）、鈴木花凛、西田朋弥、福田莉生（以上、麻生総合）、若月佑太（菅）、荒井百香（二宮）、木村美桜、坂口莉瑚、長谷川翔也、馬渡明日香（以上、大和西）、伊藤美珠希、小林響、白石彩水、八木優（以上、上溝）、入谷萌菜美（相模原青陵）

全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会埼玉大会

平成29年10月5日～6日、川越東武ホテルにおいて開催された。来賓の文部科学省PTA等共済室西川由香室長、埼玉県教育委員会小松弥生教育長はじめ全国より17団体75名の参加があった。

総会では平成28年度事業報告等がされ、29年度の事業計画・予算（案）が承認された。また、役員の改選が行われ、任期満了により相馬会長（本会顧問）から鈴木会長（静岡県高等学校安全振興会理事長）へ、事務局・事務局長も本会から一般財団法人静岡県高等学校安全振興会へと引継がれた。続いて、文部科学省吉谷係長より、「PTA等共済事業の現状と法人運営」と題しての講義と活発な研究協議が行われた。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒二三一―〇〇二三
横浜市中区山下町一番地シルクセンター二二六号室
電話〇四五―二七四―八一八九／FAX〇四五―二七四―八一九〇
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

第71号
H30.9.20

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒231-0023　横浜市中区山下町１番地　シルクセンター326号室
電話 045-274-8189　ＦＡＸ 045-274-8190
ＵＲＬ　http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会の将来を考える

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会　　理事長　栁川　秀史

日頃、会員の皆様をはじめ、県教育委員会、県立高等学校ＰＴＡ連合会（以下、県高Ｐ連）、県立学校長会の皆様には、本会の諸事業に対し、ご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本会は学校における教育活動の円滑で積極的な展開及び青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的として、学校安全の普及充実、生徒の災害に対する見舞金等の給付（共済）及び生徒の修学奨励等の事業を行っております。これらの各種事業つきましては、毎年12月に生徒の皆様をとおして全会員に配付する「安全振興会のご案内」及びホームページでお知らせしております。

本会の主な事業である見舞金給付は昭和56年の財団発足以来30有余年が経過し、平成25年度からは『ＰＴＡ・青少年教育団体共済法』に基づく共済として実施しており、今年度で６年目となります。

毎年夏に、県教育委員会、県高Ｐ連、県立学校長会の代表の皆様にお集まりいただき、「運営懇談会」を開催し、本会の取組についてご意見やご提案をいただいております。今年度は特に、近年の見舞金給付額の増加、そしてこれからの生徒数の減少に伴う会費収入の減少を見据えて、これからも安定して本会の事業を進める上で、どのような改革が必要かということが話題の中心となりました。本会は営利事業を実施していないため、収入を増やすためには会費の値上げが必要になります。支出を減らすためには、給付割合の引下げなどをお願いしなければなりません。何より災害の発生が減り、安全啓発活動を活発にすることに支出を向けていければ良いということでした。

今後も本会の各事業が、より実効性のあるものとなるよう、県教育委員会・県高Ｐ連や県立学校長会のご協力を得ながら、更なる充実を図ってまいります。会員の皆様からの一層のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

県高Ｐ連会長就任に当たって

神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会　　会　長　中野真衣子

今年度、６月の定期総会において承認され、会長に就任いたしました中野真衣子と申します。
日頃より本会の活動に対しまして多大なるご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

また、安全振興会様には、交通安全運動等健全育成事業や安全啓発事業に多大なご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会の設立の趣旨は、神奈川県立高等学校の学校管理下における事故の救済を図り、より一層の安全普及を図ることと伺っております。高Ｐ連では大会や研修大会において、安全啓発の課題解決に向けて有効的な講演等を開催したり、心身ともに健全な生徒の育成のため「家庭・学校・地域」と連携し積極的に取り組んでおります。

また、近年教育現場では、知識、技能を駆使して、思考力、判断力、表現力を培っていく「アクティブラーニング」を推進しております。時代に沿った、時代を先取りする教育環境づくりを生徒のため、学校のための一助となるよう、皆様と一緒に「学び、行動するＰＴＡ」活動を充実してまいりたいと考えております。一年間どうぞよろしくお願いいたします。

平成30年度　役員等

○理　　事
理 事 長：栁川秀史
常務理事：荒木高司、渡辺英司、勝又修
理　　事：中野真衣子、久保田啓一
松下孝、小宮龍一

○監　　事　長俊介、林忠、北村桃子

○評 議 員　位田明生、葛山聡、馬場大雄、木下紀美、清水泰成、赤松伸一、市川道伸、堀英雄、小泉力也、岡崎珠苗、小野力

平成29年度　事業報告・決算

事　業　概　要

平成29年度の事業概要は以下のようです。

契 約 数　163校（全日制139、定時制21、通信制1、中等教育学校2）
加入者数　127,254名（全日制117,863名、定時制4,912名、通信制2,590名、中等教育学校1,889名）
会費総額　147,165,804円

Ⅰ　見舞金等給付事業

※本会の見舞金は「日本スポーツ振興センター」（以下「センター」と表記）の給付に基づき給付されます。

①死亡見舞金：センター給付額の70％　最高額1,960万円
②障害見舞金：センター給付額の70％　最高額2,639万円
③負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するセンターの医療費給付額が1万5千円以上となったとき、センター給付額の60％
④義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴（しかほてつ）を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない２本以下の歯科補綴の場合、１本あたり５万円
⑤供花料：生徒が死亡した場合
（学校管理下か否かは問わない）10万円

見舞金等給付総額

	件数（件）	金額（円）
死亡見舞金	2	19,600,000
障害見舞金	7	13,482,000
負傷等見舞金	2,112	95,710,300
義歯見舞金	17	1,250,000
供花料	16	1,600,000
合　計	2,154	131,642,300

負傷等見舞金発生状況（新規の申請分）　（件数）

	学校管理下						管理外	合計件数
	授業中	休憩	部活動	諸行事	通学	その他	死亡	
死亡見舞金	0	0	1	0	1	0	＝	2
障害見舞金	1	0	5	1	0	0	＝	7
負傷等見舞金	265	43	1,139	126	85	0	＝	1,658
義歯見舞金	0	1	11	1	4	0	＝	17
供花料	0	0	0	0	1	3	12	16
件数総計	266	44	1,156	128	91	3	12	1,700

災害の分析（平成29年度新規の申請分）

①学校管理下での災害は1,688件です。
②学校管理下の1,688件のうち「部活動」が1,156件で、学校管理下での災害全体の68.5％をしめます。
③学校管理下の1,688件のうち「授業中」が総数266件、そのうち体育の授業中が260件です。
④「部活動」と「体育」の合計が1,416件で、学校管理下での災害全体の83.9％をしめています。
⑤通学時等、学校管理下での自転車事故に起因する災害の申請は71件（内3件は義歯）です。

見舞金給付状況推移　（件数）

年　度	25	26	27	28	29
死亡見舞金	1	0	1	0	2
障害見舞金	3	4	5	4	7
負傷等見舞金	2,060	1,998	1,951	2,105	2,112
義歯見舞金	29	36	32	23	17
供花料	16	14	21	29	16
合　計	2,109	2,052	2,010	2,161	2,154

Ⅱ　安全普及啓発活動等

（ア）　会報等の発行

ａ『安全振興会報』
第69号　平成29年９月20日発行　　139,500部
第70号　平成30年２月20日発行　　138,370部

ｂ『安全振興会のご案内』（平成30年度版）
平成29年12月２日発行　　157,000部

（イ）「安全推進月間」の実施

11月を「安全推進月間」に指定し、生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図る次の事業を実施しました。

ａ　作文コンクール
応募数は1,025編。選考の結果　最優秀賞２編、優秀賞５編、佳作35編が決定しました。

ｂ　ポスターコンクール
応募数は146点。選考の結果　最優秀賞２点、優秀賞10点、佳作12点が決定しました。

（ウ）補助・委託事業の実施

県高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会、県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟、県立高等学校定時制通信制教頭会の各団体が実施する安全啓発・安全対策事業に協力し、補助金を交付しました。総額は958万円。

また、県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会へは、安全振興会ポスター原画募集事業を委託し、15万円の委託金を交付しました。

Ⅲ　修学奨励事業

生徒の保護者である会員が、学資の支弁が困難であると認められるとき、その生徒に修学奨励金を給付し、修学を奨励することを目的とし、月額6,000円（年額72,000円返還義務なし）修学奨励金を給付しています。平成29年度は、全県立高等学校及び中等教育学校から推薦のあった163名全員（各県立高等学校の全日制、定時制、通信制の各課程、中等教育学校につき各１名）を採用し、総額11,736,000円を給付しました。

役員会・評議員会等

定時評議員会（H29.6.22）臨時評議員会（H30.3.13）
理事会　全５回開催
常務理事会　全16回開催
作文選考委員会　全４回開催
ポスターコンクール審査会（H29.9.1）
義歯見舞金審査委員会　全６回開催
事業説明会（H29.4.28）
運営懇談会（H29.8.22）
文部科学省ＰＴＡ等共済室担当者研修（個人情報保護研修会）（H29.6.2、H30.2.2）
コンプライアンス研修会（H29.12.14）
交通安全運動報告会（H30.1.17）
全国高等学校等安全互助会連絡協議会埼玉大会参加（H29.10.5）
ＰＴＡ・青少年教育団体共済監査（H29.5.11）
監事監査（H29.5.18）
ＰＴＡ共済法に基づく立入検査（H29.11.28）

平成29年度作文コンクール　最優秀賞

「日常」をリハビリする

県立瀬谷高等学校　三年　石井　航大

「お前もやってみろ」と、少々荒っぽく声をかけてきたのは、元板前の老人だった。

ちょうど箸を使った奇妙な作業中にわたしは横浜市にある病院のリハビリ室に足を踏み入れていた。理学療法士の両親が、ある病院の紹介者を通じて病院見学を勧めたのだ。作業療法士の職業に漠然とした関心を抱いていたわたしにとって、それは思わぬ形で実現することになった。

入り口の自動ドアを抜けて待合室がある。その床に貼られたカラフルなテープは、患者が迷わないように病院内を少し大げさに誘導している。わたしもこのテープに案内され一室に入った。元板前の老人は豆を模して人工的な材質でつくられたものを箸を使ってつかみ取る地味な作業をくり返している。「自助具」と呼ばれるその箸は、トングのような形をしていて、リハビリ専用に作られている。

声をかけてきたのはそのときだった。いつの間にか、老人にリハビリをしていた作業療法士は消えている。老人はどうやらこのタイミングを見計らっていたかのようだ。この単純に見える作業に飽きていたのかもしれない。老人が手渡してきたものは、「自助具」ではなくごく普通の箸だった。

スムーズに作業を進めるわたしの本音は、やわらかく老人の話に乗る、そんな時間として受け止めていた。「箸の使い方が違うな」という言葉の背後には、老人の「ある期待」のようなものを感じる。一本だけの箸のみを動かすのではなく、二本の箸を同時に動かすのが正しい、と老人は言う。いわゆる、最近の若い者は…、という皮肉交じりを感じ取ったことで、老人の「ある期待」の中身がはじめて理解できた。その直後に一言。「俺はもう麻痺のせいでできないんだ。」老人は麻痺した片腕をわたしに見せて笑った。正直、これにはなんと返したらいいかわからない。その乾いた笑みは、どこか不自由になった身体の不思議さを面白がっているようにも見えた。

「患者のやりたいことをやらせてあげることが治療になる。」わたしを案内した作業療法士は言った。最初、その言葉の意味がわからなかったが、ふと、病院見学を経てわたしはこう考えられるようになった。老人がしていた箸を使ったリハビリは日常生活を支障なく送るうえで重要だったけれど、元板前の老人にとって食生活に関わるリハビリはそれ以上の意味を持っている。これは老人があの「日常」を取り戻そうとする意欲につながるのだろう。あの作業療法士は生活の中の基本的な動作を回復させるとともに、老人の日常にあった記憶を呼び覚まそうとしていたのではないだろうか。「患者のやりたいこと」とは患者が唐突に失ってしまった「日常」を思い出させるような作業であり、それを支援するのも作業療法士にとっての治療だとわたしは考えた。

「お前もやってみろ」というあの言葉から荒っぽさが消えた。この瞬間、わたしの漠然とした関心は、はっきりとした目標に変わった。

聲の衰退

県立瀬谷西高等学校　三年　鈴木　楓

「本当はね……。」

いつから私達は本当の気持ちを声に出して伝えることを、面倒だと思うようになってしまったのでしょうか。今、ＬＩＮＥ等のＳＮＳが普及しているこの平成という時代に、直接会話を交わす機会は昔に比べると格段に減ってしまいました。確かにＬＩＮＥは便利です。手軽にコミュニケーションがとれて、相手が近くにいなくても意思疎通ができます。でも、それだけでよいのでしょうか。相手がどんな表情で、声のトーンで、速さで伝えたいのかは少しも相手に伝わりません。それでは本末転倒だとは思いませんか。声は、文字と違って発してしまえば消えてしまう儚いものですが、時には文字よりも人の心に残りやすいと思います。

実は、高校最後の今年の夏休みに、聲の大切さを思い知らされたのです。それは、八月も終わりに差し掛かる頃、特別養護老人ホームという、要介護度の平均が四から五の人が集まる施設に行きました。最初は老人ホームなんてと、あまり良いイメージをもっていなかった私ですが、施設の中はたくさんの笑顔と声で溢れていました。二日間あるうちの一日目は、お話をしました。ご高齢の方とあまり接する機会のなかった私は、戸惑ってばかりいました。そんな時、施設の方が見回りに来て、おばあさんと会話をしているところを見ていると、目をしっかりと合わせて、手などを握りながらいつもの二倍の声量で、速さにまで気をつかって会話していることに気がつきました。そして、相手がちゃんと目を見て、声を拾ってくれるからこそ楽しそうに話すことができるのだと分かりました。

二日目は納涼祭というお祭りでした。友達と浴衣を着て参加しました。納涼祭で一緒に回ることになったのは、車イスに乗った優しいおじいさんでした。体が不自由で、耳も少し聞こえづらく、声をだしにくそうでした。十六時から始まったお祭りが終わり、私が感想を尋ねると、少し泣きながら一生懸命声を出し、

「面白かった。」

と言ってくれました。文字にしたらたったの五文字ですが、その言葉の中にたくさんの思いが込められていることがわかり、泣きそうになりました。声自体は消えても、今でもその時の情景や表情が鮮明に思い出せます。この体験を通して、人間は会話をすることで誰かとつながり、生きているということを実感することができました。

この豊かな時代で、減っている会話。子供の頃は、言葉を探しながら一生懸命に話をしようとしていたはずなのに、今では恥じらいや、ためらいばかりが増えてはいませんか。少しでも自分から胸の内を明かすこと、気持ちを理解しよう、してもらおうと思うだけで、身の周りの世界は変わるのです。だから私は言いたい。恥ずかしがらずに声を大にして。

「本当はね…君ともっと話がしたい。」と。

講評　作品を読んで

選考委員　髙梨　智

平成二九年度作文コンクールに一〇三編の作品をお寄せいただきました。年々、応募作品数が増えていますことに感謝申し上げます。また、今回、応募してくださった高校生の皆さん、ご指導にあたられた先生方ありがとうございました。いずれの作品にも、「安全」や「健康」について、高校生が強い関心を抱いている具体的な題材が取り上げられていました。交通安全、スポーツ、医療介護、防災等についての積極的な意見はもとより、いじめ、タバコ、ＳＮＳ、ダイエット等に対する危惧や警鐘を込めた作品も多数あり、現代社会が抱える様々な課題に高校生が真剣に向き合う姿を痛感しました。

最優秀賞に選考された二作品は、どちらも医療介護の分野についての内容でした。石井航大さんの「『日常』をリハビリする」は、インパクトのある筆致で展開に期待をさせる作品です。体験が目標に変わった点を構成よく描写し、情景が自然と浮かび上がってきます。リハビリを自分のこととして捉え、理学療法士の仕事内容を実感している点も説得力のある作品でした。鈴木楓さんの「聲の衰退」はタイトルが印象的であり、「聲」と「声」を使い分けてコミュニケーションの大切さを上手に表現しています。筆者は、施設の老人との出会いを通じて、人と人は直接の会話でつながって生きていることに気付きました。「聲」の持つ大きな力を教えてくれる心温まる作品でした。お二人の作品は、ともに構成力・表現力に優れ、体験での気付きを自分の課題として前向きに捉え、自分に何ができるかと考え、勇気を持って一歩踏み出そうとしている点が高い評価を得たと思います。

作文を書く際には、身近な体験や経験を自分の言葉でまとめていくことが大切です。文章に記してみると、漠然としていたものが論理的に整理され、新たな気付きや発見があります。作文は、思考力・判断力・表現力を高め、課題解決力の育成にもつながります。

次年度も多くの高校生の豊かな感性に溢れた作品を期待しています。

平成30年度　事業計画・予算

事業計画

Ⅰ　**見舞金等の給付**

①死亡見舞金　②障害見舞金　③負傷等見舞金
④義歯見舞金　⑤供花料
（以上、事業報告参照）
⑥特別見舞金：センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、課外活動に準ずる場合等で、かつ、死亡或いは障害の場合。理事会が決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の額のそれぞれ50％を限度に給付する。

Ⅱ　**学校安全の普及充実事業**

1　**安全推進月間（11月）**
（1）作文コンクール
　『安全』又は『健康』を主題に作文を募集
（2）ポスターコンクール
　ポスターの原画を県内高校の生徒から募集

2　**委託事業**
県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会
安全振興会ポスター原画募集事業

3　**補助事業**
県高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会
県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟
県立高等学校定時制通信制教頭会

4　**広報事業**
（1）『安全振興会報』の発行
（2）『安全振興会のご案内』の発行

Ⅲ　**修学奨励事業**

（1）定　員　県立高校全日制、定時制、通信制各課程及び中等教育学校各１名
（2）給付額　月額6,000円（年額72,000円）
（3）期　間　採用年度限り
　（次年度の採用を妨げない）

行事予定

月	日	事業
4	27	事業説明会
5	2	平成29年度共済監査
	17	監事監査
	24	作文コンクール第1回選考委員会
6	7	第1回理事会（30年度事業計画・予算等）
	15	『作文コンクール最優秀作品集』発行
	21	定時評議員会（30年度事業計画・予算等）
	21	『平成30年度安全振興会事業概要』発行
7	11	第2回理事会（修学奨励生の選考）
8	11	第1回交通安全運動連絡会
	27	運営懇談会
9	7	ポスターコンクール審査会
	20	第3回理事会
	28	作文コンクール作品募集締切
		会報71号発行
10	4・5	全国高等学校等安全互助会連絡協議会 全国大会静岡大会
	18	臨時評議員会・コンプライアンス研修会
	25	作文コンクール第2回選考委員会
11		【安全推進月間】
		高Ｐ連地区大会（10～12月）
		地区交通安全高校生・ＰＴＡ大会（～12月）
	29	中間監査
12	1	高Ｐ連県大会 （作文コンクール最優秀作品朗読）
	1	『平成31年度安全振興会のご案内』発行
	13	第4回理事会
		個人情報保護監査
1	13	高総文祭閉会式 ポスターコンクール表彰
	16	交通安全運動報告会
	31	補助金・委託金申請締切
2	7	第5回理事会（31年度事業計画・予算等）
		会報72号発行
3	14	臨時評議員会（31年度事業計画・予算等）

（備考１）常務理事会は必要に応じて開催
（備考２）義歯見舞金審査委員会は必要に応じて開催

平成29年度　決算

（単位：千円）

経常収益		経常費用	
基本財産運用益	16,555	事業費	317,894
特定資産運用益	1,005	（内見舞金給付費）	(131,642)
受取会費	147,166	（内準備金等繰入額）	(130,017)
その他収入金	39	管理費	6,658
準備金等戻入額	128,104	経常費用計	324,551
経常収益計	292,869		

平成30年度　予算

（単位：千円）

経常収益		経常費用	
基本財産運用益	16,650	事業費	233,008
特定資産運用益	890	（内見舞金給付費）	(96,000)
受取会費	144,654	（内準備金等繰入額）	(78,890)
その他収入金	11	管理費	7,578
準備金等戻入額	78,400	経常費用計	240,586
経常収益計	240,605		

安全振興会報

一般財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

会費、見舞金・修学奨励金給付

2018（平成30）年度評議員会にて、2019年度会費等について次のとおり決定された。

近年の生徒数の減少と見舞金等請求件数及び給付額の増加に伴い、今後の安定した運営の継続と充実のために、事業内容の見直しを行った。

会費合計額変更なし

年額の会費額は変更無し。

高等学校全日制及び中等教育学校1200円、定時制600円、通信制180円（詳細は、ホームページにて掲載）

見舞金給付率の変更

死亡・障害・負傷等見舞金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、スポーツ振興センター）の災害の認定に準じ、2019年4月1日以後に発生した災害について、次のように給付する。

■死亡見舞金：スポーツ振興センターの給付額の5割

■障害見舞金：スポーツ振興センターの給付額の5割

■負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額が15000円以上となったとき、スポーツ振興センターの給付額の5割（注1参考）

※義歯見舞金・特別見舞金及び供花料については変更なし。

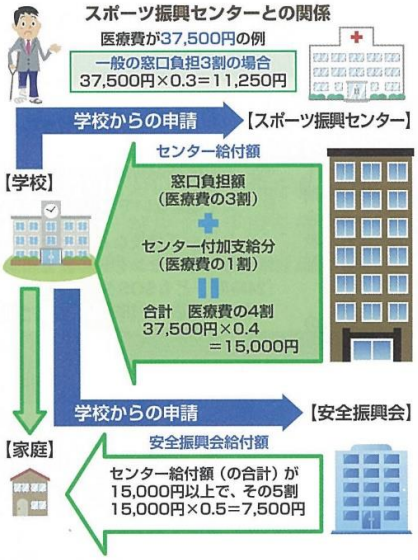

※2019年3月31日以前に発生した災害については、従来通り死亡見舞金・障害見舞金はスポーツ振興センターの給付額の7割、負傷等見舞金は6割

医療機関での窓口負担無しへの給付改善（注1）

医療機関での窓口負担無しの場合は、スポーツ振興センター医療費給付額は、センター付加給付分である医療費の1割のみである（窓口負担3割の場合は医療費の4割）。そこで、2019年4月1日以後に発生した災害について、窓口負担無しの場合は、スポーツ振興センター給付額の4倍を給付額とみなし、その額が15000円を超えた場合、その5割を給付する。これにより大幅な給付改善となる。

会費減額制度の廃止

医療機関での窓口負担無しへの給付改善に伴い、共済規程を改定し、会費減額制度及び会費減額申請資格基準を廃止する。

修学奨励金給付基準変更

修学奨励金給付基準第2条を改定し、修学奨励生の資格を（1）生活保護（2）準生活保護（3）児童福祉施設入所等とし、基準を明確にした。運営規則による、「その他特別の事情で学資の支弁が困難な者」については変更なし。

安全・健康 生徒の提言

作文コンクール

作文コンクールは県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に実施された。

応募数は940編（18校）で、今年度の入賞作品を次のように決定した。

最優秀賞2編は『安全振興会のご案内』（2019年度版）に掲載した。会報第73号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。

また、この2編は12月1日の神奈川県立高等学校PTA連合会大会で本人による朗読が行われた。

最優秀賞（2編）
加藤碧梨（大和西）「小さなボタンが救った命」
郷右近夏海（大船）「私が死んだら助かる命」

優秀賞（7編）
森田奏、道谷優里（以上、大和西）、吉村柚那（港北）、佐々木真白（上溝）、半澤詩英菜（上鶴間）、菊池理沙（二俣川看護福祉）、大石桜子（麻溝台）

佳作（40編）
和田蓉子、大越爽生、志村華、千葉楓樹、佐藤穂乃花、小嶋菜月、森香穂理、横山璃歩（以上、港北）、佐藤夕希（神奈川工業・定）、石田鼓音、菅原心菜、中村未来（以上、横浜清陵）、中谷由希、平山來未、高野好生、大本愛美、大山礼夢（以上、麻生総合）、佐藤杏香（二宮）、本舘怜奈、足立龍（以上、秦野総合・定）、冨長紗来、矢川紗和子、矢野本子、水野桜、上野駿介（以上、大和西）、大溝くるみ、石塚美優、古城匠、川崎日愛那（以上、上溝）、加藤涼風、大谷紗、安西優香、引野真優、藤田澪（以上、麻溝台）、矢野実咲、林くるみ、村田佑美、栗島里佳、西森美海、太田萌（以上、上鶴間）

ポスターコンクール

ポスターコンクールは県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会への委託事業として実施され、県下公私立高校から113点（10校）の応募があった。審査の結果、次のように入賞者を決定し、1月13日の県高等学校総合文化祭閉会式で表彰した。また、最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成した。

最優秀賞（2点）〔安全推進月間〕
梅津舞（相洋）〔作文募集〕
高橋奈々（横須賀総合）

優秀賞（10点）
氏家朱里、尾崎千歳、岸田雪香、仲間翔太郎（以上、白山）、濱田楓、鈴木美梅、高木美羽、武田芽依、翠川萌夏（以上、横須賀総合）、松崎成也（上矢部）

佳作（10点）
松本理沙、根本純怜、横山由莉（以上、横浜隼人）、仙波百桃子（上矢部）、岡崎美紅、安田萌、渡辺紘加（以上、白山）、田村美琴、高橋亜矢奈、本田琴音（以上、横須賀総合）

高橋奈々さん（横須賀総合）

梅津舞さん（相洋）

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
横浜市中区山下町一番地シルクセンター二二六号室
電話〇四五―二七四―八一八九／FAX〇四五―二七四―八一九〇
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

平成30年度　事業報告・決算

事業概要

平成30年度の事業概要は以下のようです。

契約数　163校（全日制139、定時制21、通信制1、中等教育学校2）

加入者数　126,208名（全日制117,318、定時制4,414、通信制2,594、中等教育学校1,882名）

会費総額　146,245,034円

Ⅰ　見舞金等給付事業

※平成30年度本会の見舞金は「日本スポーツ振興センター」（以下「センター」と表記）の給付に基づき給付されました。

①死亡見舞金：センター給付額の70％　最高額1,960万円

②障害見舞金：センター給付額の70％　最高額2,639万円

③負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するセンターの医療費給付額が1万5千円以上となったとき、センター給付額の60％

④義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴（しかほてつ）を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない2本以下の歯科補綴の場合、1本あたり5万円

⑤供花料：生徒が死亡した場合（学校管理下か否かは問わない）10万円

見舞金等給付総額

	件数（件）	金額（円）
死亡見舞金	1	19,600,000
障害見舞金	4	2,415,000
負傷等見舞金	2,123	87,168,100
義歯見舞金	31	1,950,000
供花料	12	1,200,000
合　計	2,171	112,333,100

負傷等見舞金発生状況（新規の申請分）　（件数）

	学校管理下						管理外	合計件数
	授業中	休憩	部活動	請行事	通学	その他	死亡	
死亡見舞金	0	1	0	0	0	0	＝	1
障害見舞金	1	1	1	0	1	0	＝	4
負傷等見舞金	262	54	1,134	103	103	0	＝	1,656
義歯見舞金	3	0	19	3	6	0	＝	31
供花料	1	0	0	1	0	0	10	12
件数総計	267	56	1,154	107	110	0	10	1,704

災害の分析（平成30年度新規の申請分）

①学校管理下での災害は1,694件です。

②学校管理下の1,694件のうち「部活動」が1,154件で、学校管理下での災害全体の68.1％をしめます。

③学校管理下の1,694件のうち「授業中」が総数267件、そのうち体育の授業中が265件です。

④「部活動」と「体育」の合計が1,419件で、学校管理下での災害全体の83.8％をしめています。

⑤通学時等、学校管理下での自転車事故に起因する災害の申請は92件（内6件は義歯）です。

見舞金給付状況推移　（件数）

年　度	26	27	28	29	30
死亡見舞金	0	1	0	2	1
障害見舞金	4	5	4	7	4
負傷等見舞金	1,998	1,951	2,105	2,112	2,123
義歯見舞金	36	32	23	17	31
供花料	14	21	29	16	12
合　計	2,052	2,010	2,161	2,154	2,171

Ⅱ　安全普及啓発活動等

（ア）　会報等の発行

a『安全振興会報』

第71号　平成30年9月20日発行　139,000部

第72号　平成31年2月20日発行　137,740部

b『安全振興会のご案内』（2019年度版）

平成30年12月1日発行　155,000部

（イ）「安全推進月間」の実施

11月を「安全推進月間」に指定し、生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図る次の事業を実施しました。

a　作文コンクール

応募数は940編。選考の結果　最優秀賞2編、優秀賞7編、佳作40編が決定しました。

b　ポスターコンクール

応募数は113点。選考の結果　最優秀賞2点、優秀賞10点、佳作10点が決定しました。

（ウ）補助・委託事業の実施

県高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会、県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟、県立高等学校定時制通信制教頭会の各団体が実施する安全啓発・安全対策事業に協力し、補助金を交付しました。総額は756万円。

また、県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会へは、安全振興会ポスター原画募集事業を委託し、15万円の委託金を交付しました。

Ⅲ　修学奨励事業

生徒の保護者である会員が、学資の支弁が困難であると認められるとき、その生徒に修学奨励金を給付し、修学を奨励することを目的とし、月額6,000円（年額72,000円返還義務なし）修学奨励金を給付しています。平成30年度は、全県立高等学校及び中等教育学校から推薦のあった163名全員（各県立高等学校の全日制、定時制、通信制の各課程、中等教育学校につき各1名）を採用し、総額11,736,000円を給付しました。

役員会・評議員会等

定時評議員会（H30.6.21） 臨時評議員会（H30.10.18、H31.3.14）
理事会　全5回開催
常務理事会　全14回開催
作文選考委員会　全4回開催
ポスターコンクール審査会（H30.9.7）
義歯見舞金審査委員会　全6回開催
事業説明会（H30.4.27）
運営懇談会（H30.8.27）
個人情報保護研修会（H30.6.8、H31.2.8）
コンプライアンス研修会（H30.10.18）
文部科学省ＰＴＡ等共済室担当者研修　全2回参加
交通安全運動連絡会、交通安全運動報告会
全国高等学校等安全互助会連絡協議会全国大会参加
ＰＴＡ・青少年教育団体共済監査（H30.5.2）
監事監査（H30.5.17）
ＰＴＡ共済法に基づく立入検査（H30.10.29）

安全振興会報

第73号
令和元年9月25日

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒231-0023　横浜市中区山下町1番地　シルクセンター326号室
電話 045-274-8189　ＦＡＸ 045-274-8190
ＵＲＬ　http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

各種事業の更なる充実と安定した運営を目指して

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会　　理事長　勝又　修

皆様におかれましては、日頃より本会の事業に温かいご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。柳川秀史前理事長の後を引き継ぎ、理事長となりました勝又修でございます。

本会は学校における教育活動の円滑で積極的な展開及び青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的として、生徒の災害（負傷等）に対する見舞金等の給付（共済）事業を中心に、学校安全の普及充実、及び生徒の修学奨励等の事業を行っております。詳しい内容等につきましては、毎年1月に生徒の皆様をとおして皆様に配付する「安全振興会のご案内」及びホームページでお知らせしております。

さて、本会は営利事業を目的としておらず、会員の皆様からの会費が収入財源となっております。近年の少子化による会員数の減少と災害（負傷等）の増加による収支バランスの悪化傾向を是正し、安定且つ充実した事業の継続のために、本年度より事業内容の見直しを行いました。今回は、会員の皆様の負担増を避けるために会費の値上げは行わず、支給内容の一部見直しを行いました。

また、少しでも災害（負傷等）を減らしていくための補助・委託事業を始めとする「学校安全の普及充実」に関する各事業も、より実効性のあるものとなるよう、県教育委員会からのご指導及び県立高等学校ＰＴＡ連合会や県立学校長会のご協力を得ながら、更なる充実を図ってまいります。会員の皆様からの一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

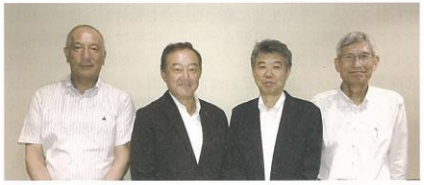

6月20日の評議員会及び理事会を経て、新しい理事長、常務理事がそれぞれ選任されました。（写真左から）
松下孝、勝又修（理事長）、渡辺英司、小宮龍一

令和元年度　役員等

○理　事

理事長：勝又修

常務理事：渡辺英司、小宮龍一、松下孝

理　事：中野真衣子、井坂秀一、赤松伸一、反町聡之

○監　事　佐藤理恵、林忠、静井こずえ

○評議員　石倉保男、馬場大雄、米山賢、木下紀美、相馬孝雄、亀井泰人、佐野朗子、小泉力也、荒木高司、那須野教恵、小野力

令和元年度　事業計画・予算

事業計画

Ⅰ　見舞金等の給付

（平成31年4月1日以降に発生した災害）

①死亡見舞金：センター給付額の50％　最高額1,500万円

②障害見舞金：センター給付額の50％　最高額2,000万円

③負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するセンターの医療費給付額が1万5千円以上となったとき，センター給付額の50％

※医療機関での窓口負担無しの場合は、センター給付額の４倍を給付額とみなし、その額が1万5千円以上となったとき、センター給付額の50％

※平成30月3月31日以前に発生した災害については、死亡見舞金・障害見舞金はセンターの給付額の70％、負傷等見舞金は60％

④義歯見舞金（事業報告参照）

⑤供花料（事業報告参照）

⑥特別見舞金：センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、課外活動に準ずる場合等で、かつ、死亡或いは障害の場合。理事会が決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の額のそれぞれ50％を限度に給付する。

Ⅱ　学校安全の普及充実事業

1　安全推進月間（11月）

(1) 作文コンクール

「『安全』又は『健康』」を主題に作文を募集

(2) ポスターコンクール

ポスターの原画を県内高校の生徒から募集

2　委託事業

県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会

安全振興会ポスター原画募集事業

3　補助事業

県高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会

県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟

県立高等学校定時制通信制教頭会

4　広報事業

(1)『安全振興会報』の発行

(2)『安全振興会のご案内』の発行

Ⅲ　修学奨励事業

(1) 定　員　県立高校全日制、定時制、通信制各課程及び中等教育学校各１名

(2) 給付額　月額6,000円（年額72,000円）

(3) 期　間　採用年度限り（次年度の採用を妨げない）

行事予定

月	日	事業
4	26	事業説明会、第1回常務理事会
5	10	平成30年度共済監査
	17	監事監査、第2回常務理事会
	24	作文コンクール第１回選考委員会
	31	第3回常務理事会、第1理事会
6	20	定時評議員会・第2回理事会 第4・5回常務理事会 『作文コンクール最優秀作品集』発行 『令和元年度安全振興会事業概要』発行
7	19	第6回常務理事会 第3回理事会（修学奨励生の選考）
8	10	第1回交通安全運動連絡会
	30	運営懇談会、第7回常務理事会
9	6	ポスターコンクール審査会、第8回常務理事会 会報73号発行
	30	作文コンクール作品募集締切
10	3・4	全国高等学校等安全互助会連絡協議会 全国大会北海道大会
11		【安全推進月間】 高Ｐ連地区大会（～12月） 地区交通安全高校生・ＰＴＡ大会（～12月）
	1	作文コンクール第2回選考委員会
	15	中間監査
12	8	高Ｐ連県大会 （作文コンクール最優秀作品朗読） 『令和２年度安全振興会のご案内』発行
	13	第４回理事会 個人情報保護監査
1	12	高総文祭閉会式 ポスターコンクール表彰
	19	交通安全運動報告会
	31	補助金・委託金申請締切
2	7	第５回理事会（令和２年度事業計画・予算等） 会報74号発行
3	13	臨時評議員会（令和２年度事業計画・予算等）

常務理事会及び義歯見舞金審査委員会は必要に応じて開催

平成30年度　決算

経常収益　（単位：千円）

基本財産運用益	16,651
特定資産運用益	908
受取会費	146,245
その他収入金	20
準備金等戻入額	125,839
経常収益計	289,663

経常費用　（単位：千円）

事業費	269,500
（内見舞金給付費）	(112,333)
（内準備金等繰入額）	(103,164)
管理費	6,661
経常費用計	276,161

令和元年度　予算

経常収益　（単位：千円）

基本財産運用益	16,650
特定資産運用益	890
受取会費	143,136
その他収入金	13
準備金等戻入額	75,900
経常収益計	236,589

経常費用　（単位：千円）

事業費	232,219
（内見舞金給付費）	(96,000)
（内準備金等繰入額）	(80,390)
管理費	6,697
経常費用計	238,916

平成30年度作文コンクール　最優秀賞

小さなボタンが救った命

県立大和西高等学校　二年　加藤　碧梨

私の目に映ったあの一場面は今でも消えることはない。当時小学校五年生だった私は、とても大きなことに立ちあった気持ちになった。それと同時に、私の心の中に突き刺さってとれなくなった。

あの日、私は駅から家へ帰る途中だった。踏切で足を止め、そこにいた誰もが強い日差しの下で「まだか、まだか」と額に汗を流し待っていた。なかなか踏切は開かず、私はだんだんイライラしてきた。やっと棒が上がり、皆が一斉に歩み進めた。この時、私の隣には一人のおばあちゃんがいた。両手に重たそうなビニール袋を持ち、帽子を深くかぶり一緒に並んで待っていた。「重たそうだな、大丈夫なのかな」と私は心の中で思っていた。

踏切を渡り終えそうになった時、私はふと思い出した。「あれ、あのおばあちゃんが隣にいない」私は慌てて周りを見回した。おばあちゃんはいない。人は流れにそって渡っていたため、「後ろにはいないだろう」と勝手に思い込んでいた。踏切を待っていた人は皆渡り終え、前を探したが見当たらない。「もう渡ったのか」と少し不思議に思い、ふと後ろを見た私は言葉を失った。潮が引くように人がいなくなった踏切のちょうど中央に、おばあちゃんが倒れていた。両手に持ったビニール袋は手から離れ、破れて中身が近くに散らばっていた。私はその光景に驚くことしかできず、ただその場に立ちつくしていた。「どうにかしなきゃ」私はそう思っていた。だが、どうしても体が動かない。声を出そうとしても、誰に話しかけたら良いか分からない。

その時、私の横をスッと駆けていく男の子が視界に入った。もう既に踏切が閉まり始めていたが、その男の子はおばあちゃんの所へと向かっていった。カーンカーンという音が、男の子を急かせるかのようにうるさく鳴り響いていた。男の子はおばあちゃんに近寄り体を起こした。そして、こちらに戻ってきたと思った瞬間、踏切の脇にあったボタンを押した。その後、おばあちゃんは無事駅員さんによって運ばれていった。

私は何もすることができなかった。もしかすると私が初めに気付いたのかもしれない。

今思えば、あの男の子は私よりはるかに年下に見えた。また、あのボタンが非常ボタンだったことを私は後から知ったのだ。とても自分が情けなく感じたのをよく覚えている。あの時、男の子は間違いなく一つの命を救った。この光景は、私の心を強く動かした。

これを機に私は「交通安全とは」と考え直した。自分の命だけではなく、人の命を救うことも出来るのだと知った。事故を見て立ち尽くすのではなく、誰かのために、すぐに行動できる人間になりたいと強く感じた。

私が死んだら助かる命

県立大船高等学校　二年　郷右近　夏海

臓器を分け与える。私は高校二年生の夏、初めてその意思を示した。

小学生の時に知った臓器提供。私は、なんて恐ろしいことなのだろうと思った。そして絶対に嫌だと感じた。しかし、沢山の経験と出会いを経て高校生になった私は知っていた。臓器移植に、待てる希望の全てを託す人がいることを。だが、同時に「自分が脳死してしまった時、死んでしまった時。体に傷つけて臓器を取り出される私を見て家族はきっと悲しくなる。」と考えたら、簡単に臓器提供意思表示カードにサインはできなかった。

今できること、行き着いたのは献血だった。「あなたの勇気で助かる人がいます。」駅前でたまに見かける献血への呼びかけ。それまでは、まだ子どもだからとどこか他人事のように感じていた。しかし、調べてみると十六歳だった私は、もうその活動の輪に参加できると分かったのだ。

初めての献血はとても緊張した。帰り道、自分の左腕に貼られた白いガーゼを見て私の血が誰かに届けられるのか、と実感が湧いた。そして、献血ルームで看護師さんに掛けられた言葉を思い出した。「勇気を出して来てくれてありがとう。」彼女は、自分の半分の時間も生きていないであろう私に対して、丁寧に丁寧にそう言った。顔も名前も分からない、これから輸血を必要とする人たちの為にこんなにも心を込めて行動できるのかと思った。その愛に満ちた姿が、私に死後の臓器提供を決意させたのだ。

私は愛おしい家族、友人、大切な人たちと未来を紡いでゆく為に絶対に死にたくない。そう思えるだけの幸せな日常がある。それでも、事故で死んでしまう人がそれを事前に知ることができないように、もしかしたら私にも突然最期が訪れるかもしれない。その時、私は偽善者と言われるとしても、誰かの命を救う手助けをしたい。私が持つ夢も希望も、描く未来も全部その臓器に込めて分け与えてあげたい。

自分の命、人を助けたい気持ち。天秤にかけるならば、私は前者を選びたい。しかし、それと同じように生きたいと願う人たちがいることも考えなければならないのだ。人の生死を考えるのは難しい。そして健康の価値はあまりに大きい。

講評　作品を読んで

選考委員　清野　史康

高等学校に就学する時期は、自分と他者との関係に想いを巡らせたり、将来を考えながら自己実現を模索したりすることで、内在する潜在能力や可能性、実力を発見する発達段階にあると言えます。まさに、気付く力と言いますか、見えないものを見る力を鍛える時なのです。そして、他者と向き合うことで見て取れた不条理や、体験から得られる感動や喜びを文字や言葉に置き換えることは、ものの見方や考え方を再認識し、自分の在り方を位置付けるための確かな営みに違いありません。言い換えるならば、自分の中で育んできた教養や価値観といった無形の力を、しっかりと自分の中に位置付ける絶好の機会と言えるのです。

さて、本年度の作品も、ＳＮＳや防災、介護や人間関係をテーマとしたものや、日々の授業から題材を得たものなど、幅広いジャンルに及びました。どの作品にも自らの体験の中に課題を見出し、掘り下げ判断し、未来に活かそうとする揺るぎない志が着取できました。そのような作品に触れ、緊張感のうちに心動かされたことが鮮明に記憶に残りました。そして、多くの作品の中から、加藤碧梨さんの「私が死んだら助かる命」を優秀な作品として選考させて頂きました。

加藤碧梨さんの作品は、短文を積み重ねることでリズム感を生み、迫真性、臨場感に富む展開が見事です。小学生の頃の拭い切れない記憶が、高校生となった今対象化できたことで、自己有用観への高まりとしてうまく表現されています。「すぐに誰かのために行動できる人間になりたい」という言葉は、作者の社会貢献に向けた誓いともとれるようです。郷右近夏海さんの作品は、小学生から現在に至る体験を具体的に伝えることで、それが個人的な体験にとどまることなく、共有できる問題として提示されています。さらに、自我と自己実現とに言及しながら、命の尊厳について判然と主張しています。構成がよく練られた上に、意思表示が鮮明であり、力強い作品として仕上がっています。お二人の作品は、何よりも体験を通してしっかりと自分に向き合うことで自己理解深め、将来の自己像を丁寧に捉え表現していることが高く評価できます。

今後も、現代社会が内包する様々な問題に対して、高校生の皆さんが真摯に向き合い、学び問う姿勢を堅持し続けることを期待します。

また、各高等学校の先生方が作文コンクールの参加に向けご尽力いただき、九四〇編もの作品をお寄せいただいたことに、衷心より感謝します。

安全振興会報

一般財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

令和2年度 会費、見舞金・修学奨励金給付

令和元年度定時評議員会にて、令和2年度会費等について次のとおり決定された。
（詳細は、ホームページにて掲載）

会費額変更なし

年額の会費額は変更無し。

単位：円

学校・課程＼会費額	会費内訳			会費合計
	純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高等学校㈱全	719	361	120	1,200
定	360	180	60	600
通	108	54	18	180
中等教育学校	719	361	120	1,200

㈱「高等学校」には特別支援学校高等部を含む

共済掛金（純掛金＋付加共済掛金）については、退会・途中入会の際には『共済規程』及『共済規程の運用について』に基づき返金額・納入額を月割り計算で行う。

見舞金給付について

死亡・障害・負傷等見舞金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、スポーツ振興センター）の災害の認定に準じ、次のように給付する。

■死亡見舞金：スポーツ振興センターの給付額の5割

■障害見舞金：スポーツ振興センターの給付額の5割

■負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額が15，000円以上となったとき、スポーツ振興センターの給付額の5割

※平成31年4月1日の災害より、スポーツ振興センター死亡見舞金・障害見舞金の最高額がそれぞれ3，000万円・4，000万円に増額

◆義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷で、歯科補綴を受けた場合、障害見舞金の対象とならない2本以下の治療について1本あたり50，000円

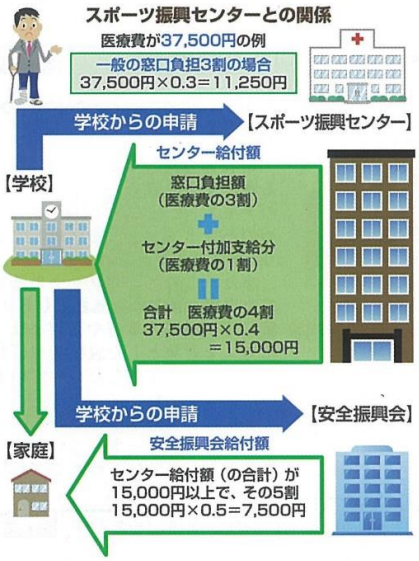

◆供花料：生徒が死亡した場合（学校管理下か否かは問わない）100，000円

医療機関での窓口負担が無い場合の負傷等見舞金の給付について

平成31年4月1日以降の災害については、医療機関での窓口負担無しの場合、スポーツ振興センター給付額の4倍を給付額とみなし、その額が15，000円を超えた場合、その5割の負傷等見舞金を給付する。

修学奨励金給付について

修学奨励生の資格は（1）生活保護（2）準生活保護（3）児童福祉施設入所等のいずれか、または「その他特別の事情で学資の支弁が困難な者」とし、加盟する全校・全課程毎に各一名採用する。年額72，000円の修学奨励金は2回に分けて給付する。

安全・健康　生徒の提言

作文コンクール

応募数は898編（20校）で、入賞作品を次のように決定した。

最優秀賞2編は『安全振興会のご案内』（令和2年度版）に掲載した。会報第75号（9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載する。また、12月8日の神奈川県立高等学校PTA連合会大会で本人による朗読が行われた。

最優秀賞（2編）
池田結月（七里ガ浜）
コンビニ
鈴木こころ（新城）
「人参って綺麗ね」

優秀賞（5編）
谷岡美彩、大塚葵依（以上、新城）、福里夏菜、柘里莉、野渡萌花（以上、七里ガ浜）

佳作（42編）
大塚彩乃（吉田島）、澁谷明穂（厚木）、我妻舞（茅ケ崎）、片山莉子（中原養護）我妻日向子（座間）、村原慎太郎（秦野総合（定））、大佐古駿（横浜栄）、日浦彩梅（磯子工業）、清水櫻子（藤沢総合）、岩月千紗、岩見悠泉、占部怜菜、垣本数磨、勝山瑛心、北見愛、関澤世玲乃、寺嶋結衣、田中葵、中井愛玖、中川莉穂、中田慎之介、二ノ宮結菜、原田智彩、古谷奈津子、牧田琴加、村上宇宙（以上、新城）、平本莉也、成田香音（以上、麻生総合）、茅野未佑、高梨ふう、佐加宗悟、山下紗来、菅野彩菜、中井天南、中島寿々花、畑井優花、木戸沙奈、柳田絵梨、櫻井政孝（以上、七里ガ浜）、菊地さくら、遠藤はな、原田唯花（以上、平塚農業）

ポスターコンクール

応募数は121点（12校）で、次のように入賞者を決定し、1月19日の県高等学校総合文化祭閉会式で表彰した。また、最優秀作品の2点を原画としてポスターを作成した。

最優秀賞（2点）
〔安全推進月間〕
岩本桃佳（白山）
〔作文募集〕
清水咲妃（横須賀総合）

優秀賞（10点）
岩本将太（相洋）、井上遥、橋場こゆき、松澤薫（以上、白山）、杉野詞音、武田芽依、高橋奈々（以上、横須賀総合）、吉田百音、森田藍沙、鶴田綾子（以上、横浜隼人）

佳作（12点）
龍宮香子（上矢部）、星洸（愛川）、福島隼、河野りさ（以上、横須賀総合）、武石葵、井出南、林梨緒奈、渡辺望花（以上、白山）、横山由莉、今西咲綺、安室朋華、豊島瑚青（以上、横浜隼人）

清水咲妃さん（横須賀総合）

岩本桃佳さん（白山）

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
横浜市中区山下町一番地シルクセンター二二六号室
電話〇四五―二七四―八一八九／FAX〇四五―二七四―八一九〇
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

第75号
令和2年9月14日

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒231-0023　横浜市中区山下町１番地　シルクセンター 326 号室
電話 045-274-8189　ＦＡＸ 045-274-8190
ＵＲＬ　http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

各種事業の更なる充実と安定した運営を目指して

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会　　理事長　勝又　修

皆様におかれましては、日頃より本会の事業に温かいご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による様々な制限は、特に生徒さんたちにとってかつてない学校生活を送る状況になりました。長期間の活動自粛や登校制限は、少なからず生徒の皆さんの学力や体力への影響もあるかと思います。特に県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟などの主催による各種イベント等も全国大会を含めほとんどが中止になり、ご指導されている先生方や関係者も含め無念と感じているのではないかと思います。しかし、このような状況ですが、本会が出来る取り組みについて、できるだけ迅速に対処したいと考えております。

さて、本会は学校における教育活動の円滑で積極的な展開及び青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的として、生徒の災害（負傷等）に対する見舞金等の給付（共済）事業を中心に、学校安全の普及充実、及び生徒の修学奨励等の事業を行っております。詳しい内容等につきましては、「安全振興会のご案内」及びホームページでお知らせしておりますが、本会は営利事業を目的とせず、会員の皆様からの会費が収入財源となっております。近年の少子化による会員数の減少と災害（負傷等）の増加による収支バランスに対応しつつ、安定した事業の継続を行っており、また、少しでも災害（負傷等）を減らしていくための補助・委託事業を始めとする「学校安全の普及充実」に関する各事業も、県教育委員会及び県立高等学校ＰＴＡ連合会や県立学校長会のご協力を得ながら、未来ある生徒さんの為に、学校生活における安全安心を願い更なる充実を図りたいと思います。今後とも会員の皆様からのより一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

県高Ｐ連会長就任にあたって

神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会　　会　長　米山　賢

去る６月、書面開催となった定期総会において承認され、今年度県高Ｐ連会長を拝命した米山賢と申します。日頃より本会の活動について格別のご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。また、一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会におかれましては、交通安全運動等の健全育成事業や安全啓発活動に多大なるご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

安全振興会は、学校安全の振興をめざしたさまざまな活動の推進を通じて、学校における教育活動の円滑かつ積極的な展開に資することを目的とした、安全に安心して高校生活を送るうえで欠かせない存在となっており、ここにあらためて敬意を表します。

県高Ｐ連では、主催する大会等さまざまな機会において、安全啓発や心身ともに生徒の健全育成に資する学びの場を用意することにより、家庭・学校・地域と連携した活動に積極的に取り組んでおります。加えて、現在、学校教育活動に大きな影響を及ぼしている新型コロナウィルス感染症の感染拡大予防や新しい生活様式の下、安心して学校生活を送るための一助となるよう、みなさまと一緒に「学び、行動するＰＴＡ」活動を実践・充実してまいりたいと考えております。

一年間どうぞよろしくお願いいたします。

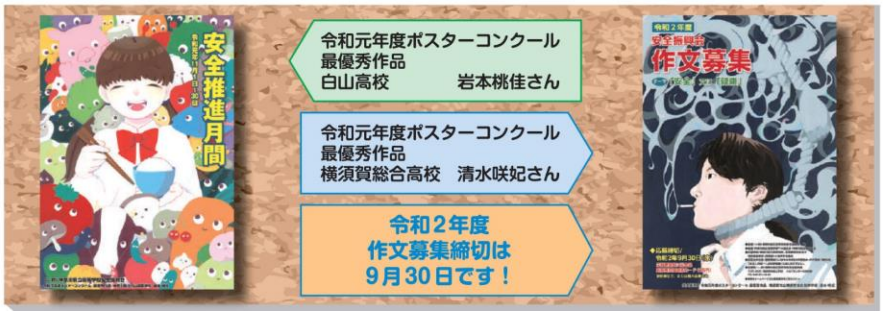

令和元年度　事業報告・決算

事　業　概　要

令和元年度の事業概要は以下のようです。

契約数　163校（全139、定21、通1、中等2）
加入者数　123,891名（全115,516名、定3,915名、通2,574名、中等1,886名）
会費総額　143,806,057円

Ⅰ　見舞金等給付事業

※本会の見舞金は「日本スポーツ振興センター」（以下「センター」と表記）の給付に基づき給付されます。

①死亡見舞金：センター給付額の50％　最高額1,500万円
②障害見舞金：センター給付額の50％　最高額2,000万円
③負傷等見舞金：同一の事由のよる災害に対するセンターの医療費給付額が1万5千円以上となったとき、センター給付額の50％
④義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴（しかほてつ）を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない２本以下の歯科補綴の場合、１本あたり5万円
⑤供花料：生徒が死亡した場合
（学校管理下か否かは問わない）10万円

※平成31年3月31日以前に発生した災害については、死亡見舞金・障害見舞金はセンターの給付額の70％、負傷等見舞金は60％です。

◎見舞金請求の手続きに関しましては、学校を通して「支払請求書」を提出してください。令和元年4月1日以降に発生した災害で医療機関での窓口負担無しの場合はセンターの給付額の4倍が1万5千円を超えた場合、その50％を給付します。

見舞金等給付総額

	件数（件）	金額（円）
死亡見舞金	2	39,200,000
障害見舞金	7	17,402,000
負傷等見舞金	2,123	86,772,900
義歯見舞金	24	1,900,000
供花料	17	1,700,000
合　計	2,173	146,974,900

負傷等見舞金発生状況（新規の申請分）　（件数）

	学校管理下						管理外	合計件数
	授業中	休憩	部活動	諸行事	通学	その他	死亡	
死亡見舞金	1	0	0	1	0	0	＝	2
障害見舞金	1	0	6	0	0	0	＝	7
負傷等見舞金	270	42	1,123	114	112	0	＝	1,661
義歯見舞金	2	0	13	2	7	0	＝	24
供花料	0	0	0	0	0	0	17	17
件数総計	274	42	1,142	117	119	0	17	1,711

※通学時等、学校管理下での自転車事故に起因する災害の申請は96件（内7件は義歯）です

見舞金給付状況推移　（件数）

年　度	27	28	29	30	元
死亡見舞金	1	0	2	1	2
障害見舞金	5	4	7	4	7
負傷等見舞金	1,951	2,105	2,112	2,123	2,123
義歯見舞金	32	23	17	31	24
供花料	21	29	16	12	17
合　計	2,010	2,161	2,154	2,171	2,173

Ⅱ　安全普及啓発活動等

（ア）　会報等の発行

a『安全振興会報』
第73号　令和元年９月25日発行　　136,500部
第74号　令和２年２月13日発行　　135,390部

b『令和２年度 安全振興会のご案内』
令和元年12月８日発行　　154,000部

（イ）「安全推進月間」の実施

11月を「安全推進月間」に指定し、生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図る次の事業を実施しました。

a　作文コンクール
応募数は898編。選考の結果　最優秀賞２編、優秀賞５編、佳作42編が決定しました。

b　ポスターコンクール
応募数は121点。選考の結果　最優秀賞２点、優秀賞10点、佳作12点が決定しました。

（ウ）補助・委託事業の実施

県高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会、県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟、県立高等学校定時制通信制教頭会の各団体が実施する安全啓発・安全対策事業に協力し、補助金を交付しました。総額は776万円。

また、県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会へは、安全振興会ポスター原画募集事業を委託し、15万円の委託金を交付しました。

Ⅲ　修学奨励事業

生徒の保護者である会員が、学資の支弁が困難であると認められるとき、その生徒に修学奨励金を給付し、修学を奨励することを目的とし、月額6,000円（年額72,000円返還義務なし）修学奨励金を給付しています。令和元年度は、全県立高等学校及び中等教育学校から推薦のあった163名全員（各県立高等学校の全日制、定時制、通信制の各課程、中等教育学校につき各1名）を採用し、総額11,736,000円を給付しました。

役員会・評議員会等

定時評議員会（R1.6.20）臨時評議員会（中止）
理事会　全５回開催
常務理事会　全12回開催
作文選考委員会　全4回開催
ポスターコンクール審査会（R1.9.6）
義歯見舞金審査委員会　全6回開催
事業説明会（R1.4.26）
運営懇談会（R1.8.30）
個人情報保護研修会（R1.6.7）
コンプライアンス研修会（R1.12.13）
文部科学省ＰＴＡ等共済室担当者研修　全2回参加
交通安全運動連絡会　全2回参加
全国高等学校等安全互助会連絡協議会全国大会参加
ＰＴＡ・青少年教育団体共済監査（R1.5.10）
監事監査（R1.5.17）
ＰＴＡ共済法に基づく立入検査（R1.10.28）

令和２年度　事業計画・予算

事業計画

Ⅰ　見舞金等の給付

①死亡見舞金②障害見舞金③負傷等見舞金
④義歯見舞金⑤供花料
（以上、事業報告参照）
⑥特別見舞金：センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、課外活動に準ずる場合等で、かつ、死亡或いは障害の場合。理事会が決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の額のそれぞれ50％を限度に給付します。

Ⅱ　学校安全の普及充実事業

1　安全推進月間（11月）
（1）作文コンクール
「『安全』又は『健康』」を主題に作文を募集
（2）ポスターコンクール
ポスターの原画を県内高校の生徒から募集

2　委託事業
県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会
安全振興会ポスター原画募集事業

3　補助事業
県高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会
県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟
県立高等学校定時制通信制教頭会

4　広報事業
（1）『安全振興会報』の発行
（2）『安全振興会のご案内』の発行

Ⅲ　修学奨励事業
（1）定　員　県立高校全日制、定時制、通信制各課程及び中等教育学校各１名
（2）給付額　月額6,000円（年額72,000円）
（3）期　間　採用年度限り
（次年度の採用を妨げない）

行事予定

月	日	事業
4	24	事業説明会（中止・資料送付）
5	22	作文コンクール第1回選考委員会 （中止・資料送付） 【緊急事態宣言　会議等の中止・延期】
6	4	令和元年度共済監査（遠隔）
	9	監事監査
	11	第1回理事会
	25	『作文コンクール最優秀作品集』発行
		定時評議員会
	30	『令和２年度安全振興会事業概要』発行
7	16	第2回理事会（修学奨励生の選考）
8	8	第1回交通安全運動連絡会
	27	運営懇談会
9	4	ポスターコンクール審査会
		作文コンクール作品募集期間
	14	会報75号発行
10	1.2	全国高等学校等安全互助会連絡協議会全国大会山梨大会
	30	作文コンクール第2回選考委員会
11		【安全推進月間】
		高Ｐ連地区大会（～12月）（中止）
		地区交通安全大会（中止）
	12	中間会計監査
12	2	高Ｐ連県大会
		（作文コンクール最優秀作品朗読）
		『令和３年度安全振興会のご案内』発行
	17	第３回理事会
		コンプライアンス研修会
		個人情報保護監査
1	17	高総文祭閉会式　交通安全運動連絡会
		ポスターコンクール表彰
		補助金・委託金申請締切
2	18	第３回理事会（R3年度事業計画・予算等）
		会報76号発行
3	11	臨時評議員会（R3年度事業計画・予算等）

（備考1）常務理事会は必要に応じて開催
（備考2）義歯見舞金審査委員会は必要の応じて開催

令和元年度　決算

経常収益	（単位：千円）	経常費用	（単位：千円）
基本財産運用益	16,651	事業費	338,338
特定資産運用益	870	（内見舞金給付費）	(146,975)
受取会費	143,806	（内準備金等繰入額）	(140,102)
その他収入金	56	管理費	5,175
準備金等戻入額	96,565	経常費用計	343,513
経常収益計	257,948		

令和２年度　予算

経常収益	（単位：千円）	経常費用	（単位：千円）
基本財産運用益	16,650	事業費	276,615
特定資産運用益	908	（内見舞金給付費）	(89,000)
受取会費	139,500	（内準備金等繰入額）	(130,104)
その他収入金	8	管理費	6,375
準備金等戻入額	125,924	経常費用計	282,990
経常収益計	282,990		

令和元年度作文コンクール　最優秀賞

コンビニ

県立七里ガ浜高等学校　一年　池田　結月

「いらっしゃいませ」と、いつものように作り笑顔で老人を迎えた。私はコンビニでアルバイトをしているが、「コンビニもレジだって全部機械やロボットができるようになってしまえばいいのに」といつも思っていた。

あの日、老人と私が出会ったときから私の心は大きく変わった。

その老人はシルバーカーを震えた手と足で精いっぱい押していた。コンビニにこんな老人が買い物に来るとは思いもしなかった。老人は私のところへ会計をしに来たが、小銭さえうまく数えられないほどだった。私はつい、一緒に小銭を数えた。

「ありがとう」その言葉で、なぜあんなに心が温かくなったのだろうか。一人では荷物をシルバーカーに載せられそうになかったので、私はすぐさまカウンターから飛び出して手伝った。老人は私に「飲み物だけはここに入れておくれ」とシルバーカーのポケットを指差しながら言った。「ありがとうございました。またお越しくださいませ」この言葉を心からの笑顔で言えたのはこれが初めてだった。その日から老人はよく私のレジへ会計に来るようになった。笑顔で「ありがとう」と言ってくれる老人は、まるで何もなかった自分の前に、パッと花が咲いたようだった。飲み物をポケットに入れるのが、私にとっては自分にしかできないことをやっているかのようで、楽しくて達成感があった。

日本では今、年間死亡者数約百二十五万人のうち、孤独死は約三万人といわれている。それは割合でいうと、約四十人に一人が誰にも知られることなく死んでいくということだ。その原因として「誰とも話さない」ことが大きく取り上げられている。私たちのおばあちゃんやおじいちゃんの世代で誰とも話さず孤独死する人がいると思うととても辛い。日本の伝統や健康のあり方、昔話などを伝えてきてくれた人たちに恩返しをするならば、私はコミュニケーションを大事にすることだと思う。「コンビニだって全部機械やロボットが仕事をすればいい」と以前は思っていた。しかし、若い世代にしかできない、いや、私にできることがあると、あの老人のおかげで今は思える。老人にとっただ買い物をしにコンビニに行く日常に、私が少しでも笑顔をあげることができるなら、それは機械ではなく、人間が私自身が、するべき意味があると思う。

今という時代、コンビニは便利であらゆる所にある。そのありふれた日常の中で、私は誰かに笑顔を届け、誰かの生きる喜びに少しでもなれる人になりたい。

「人参って綺麗ね」

県立新城高等学校　一年　鈴木こころ

私が中学一年生の冬に、祖母は白内障と診断された。白内障とは、外から光を集めてヒントを合わせる働きを担う水晶体が白く濁ってしまい、視力が低下する病気である。祖母は自分の視界に靄がかかり見えにくくなっていたことを隠していたため、発見が遅くなってしまった。さらに手術のための検査では糖尿病が判明し、手術自体できるかどうか危うい状況だった。

手術を受けるためには糖尿病の数値を低くしなければならない。母は多くの専門書を読んで血糖値を下げる食材を覚え、減塩を徹底し、食生活を改善しようと懸命に取り組んだ。また、散歩に多く誘ったり、遠回りをして買い物に行ったりと、一緒に身体を動かそうとしていた。私も、祖母が風呂に入る時、いつでも支えられるよう一緒に入るなど、祖母の闘病をサポートした。そんな家族の努力もあり、祖母は手術を受け、無事目がしっかり見えるようになった。

「人参って綺麗ね」は、手術の数日後、夕食のための買い物に行った祖母の言葉である。久しぶりにすっきりとした視界で世界を見た祖母は、とても晴れやかで幸せそうな笑みを浮かべていた。私はその時初めて、祖母が久しぶりに笑ったことに気がついた。その後、食卓には人参サラダが多く並んだ。食べるたびに綻ぶ祖母の笑顔を見て、嬉しくなったと同時に、楽しさや喜びは健康の上に成り立っているのだと強く感じた。

今でも祖母は定期的に通院している。目薬で瞳孔を開いて診察するため、五、六時間は眩しく、帰宅するのが難しい。今までの祖母だったら、「大丈夫」と自力で歩こうとしたかもしれないが、白内障の治療を経て家族を頼るようになり、母とゆっくり川沿いを散歩しながら家に帰ってくる。母は祖母の手術が成功するまで不安で眠れない日が続いた。カフェで買ったコーヒーを手に、祖母が母の腕を掴んで笑いあって歩いているのを見ると、胸が温かくなる。桜の咲く季節には、母、姉、祖母と一緒に四人で桜を見に出かけた。「桜の色が去年よりも濃く見えるね」と丸く膨らんで咲いた花を見上げる祖母の横顔を見て、私たちは嬉しくなった。白内障は誰でもなる可能性がある。治しやすく、手遅れになることは少ないと言われるが、患った本人の不安は大きいだろう。その家族の身体の健康は、その人の心の健康に繋がり、そして また誰かの身体、心の健康をもたらすのだと思う。身体だけでなく心も健康な状態であってこそ、はじめて「健康」と言える。人参の橙色はそれを教えてくれたのだ。私はこのことを祖母の笑顔と共にこの先も忘れることはない。

講評　作品を読んで

選考委員　米山　謙

令和元年度作文コンクールに八九八編の作品をお寄せ頂きました。毎年多くの学校から多くの応募を頂いておりますことに感謝申し上げます。また、今回応募して下さった高校生の皆さん、ご指導に当たられた先生方、まことにありがとうございました。

今年もテーマは、「安全」又は「健康」－わたしが考えたこと－としましたが、テーマをより具体化した題名の例を示したためか、幅広い内容の作品が寄せられました。交通安全、ＳＮＳ、いじめ、プラゴミ問題、環境汚染、食糧問題、スポーツから学ぶ、介護、お年寄りに学ぶ、医療、死、心の健康、食事、ダイエット等々。それぞれが自分の学びや体験を通して真剣に考えたものであり、優劣を付けるのが難しく、大変読み応えがありました。

その中で最優秀賞に選考された二作品は、いずれもお年寄りとの関係から学んだ内容でした。池田結月さんの「コンビニ」は、アルバイト先でのレジの経験を綴ったものである。セルフレジや、無人店舗の実験が進められる現状から、機械化・ロボット化が進めば良いと思っていたという。それが、シルバーカーを押しながら買い物に来た老人との出会いから、人とかかわることで笑顔が生まれ、「ありがとう」と言われることで温かいコミュニケーションが生まれ、お年寄りに笑顔と生きる喜びを届けることができた。若い世代が、自分がするべき意味を見出したとの記述は、心を温かくしてくれました。鈴木こころさんの「人参って綺麗ね」は、タイトルが印象的であり、目に浮かぶ色彩を効果的に使用している。同居している祖母が目の手術を受けることになり、無事に成功してすっきりと見えるようになった。一緒に買い物に行った祖母が発した言葉になっているのだが、身体の健康が心の健康につながる。人参の橙色が、それを祖母の笑顔とともに教えてくれた、という表現は秀逸であると感じました。

大学入試改革で記述問題の導入が現実のものとなってきましたが、日頃から自分の考えをまとめて記すトレーニングを重ねる以外に、対処法は無いと思います。今年は一年生の作品が多くありましたが、来年はぜひ三年生も小論文対策の一環として応募してほしいと思います。

安全振興会報

一般財団法人
神奈川県立高等学校
安全振興会

安全振興会の三大事業

本会は神奈川県教育委員会の指導の下、神奈川県立高等学校PTA連合会（以下高P連）・神奈川県立学校長会（以下校長会）と連携しながら次の事業を展開しています。

①見舞金の給付
②学校安全の普及充実
③修学奨励金の給付

※本会の事業はすべて収益事業ではなく、特に見舞金給付及び学校安全普及充実事業は「PTA・青少年教育団体等共済法」に基づく共済事業です。

①見舞金給付について

死亡・障害・負傷等見舞金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、スポーツ振興センター）の災害の認定に準じ、次のように給付します。

■死亡見舞金：スポーツ振興センターの給付額の5割
■障害見舞金：スポーツ振興センターの給付額の5割
■負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額が15,000円以上のとき、スポーツ振興センターの給付額の5割（平成31年4月1日以降の災害については、医療機関での窓口負担無しの場合、スポーツ振興センター給付額の4倍額を給付額とみなします）

※平成31年3月31日以前に発生した災害については、死亡見舞金・障害見舞金はスポーツ振興センターの給付額の7割、負傷等見舞金は6割

◆義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷で、歯科補綴を受けた場合、障害見舞金の対象とならない2本以下の治療について1本あたり50,000円

◆供花料：学校管理下か否かを問わず生徒が死亡した場合100,000円

②学校安全の普及充実について

■安全推進月間の指定と、生徒の安全意識の高揚を目的とした作文コンクール・ポスターコンクールの実施
■補助事業：次の事業に補助金を交付。高P連の交通安全運動等健全育成事業、同安全啓発事業、校長会の交通安全教育事業、高等学校文化連盟・高等学校体育連盟の安全対策事業、定時制通信制高校教頭会の安全健康の在り方の研究
◆令和2年各校に熱中症アラームを寄贈
■広報事業：『安全振興会報』『安全振興会のご案内』を発行

③修学奨励金給付について

修学奨励生の資格は次の(1)または(2)に該当する者です。
(1)生活保護・準生活保護・児童福祉施設入所等のいずれか
(2)その他特別の事情で学資の支弁が困難な者

加盟する全校・全課程毎に各1名採用し、年額72,000円を2回に分けて給付します。

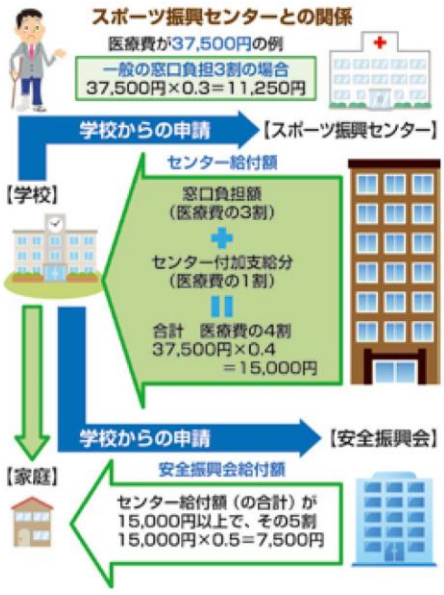

令和3年度会費額の変更なし

令和3年度の年額は次のとおりです。

単位：円

学校・課程＼会費額	会費内訳 純掛金	付加共済掛金	一般会費	会費合計
高等学校(※)全	719	361	120	1,200
定	360	180	60	600
通	108	54	18	180
中等教育学校	719	361	120	1,200

(※)「高等学校」には特別支援学校高等部を含む

安全・健康 生徒の提言

作文コンクール

応募数366点（17校）で、入賞作品は次のとおりです。

最優秀賞2点は『安全振興会のご案内』（令和3年度版）に掲載しました。会報第77号（令和3年9月発行予定）にも選考委員の講評とともに掲載します。また、令和2年12月5日の神奈川県立高等学校PTA連合会大会で本人による朗読が行われました。

最優秀賞（2名）
谷口柚羽（二俣川看護福祉）
コミュニケーションを大切にできる看護師を目指して
古藤杏奈（小田原）
「自分らしく」と言われて

優秀賞（6名）
小俣水美（二俣川看護福祉）、金野紗奈（新城）、我妻舞（茅ケ崎）、厚海沙那、藤野蒼大（以上、綾瀬）、大野真（高津養護）

佳作（20名）
今井菜音、小原千空、近藤航、堀池美穂（以上、新城）、武上愛麗、玉田龍二、朝長雅斗（以上、麻生総合）、池田聖愛、柿島七美、二瓶菜月、比田勝萌、山口愛奈、山本莉子、渡辺愛真（以上、菅）、新井涼、北川真由美、森田葵（以上、綾瀬）、倉谷桃夏、村松萌希、山本羽菜（以上、麻溝台）

ポスターコンクール

応募数は89点（10校）で、入賞作品は次のとおりです。

最優秀賞の2点を原画として「安全推進月間」「作文募集」のポスターを作成しました。

最優秀賞（2名）
〔安全推進月間〕
岩渕威秀（横浜隼人）
〔作文募集〕
川上夏生（白山）

優秀賞（9名）
青山美結、石田夏果、小林結衣、志賀桜月子（以上、白山）、川村琴（平塚湘風）、岸咲羽（横須賀総合）、吉田百音、市川千尋、樋口佳凛（以上、横浜隼人）

佳作（9名）
石川龍征、築城温太、山川莉央（以上、白山）、横山由莉、齋藤智恵美、安室朋華、森田藍沙、鶴田綾子、本橋未来（以上、横浜隼人）

川上夏生さん（白山）

岩渕威秀さん（横浜隼人）

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
横浜市中区山下町1番地シルクセンター326号室
電話045-274-8189／FAX045-274-8190
URL http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

安全振興会報

第77号
令和3年8月20日

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒231-0023　横浜市中区山下町１番地　シルクセンター 326 号室
電話 045-274-8189　ＦＡＸ 045-274-8190
ＵＲＬ　http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp

各種事業の更なる充実と安定した運営を目指して

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会　　理事長　松 下　　孝

皆様におかれましては、日頃より本会の事業に温かいご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。勝又修前理事長の後を引き継ぎ、理事長となりました松下孝でございます。

本会は学校における教育活動の円滑で積極的な展開及び青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的として、生徒の災害（負傷等）に対する見舞金等の給付（共済）事業を中心に、学校安全の普及充実、及び生徒の修学奨励等の事業を行っております。詳しい内容等につきましては、毎年１月に生徒の皆様をとおして皆様に配付する「安全振興会のご案内」及びホームページでお知らせしております。

さて、本会は営利事業を目的としておらず、会員の皆様からの会費が主な収入財源となっております。近年の少子化による会員数の減少と災害（負傷等）の増加による収支バランスの悪化傾向を是正し、安定且つ充実した事業の継続のために、令和元年度より事業内容の見直しを行いました。これと並行して更なる業務の効率化を推進して参ります。

また、少しでも災害（負傷等）を減らしていくための補助・委託事業を始めとする「学校安全の普及充実」に関する各事業も、より実効性のあるものとなるよう、県教育委員会からのご指導及び県立高等学校ＰＴＡ連合会や県立学校長会のご協力を頂きながら、更なる充実を図ってまいります。会員の皆様からの一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和３年度　役員等

○理　　事
　理 事 長：松下　孝
　常務理事：小宮龍一、反町聡之、赤松伸一
　理　　事：米山　賢、井坂秀一、中野真衣子、林　　忠

○監　　事　田中　玲、吉川　亮、勝又　修

○評 議 員　佐々木智央、廣間亜紀、田川　聖、木下紀美、相馬孝雄、亀井泰人、佐野朗子、小泉力也、荒木高司、渡辺英司、那須野教恵

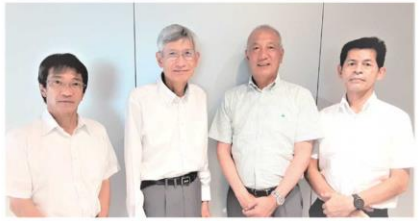

理事会、評議員会を経て、新しい理事長、常務理事がそれぞれ選任されました。
（写真左から）
反町聡之、小宮龍一、松下孝（理事長）、赤松伸一

白山高校　川上夏生さんの作品

令和３年度 作文コンクール作品募集中！

テ ー マ：「安全」又は「健康」 ― わたしが考えたこと ―
応募資格：神奈川県立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）に在学する生徒
応募上の注意：原稿用紙（A4 又は B4 判 400 字詰めタテ書き）〈本文 1,000 字～ 1,200 字〉にまとめてください。
応募締切：令和３年９月３０日（木）
応 募 先：〒 231-0023　横浜市中区山下町１番地　シルクセンター 326 号室　神奈川県立高等学校安全振興会
表　　彰：最優秀賞２名、優秀賞　若干名、佳作　若干名　応募者全員に記念品贈呈
※詳細は本会 HP 又は教室掲示の募集要項でご確認ください。
本紙４面に昨年度の最優秀賞作品があります。

令和２年度　事業報告・決算

事　業　概　要

令和２年度の事業概要は以下のようです。
　契約数　　158校（全135、定20、通1、中等2）
　加入者数　121,043名（全112,956名、定3,557名、通2,644名、中等1,886名）
　会費総額　140,409,874円

Ⅰ　見舞金等給付事業

※本会の見舞金は「独立行政法人日本スポーツ振興センター」（以下「センター」と表記）の給付に基づき給付されます。
①死亡見舞金：センター給付額の50％　最高額1,500万円
②障害見舞金：センター給付額の50％　最高額2,000万円
③負傷等見舞金：同一の事由のよる災害に対するセンターの医療費給付額が１万５千円以上となったとき、センター給付額の50％
④義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴（しかほてつ）を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない２本以下の歯科補綴の場合、１本あたり５万円
⑤供花料：生徒が死亡した場合（学校管理下か否かは問わない）10万円
※平成31年３月31日以前に発生した災害については、死亡見舞金・障害見舞金はセンターの給付額の70％、負傷等見舞金は60％です。
◎見舞金請求の手続きに関しましては、学校を通して「支払請求書」を提出してください。また、負傷等見舞金は令和元年４月１日以降に発生した災害で医療機関での窓口負担無しの場合はセンターの給付額4倍が1万5千円を超えた場合、その50％を給付します。

見舞金等給付総額

	件数（件）	金額（円）
死亡見舞金	0	0
障害見舞金	2	1,190,000
負傷等見舞金	1,725	68,086,800
義歯見舞金	22	1,400,000
供花料	19	1,900,000
合　計	1,768	72,576,800

負傷等見舞金発生状況（新規の申請分）　（件数）

	学校管理下					管理外	合計件数
	授業中	休憩	部活動	諸行事	通学	死亡	
死亡見舞金	0	0	0	0	0	＝	0
障害見舞金	0	0	2	0	0	＝	2
負傷等見舞金	215	24	840	75	112	＝	1,266
義歯見舞金	6	1	12	0	3	＝	22
供花料	0	0	0	0	0	19	19
件数総計	221	25	854	75	115	19	1,309

※通学時等、学校管理下での自転車事故に起因する災害の申請は86件（内3件は義歯）です。

見舞金給付状況推移　（件数）

年　度	28	29	30	1	2
死亡見舞金	0	2	1	2	0
障害見舞金	4	7	4	7	2
負傷等見舞金	2,105	2,112	2,123	2,123	1,725
義歯見舞金	23	17	31	24	22
供花料	29	16	12	17	19
合　計	2,161	2,154	2,171	2,173	1,768

Ⅱ　安全普及啓発活動等

（ア）　会報等の発行

ａ『安全振興会報』
　第75号　令和２年９月14日発行　　134,700部
　第76号　令和３年２月12日発行　　133,740部

ｂ『令和３年度 安全振興会のご案内』
　令和２年11月20日発行　　149,000部

（イ）「安全推進月間」の実施

11月を「安全推進月間」に指定し、生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図る次の事業を実施しました。

ａ　作文コンクール
応募数は366編。選考の結果　最優秀賞２編、優秀賞６編、佳作20編が決定しました。

ｂ　ポスターコンクール
応募数は89点。選考の結果　最優秀賞２点、優秀賞９点、佳作９点が決定しました。

（ウ）補助・委託事業の実施

県高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会、県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟、県立高等学校定時制通信制教頭会の各団体が実施する安全啓発・安全対策事業に協力し、補助金を交付しました。総額は776万円。

また、県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会へは、安全振興会ポスター原画募集事業を委託し、15万円の委託金を交付しました。

Ⅲ　修学奨励事業

生徒の保護者である会員が、学資の支弁が困難であると認められるとき、その生徒に修学奨励金を給付し、修学を奨励することを目的とし、月額6,000円（年額72,000円返還義務なし）修学奨励金を給付しています。令和２年度は、全県立高等学校及び中等教育学校から推薦のあった158名全員（各県立高等学校の全日制、定時制、通信制の各課程、中等教育学校につき各１名）を採用し、総額11,376,000円を給付しました。

役員会・評議員会等

定時評議員会（R2. 6. 25）臨時評議員会（R3. 3. 11）
理事会　全４回開催
常務理事会　全13回開催
作文選考委員会　全４回開催
ポスターコンクール審査会（R2. 9. 10）
義歯見舞金審査委員会　全７回開催
事業説明会　（R2. 4. 24 ⇒中止）
運営懇談会（R2. 8. 27）
個人情報保護研修会（R2. 11. 19）
コンプライアンス研修会（R2. 11. 19）
交通安全運動連絡会　全２回参加
全国高等学校等安全互助会連絡協議会全国大会参加
ＰＴＡ・青少年教育団体共済監査（R2. 6. 5）
監事監査（R2. 6. 9）
ＰＴＡ共済法に基づく立入検査（R2. 10. 16）

令和３年度　事業計画・予算

事業計画

Ⅰ　見舞金等の給付

①死亡見舞金②障害見舞金③負傷等見舞金
④義歯見舞金⑤供花料
（以上、事業報告参照）
⑥特別見舞金：センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、課外活動に準ずる場合等で、かつ、死亡或いは障害の場合。理事会が決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の額のそれぞれ50％を限度に給付します。

Ⅱ　学校安全の普及充実事業

1　安全推進月間（11月）
（1）作文コンクール
『「安全」又は『健康』』を主題に作文を募集
（2）ポスターコンクール
ポスターの原画を県内高校の生徒から募集

2　委託事業
県高等学校文化連盟美術・工芸専門部会
安全振興会ポスター原画募集事業

3　補助事業
県高等学校ＰＴＡ連合会、県立学校長会
県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟
県立高等学校定時制通信制教頭会

4　広報事業
（1）『安全振興会報』の発行
（2）『安全振興会のご案内』の発行

Ⅲ　修学奨励事業

（1）定　員　県立高校全日制、定時制、通信制
各課程及び中等教育学校各１名
（2）給付額　月額6,000円（年額72,000円）
（3）期　間　採用年度限り
（次年度の採用を妨げない）
※　他の奨学金との併給が可能

行事予定

月	日	事業
4	23	事業説明会（中止・資料送付）
5	10	税理士による財務諸表調査報告
	13	令和２年度共済監査報告
	20	監事監査
	21	作文コンクール第1回選考委員会
	27	第１回理事会
6	24	第２回理事会
	25	『作文コンクール最優秀作品集』発行
	27	定時評議員会（リモート会議）
7	1	第３回理事会
	15	第４回理事会（修学奨励生の選考）
	31	第１回交通安全連絡会
8	26	運営懇談会
	31	会報77号発行
9	3	ポスターコンクール審査会
		作文コンクール作品募集期間
	16	第４回理事会
10	7. 8	全国高等学校等安全互助会連絡協議会
		全国大会新潟大会（書面開催）
	29	作文コンクール第２回選考委員会
11		【安全推進月間】
		高Ｐ連地区大会（～12月）
		地区交通安全高校生・ＰＴＡ大会
	11	中間監査
12	4	高Ｐ連県大会
		（作文コンクール最優秀作品朗読）
		『令和４年度安全振興会のご案内』発行
	16	第６回理事会
		コンプライアンス研修会
		個人情報保護監査
1	7	令和４年度補助金・委託金申請締切
	16	高総文祭閉会式（予定）
		ポスターコンクール表彰
2	17	第７回理事会（R4年度事業計画・予算等）
		会報78号発行
3	10	臨時評議員会（R4年度事業計画・予算等）

（備考1）常務理事会は必要に応じて開催
（備考2）義歯見舞金審査委員会は必要に応じて開催

令和２年度　決算

経常収益	（単位：千円）	経常費用	（単位：千円）
基本財産運用益	16,651	事業費	205,943
特定資産運用益	911	（内見舞金給付費）	(72,577)
受取会費	140,410	（内準備金等繰入額）	(82,071)
その他収入金	10	管理費	5,214
準備金等戻入額	135,794	経常費用計	211,157
経常収益計	293,776		

令和３年度　予算

経常収益	（単位：千円）	経常費用	（単位：千円）
基本財産運用益	16,651	事業費	259,485
特定資産運用益	896	（内見舞金給付費）	(87,030)
受取会費	136,290	（内準備金等繰入額）	(116,164)
その他収入金	6	管理費	6,431
準備金等戻入額	112,074	経常費用計	265,917
経常収益計	265,917		

令和２年度作文コンクール　最優秀賞２作品

コミュニケーションを大切にできる看護師を目指して

県立三俣川看護福祉高等学校　三年　谷口　柚羽

現在、新型コロナウィルス感染症により、医療現場でのコミュニケーションの在り方が変化している。院内感染を防ぐために、看護師が患者さんを訪室することが制限されているということをニュースで知った。そのことにより、看護をするうえで大切なコミュニケーションも大きく制限されてしまうだろう。そこで、訪室の回数を減らしつつ、入院生活に必要な相談や依頼をできるというスマートフォン用のアプリの開発が進められているということだった。

私は、看護師を目指して高校の看護科で学んでおり、看護とは何か考えてきた。今、私は、看護とは患者さんの身体の変化だけでなく心の変化にも気づき、患者さんと話し合いながら苦しみを緩和するものであると考えている。そして、心の変化に気付くために、コミュニケーションをとることはとても重要だと考える。

現在、顔を合わせてコミュニケーションを取ることが難しい状況の中で、心の変化に気づくのは困難であり、患者さん自身も、家族や友人と面会ができず隔離されていることに強い不安や悲しさなどを感じ、精神的にも追い詰められているのではないかと思う。そのような状況の中で、対面できなくてもスマートフォンのアプリを使用し話せるということは、患者さんにとって、誰かと話せるという心強さにつながり、看護師も患者さんの気持ちや考えを知ることで、寄り添うことができると思う。しかし、スマートフォンを利用していない高齢者や子どもなどは利用できず、対象が限られるという欠点もある。そのため、全ての人が利用できるように、操作自体が簡単なものにし、高齢者の方でも見やすいタブレットを使用したり、子どもでも読めるようなひらがなを活用したりする必要があると思う。現在は、開発中であるが、人と人の交流が難しい状況の中で、このようなツールを利用しながら、患者さんと看護師のコミュニケーションがしっかりとれ、信頼関係が築いていけるようになってほしい。また、このようなアプリを患者さんのために看護師がどう使うかということが課題であり、直接、接することが制限される厳しい状況の中で、現状を受け止めどう対応していくかが大切であると考える。

私が看護師として働く頃には、さらに高齢化が進み在宅医療が重視されるなどの変化があるだけでなく、新型コロナウィルス感染症が流行したことによる医療現場の変化があると思う。コミュニケーションの在り方についても変化があり、私たちは様々な工夫をしなくてはいけないかもしれない。しかし、どのような状況であっても、私はコミュニケーションを大切にし、患者さんに寄り添い支える存在となる看護師を目指したい。そのために変化する医療や看護について関心を持ち考えることや、人とのつながりを大切にすることを、普段の生活の中で心がけ努力していきたいと思う。

「自分らしく」と言われて

県立小田原高等学校　一年　古藤　杏奈

「自分らしく生きたい」

周りに流されてしまったとき、自分の意見を言えなかったとき、誰もが一度は思ったことがあるのではないでしょうか。もしくは、周りに「自分らしくいればいいのに」と言われたことがある人もいると思います。

突然ですが、私は、中学二年生のころ、いわゆる「いじめ」を受けていました。内容は一部の人たちによる小さな嫌がらせのようなものでしたが、それでも当時の私の心を崩すには十分でした。休み時間は保健室に通い、何事もなく話してくれる友達と、助けてくれる先生に頼る日々。支えてもらう中で何度も言われたのが、「負けずに自分らしくいればいいから」という言葉でした。私はこの言葉に励まされ、それ以上に悩まされました。当時わからなかったこのモヤモヤの理由が今ならわかります。

〝どんな姿も自分だから！〟

私は、私。当たり前だと思うかもしれませんが、本当に理解している人は少ないように思います。いじめられて言い返せない自分。逃げることを選んだ自分。それは、自分らしくいることも諦めたわけではなく、自分らしい選択をしただけでした。その選択を、味方でいてくれた人に「負け」だと言われることは、自分自身を否定されたようで苦しかったのだと思います。

この経験と気付きを通して、私は、みなさんに、どんな自分も受け入れて愛してほしいということを伝えたいです。自分を好きになれないこと、誰かと比べて辛くなること、誰にでもあると思います。あるときははっきり意見を言える人を羨ましがり、あるときは周りの意見を聞ける人を羨ましがる。そんなとき、

「あの人みたいになりたい」
「何にもできない自分を変えないと」
「本当の自分を出せないと」
「ちゃんと自分らしくいないと」

と、自分自身に呪いをかけていませんか。自分を追い込んで辛い思いはしていませんか。

思い通りにいかないことは、自分のせいではありません。中学二年生の私が堂々と行動できなかったのは、いじめがあったから。自分の意見を言えないのは、意見を言う誰かがいるから。私たちは、周りに影響されて生きています。そんな関わりの中で変わる自分を受け入れ、愛する気持ちを持つことが、人生をより楽しく豊かに生きるための第一歩なのではないでしょうか。

私は、どんな自分も大好きです。

講評　作品を読んで

選考委員　程島　宏美

昨年は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックで世界中が大混乱に陥り、今なお、それは続いています。皆さんは、大きな生活の変化に戸惑い、悩みながらも、自分自身や社会のものごとを改めて見つめ直し、今後の生き方について考察できたでしょうか。

「安全」と「健康」―このコロナ禍の時代にあって、今まさに私たちが何よりも優先して向き合わなければならないテーマです。応募数は、例年より少ない二百六十六編でしたが、どの作品にも、一人ひとりの経験に基づいた、多様な思索の跡がうかがえました。特に「健康」に関しては、「心」の健康について書かれた作品が印象に残っています。健康とは「身体」だけの問題ではなく、「心」を伴ってこそ成り立つものだという認識は、コロナ禍だからこそ、鮮やかに浮き彫りにされたのかもしれません。

また、コロナ禍で再確認されたこと、それは人同士のコミュニケーションの重要性です。谷口さんの作品は、心の変化に気付くことの難しさを前提に、医療現場でのコミュニケーションの在り方を追求しています。さらに、これから迎える時代の変化も見据えながら、「目指す看護師像」を明確に持ち、それに向かって努力しようとする情熱が、私たち読み手の心に強く伝わってきます。

さて、他者とコミュニケーションを図るにあたっては、まず自分自身が「自分」をどう捉え、「自分」とどう向き合うかという課題が出現します。実体験からそこに切り込んでいったのが、古藤さんの作品です。時の経過とともに、いろいろな体験を通して過去の自分自身を見つめ直し、愛する気持ちを持つようになった、古藤さんの「人としての成長」は、私たち一人ひとりにも、「楽しく豊かな人生とは何か。」と問い掛けて来ます。お二人の作品は、社会の中に存在する「自分自身」の姿を客観的に見つめ、心の深奥にある声に耳を傾け、それを文字として表わした、いずれも心に残る作品でした。

皆さんにコロナ禍の中でも応募していただいたこと、また、ご指導いただいた先生方のご尽力にも、深く感謝いたします。コロナ禍の下でも一日一日を大切に過ごし、さらなる成長を遂げて、その成長の過程を、ぜひ文字に表してみてください。今年度も皆さんの作品を楽しみにお待ちしています。

●●●安全推進月間・作文募集ポスター●●●

上（平成22年度）
下（平成23年度）

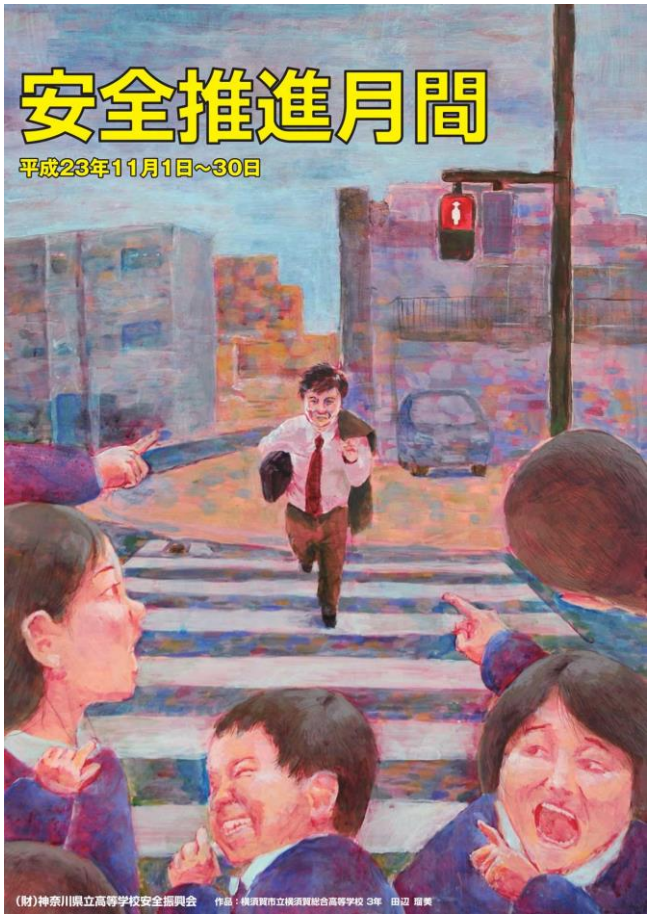

●●●安全推進月間・作文募集ポスター●●●

上（平成24年度）
下（平成25年度）

●●●安全推進月間・作文募集ポスター●●●

上（平成26年度）
下（平成27年度）

●●●安全推進月間・作文募集ポスター●●●

上（平成28年度）
下（平成29年度）

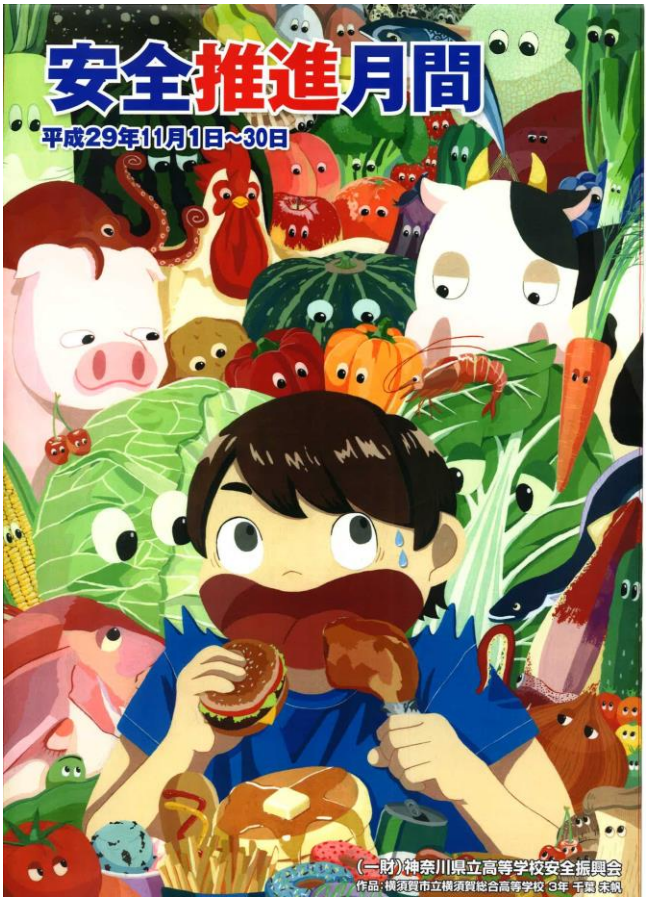

●●●安全推進月間・作文募集ポスター●●●

上（平成30年度）
下（令和元/平成31年度）

●●●安全推進月間・作文募集ポスター●●●

上（令和2年度）
下（令和3年度）

平成22年度高P連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品(県立横須賀高等学校PTA広報紙「横高PTA JOURNAL」NO.105)

◆◆◆『安全振興会のご案内』表紙写真◆◆◆

上（平成23年度）
下（平成24年度）

平成23年度高P連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品（県立茅ケ崎北稜高等学校PTA広報紙NO.123）

平成24年度高P連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品（県立元石川高等学校PTA広報紙NO.74）

◆◆◆『安全振興会のご案内』表紙写真◆◆◆

上（平成25年度）
下（平成26年度）

平成25年度高P連広報紙コンクール安全振興会特別賞受賞作品（県立座間高等学校PTA広報紙「ZAMAKO 第111号」）

平成26年度高高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立氷取沢高等学校PTA広報紙「氷取沢 第64号」）

◆◆◆『安全振興会のご案内』表紙写真◆◆◆

上（平成27年度）
下（平成28年度）

平成27年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立愛川高等学校PTA広報紙「萌黄Vol.98」）

平成28年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立神奈川工業高等学校PTA広報紙168）

◆◆◆『安全振興会のご案内』表紙写真◆◆◆

上（平成29年度）
下（平成30年度）

平成29年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立藤沢総合高等学校PTA会報 第27号）

平成30年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立生田東高等学校PTA広報紙「生田東」第108号）

◆◆◆『安全振興会のご案内』表紙写真◆◆◆

上（2019年度）
下（令和2年度）

令和元年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立松陽高等学校P.T.A NEWS No.113）

令和2年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品(県立相模原弥栄高等学校 令和元年度PTA広報誌「弥栄」24号)

◆◆◆『安全振興会のご案内』表紙写真◆◆◆

上（令和3年度）
下（令和4年度）

令和3年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品(県立川和高等学校 令和3年度PTA広報誌「川和」第120号)

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

創設四十周年記念誌

発行日　　令和４年１月２０日
発行所　一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
〒231-0023　横浜市中区山下町１番地
シルクセンター３２６号室
TEL 045-274-8189　　FAX 045-274-8190
発行者　理 事 長　松 下　　孝
編集者　事務局長　髙尾　成弘
主事　齋藤　秀子
主事　疋田　聖子